

きたわけである。

三、一方経営者は現在の好転してきた経済情勢を利用して急速に資本の蓄積をはからんがために一切の努力を集中している、たとえ百億の債務を五ヶ年で償還しようとして、一せいに株式配当を復活した事などそのよい証左である。そのためにわれわれの賃金を極力水準に押えようとするのである。

四、従つてこのような経営者側の態度に反省を求めめるために実力行使の態度をとつたのである。中央大手筋四社を軸として闘争は炭労全体のものとなつたが、あくまで既定方針にvarietyはない。

○早川石炭鉱業連盟専務理事

一、現在の炭鉱労働者の収入は基準賃金の他に相当の定額給与と能率賞与が加えられていて坑内外平均実収は製造工場のそれより上廻つてゐる。

二、従つて各社としては国民経済における石炭の重要性から、健全経営確立の見地から生産能率の向上と資本構成内容の改善をはかつてゐるのである。

三、このためこんどの交渉では賃金体系の合理化をはかる建前から坑外夫のベースを可能なだけ引上げ坑内夫(主として能率統制)については引上げ収入の増える内容の案でのぞんでゐるのである。

四、組合は標準作業量につき現行能率のすえ置きを主張し能率をあげることが実賃賃金の低下だといつてゐるが、資金および資材の投入により能率向上過程にある現状で能率を適正にすることは当然なさねばならぬことである。

五、さらにまた会社側が過去の異常未払金、復金見返資金、市中銀行借入金金の重圧に苦しんでゐることは周知の事である。この額は大手筋四社のみについてみてもそれぞれの増資後の資本金の一倍一四倍にも及んでゐる、四社以外の大手筋中には三〇倍にも及ぶものがある現状でそのうえ一月からの資材、運賃の値上りは生産原価を圧迫してゐるのが実情である。

中労委に調停を申請した。中労委においては九月一七日以来一七回に及ぶ調停委員会を開催して慎重に検討した結果一月六日次の調停案を労使双方に提示した。

一、昭和二十六年一〇月以降平均基準賃金月額は一、四〇〇円(税込)とする。

二、右賃金の体系及び配分は左の通りとする。

イ、最低本人給は三、八〇〇円とする。

ロ、年齢加給は左の通りとする。

一 八歳から二五歳まで 一歳に付 一〇〇円  
二 二六歳から三五歳まで " " 一四〇円  
三 三六歳から四〇歳まで " " 一八〇円

3、地域手当については現行通りとする。

従来地域手当を都市手当に変更するといふ考え方については一理あるとも認められるが、今回の賃金増額に際し今直ちにこれを実施することは適当でない。

4、能力給の最低は八〇〇円とし、その配分は能力に応じて配分するより双方協議して決定すること。

5、勤続給は一年につき四〇円とする。

三、昭和二十六年七月九日分の一時金として組合員一人当り平均一、八〇〇円(税込)を支給すること、右金額は基準賃金に比例して配分する。

四、退職金算定ベースは当分の間新基本給の九〇%とすること。

五、右賃金の実施に当つては社会的水準に照応する労働条件の適正化につき労使双方協議してその実現に努めること。

右調停案に対して組合側は一月二日、現下の経済諸状況とこれに伴う労働者の生活実態が考慮されておらず、全面的不満を回答し、又使用者団体たる電気産業界経営者会議は一月四日、電気事業経営の現状においては人件費の恒常的増加を要する賃金増額の契

六、その他株式配当の復活についてであるが、これは自己資本金を得るため是非必要なことで異とするに足らない。

争議妥結の結果、賃金は平均して現行より約二、二〇〇円程度の増収となり、基準賃金の上昇率に二〇・四%一・二二・三%増となつて、従来に見られない大幅なベース・アップとなつた。スト参加人員は延一〇〇万人以上に及び、減産は六七万トンに及ぶ大規模なものになつた。

争議の間政府が静観してゐたことは、一部に伝えられた経営者に対する出荷命令、労組側に対する強制調停などが表面化されなかつた原因となり、それだけ争議の自主的解決を早めたようである。

またこの争議の成果として組合側は大なる組織力を発揮し、標準作業員を据置きのまま統一的大幅のベース・アップに成功し、経営者側は従来ない炭坑経理の公開で賃金基準を作成し、協定期間を一ヶ年に進展したことも特色をなしてゐる。

### 2 電 産 争 議

電産争議は労協協約と賃金と相繞して行われ前者は二十六年七月一日中労委に調停申請、九月二〇日調停案提出があつたが、一〇月五日組合側は拒否し、会社側は受諾し、組合は一〇月二三日無期限スト指令、二四日会社より中労委に斡旋申請があつたが、組合は二五日電源地帯労務提供拒否一日ストを執行等の実力行使を行つたが、一〇月二八日斡旋案を受諾して協約争議は解決を見た。協約争議については労協協約の項を参照せられたい。本項においては後者の賃金争議について述べる。

電産は八月二七日七月以降賃金現行(一〇、四九五円)の五〇%値上げ一五、七〇〇円要求と退職金算定基礎に關する争議について

施は到底不可能といわざるを得ないが、調停案に示された企業努力、経営の合理化及び労働条件の社会的水準化につき具体的に検討して、支払能力抽出の見通しをつけた上で本問題を解決したいとの回答をなした。

調停案を全面的に拒否した電産は実力行使に訴え、一月に入つてから実施してゐた事務ストを強化すると共に電源ストを指令し、

一月一七日を第一波として、第二波二〇日、第三波二四日及び二六日、八時一〇時出力二〇%減と、次第に電源ストは強化され、

GHQエーミス労働課長は事態を憂い、労使双方に対して中労委を介して自主的交渉に入ることを要望し、二四日夜中労委会議室において交渉がもたれたが結局物分れとなつた。二五日会社側より中労

委に斡旋申請があり、二六日組合側も中労委の斡旋に応ずる旨回答し、二七日第一回斡旋が行われるに至つたが難行を極めた。二八日組合は第四波二〇時間ストに入り、出力二五%減となる。一月一日

日第五波二四時間出力二五%減の電源ストに入り、斡旋は五回行われたが事態は好転せず、中労委は中山会長を新たに加えて最後の斡旋解決を試みることになつた。世論は電力危機の折からの電源ストとて大いに沸き、電力よこせのさわぎさえ一部地方に起る状態にな

り、労使双方の電産争議は公益事業であるため強い世論の硬化をも見るに至つた。一月一日の新開(読売)は電産争議の即時解決を望むと題して左の如き社説をかかげてゐるの注目された。

○電産争議の即時解決を望む

停電がますます甚だしくなつてだれもかれも困つてゐる。生産や営業は妨げられ、家庭生活も不自由になつてきた。この昨今の停電はさきごろの停電とちがつて、湯水や石炭不足によるものではない。電産業界労働組合のストライキによるものである。電力

の消費者、それを実際上国民のすべてなのであるが、この消費者はストライキが至急に解決されることを望んでいる。組合も会社もこのことを何より先に考慮してもらいたい。

ストライキの原因は賃金と年末一時金の問題を生ずる。組合は現在の基準賃金税込み月一〇、四九五円に対し、七月以降これを五割増しの一五、七五〇円にすることを要求している。これについてさき中労委は、基準賃金を一〇月以降一二、四〇〇円とし、七月末一時金一、八〇〇円を支給するといふ調停案を出した。年末一時金については明らかでない。会社は「労働条件の合理化」を条件としてこれを受諾した。この条件の中には基準外賃金の減少、人員の配置転換などがふくまれてくるようである。組合はこの調停案を拒否して、ストライキを次第に拡大してきたのである。中労委はこの争議を重大視してあつせんに努めているが、解決はまだまだ困難のように見える。

しかし解決は困難であるとしても、これは何としても至急に解決されねばならぬ。従来の観念では、こういうストライキの場合責任はすべて組合がわにのみあると見られがちであつた。いかにストライキは労働者がわがやるものである。しかしそれだからといつて、もはやわれわれは一切の責任が組合がわのみにあるとは考えない。ことに問題の中心が純経済的要求にある場合はそうである。しかし同時に、電力事業が非常に大きな公共性をもつことを考えるならば組合も譲歩しうる限りは譲歩して、消費者に迷惑をかけないように解決しようといふ努力だけは払わねばならぬ。ただただ感情に支つて、そらう努力を払わないといふことになれば、単に消費者の反感をそるだけでなく、組合自体にとつても思わぬ不利を招くことになる。その点をよく注意する必要がある。

同様のことはもちろん会社がわに対しても言うことができる。会社がわが組合の要求を拒否している最大の理由は、経理状態がそれに応ずるほどよくないという点にある。電力会社の経理内容

申 入 書

- 一、昭和二十六年一〇月以降平均基準賃金額は一二、四〇〇円（税込）とする。
- 二、能力給査定原資として、新能力給原資の一割を別途に支出する。
- 三、右賃金の体系及び配分は左の通りとする。
  - 1、イ、最低本人給は三、八〇〇円とする。
    - 一八歳から二五歳まで 一〇〇円
    - 二六歳から三五歳まで 一四〇円
    - 三六歳から四〇歳まで 一四〇円
  - ロ、年齢加給は左の通りとする。
    - 一歳に付 八〇円
- 2、家族給は現行通りとする。
- 3、地域手当については現行通りとする。
- 4、能力給の最低は八〇〇円とし、配分は能力に応じて配分するよう双方協議決定すること。但し新に附加された査定原資の配分に当つてはその一部を最低能力給に附加することを妨げない。
- 5、勤続給は一年につき四〇円とする。
- 四、昭和二十六年七月九分の一時金として組合員一人当たり平均一、八〇〇円（税込）を支給すること。
- 右金額は基準賃金に比例して配分する。
- 五、退職金算定のベースは当分の間新基本給の九〇%とすること
- 六、電気事業の現状は多大の企業努力を必要とするものと考えられるので経営の合理化については組合も理解をもつて協力すること。

3 三 越 争 議

全三越従組は、二六年五月全百貨労連の春季闘争の一環として一七、〇〇〇円ベース案（現行九、六〇〇円）を会社に要求した。会社は一四、〇〇〇円を主張し問題は東京都労委の調停に附された。

の実態は外部からはわからない。組合がわはもろん、公益事業委員会と政府にさえ正確にわかつていかどうか甚だ疑問である。それゆえにわれわれもこれを問題にする事はできない。しかし会社が少くともある程度は賃金を引上げる必要を感じているとすれば、もう少し率直に会社の支給能力を明らかにし、同時に少くとも従業員の待遇を改善するために誠意を示してもよいのではないか。その誠意が示されるならば組合も納得できるのではないか。さきに電力料金の引上げについて会社が示した誠意の何分の一かをこの争議の解決のために示すならば組合がわの感情を緩和することも決して困難ではないであらう。事業の公共性の故にストライキをやつて困窮する組合に対して世論は次第に硬化し、組合の立場を不利にするであらうと、手をこまぬいてそれをのみ待つていように見える会社の態度は賛成しにくい。電力会社は重役の人数については、ほとんどの他の事業会社にもまさつていふ。この多数の重役がこの重大な時期に何をしようのかと言いたくなる。

電力の消費者であるすべての国民は停電のために非常に困つていふ。組合も会社もこの事実をよくよく反省し、良識と誠意をもつて紛争を至急に解決してもらいたい。純経済的な問題については、労使双方が努力さえすれば、解決できないはずはない。それができないとすれば、それは双方に誠意がないものと見なければならぬ。

三日に至り中山会長は最後の見解として、①新賃金ベースは調停案通り一二、四〇〇円とする ②能力給は現行（三、八七〇円）の一〇%（三八七円）増とするに基づき斡旋に努力した結果、組合側は難色を示しながらも徹奪もみにもんだ結果止むなく受諾し、左の申入書に従つて労使双方力行使以来一七日振りて四日妥結するに至つた。電産と併行して行われていた東電労組の賃金争議も同様に妥結を見た。

都労委は七月一六、〇〇〇円ベースを勧告し、組合は受諾し、会社側は条件を附したが、都労委の再度の努力により会社は受諾し争議は一応解決を見た。

しかしこの間において、組合は指令をもつて七月からの中元時の就業時間の延長、定休日営業に関する協定拒否を指令した。又七月六日会社が調停案に対して条件付回答をした翌一七日午前九時四分に入店するという定時出勤による違法闘争を行った。

会社はこれらの組合行動を協約違反として責任を追及し、組合との話合がつかないままに一〇月二五日組合幹部六名の懲戒解雇、九名の譴責処分を発表した。

組合は右会社の措置は不当労働行為なりとして都労委に救済を申立て、他方東京地裁に解雇者の地位保全の仮処分の申請を行った。組合側はその後会社に対し解雇撤回に関する団交を再三に亘り申入れたが、会社は拒否し、組合は一月二二日組織防衛を含めてスト宣言を發した。一日地裁、都労委の斡旋で地裁は二月中旬に判決を出すことで一応話し合ひがつき、ストを中止した。しかし組合は会社側の団交拒否により交渉は進展せず、且会社側の組合干渉は一層はげしくなるとの理由で二月一八日、一九日、四八時間ストに突入した。このストには総評初め都内各労組から応援隊が参加し、店頭にビケットラインがしかれて会社側との間に乱闘さわぎが起き、警官隊との間にもみ合いが起るとの派手な百貨店に時ならぬ混乱を見た。会社側は組合を営業妨害で告訴した。二〇日から始まつた都労委の斡旋も結局不調に終つたため、組合は更に二二日以降無期限ストを宣言するに至つたが、第二組合の結成が急速に進展して来たことその他四團の状勢判断の結果ストを中止した。

一二月二八日東京地裁は会社側のなした解雇の効力を停止する組合勝訴の判決を下した。会社はこれにより二月三日解雇及び賠償の取消を發表し、都労委は二月七日被告申立人組合の組合活動に關し正当な理由なくして組合執行機関の構成員たる従業員を解雇等の懲戒に処しその他不利益なる取扱をしてはならない旨不当労働行為に對する救済命令を發し、ここに年末売出景況にごつた返す商店街に時ならぬ騒亂を見せた三百年の伝統を誇る三越争議は一応落着した。

三越争議は長い伝統を誇る百貨店という特異な業態であることと年末売出の時期における争議であり、その争議原因と争議行為のやり方において多くの話題を生み、世人の関心を集めた。労働組合は全面的に三越従組の応援と声援をおしまなかつたし、使用者側は相当強硬な態度をもつてのぞんでいた。新聞、雑誌も種々の論評を試みた。読売新聞は三越ストは何を語るかと題して社説で左の趣旨のことをのせた。

東京の三越労働組は一八、一九の両日、四八時間ストを行つたがさらに二二日から無期限ストにはいるという。過去両日のストが人の注意をひいたのには、派手な営業所の争議であること、またピケツチング・ラインで乱闘がおきて、警官が出動するにいたつたことなどが非常にあつてゐる。ピケツチングは本来は正当な争議行為の一部分であり、暴力行為などをともなわなければ、当然に問題となる性質のものではないはずだが、しかし実際にはいくらかの行きすぎはあつたように見える。だがそれについても何故そのような行きすぎを生じたかということに、第三者にとつては冷静に考慮すべき問題があるように思われる。それは労資間の対立が感情的にさえるほど鋭くなつてゐたことを物語つてゐる。

#### 四 労使調整上の諸問題

##### 一 はしがき

労使關係調整上の諸問題として本節においては総評發表の賃金綱領を繞る問題、苦情処理機関、臨時工問題を選んでのべることとし統一労働協約を繞る問題及び労使法規改正についての問題は前者は労働協約の部分の参照を乞ひ、後者は労働者側にとつては完全な争議権の回復に重点が置かれ、使用者側は就中公益事業・公務員の争議権の制限乃至否認を主張してゆらず労働法規改正の山となつた。労働法規改正問題については本年鑑の他の部分に述べられてるのでここでは割愛することにした。

##### 二 總評の賃金闘争目標問題

總評は二七年二月手取月収七万円の賃金綱領を發表して、労働組合並びに使用者に大きな波紋をなげかけた。綱領の基本目標及び闘争目標は左の通りである。

- 基本目標及び闘争目標
  - (1) 「健康にして文化的な生活」を営むことの出来る賃金水準
  - (2) 最低手取七万円の突現。
  - (3) 戦前賃金水準、手取二万五千円平均の即時回復。
  - (4) 全物量方式による実質賃金要求の達成。
  - (5) 最低生活保障を基礎とする合理的賃率
  - (6) 職階給制打破。
  - (7) 拘束八時間労働制の完全実施。
- これらの諸目標達成のための不可欠の前提条件は次の四つの要素である。

しかしそれにしても、それらのことはなお表面上の問題にすぎぬ。根本的な問題はむしろこの争議の原因の中にある。この争議は、会社が去る一〇月二五日に組合幹部六名を解雇したこと開始してゐる。今夏ベースアップ争議中、中元大売出しの機をねらつて、組合幹部が中元定休日就労拒否、定時出勤の両戦術をとつたのが店の慣行に反するといふのが、解雇の理由である。今この問題は東京地裁にかかつており、一月中旬には解決されるものと予想されるが、組合がわではこれと並行して、六幹部の解雇取り消しについて会社が団体交渉を開くことを要求してゐる。しかし会社がわはこの交渉に応じないのである。ここにこの争議の原因があつた。

東京地裁で係争中の問題については、いま論議を避けるが、しかし組合がわが団体交渉を開くことを求めた時、これに應じないのは、それ自体が一つの不当労働行為ではないかと疑われる。だがそれはとにかくとして、この争議の原因から争議の経過、会社のスト対策などを見てみると、実際には争議の最も根本的な原因は、表面上のものよりもつとつと深い所にあるように思われる。具体的問題として、不当労働行為などを理由として全従業員がストに起つたといふようなことは、いかに結束の固い強力な組合でもなかなかできないことなのであるが、争議の経験も乏しいこのような組合でこのように果敢に遂行されたといふこと自体が深い原因がどこかにひそんでゐることを物語つてゐるようには思われる。それが一体何であるか。かるがるしく論断を下すわけにはいかないかもしれないが、概括して経営者の労働組合に對する無理解、あるいは従業員側の権利に對する無理解が認められるのではなからうか。

- (1) 賃金闘争を阻むあらゆる法律を撤回せよ—労働法規改正、彈圧諸法規絶対反対。
- (2) いかなる労働者にも最低八千円を保障—最低賃金法の確立。
- (3) 失業、傷病、老後の労働者生活を保障せよ—社会保障の根本的拡充。
- (4) 再軍備反対、平和憲法を守れ。
- (5) 諸目標の達成、統一要求、統一方法の具体的方法。

何よりもまずすべての産業別組合および大企業組合が、それぞれの賃金要求の根本的解決は、右の四の統一要求の達成なしには不可能であること、そのゆえにそれは中小企業、家内工業労働者のみならず、すべての近代的組織労働者の統一要求であることを十分に認識することから、はじめられねばならない。そしてそれらの力ある組合のイニシアチブの下に、すべての労働組合が、独自の諸要求とともに必ずこの統一要求をかかげ、全国的、全地域的な統一戦線を組織し、この中に一切の中小企業、家内工業、未組織労働者のエネルギーを結集しなければならぬ。

さらに、わが労働者の低賃金水準が、農村における飢饉的生活と潜在失業に基礎をおくものである以上最も重要な事は、労働の統一戦線の機運を築きあげることである。それも軍事予算反対、高率課税反対、潜在失業者の救済、貧困な農村生活水準の向上、農業経営の近代化等具体的に要求を統一しなければならぬ。そして労働提揚が出来ない限り国民生活水準の向上、完全な民主主義の擁護は困難であることを銘記しなければならぬ。このようにしてはじめて統一要求をかちとる具体的な統一闘争は実現するであらう。

これに對し使用者陣営たる日経連側は政治闘争に大衆を動員する具として賃金問題を取りあげてゐること、賃金は企業の支払能力に制約せられるとして左の見解を明らかにしてゐる。

總評が何故この段階に春季闘争方針の基礎となるかかる綱領を

打出したかという意図については、いろいろの角度から十分検討しなければならぬが、要するに最も重要な点は第四項の全労働者の基本目標を掲げながら、その真意はこれを達成するための不可欠の前提条件として挙げて、その当面の闘争目標、即ち労法法規改革、弾圧諸法絶対反対、最低賃金の確立、社会保障制の根本的拡充および再軍備反対、平和憲法擁護等一連の政治闘争に重点を指向し、これを行うために、大衆動員の具として賃金問題を提起しているという点であろう。副次的には総評はじめ主要全国労組が全物量方式による理論生計費方式により、基本目標、闘争目標を画一化することにより下部組合の意識統一、統制力の強化をねらっており、引続きこれを獲得するまでは絶えざる賃金闘争の根拠を可能にし、さらに中小企業、家内工業、未組織労働者をも含めた全労働者の戦線統一、労農の提携等を企図している。

また直接的理由としては昨秋米過大に評価した物価上昇が停滞しており、CPS、CPI方式では当面賃上要求の根拠喪失に備え、全物量方式の理論生計費を打出したものとみることが出来る。なお戦前の賃金水準に復帰するためには、手取二万五千円(三人世帯)健康にして文化的な生活を営むためには、手取七万円(五人世帯)の要求算定の根拠については、敗戦による国力の疲弊がまだ十分に恢復をみない現状ならば今後の国民経済力の見透しに照らし、消費可能物量の有無、品目の選定、ウエイトの確定消費品目の全額算定の基礎等について吟味しなければならぬが、賃金決定の方向は単なる一片の理論を以て解決し得られるものではなくて、あくまで企業の支払能力に制約せられるとともに、他産業、他企業の振台を考慮しなければならぬ。またその根拠には国民経済実力の基盤に立つて公正妥当な賃金の決定がなされなければならぬであろう。

### 三 苦情処理機関

労使関係の平和的処理方法としての苦情処理機関は二三年以来労

使協約の解釈適用から起る紛争の処理方法として次第に効用を認められ、相当に実績に即応した制度化しつつあるようである。日経連の最近の協約四一社について調査したところによると、労使協約中に苦情処理を規定しているものは二七社(六五・九%)、その規定なきものは一四社(三四・一%)であつて、一一社分の苦情処理について調査した結果を左の通りあげている。

- 苦情処理事項—苦情処理事項は、労使条件についての解釈適用の疑義不満について迅速且つ平和裡に処理して職場を明朗化し業務の能率化を目的としている。
  - ①「協約、就業規則、諸規則等の解釈適用に関する疑義」とせるもの六社(五四・四五%)
  - ②「不公平、意見の不一致」とせるもの二社(一八・一八%)
  - ③「労使条件に関する日常の苦情」とせるもの一社(九・〇九%)
  - ④「人事に関する運営を円滑ならしめると共に個人的な異議並びに紛議」とせるもの一社(九・〇九%)
  - ⑤「協約および労使契約に関連して自己の労使条件について抱いている不満」とせるもの一社(九・〇九%)
- 前記の①のうちには「日常の労使条件、作業条件」という条件を附加しているものが二社ある。この作業条件の不満を苦情に入れることは職場明朗化のためと思われる。
- 苦情申立先—苦情ある者は
  - ①「労使組合の職場代表者又は苦情処理委員を通じて申告」とせるもの五社(四五・四五%)
  - ②「所属課長に申出る」とせるもの三社(二七・二七%)
  - ③「会社」とし人事か所属課長とせるもの二社(一八・一八%)
  - ④「苦情処理協議会」とせるもの一社(九・〇九%)
- 苦情処理の段階—③段階とせるもの五社(四五・四五%)例えは(例)所属課長、総務課長、業務運営委員会の三段階とせるもの(例)所属部長、中央苦情処理委員会、社長の三段階とせるもの

(例)職場苦情処理委員から課長、事業場苦情処理委員から所属担任または支店長、中央苦情処理委員から社長等の三段階とせるもの

- ①会社、本社労務委員会、仲裁の三段階とせるもの
  - ②二段階とせるもの二社(一八・一八%)例えは(例)各課職場代表による苦情処理委員会、ここで解決しない場合を仲裁とせるもの
  - (例)各部署苦情処理委員会、最高苦情処理委員会とせるもの
  - ③労資協議会または職場協議会とせるもの四社(三六・三六%)例えは
  - 一、協約運営委員会(工場及び中央)会社、組合双方より選出せられた各五名以内の委員
  - 二、労務委員会(工場及び本社)会社・組合各回数
  - 三、事業場労資協議会、中央労資協議会
  - 四、仲裁規定のあるもの七社(六三・六三%)
  - 五、第三者の意見を聞くもの一社(九・〇九%)
  - 六、組合連合会の認証をうけるもの一社(九・〇九%)
  - 七、仲裁その他第三者介入の規定なきもの二社(一八・一八%)
- 苦情処理と労使組合の干渉方式—苦情処理の第一段階においては苦情を有する組合員から組合の選出せる苦情処理委員若しくは職場委員を通じて申立て、会社の職制により処理する場合でも苦情処理委員会との不折衝によつて決定する例である。その後の段階では各回数の委員を以て構成する委員会または労資協議会等において処理されるものである。
- 苦情処理裁定機関—①会社の職制において苦情処理委員会等の意見を説きあるいはこれと折衝して処理するもの六社(五四・五四%)
- ②苦情処理委員会において審議処理するもの五社(四五・四五%)
- 苦情申立と処理日数—①苦情事件発生後申立までの期間—これを規定しないもの四社、他は三日あるいは五日以内または十日以内に申立てなくては、この苦情処理事件としての処理はされない。

### 四 臨時工問題

臨時工は低賃金、労使条件改善をはばむものとして労使組合は排撃し、使用者は安易に雇用、解雇し得る労働者としてこれを迎える傾向にあり、とかく問題をかもし勝ちである。

総評は臨時工及び特異な労働者として問題のある特需労働者に対する対策を左の通り決定し、その改善に乗り出すことになつた。

- 臨時工対策
- 基本的態度—基本的には臨時工制度に対して反対し否定する前提に立つものであつて、雇用量の増大によつてあくまで解決をはかつてゆかねばならない。
- (1)雇用の安定—(例)資本家的企業合理化に反対(例)安全雇用首切り反対(例)社会保障制度の完全適用
- (2)組織化の促進—別個の組織でなく一本の組織確立を目標にして活動の具体化に当つては、職場委員会或いは職場長会議等において臨時工の不平不満、要求を一〇〇%とりあげて闘争過程を通じて組織確立を行つてゆく。
- (3)労使協約の締結促進—(例)本工の労使協約のなかに臨時工の問題もとりあげてゆく。(例)協約上に臨時工の採用、解雇についての協議権、雇用期間の制限、賃金決定事項等を明記させること。

(4) 労働条件の向上 (1) 基準法の完全実施。 (2) 本工との同一労働条件の実施。  
○ 特需対策  
基本的態度—軍需の発注による特需、新特需の生産について、個々の労働条件の低下に反対し、あくまで労働条件の改善のために闘う。

① 日本政府機関による契約の実施 ② 総合的クレームの処理機関の設置 ③ 契約内容の公開 ④ 契約における最低保障の確保 ⑤ ダンピング契約の防止 ⑥ 給与改訂 (契約公開前) ⑦ 組合活動の自由  
臨時工は相当優秀な技能を持つ場合でも大体本工の三割安の賃金であり、その他劣劣条件も悪く、解雇は自由に行われ、不安定な地位に暗い劣劣生活を余儀なくされている実態は左の臨時工の投書と長崎県における調査 (週間労働所載) が如実に物語っている。

○ 臨時工を救え—現在一般に雇用量は増大しているにも拘らず、ほとんどの工場がこれを臨時工として保有している。契約の自由とはいわぬが、職を離れば直ちに飢餓のみが待っている臨時工にとつて、二ヶ月ずつ自動更新式に新規採用の形で首をつないでもらうことは、失業よりも有難いことであるから、本工より三割以上も低い賃金でも甘んじているわけである。ところが、同じ劣劣者でありながら、臨時工の不遇を敢て意に介しない多くの劣劣組合に対して一言したいのである。劣劣組合は劣劣者全体の利益を擁護する立場に立つて行動すべきで、臨時工が非組合員であるからあるいはそういう契約で雇われたのだからというような安易さで、これを傍観してはならない。越年資金でも組合が闊つて獲得したのだから、そのおこぼれを買いただけでも有難く思えといったような、優越意識が働いたり、あるいは臨時工の不満を封じて劣劣者の中に更に下の階級を作るような傾向があるが如きは、劣劣組合が友愛と信義をモットーとし、相互扶助の方法として生れた根本的意義においても矛盾するものである。組合は臨

時工の低賃金の上に自己の賃金を保っているようであるが、逆にこれが賃上要求にブレーキをかけ、あるときはスト破りの役割も果たすのである。本工に採用されて誠意からの不安を免れることを望み、いいたいこともいわずに易々諸々と使用者に迎合せざるをきである。」 (臨時工)

○ 長崎の調査結果 九州で福岡県について第二番目の工業県である長崎県における臨時工の実態調査 (二事業体) によると臨時工総数は男三、五五八名、女五八一名計四、一三九名で昨年五月にくらべ戦乱ブームの波にのつて半年間に九割増加しており、造船業、海運業、石炭鉱業などが多く使用している。これら臨時工は本工員二七、〇〇六名の二〇・八%を占め本工員にたいする比率の最も多いのは海運業 (三三五・三%) で食糧品製造業 (二五〇%) 漁業および水産養殖業 (一九三・三%) がこれにつき、石炭鉱業は七・二%で最低位にある。臨時工は二、三ヶ月の短期限で雇用され、しかもこに契約が何回でも更新され、勤続年数の平均は一〇・九ヶ月であるが、なかに実際には四年勤続、五年勤続者もあり全臨時工の九〇%が一年以上勤続している点がよく注目される採用は縁故募集によるものが七四%で最も多く、劣劣供給権のある劣組の紹介によるものが一六%、縁故募集者の半数は以前この事業場に雇用されていたことがある者である。

作業内容は全臨時工の五三・八%が蒸餾作業に従事しており、とくに造船業ではその大半が立派な技能工である。臨時工の一日当り劣劣時間は平均八・六時間で本工と大差ないが給与面でははるかに不利な待遇をうけている。  
賃金形態は時間給が一ヶ所、出来高給三ヶ所その他は日給制だが、臨時工の給与はこの日給のみに限られ、精動手当、作業手当など諸手当を支給しているところは二一事業所のうちわずか二ヶ所、また退職手当を支給している事業所はただ一ヶ所にすぎない。  
このため最近の月収は、本工平均一三、七九五円にたいし平均九、六〇七円となっており、本工の七〇%しか支給されていない

劣劣時間や技能に大差ないに拘らず、給与の開きが大きいことは臨時工制採用の有力な動機が劣劣切下げにあることからうかがわれる。浴場、売店などの福利施設の利用について本工員との間に特別の差別をつけているところはないが、無差別といつても独身寮を若干開放しているほかは住宅、寮などの住居施設については臨時工はほとんど利用できないのが実情、炭鉱方面では臨時工には健康保険がないため、診療所の利用は有料となつてるところが大多数である。  
使用者側は臨時工事が完成すれば臨時工を廃止すると言明するもの三ヶ所、臨時作業または軽業務に限定して使用する方針の事業所が一ヶ所、経営の安定次第廃止するというもの一ヶ所で、残りほとんど臨時工制度を持続する方針をとつており、その理由としては、① 季節作業である。② 業務繁忙。③ いくらかの臨時工は正常な業務運営上不可欠である。④ 本工員採用の一過程として臨時工制度は必要である。などをあげている。  
一方、組合側では積極的に本制度廃止を組合方針に掲げているもの二組合、又劣劣条件の向上、常用工切替えに努力しているのが一組合ある、他はほとんど無関心または消極的態度に終始しており、なかには臨時工の存続を喜んでいく傾向さえ見える組合もある。

### 五 経営者団体

#### 一 概 括

日本経営者団体連盟 (以下日経連と略称) 発刊の「産業劣劣現勢報告」の最近号 (昭和二六年下期半年報) の冒頭において同連盟専務理事鹿内信隆氏は次のような言葉を以てはしがきとしている。

「われわれは過去半年間劣劣法規の改正、勤労税制・社会保障制度の改善、教育訓練・安全管理の推進、政治ストその他当面の劣劣政策及びIOE参加に伴う海外経営者団体との連携強化等に重点を置いて団体活動を展開してきたが、その中のあるものはその目的を達した。然し、こと劣劣に関する問題は一挙にこれを解決し盡せる性質のものではない。われわれは益々その建設的方向に向つて機を磨き努力を捧げたいと思う。いよいよ講和成立の春を迎え新段階に入る門出に当り、われわれは前途に輝かしき光明を望み、つ当面の苦難に耐えてゆかねばならぬ。経済の自立は個別企業の資本蓄積を基礎とする劣劣生産性の向上を前提とするが故に、われわれは一方資本蓄積のための企業合理化の推進と、他方劣劣者の生活安定のための施策の強化に懸命の努力を傾けた。同時に、本年より正式参加のILO会議を控えて、積極的な国際的活動をも展開したい。」 (傍点は筆者)

そしてこの言葉こそ、去る昭和二十三年四月、「経営権の確立」と「産業平和の確立」を合言葉として発足して以来ここに四ヶ年、公然たる経営者側劣劣関係の全国的な利益代表機関として、その組織と活動においていよいよ強力な陣容を形成するに至つていく日経連の、極めて自信に満ちた「現勢報告」を表現するものに他ならない。けだし、劣劣者側においては、朝鮮動乱勃発直後の二五年八月に全劣連が解散されて、その代表的にして最も鋭敏な全国的団体を喪つて以来、急激にその組織及び活動の両面において退却的な変貌を遂げること余儀なくされたのに対し、これとつねに拮抗的な関係に立つてきた経営者側の団体は、むしろ右の劣劣者側とは逆に、その経済的並びに政治的背景を拡大強化して、日経連を中核とするその「現勢」は、いわば戦後最強の力関係を確立し、著しくわが国の戦後の劣劣関係を一変せしめるに至つていくからである。いまここに

その二六年後半以後現在に至る活動状況を見るに先立つて、これが戦後六年有半に亘る推移を一瞥すれば、まず第一期としては、終戦から二三年四月の日経連の結成に至るまでの期間であつて、経済面においては終戦後の経済的崩壊の中から漸く復興への萌芽が、また労働運動の面においても戦後の混沌期を経て労働組合の「民主化」の胎動が、それぞれ現われかけた時期に相当し、いわば経営者団体の組織的準備期といふことができる。そしてこの時期におけるこれが唯一の特徴的事実としては二二年五月、関経協の斡旋によつて組織された経営者団体連合会（通称、経営連合）であつて、地方別（六大ブロック）と業種別（二十数団体）の統一的な態勢を整え、当時の片山内閣の労働政策その他一般国家施策に対する経営者側の統一的意見表示を行うほか、もつぱら地方の経営者団体間の相互連絡を主たる事業とした。然るに、二二年半ば頃から業種別団体の増加し、賃金、その他労働条件及び一般労働関係に対して経営者側の探るべき態度について歩調を一つにする必要が痛感されて、業種別団体相互間に強固な連絡体をもつべしとの声が各所に起り、この要望に応えるために、経営連合を拡大強化して二三年四月に日経連が新発足を告げるに至つたのである。なお、すでに業種別経営者団体と産業別労働組合との集团的団体交渉は二一年半ば頃から現われているが、下部の現場組織の未整備のまま、とかく政治闘争に終始しがちであつた当時の労働組合側との間には、それらの集团的団体交渉も終つて決裂に終る場合の少くなかつたことは周知の如くである。

次の第二期としては、経営権の確立を目指して発足した日経連が

し、経営者団体はこの赤色追放の実施とその後に来る労務管理、殊にいわゆる職場防衛強化のための教育訓練活動に重点を置いたが、やがて講和条約の調印とその効力発生に至るあつたらしい世論のなかに、「民同」的な管の総評の戦闘的変貌は平和三原則の堅持から「労働スト」の波状功勢へと漸く鮮明な旗幟を掲げるまでに至り、これに対し経営者団体はこれを「政治スト」として鋭く批判するとともに、二七年四月一日の日経連第五回定時総会において「産業平和確立」を決議する等、「独立」前夜に至る戦後最も複雑にして多様な時期であつた。これが後半での詳細は後掲にゆずり、この期間における特徴的な事実としては、まず何よりも朝鮮動乱前後における内外の共産勢力と民主勢力との対立激化のただ中において、ポ政令による日共主脳部の追放、全労連の解散等の行政的措置に対応して民間企業のレッド・ページが自主的に実施され約一万一千余の党員と同調者が企業から排除されたが、この際各産業が相次いでこれを実施して何ほどの波瀾も惹起されなかつたのは、日経連を中核として各業種別、地方別経営者団体が相互に緊密な連携を保持しえたことに帰着されるものと考えられ、これは経営者団体の組織的強化の一応の進展を示すものであつたといふことである。また右追放後の労務管理対策としての職場防衛の問題や、経営監督者の教育訓練は安全運動の推進と結びついて、著しく企業の自立合理化を促進しつつあり、しかもこの傾向は講和条約の調印によつてさらに拍車を加えられるに至つたが、このことは同時に、資本功勢のいわば合理的な拡大強化を意味し、これが二六年後半以降に表面化した労働法規改正気構えにおける経営者側の積極的な統一態勢に表現されると共に、さらに二七年春にはじまる「労働スト」に対する経営者側の余

二四年九月の総会で一応の成果を収めて新方向に向うまでの約一ヶ年半の期間であつて、いわゆる経済安定方策の方向がきまり、その第一歩として企業整備が実行され、また労働運動の「民主化」が漸く軌道にのりかけた時期に当り、経営者団体としての組織及び活動の基礎が一応確立した段階とみられる。そしてこの期間におけるこれが特徴的事実としては、二三年九月、前述の日経連の成立を推進した経営者の意識統一を図るためと、国家公務員法改正に関するマ書簡発表後の新情勢に即応するために、第一回の全国経営者大会が開かれ、「経営者よ、経済再建の先頭に立て」のスローガンの下に、経済復興法の提唱、健全労使関係の高揚、労働関係法規の改正、構成団体組織の拡充強化等の基本方針が決定され、またその直後関東、関西はじめ各地で意識高揚を目的とする経営者大会が開かれたといふことである。またこの年八月末に創刊された「日経連タイムス」は右の活動のための重要な機関となつて現在に至つてい

る。なお、以上のようなこの期間における経営者側としてはじめての積極的活動としての経営権確保の運動は、単に経営者に対する教育啓発活動としてよりも、経営者及び労働組合に対する実践的活動の面に重心をおいて展開されたが、このような活動は労働法の改正や第一次企業整備の一応の終了等によつてひとまず奏効し、二四年下期から新段階に入ることとなつた。

すなわち第三期としては、前記日経連の二四年九月総会で経営者活動の重点を経営の内面的整備充実におく方針がたてられてから講和条約発効の二七年四月末現在に至る二ヶ年半の期間であつて、経済再建が朝鮮動乱によつて促進され、自立の基礎が漸く打ちたてられるとともに、労働運動の「民主化」がレッド・ページにまで発展

裕ある対処を十分に裏づけているといふことである。

以上、極めて概括的に、戦後の経営者団体の動向を示したが、いふまでもなく、それは「占領下」という特殊な環境での対労働者活動であつて、それが正常な労使関係での経営者側の活動実態を、どの程度に整え得るに至つたものであるかは、それ自体一つの重要な問題であろう。従つてそれはまた、総体としてはなお「準備期」の域を脱しえないともいえるのであるが、しかしそれにもかかわらずそこにはまた、激動的な戦後日本の社会的諸情勢の波瀾を反映しつつ、漸次近代的な態様整備への方途に向いつつあるわが労使関係の動向の一面が、ある程度明確に彷彿せしめられているといふこともできるのである。とくに二四年九月の日経連臨時総会以後、朝鮮動乱勃発前後を経て「独立」準備期を一貫とする経営者団体のいわば内面的整備充実の期間は、わが国経営者団体はじめて独自の主体的な立場において、その本格的な姿態を前面に登場せしめたものをいへるとすれば、そこにはなお多分に外部の強力の投影を散見せしめられているといへ、講和発効後における活動態勢がすでに十分に予見せられるほどに、その組織と活動を現実化しつつあるかに見えるのである。

## 二 組織活動の一般的状況

ここに、右のような一般的な動向を念頭において、以下二六年後半以降における経営者団体の組織及び活動の内容につき、少しく立ち入つて分析し、「独立」以後のいわば本格的な労使関係における経営者側に残された問題点を説明するであらう。

日経連の組織は、巻末附表にみる如く、二七年三月末現在、地方



に切り換えられ、業種団体は側面よりこれに対し調整協力の役割を果しつつあるのが大体の傾向となつてゐる。すなわち、

(1)日本石炭、鉄業連盟は代表的な労務専管団体であり、北海道、東部、西部、九州の四連盟及び二〇の会員会社を以て構成されてゐるが、その事業活動として例へばここに貸金問題のみについて述べれば、炭鉱は二六年一〇月以降の貸金につき集団交渉を企図したが、連盟はこれを拒否し、相当の紛議と曲折を経た結果、一月一日、中央八社(三井、三菱、北炭、井華、古河、太平洋、雄別、明治)の貸金については炭労と連盟との間で一般的に協議し、具体的交渉は個別企業体で行うことに決定(いわゆる対角線交渉)、九州連盟は八月二〇日、大手六社(日炭、貝島、日鉄、嘉穂、大正、杵島)につき、また本部連盟は九月一日、北海道連盟は一〇月三日、西部連盟は一〇月一〇日にそれぞれ地方別に、また九州大手六社以外の中小炭鉱についても一〇月下旬から九州連盟と九州炭労との間に集団交渉をもつこととなつた。而して中央八社と九州六社が一〇月三十一日より、続いて本部北海道、九州中小も罷業に入り、また対炭労交渉と併行して行われた九州日鉄との交渉も決裂し、日鉄を加え参加人員一、三五一、〇〇五人、推定減産量六七五、三四二噸と二五年三月に次ぐ大争議(炭労全国ストによる減産一〇〇万噸)となつたが、一月七日東部、同一〇、一、一両日中央八社、続いて九州中小、九州六社、北海道、西部の順で妥結した。この間連盟は経営者に協力し特に貯炭不足の事情に鑑み早期解決のため日夜努力を傾注した。右貸金交渉の問題中特徴的な事項といえる点は(1)中央八社の場合、中労委の斡旋の關係もあり、会社の経理事務が明らかにされたこと、(2)政府当局が問題の解決を世論に問うたこと、(3)協定期間が二七年九月までの一ヶ年の長期協約であること、等であつた。その他日鉄並びに日鉄労連との交渉も前記と並んで行われ、ともにストに入り、参加人員及び減産量はそれぞれ「九八一五八人、三九、〇八九噸」「一九、二〇〇人、四八〇〇噸」と推定されるが、炭労と前後して

妥結をみた。なお今後の問題として、炭労が法規反対の「政治スト」についてスト権を集約していることは、全自動車や電産その他の組合の動きとともに、連盟にとつては最も警戒を要するところであらう。

(2)鉄業関係においては、まず貸金問題について全鉄は統一交渉を要求したが、会社側はこれを拒否し、各社別交渉により実力行使に入ることなく妥結をみたし、また賞与一時金についてもほぼ同時に解決し別段の動きは見られなかつた。これは全鉄が共同闘争委員会を結成したものの、組合内部の情勢と特に会社側の強硬態度によつて組合側の腰砕けに終つたものといわれている。次に鉄業関係における最近の重大問題として後述の如く珪肺問題があり、二六年九月前後より各社の労使間にこれが予防療養、珪肺結核、等の対策及び特別予防法の施行について交渉をもたれ、或る程度の解決をみてゐるが、終局的には労使間の問題をなされた労使立法事項に係わり、従つて近く政治的問題化する重大な段階の到来が予想されてゐる。

(3)電気、事業、経営者会議は全国九電力会社を以て構成されており、その主なる事業としては、労協協約、基準貸金並びに基準外貸金及び退職金につき、電産中央本部と中央交渉をもつてゐる(雑給与その他は各社と電産地方本部で交渉)。而して労協協約は二六年一〇月二八日、基準貸金は二月一四日それぞれ中労委の斡旋により妥結を見たのであるが、この間電産は一〇月一七日より二月四日まで全国的電源ストを取って実行したことは一般世人の記憶に新たなところである。なお、その他問題点としては二七年四月現在なお交渉中のものに基準外貸金体系の改訂貸金計算(一二月一四日、貸金協定書の細目)があり、中労委に調停申請中のもものは多營手当、旅費資格制度等、また地労委に調停申請中のもものに雑給与等があり、それらは二七年四月二八日を以て期限満了の労協協約、ベイス改訂ともに春季攻勢の一環となつてゐる。

(4)日本紡績協会は設備制限解除により、会員会社八二社(工場

数一七五、鍾数六、四九六、〇九四)に増加してゐる。而して貸金問題については、二六年六月一日調印成立した初給貸金四、二七〇円に基づき九月中にそれぞれ約二五%より四五%のベイス引上が行われ、これにより各社間の貸金は均等化(一、五〇〇円より七〇〇円)したが、更に縮紡部門として注目すべきことは越年賃金問題に關し、その交渉方式について労使の意見が対立し、中労委の調停も空しく争議に入つたことであつた。即ち二六年一月二〇日より四社二四時間スト、二四日より八社無期限ストに入つたが、二五日に中山中労委委員長の斡旋に基づき単独交渉に移り、スト中止され二六日より逐次に妥結をみるに至つた。なお問題点としては、前記のように鍾数増大し來つてゐるが、原綿の内外需要減退等の事情より通産省の操短勧告をうけており、これが対策に腐心しつつあるところであるが、縮紡のわが国産業に占むる地位よりして、このことはただに一業界の問題として看過し難く、その推移は重大視されなければならぬと経営者団体ではみてゐる。

(5)日本製糸協会は、戦前わが国輸出産業の王座を占め戦後の現在なお原料自給その他の面より重要産業である製糸業の団体であるが、そこでは労組組合側の全蚕運との間に製糸業労使協議会が労協協約までの準備機関として二七年一月二〇日より設置されてゐること、及び従業員の大部分が女子である關係上、そのレクリエーションの一つとして全日本製糸レレボール大会を卓球大会とともにもつてゐることなどは、労使關係調整上特異なニュアンスを与えてゐる。

(6)日本羊毛紡績協会においては、初任給が中労委の斡旋により二六年八月二二日妥結し、年末賞与については組合より集団交渉方式を要求したが、協会はこれを拒否し個別交渉の結果一二月二六日に日本毛織をはじめと二七年二月一八日大和毛織を最後に妥結をみてゐる。なお問題としては、原毛安と市況沈滞やこれに伴う金融難、原毛買付外貨資金割当方式、日本船の濠洲航路航航等の諸問題が懸案事項として存在しており前途多難を予想されてゐる。

(7)通信工業連盟では通信工業が最近頗る業績好転し、また目下のところ労使間に難問題が比較的少いので、事業活動の主力を経営の合理化刷新を主眼とする人事管理の在り方につき人事管理専門委員会を設置して研究を進めており、また機械器具産業の団体よりなる機器懇談会ではMTP四〇時間コースを実施したほか、賃金問題につき賃金体系や賃金カーブに關する研究を行い、更にこれに科学的研究を加え、二七年一月には年給制の給料方式を発売、各社における給料是正並びに賃金管理面に多大の利用価値あることを学び、これを基礎として退職方式への誘導を試み、その成果は従来最も困難視せられた賃金及び退職金の問題に大きな一石を投ずるものとして注目されてゐる。

(8)全国建設業協会においては、その業界の特殊性よりして、日雇労働被保険業者の保険料納付方法改正、土建労働者の給与所得に對する源泉徴収所得税の取扱、職安法施行規則の一部改正その他の諸件につき政府に建議し、業界の要望達成に努力し來つてゐる。

(9)その他、生命保険協会、損害保険経営者懇談会、都市銀行懇談会、地方銀行懇談会等の日経連加盟の金融保険関係では、賃金問題には他業程と異り、大蔵省銀行局長の事実上の統制下におかれてゐるので、これに關連して全銀連の賃金闘争の動きは、ただに経済闘争に止まるか微妙なものがある。なお損害保険事業としても公共損害保険、災害保険及び組合保険対策等が後述の如く重大視される点であらう。さらに終戦後久しく沈滞してゐた軽金屬関係の業種は、朝鮮動乱後、とくに二六年後半より頗る活況を呈し來り、ために輕金屬協会も会員数を増加しつつあり、経営者団体としての活動は今後に属するものである。

以上の業種別団体の他に尙多くの業種団体の活動として記述すべき点が多々あるも、ここでは一応省略して、以下具体的な活動状況についての觀察に移る。



3 第五回日経連定時総会

講和条約の発効を旬日の後にひかえた二七年四月一日、日経連では従来になく多数の参加者を集めて第五回定時総会を東京で開催した。時恰も社会の視聴を集めた総評の破壊活動防止法案反対の「政治スト」決行の前日であり、また前々日の九日には代表常任理事三鬼隆八幡製鉄社長の飛行機事故による急逝の故か、会場につめかけた数百の参加者には緊張の色がただよい。木村法務総裁の治安確立に関する講演もあつて、会議は真剣活潑な論議に終始したと伝えられている(日経連タイムス、二七年四月一七日号参照)。ともあれ、右総会における二六年度下期の事業及び労働情勢報告、二七年度上期の事業計画、新役員を選任、決議文等は、最近におけるわが国経営者団体の組織的活動の一般的動向を一応端的に表現するものとみられる、以下それらについて若干の問題点を示せば次の如くである。

先ず第一に鹿内専務理事の二六年度下期事業報告は、本章冒頭にふれた「産業労働情勢報告」に相当し、その「はしがき」にもある如く極めて自信に満ちたものであつた。その内容は労働関係法規の改正、労働対策、福利、社会保障、産業経営、職場教育、職場防衛、国際活動の諸問題に亘る広範なものであるが、これが具体的な事項については後掲の如くである。

次に前田専務理事の「労働情勢報告」は、当面の労働運動に対する経営者側の見解を端的に表明するもので、労働省、法務局等の政府当局の見解とは多少の喰違を示しているが、もちろん本質的な差異あるほどのものではない。すなわち、その主なる内容は、(1)二

ならぬ情勢にあつて、経営者としては労使関係の安定ということに緊陣一番の時であると考えられること等々、これが前田理事の労働情勢報告の主要であつて、これがまた当日の「決議文」のうち巧みに表現されているのである。

すなわち、この総会において満場一致採択されたいわゆる「産業平和確立の決議」の全文は次のようなものであつた。

決 議

六年有余にわたる占領行政も近く終りを告げ、名実ともに独立国家としての再生の途は、いままさに開かれんとしている。思うに、一時破壊に瀕したわが国民経済がようやく復興から発展への曙光を見出し得る段階に到達し得たのは、一口に国民総力を挙げての再建への尊き努力の結晶であるが、その間占領軍当局の理解ある指導と援助に対し、われわれは深甚の感謝を捧ぐるものである。

顧みるに、一昨年以来わが国民経済は急速に回復の途を辿りつつあるものの、それは外的要因に負うところ多く、その現実を深く内省するに、生産力発展の基礎たる資本の蓄積、国民の生活水準などいまだ充実強化されたとはいへない、独立後の企業運営を思うとき、われわれは今日ほど経営者の責任と努力を要請されている時はないことを痛感する。

かかる重大時期に当り、近時労働運動の中にはとかく安易なる解放感にとられ、わが国民経済の貧弱なる基礎を看過し階級的政治的闘争に走り、ために真の民主的な労働運動の発達を阻害され、しかもこの間隙を利用して極左分子の産業破壊活動がいよいよ著しくなりつつある実情はまことに寒心に堪えぬものがある。われわれは今後のさらにきびしい国際経済に伍して、わが国の自立経済の基礎強化の国民的使命を達成するためには、産業平和の確立こそわが国今日の喫緊事と信ずる。この際われわれ経営者は独立の第一歩にあたり、いよいよ民主

七年春の労働攻勢については、それがいわゆる政治攻勢と経済攻勢との二つの柱から成立していることは前年のそれと同様であるが、その深さと広さにおいては残念ながら、そこに格段の相違があることを認めざるを得ないこと、(2)このような労働運動の底流をなすものは、総評の内部における左右の対立、労働組合の全国的組織の中における中央と地方或は幹部派と反幹部派の対立、労働運動の一部における政治的性格への変貌、共産党を中心とする左翼的破壊活動の暗躍、等の四つに分けることができること、(3)当面最も注目されている政治攻勢は労働三法に対する改正反対、或は破壊活動防止法案反対、またその底を洗つてみれば再軍備反対ということであるが、これらの反対をセネストで行おうとしているのは極左の謀略に踊るものであつて破壊活動取締は当然であり、かかる政治ストに対する経営者側の見解は二六年度九月一日の政治ストに際して日経連として公表したものが今日も何ら変更されていないこと、(4)いま一つ労働攻勢の柱となつていづる賃金問題については、総評は先に(二月八日)賃金綱領を発表して賃金算定的方式を理論生計費によることを示したが、これは全く経営の支払能力を無視したものであつて、真意はむしろ「政治闘争」の具としてこれを提起していること、(5)ただしかしこに困つた問題は、いわゆる政治ストというものと賃金の要求を掲げているところの経済ストというものととのコンビネーションによつて争議が起されようとしている点であつて、政治ストに便乗する組合の態度は了解に苦しいところであること、(6)こゝういふ社会の不安な間隙を縫つて暴力革命に猛進する共産党の活躍は、かつての党員の獲得ということに力を注いだ大衆政党としての活躍であるよりも、むしろ少数決死隊主義を採用しておること、(7)かかる容易

国家における企業経営の社会的責任を自覚し、力めて民主労組の信頼と理解を深め、もつて国家繁栄の基礎を確立せんことを誓うものである。

昭和二七年四月一日

日本経営者団体連盟第五回定時総会

さらに新役員を選任については、三鬼代表常任理事亡き後次の如く決定したが、首脳部の殆んどが重任となつていふことは、今後の日経連の活動方針が何ほど重大な変化のないことを示唆するものであるといえる。

日経連新役員氏名

- 代表常任理事 加藤 正人 諸井 貫一
- 副議長(地方部会) 加藤 正人
- 副議長( ) 河田 重 村岡 喜六
- 議長(業種部会) 磯村 乙巳
- 副議長( ) 麻生太賀吉 酒井 喜四
- 総理事 櫻田 武 鹿内 信隆
- 専務理事 前田 一
- 特別委員長 鹿内 信隆
- 対策委員長岡野保次郎 企画委員長倉田主税 組織委員長鶴尾 俣三 財務委員長山川良一 教育委員長中島慶次 弘報委員長 今里広記 失業対策委員長永野重雄 企業合理化委員長青木均 一 総務委員長小林中 社会保障委員長湯浅佑一 国際連絡委員長石坂泰三 労働法規委員長箕浦多一 中小企業対策委員長 大塚肇
- 〔顧問〕 明石照男、浅野良三、足立正、鎗谷正輔、石川一郎、石 田礼助、植村甲午郎、大屋敦、金子喜代太、加納久朗、河合良 成、郷古潔、島田勝之助、斯波孝四郎、正田貞一郎、篠原三千 郎、鈴木祥枝、高橋竜太郎、寺井久信、中川末吉、中島久万吉 中野金次郎、中村元膏、長崎英造、原安三郎、藤原銀次郎、松

本健次郎、万代順四郎、宮島清次郎、渡辺義介、「追加」(関西側)浅田長平、岡崎忠雄、小畑源之助、小寺源吾、島津源吉、関桂三、中村真郷、古田俊之助、三村起一、(中部側)三輪常次郎。

### 三 労働法規対策

二六年下期以降における日経連労働法規委員会の活動は、殆んど労働立法の改正についての問題に終始したといつてよい。ただ経営者団体としてはこの他に、二七年三月七日に法律として成立した企業合理化促進法案が、労働問題とは間接的ではあるが、重要な意味をもつに止まるであらう。

問題の労働立法の改正については、これが詳細は第三篇労働行政の項にゆずり、ここでは単にこの問題に対する経営者団体の対策ないし態度について觸れるに止めるのであるが、前年版本年鑑にふれた通り、政令諮問委員会の答申を受けて労働基準法は二六年九月から中央労働基準審議会において、労働組合法等は同一〇月から労働関係法令審議会において、それぞれ審議が進められていたが、前者については二七年三月八日に答申書の審議決定を行い、同月一五日にこれを労働大臣宛答申した。また後者については周知のように難航を続け遂に三者(労働・使・公益)の意見一致するに至らず、問題とされた現業公務員及び公企体職員取扱の問題や労働争議の調整問題は二つとも議題から棚上げとし、一応三者一致した事項のみを答申する点で、二七年三月一九日の総会に漸く妥結したが、政府は労働基準法の改正については右の答申案をそのまま、また労働組合法の改正については右の答申案とは全く別個に政府原案を作

成して、それぞれ第一三国会に提案した。時恰も破防法の提案による国会の混乱と長期化のうちに、七月三十一日漸く両院を通過、成立したのであった。

しかしこれを三者の一致した答申の無かつた労働関係法令の改正のみについてみれば、この成立に先立ち衆議院労働委員会では五月三日(二七年)以来審査を継続していたが、これらの法案は国民一般に関係の深いものであるため、五月一九、二〇日の両日わたり院内において公聴会を開き、労働の代表、学識経験者より、それぞれ意見を聞き、質疑を行った。この際使用者側としては日経連関係者は箕浦多一氏(日経連・労働法規委員長)、大谷一雄氏(日新化学・常務)、専売公社小川潤一氏、国鉄吾孫子豊氏、東京都徳善義光氏が出席したが、そのうち主なる公述要旨は次の如くであった。(日経連タイムス・昭和二七・五・二九号参照)。

小川潤一氏(日本専売公社・総務部長)「公労法の内容は変らないうで、この法律の適用を受ける事業に変更があるのみである。今回の改正で、電通公社と国家公務員の現業部門の職員が本法の適用を受けることとなるが、郵便その他の部門では、国家公務員法及びその給与法等の適用を全面的に受ける者と公労法によるものとの両者も同一職場に包含することとなるので、管理上支障を生ずる場合が多いことと思う。次に、今までに問題の多かつた公労法三五条と一六条二項の關係が解決されていないところ未だ問題が残されている。特に専売公社等の給与の予算は、予算総則で抑えられているので、裁定があつてもどうにもならない。公社等の特殊の機関の場合は、予備費の範囲内で、裁定が実施できるよ

うにしておくべきである。箕浦多一氏(日経連・労働法規委員長)「全面的に改めるべしとする意見もあるが、これらは蓄積された経験の上からみて、大改正をする必要はない。労働問題は政治色を帯びて来るので、治安

面も併せて考へべきである。元來労働関係は自主的になさるべきであり、労働は対等なものであるから、労働組合も責任をもたねばならないと思う。法律の改正点については、労働法の冷却期間が短縮され、却下の制度が新に規定されているが、却下の制度の効果はあまり期待できない。争議の状況から見て、労働争議行為を一時停止させて、労働委員会が実情を調査し、調停を進めるといふような方法も必要であると思う。緊急調整については敢て反対ではないが、ここに取りあげようとする問題は、むしろ治安立法によるべきであらうと思う。公労法の適用範囲を公務員のうちの現業關係にまで拡張することについては反対である。地方公務員法においても公務員の身分をもつては限り、団交権等を認むべきではない。組合法の改正点については、七条に審議、調停等の間における組合側の発言が虚偽である場合に、これを解雇しても不当労働行為にならぬように規定すべきである。また不当労働行為の申立の時期を「一年以内」に認めるのは長過ぎる。労働法第三六条の規定に「基礎設備を長期にわたつて使用不能ならしむるような争議行為は禁止するにすべきである。」またそれができないならば、協約の中に設備保持に関する規定を入れることを法律で定むべきである。労働基準法の改正案は、審議会で意見の一致をみなかつた点、例えば中小企業に対する適用の排除等に問題が残されているようである。

大谷一雄氏(日新化学・常務)「憲法第二八条の権利も、公共の福祉と調和さるべきものであつて、一つの権利が無制限に許さるべきではない。緊急調整は趣旨としては認められる。また諸外国の突例と比較しても行過ぎではないと思ふ。冷却期間は三〇日にしておかないと、調停はできないと思ふ。これでは緊急調整にシワ寄せされるのではあるまいか。緊急調整は、特殊の場合のみに発動するものでなければならぬ。特別調整委員は屋上屋を重ねる節度であつて無用である。次に設備保持の規定を整備して「機器」の破壊を来すような行為の禁止を規定する必要がある。基準法の改正は、適用範囲を規模別に考慮する必要がある。最近時間外労働

の協定を拒否する傾向がでてゐるが、この規定は廃止して、労働の自主的判斷にまかせた方がよい。又解雇の際の予告手当の規定は定めが厚きに失してゐる。中小企業は負担に堪えないものがある。

徳善義吉氏(東京都・水道局長)「地方公営企業労働関係法と、地方公営企業法とは適用範囲に若干の差があるから、これを調整せられたい。単純労働者に関する法律が定められるのであろうが、企業として成り立たない事業や、事務關係の者にもこの法律の適用がなされることのないように充分考慮されたい。

吾孫子豊氏(国鉄・職員局長)「国家公務員、地方公務員に、公労法、地方公務法を適用することについては取扱上疑義がある。緊急調整については、制度としてあなたがち反対ではないが、この種の制度は治安關係の法律等の別のものに譲るべきである。

(附記)なお、七月一日参院で修正可決をみた労働関係法は所謂骨抜き案となつて衆院に回付されたが、これを不満とする政府与党の態度硬化により七月二八日両院協議会に持込まれた。両院協議会では参院側の主流緑風会の線で諒解成り、問題の緊急調整制度はここに再度修正をうけて内閣総理大臣が中労委の「同意」ではなく「意見」をきいて決定することができることに改まり、延長国会の最終幕切れ間際で労働関係法改正案が漸く成立したのであつた。

### 四 労働運動対策

二六年下期以降の労働運動の動向に対する経営者団体の対策ないし態度は、主としてその二六年秋季労働改訂以後に顯著にあらわれた政治闘争的性格に対して集中されたといえるが、その経済闘争の部面に対しても、とくに総評の「賃金綱領」には真向から対立を表明し、さらに学生運動に対してもこれを労働運動の一環として強硬

な態度を示すに至つては特筆すべきことであろう。以下それらの諸問題について摘要と問題点を掲げよう。

1 わゆる「政治スト」について

総評が二七年一月一八日の第一六回労働会議の席上、高野事務局長より公表した「春季闘争の展望と行動プログラム」によれば、国内情勢に処する方針として「米ソの平和攻勢の中にあつていずれ例にも偏することなく、ひとえに日本独立に精神と自主外交、自主経済の道を選ぶことは日本労働階級の任務である」との立場を明らかにし、春季闘争の狙いは「秋季闘争以来高めた闘争力を一段高め、再軍備反対闘争に集約することを前提として軍事予算の暴露と追求、弾圧法規反対、賃金引上、中小企業の防衛をかざして闘うことにある」と闘争方向を明らかにしたのであるが、まずこれが突撃として破法並びに労働法規改正反対を目的としたいわゆる政治ストは、四月一二日の第一波にはじまり六月二〇日の第五波を以てひとまず終了した。この間第三波以降は総評内部の左右の対立が激化し、総評は事実上分裂状態となり七月下旬に開かれる総評の第三回大会に微妙な影響をもつに至つたといわれているが、今次の五波に亘る政治ストに対し経営者側は第一波、第二波の過程においては政府と組合間の話合による円満な解決に期待し、公式の態度の表明を避けていたが、五月四日高野事務局長が五月下旬更に第三波を強行する旨の声明を行うによつて硬化し、日経連では五月一四日最高機関たる常任理事会において次のような政治ストに対する責任追及の基本方針を決定し、同時に第三波ストに対しては本方針を適用することにし、組合のスト通告に対しては事前警告を発してこれを峻

拒し政治ストの違法性を明らかにせしめるとともに、責任追及の態度を留保すること、休日振替などの便宜措置は拒否することの三項目を公式に申合せたのであつた。

○政治スト事後措置に関する基本方針

破壊活動防止法案反対ストライキはその性格が政治目的に出ずるものであり憲法上もまた労働法上も保護に値しないものとし吾々は各企業において各個の労働組合に対しては「今次のストは明らかに政治ストであること万一ストに及ぶが如き行為ありたる時はその責任は挙げて労働側に在りその責任追及の態度を留保する」旨の意思を明確に表示して来た。しかるに四月二一、二八両日は吾々の期待に反し広汎な政治ストが各種の態度で行われたがかかる行為は明らかに民主主義の原則に反するのみか、労使関係の民主化を阻害し経営に対しては秩序の破壊と経済的打撃を与えるものであり、吾々経営者は断じてこれを放任することは許されず企業の安全と利益を守ることは当然の責務であり権利と信ずる。われわれは今次のストに対しては将来の行動をも考慮に含め全経営者の思想統一のもとにこれが責任の所在を明確化すべく左記方針に基づき事後措置を実施するものとす。

一 責任追及の範囲 責任追及は経営の秩序破壊に対する秩序罰を受けたる損害に対する補償(損害賠償)に区分されるが、その何れを実施するか、または併加するかならびにその追及の限度は各個企業において行われたストの態様と突撃に依りて行ふものとする。

二 責任追及の種類 ①秩序罰 秩序罰はストの実態に依りて各個企業の就業規則に照らしこれを行ふも将来に対する警告を同時に含ましめるものとす。②損害賠償 損害賠償は補償可能の限度において受けたる損害の実態に即し請求するものとす。

これと機を同じうして日本石炭鉱業連盟でも五月一六日全国理事会を開催して、政治スト対策についてスト責任者に対する懲戒処分

をも含む強硬な根本態度並びに具体的提議を決定した(日経連タイムス、昭和二七・五・二二号参照)。

右のような経営者側の強硬な態度が大きく影響し、また一般新聞論調も激しく抗議したため右派民主労組は左派指導部に反撃を加え第三波以降のストは「事実上分裂ストとなり、左派の急先鋒炭労も第三波は時間外拒否、第四波は大部分は混合ストか職場大会程度に止まり、全自動車も第四波は放棄する等単なる形式ストに終つた。第五波は第四波を避けた右派の私鉄、全織同盟、海員の三組合を中心に行われたが全般的には低調を極めた」(日経連タイムス、昭和二七・六・二六号参照)といわれている。

かくて経営者側は、右のような第三波以降のストの実態にかんがみて、「かねてから将来の労使関係という大局的見地に立つて真剣な検討」を加えていたが、日経連では六月二七日の常任理事会において「政治スト事後措置に関する申合せ」を行つたが、それは、組合内部における反省、民主労組の今後の動向に信頼し、大局的見地に立つて責任追及を全般的機械的に強行することを避け、企業において反省顯著な組合に対しては一先ずその責任追及を猶予するのが妥当であるとの結論に達したものであつた。また石炭鉱業連盟でも六月二五日の全国理事会において、右の日経連常任理事会の申合せと同様の態度をきめ、炭労本部に右の通告を行つた。

2 総評の「賃金綱領」について

総評では前述の如く二七年一月の第一六回労働会議で春季闘争方針を打出した際、全国統一標準賃金を作成する旨高野事務局長の言明があり、その後賃金対策委員会を設けて審議の結果、二月二〇日

「賃金綱領」の発表がなされ、直ちに傘下各単産に流して春季賃上げ闘争の基本方針たらしめたが(詳細は本年第二篇の別項参照)これに対する経営者側の態度は種々な形で否定的批判の形をとつてなされているが、このうち一応理論的にも代表的な批判と目される日経連タイムスの社説(昭和二七・三・三〇号)を引用すれば次の如くである。

「賃金綱領は五項目からなり極めて抽象的な美辞麗句で綴られているが、何分短時日の作業のため全く基礎データも不完全で検討も不十分かつ粗雑を免れない。この最重要点は全労働者の基本目標として、健康にして文化的な生活を営むためには最低手取七万円が必要であり、差当りの目標として戦前の実質賃金を復活するため最低手取二万五千円の確保が必要であるとしてゐる。

そしてこれが達成のためには不可欠の前提条件として、当面解決を急がれている労働法規改正、弾圧法規絶対反対、最低賃金制の確立、社会保障制の拡充、再軍備反対、平和憲法の擁護等一連の政治闘争の貫徹を闘争目標として掲げている点である。これは明らかに賃金闘争に藉口して政治闘争を強行せんとする彼等の意図を如実に物語るもので、副次的には標準賃金による闘争の画一化を図り、また賃金闘争目標を明確にして、これに到達するまでは絶えざる闘争を可能にするにとともに、さらに全労働者の統一、労働の提携を狙つてゐる。他面物価の停滞によりCPS方式等では賃上要求の根拠造出に悩み、全物量方式による理論生計費を提起したものと見られる。

さて健康にして文化的生活を営むことの出来る最低賃金手取七万円(税込一〇九、〇〇〇円)は、鉄鋼労連五人世帯必要生計費六七、〇〇〇円(手取り)を算定の基礎としており、三人世帯手取り二五、〇〇〇円の算出の根拠は、聞くところによれば、戦前(昭八、九年)の都市家計調査より月収約八五円を求め、日銀小売物価指数より物価騰貴率三〇〇倍をかけて算定せられたもの

で、目下逆にこれを基礎づけるために、マーケット・バスケットを使用して作業中の由である。如何に彼等の算出根拠がナグ・ハグであり、出鱈目であるかはこの一事をみても明瞭で、彼等の要求に対しては、何等生活実態から割り出した切実感を汲みとることは出来ない。総評の解説によれば理論生計費は賃上率に無関係に算定せられるに反し、マーケット方式は労働者の要求、経営実態、利潤、労使間の力関係によつて決定せられ、両者は全く逆でマーケット方式は如何にも理論生計費に比し、現実即ち合理的、科学的であるかの如く主張しているが、理論生計費にせよ、マーケット方式にせよ、実態生計費を否定し、現実と遊離した理論生計費である点については何等區別しえない。反面賃金綱領が二五、〇〇円は生産および生産性が戦前に回復している以上、あらゆる経営において即刻獲得可能であると主張しているのと、現実これを取りえない場合は労働者の要求、経営実態に依りて賃上率を決め、マーケット方式で要求せよという両者の矛盾を如何に説明するのであろうか。またマーケット方式というからには国の経済力、消費加能物量、国民分配所得等を前提として組まざるべきであつて、彼等の主張はいずれも食糧、衣料、住宅その他全費目に亘つて現実無視の高度の生活水準を要求しており、全く作者の主観の導入により如何様にも変化する魔術的性質をもつてゐる。なお理論生計費による賃金要求形式は世界にその例を見ない。唯国家が社会保障の一環として、労働保護の見地から最低賃金制を実施する場合にこの方式が採られることがあるが、この場合においても消費可能物量を前提とし、実態生計費の結果を客観的基準に照らして理論的に組立て、その決定に際しては国の経済力、企業の支払能力等充分勘案せられることは当然である。

調したいのは理由なきことではない。七月七日の九州経営者団体連盟と九州地区大学補導部連絡協議会との懇談会において、九州経通より「学業よりも思想」と明年度採用方針を明示していることなどはその端々な現われにほかならない。

### 五 経営労働対策

経営者団体の事業活動として最も本質的な形態は企業内部における労働関係の健全性の保持に存すること、そしてこれを基盤としてのみ社会的な「労使関係の安定」ないし「産業平和の確立」を所期しうるものであること、これらについては、戦後日本の経営者のいままや等しく意識するに至つた固然するところなき常識であるが、これが具体的な実践はどの程度に推進されているか、否、それは「占領下」における時よりも「独立日本」では、むしろ逆コースを迎るのではないかと危惧されているとすれば、二六年後半以降のいわば「占領日本」最後の段階においてのこれが「現況」は、極めて重要な意義をもつものといえるのであろう。ここでは、これを経営労働対策として総括しつつ、その内容を(1)労務管理、(2)産業教育、(3)安全衛生運動の三項に分つて観察する。

#### 1 労務管理

一 概 況 二六年下期以降を概観して一般的にいえることは、二五年下期のレッド・パージ以来急速に沈静化した労働情勢下において各企業の労務管理が先ず何よりも就業規則の合理的改訂、とくにその重点を従業員の生産教育におき、それを通して労務管理体制の整備充実に向うとする傾向を示したということである。すなわ

支払能力の増加に対応して決定せられるものであり、他産他業、他企業の振替をも比較考慮して決定されるべきであり、さらにその基礎に国民経済実力に即応した公正妥当な賃金の決定がなされなければならないと信ずるものである。」

しかし、右のような経営者側の批判にもかかわらず、総評の賃金綱領によつて指導された二七年春季賃上闘争の実績は、最低一〇%から最高六〇%、平均二五%引上げの線で妥結している。

#### 3 学生運動について

日共の破壊活動の激化に伴い、二六年後半以来とくに「学園自治」の名を藉りる過激な学生運動が頻発して世の注目を浴びて来たが、これが原因その他についての究明は姑らく措いて、特に学校卒業生を大量に吸収する各企業では、かかる急進分子の侵入を憂えてこれが対策に關心するに至つてゐる。すでに二七年に入つて兵庫、関西、九州の各経営者協会では学生運動に対する声明を発し、また学校当局との懇談を行うなど種々の具体的活動を開始しているが、日経連でも二七年七月三〇日矢内原東大、島田早大、中山一橋各大学長との懇談会を開き、当面する学生問題について忌憚らない意見の交換を行つた。

この懇談会において、経営者側から特に強調された点は(1)学生の思想傾向を明確にせよ。(2)教授の政治活動は遺憾である。(3)「学園の自治」を「治外法権」的に解するは言語同断である。(4)急進学生が小人数だからといつて安心は出来ない。(5)学校の推薦に信用がかけない、などであつたが、「産業平和の確立」を念願する使用者側にとつて、学園の発展ということ以上に卒業生の思想の健全性を強ち、TWI、MTP、CCS、TTT、或は人事院策定に係わるJST等の新方式がこの目的のために多大の影響を与えたのであるが、これらの現象は、従来労組対策にのみ關心を払わざるをえなかつた企業の労働対策が、労務管理という本来の立場に立ち、労働心理その他科学的な分析による新管理方式をとらうとする一つの現われであるといえる。従業員P・Rに対する關心とその試験的な実践などもまたその一例であつた。

しかしながら、総評指導による二六年秋季労働攻勢の展開、さらにTWI、MTP等に対する關心の薄れ等の事情によつて、従業員教育による労務管理の傾向にも少しく変化を生じてきた。ただし、労働協約標準案の締結要求、アメリカ的な苦情処理制度に対する組合の反対等は、企業自体の特殊性を基調とすべき労務管理の推進を困難ならしめ、さらに従来のアメリカ式の単純な横断による「新」労務管理に対する反省ないし再検討の問題が生じたからである。しかし大企業ではそれぞれ独自の教育方式が立案され、早くも実施に移されているものも少なくない。総じて、就業規則の形式や内容が何ら企業独自の性格、方針をもたず単に一般的、抽象的なものに依然として止まつていたり、小企業部面では組合結成を機に労使紛争が発生したり、また一般的には組合の越年資金要求が例年の如く現われて賃金管理や労働協約の適用等について従来と変りない状況をくりかえしていたりという段階になお止まつてゐることはこの期間と雖も例外ではなかつた。

ただ都は製糸の如きは二六年一月二二日付締結の新協約において、同社の伝統的社是を労使関係の基調に全面的にとり入れ、一般的な従来の労働協約とは自ら異つた特色を示したことなどは一つの

異彩であつたといえるし、また特殊な問題としては後述の如く、特需工場における労務管理問題が講和条約発効を機として特にとりあげられ、特需自動車工業会その他関係会社の事情や意見に基いて日経連としても、人事管理の自主性確立、労務争議の調整等につき要望事項を決定し、これを関係方面に建言する等があつた。

なお、労務管理機構に関しては、概して多くは庶務系統の線でこれを処理する事例が見られていて、また経営管理機構としてはコントローラー・システムなる新しい考え方が導入されていること、労使協力面としては組合の民主的成長に伴い経営協議会制度の再検討がはじめられていること、並びにP・R的な考え方が右の面の中にもとり入れられようとしていること、退職手当制度の中に加給年金制がすでに採用されている事例のあること等が挙げられるのである。

二 労働協約の新しい発展 久しく「無協約」状態を続けていたものが、二六年下期に入つて相次いで協約の締結を見ていること、並びに二七年に入つて全自労、全電線その他の労組側が今後の労務攻勢の一つのきっかけとして「協約闘争」方針を宣言したこと、二つがこの期間までの新しい傾向といえる。

労組の協約闘争は、二六年下期において全造船、全蚕労連、全電線、全自労等の各労組並びに総評自体としても展開しようとしているが、これを二つの面に分けてみる事ができる。その一つは標準案の作成によつて、一般の労使関係により、高い労務慣行を共同的に確立しようとする面、他の一つは上級団体の指導力の確保を図り集約闘争の足場を築こうとする面、の二つである。組合が協約闘争を展開した理由は凡そ次の如きものであるとみられている。すなわ

ち、(1)特需経済の進展によつて招来される労務条件の低下に反対すること、(2)インフレ必至とみられる今後の経済情勢に対処するため早期に協約を締結し、可及的に高い労務条件を確保しようとすること、(3)労務法規改訂に反対し、法律の労使関係への介入を避け、協約によつて自主的に処理して行こうとする事、(4)いわゆる資本攻勢の展開に対する対抗手段とすること、(5)労組の闘争体制の強化並びにその集約化を企図しようとする事、の諸点がこれである。

而してここに注目すべきことは、この協約闘争の具体的内容が、その主目標を既得労務権の回復においてはいるが、経営権、労務権のいわゆるイデオロギー論争やその協定の存続を固執せず、むしろ経営権を一般的に肯定せんとしていることが窺えるということである。さらに政治活動の強化を図り、アメリカ式苦情処理制度に反対し、組合幹部の活動による苦情制度の設定を目標とし、また労務委員会制度の利用については、その官僚化、反動化に警戒しなければならぬと強調している。

協約闘争の展開によつて、今後いかなる影響が生れてくるかは、これを予想することが困難であるとしても、恐らくは共通の協約条項の成立と共に各個別企業における特色が失われるであろうと、日経連ではみている。

次に二六年下期以降に締結された各社の労務協約をみると、まず富士製鉄は、旧日鉄時代の昭和二四年一月一日以来協約失効のまま、貸金等の一部を除く外、無協約状態を続けてきたが、二六年九月一日付で同社としても最初の総合的な労務協約を締結した。また同様に新たに協約を締結した会社としては、八幡製鉄(二六年一月一日)、三井鉱山(同二月一日)、那須アルミニウム製造所

(同一月六日)、都製糸(同二月二日)をはじめ、池貝自動車製造(二七年一月二日)、日本郵船(同二月一日)等があり、さらに統一協約としては日本船主協会と全日本海員組合との間に新協約が締結された(同二月四日)。このような情勢はいわば久しき無協約状態が今期に至つて漸く打開されるに至つたものと認められるが、これの新協約の多くは従来の形式、内容をほぼ踏襲したもので、ただ文言協約については、従来の通弊をさけて出来るだけこれを具体的たらしめ、そのために多く協約用語の「定義」協定を設ける外、覚書や諒解事項等によつて後日における解釈適用上の紛議を防いでいる。右の新協約中特に注目されるものは、日本郵船のオープン・ショップ協約、都製糸の経営参加協約、三井鉱山の既存協定を統一集約した新協約等をあげることができる。

また臨時工、日雇労働者の請給に関するクローズド・ショップ協約が総同盟と神奈川県下の一、二会社との間に二七年二月に締結されたが、この種の協約はわが国では戦後最初のものとして注目されている。なおこの協約について神奈川県経営者協会と総同盟との間にも労務需給の円滑化ならびにその推進をはかることを目的として「覚書」協定が締結され、二七年三月開催の日経連常任理事会に同県経協会長から報告・承認をうけている。

なお、労務省発表による労務協約締結数(昭和二六年九、一〇月末現在)は第13表の通りであつて、協約締結は数的にはほぼ限界に近づいたものの如くである。

三 産業住宅の優先的建設 福利施設の一環としての寮、社宅の問題は、現今のように住宅不足に悩んでいる時代にあつては特にその意義は大きい。昭和二六年二月二四日発足をみた日経連福利厚

第13表 昭和二六年九月並びに一〇月末推定労働協約数

	一〇月末	九月末	三月末	二五年八月末
協約のある単位組合	九、六六	九、三五	八、五八	七、八四
被適用組合	(四・六%)	(四・三%)	(三・五%)	(三・三%)
員数	三、四七、五九	三、四三、三三	三、三〇、八〇	一、九三、七五
(註) 括弧内は全国組合数及び組合員数に対する百分比を示す。	(五・〇%)	(五・一%)	(四・九%)	(四・七・一%)

生委員会でも、偶々二六年末ジュネーブ国際労働会議(ILO)からわが国に寄せられた「アジアにおける労働者住宅の現状について質問書」に対する回答を審議、その報告手続を終つたが、二七年一月二三日の同委員会では「住宅政策に関する政府への要望意見」を審議、同二四日の常任理事会の可決をみて早速、政府その他関係方面へ提出した。その要旨は(1)住宅政策は社会政策的見地と共に産業の発展、振興政策とも密接な関連を持たしめた上で、根本的対策を樹立、実行せられたい。(2)住宅金融公庫の個人への融資、公営住宅の建設並びに貸付けについても特に自己資金をほとんど有せず又は家賃の負担力の低い一般産業労働者に重点を置いた施策を講ぜられたい。(3)右施策と同時に住宅金融公庫の融資、公営住宅の貸付けについては直接企業を対象として労働者住宅の建設促進を図る方法を講ぜられたい(企業を直接対象とする融資の場合は一般個人融資の場合に比して償還期限を短縮することも可能であり、また公営住宅の貸付においても企業を対象とする場合は担保力、家賃支払能力の点において安全有利であり得る。限りある財政資金の活用において、能う限りその回転を速やかならしめ、住宅緩和の促進を図ることとは政策上極めて必要であらう)。(4)さらに産業住宅対策のためには、現在巨額の積立を剰している厚生年金積立金を活用し優先的

に産業住宅のため融資の方法を講ぜられたい。(5)国家の住宅政策の一部を担つて犠牲を払いつつある企業の住宅福利施設に対しては、固定資産税の減免、減価償却の法人税上の取扱に關して特別の考慮を払われたい。これらに關して伝えられる如き「住宅建設促進法案」並びに「住宅金融公庫法の改正」について右の如きわれわれの要望を十分取り入れて立法化され、その速かな実施が図られることをここに重ねて希望したい、ということであつた(日経連タイムス・昭和二七・一・三一号参照)。政府においても税制改正に當つて特に右の要望に應え、減価償却については二七年一月より向う五年間内に新たに建設するものについては建設後三年間一般償却の五割増の特別償却が認められることとなつた。

なお建設省が全国主要工場事業場(六三五工場)について行つた調査によれば、住宅不足労働者総数の一二・二%(一〇万七千七名)となつてゐる。いま居住施設別にその内訳をみると、住宅不足が七八%、共同住宅が九%、寄宿舎が一三%である。産業住宅数は全国で七三万戸(鉱山住宅二五万戸、製造工業二〇万戸、その他二八万戸)で、全国居住住宅数の六%を占めてゐるが、さらに約三〇万戸が不足と推定されてゐる。

なお戦後各企業が住宅施設に對しどの程度の経費を支払つてゐるか、造船工業三社の例を参考までに掲げると下表の如くである。

**四 勤勞税制対策** 勤勞者の所得は、常にガラス張りの中にあるから税金の所得に占める率は決して軽くない。時に源泉徴収制の実施以來勤勞課税の軽減は、賃金問題とともに労使双方にとつて不測の関心事であつた。二五年のシャープ勧告による税制改革は租税体系の上では画期的な改革であつたが、源泉徴収による課税の重圧

第19表 造船工業会社住宅施設に對する経費調(単位千円)

昭和	A 社	B 社	C 社
二一年	五、二九三	八、五四五	一一、〇五一
二二年	一五、六五八	八、八九七	五、一四三
二三年	三三、三〇〇	二〇、三四八	一〇、八六〇
二四年	七二、〇八四	七七、五六九	一四、七一〇
二五年	九九、三一七	八二、八〇二	二一、八六二
二六年	五三、九七五	二五、二三四	一五、一八四
計	二七八、六二七	二二三、三九五	七八、一八〇

第20表 同会社従業員住宅利用状況

全従業員数	三三二、五二〇	一〇〇、〇%
家族寮住宅利用者数	四、五九九	一四、一
公営住宅利用者数	四二五	一、三
住宅金融公庫利用者数	九八	〇、四
単身寮利用者数	四、四六〇	一三、七
その他	二二、九三八	七、〇五

(註) 以上二六年造船工業五社の調査による。

には手を觸れなかつたばかりでなく、申告納税制の本格的導入によつて却つてその差を倍加した。しかも周知の如く二六年八月以降の主食、電気、塩、ガス、水道料、運賃等の相次ぐ大巾な価格引上げによつて、勤勞課税軽減に對する労使双方の要望は特に熾烈化した。ここに日経連が口火を切り国会の決議にまで発展した退職金課税の減免、及び社会保険料、慶弔見舞金等に對する免稅運動は、右のような勤勞者の課税重圧の矛盾を擱いたものであるが、このことは同時に企業内労務管理推進の重要な一翼をなすものであつた。この労使双方の一致した世論に押された政府は、まず二六年七月一七日の国税庁連達で災害見舞及び慶弔金の免稅、社宅課税の半減、通勤費免

税点の引上げ等を実施したが、同一〇月の臨時国会に二六年度補正予算案と同時に提出された所得税法の改正で、勤勞課税修正の第一歩が実現し、次のような多くの宿願の一部が解決された。

すなわち(1)二七年一月一日以降支給される退職所得については他の所得と分別し一五万円の特別控除をした額の所得の半額に一般の税率を適用する。(2)基礎控除額の三万円を五万円に引上げる。(3)一五万五千円の扶養控除額を扶養親族三人まで一人につき二万円に引上げる。(4)税率適用上の階級区分の刻みを緩和し、且つ税率を引下げ等がこれであつて、この結果夫婦及び子供四人の一万円所得者は完全に税負担を免れ、一五万五千円の所得で僅かに二一六円の負担で済むことになつた。しかも以上の減税は八月に遡及して行われ、九月分の払戻しは年末調整と同時に行われた。なお以上の減税措置のほか第一三国会に提出中のものは(1)生命保険料の控除限度額の引上げ、(2)不具者控除、(3)老年者控除、(4)寡婦控除及び勤勞学生控除の控除方式の改正等であるが、その実現は時間の問題となつてゐる。

なお經營者団体としては勤勞課税について次のような未解決の問題をもつており、各委員会を通じて実現を斡旋中である。すなわち(1)源泉徴収の納税が一〇%であるに比して申告納税は七八%に過ぎないばかりでなく、昭和一年当時の基礎控除年額一、二〇〇円と對比しても勤勞控除率を少くとも現行の一割五分から二割五分程度に引上げるべきであること、(2)法律上当然適用を強制されてゐる各種社会保険の保険料は相次ぐ保険料率の引上げによつて勤勞者の負担はかなり大きい、所得税は保険料を含めた給与総額に賦課されて二重課税の感がある。任意加入の生命保険とのバランスを

考えても社会保険料を課税対象から除くのが至当とされているが、これが実現した場合の納税負担は八一〇%であること、(3)社宅、寮に對する所得課税は前述の如く半減されたが、免稅となる業種の範囲が鉱山及び紡績工場の寄宿舎のみに止まること、(4)安当かどろかは相当問題であること、可能な限り類似業種に免稅範囲を拡張せよというのが一般の声であるが、現実問題としては少くとも戦災都市及びその周辺地区並びに三交替勤務の事業場をも含むべきであること、等がこれである。

**五 特需工場労働対策** 日経連では特需調升工場における労働問題について、特需自動車工業会、日本精工、日本鋼管及び相模製作所等各社を中心に検討を続けてきたが、二七年三月に至つて意見がまとまつたので、右に關する要望書を外務、労働、通産、安本等政府関係各機関に提出した。特需工場における労働問題は最近急速に各方面からの注目を惹き、政府当局においても日米行政協定の締結をはじめとして円滑公正な処理に努めており、また財界からもかねてから要望のなされてきたところであるが、その根本は労働関係が調升契約によつて左右されるところが極めて多い点にあるとされてきた。殊に人事権の面で複雑な様相を呈し、また最近の共産党の戦術が特需工場に指向されてゐるところなどからみて、特殊の労務管理の方策の必要が考えられていたものである。このような点から提起された日経連の要望は次の如くであつた。

「特需調升工場における労働問題は、日米行政協定の締結を見た今日においてもなお複雑困難なる様相を呈しつつあり、これを円滑かつ公正に処理せんがためには、この種労働問題が結局米軍調達部(JPA)と特需調升会社との調升契約に起因するところが多いものと認められるので、この面に對する解決のための適正

なる考慮が要望される。
しかしして労働問題としては、右の事情にも鑑み、ここに主要な
問題点を掲げて左記の通り要望するものである。

一 人事管理の自主性確立について
特需調井工場における労働関係に対しては、我が労働三法が適
用されるべきことは当然のこととせられるであらうが、現在米軍調
遣部と調井会社とが締結している契約中には何れも左の人事事項
が挿入せられているがため、これらの会社においてはその雇用す
る労働者に対する人事管理の自主性を喪失し、これがため不必要
に労使紛争が惹起せざるを得ない現状にある。従つて次期契約以
降においてはこの種人事契約事項を除去することに努むるものと
するも、若し米軍関係官が作戦上乃至軍機保護上の必要に基き解
雇、雇入、勤務配置、賞罰等人事権の発動を要する等の場合には
これを調井会社に勧告し、その自主的措置に待たしむることが当
面最も妥当な筋合と考ふる。

二 労働争議の調整について
調井会社と労働組合との間に労働争議を生じ、かつその争議状
態が長期若しくは激烈にわたり、また殊に政治的運動の性格を帯
びる場合には、駐留軍の作戦目的に支障を及ぼし日米経済協力に
も破綻を来たす結果を招来することが予想されるので、かかる場
合における紛争、争議の調整解決については、この際政府当局に
よる抜本的対策の樹立を特に切望するものである。しかしして労使
関係としては、労働協約締結等により争議の未然防止に努力する
ことはもとより当然のことではあるが、契約自体のもつ特殊性的

格、現下の労働情勢その他諸般の事情を勘案すれば、争議の未然
防止またはその早期解決のためには、独り会社の、あるいは単に
労働委員会等の努力のみで十分なる効果を期待し得ず、従つて右
に闡しては何らかの特別立法的措置が望ましい。また右労使紛争
問題を特需調井工場内の苦情を処理するものとして日米行政協定
に基き合同委員会の下部機構に特別の機構を設け、これによつて
積極的調整解決に努めらるるものとすること等が当面の緊急措置
であると共に今後においても必要且つ妥当な在り方であると考え
る。
なお右と別個に、GHQ進駐軍労働関係の取扱については、中労
委において二七年三月五日付で各地労委宛に「占領軍部隊にかかわ
る労働関係の処理について」という指示を発したが、これは同二月
一五日中午中労委委員長が総司令部経済科学局長マーカット少将に対
し提示した「書簡」(駐留軍労働関係に関するもので、日経連タイ
ムス・昭和二七・三・一三日号参照)に対し、二月二九日同局労働
課次長アイリック氏から右書簡の趣旨を全面的に確認する旨の口頭
覚書による回答があつたので、今後労働委員会の行う駐留軍部隊に
かかる労働関係の取扱は、この趣旨を含んで現地部隊と話し合つ
て処置されたい旨を連絡したものであつた。従つて今後この種の労
働問題の解決については駐留軍はわが国労働法に準拠し、労委はそ
れに協力することになつたわけであるが、しかしこの書簡による措
置は、独立(条約発効)までの暫定措置であつて、ただかかる処置
を総司令部が政令三二五号の基礎となつてゐる総司令官書簡二、一
二七号の違反であると看做さない旨を明らかにしたに止まるもので
あるが、しかし独立後の本問題の最終的処理の方向を一応示すもの
といえるであらう。

(附記、前述の日経連一特需調井工場における労働問題に関する
要望)は、二七年五月上旬、日米行政協定に基き予備作業班労働
分科会において、右の要望通り一応調井契約中に労働関係事項を
一切挿入しないことに協定が出来、これによつて今後人事の自主
性が確立される態勢となつた。

2 産業教育
一 職場訓練
二五年以来、労働省及び産産省の手によつ
て、わが国産業界にとり入れられたTWI、MTP等の各監督者訓
練は、従来各業種に浸透普及しつつあるが、二六年末頃より全般的

都公商ガ運業工造製 鉱
道務電輸そ機金化紡
府団水通の械属学績業
県体業水道信他械属学績業

Table with columns for industry types (e.g., 製造業, 運輸業), staff types (指導員, 補導員), and counts. Includes sub-sections for '仕事教え方' and '改善の仕方'.

第21表 TWI所属別監督者訓練指導員及び職場補導員数(昭和二七・一・三一)

第22表 TWI産業別監督者訓練指導員及び職場補導員数(昭和二七・一・三一)

計 指導員 補導員 指導員 補導員 指導員 補導員 指導員 補導員

には一處反省期に入つた感があり、各経営者はその実施方法、教育対象、実施効果等について再検討を加えつつある。

すなわち、先ずT.W.I.の訓練状況をみるに、労働省では二六年五月新たに監督者訓練課を新設して本格的な態勢の下にこれが普及に乗り出したが、一〇月三十一日には更に職安法施行規則の一部を改正して従来の実施方法を改善拡充し、工場及び事業場に対する技術援助をより強力かつ的確に推進することにしたが、その改正の要点は(1)職安法第三〇条に基く技術援助に關し労働大臣の行う事項を拡大し、監督者訓練計画の作成、事業場監督者訓練指導員の養成、追指導に關する事項等を新たに含める。(2)従来の職場指導員養成の場合に準じ、監督者訓練指導員、追指導員、追指導養成員の養成に關する事項を定める。(3)職場指導員の養成は事業場においても実施することを認める。(4)新たに手数料を納付させる、等の四点であつた。

一方民間側でも積極的な動きをみせ、神奈川、兵庫、静岡、群馬等にはT.W.I.研究会が発足し、これが普及研究に努めた結果、第21、22表の如く二七年一月末現在の監督訓練指導員(コンダクター)の数は三九名、職場指導員(トレーナー)の数は一、三五一名となり、これら指導員、指導員により訓練を受けた監督者の数は、仕事の教え方(J.I.)六五、六六五名、改善の仕方(J.M.)七四四名、人の扱い方(J.R.)三、七五九名、計七四、一六八名となつた。

次にM.T.P.の活動状況をみるに、部課長級を主たる対象とする管理指導訓練計画は、T.W.I.におかれてわが産業界にとり入れられたが、その充実した内容と方式は漸次各方面に認められ、その発展を見つつある。通産省では二六年八月嵯井沢における第三回インストラクター養成講座に引きつづき一〇月に宝塚において第四回講座を

最近M.T.P.、T.W.I.の普及と共にトップマネージメントに対する講座開設の必要が叫ばれている。

最後に人事院監督者研修(J.S.T.)について一言すると、人事院ではかねてから官庁事務の効率化、民主化を促進する見地より監督者研修の必要を感じていたが、民間産業の監督者訓練に刺戟されて二五年八月より着手、二六年秋約一ヶ年かかつて人事院監督者研修(J.S.T.)を完成した。この方式はM.T.P.、T.W.I.と全く同様の会議方式を採用し、その内容もM.T.P.、T.W.I.等と大同小異であるが特に①事務を主とした点、②講義をなくした点、③資料が開放的な点、等に特長があり、今後、民間産業においても事務を主とした事業所等には、これを実施するところが出るものと予想されている。(日経連タイムス、昭和二七・三・六号参照)。

二 技能者養成 労働省の技能者養成指導状況は第23表の如く、二六年一月末現在で認可事業場数は九、四〇八、技能習得者数は二六、七二三名に達し飛躍的増強を示したが、地方的には著しく凸凹が現われており、養成実施事業場数が一〇に満たないような所もあり、また労働基準法の制約その他のため、法令に準拠せず技能者養成を行うものが多数に上るといわれる。従つて後述の如く、この養成制度には抜本的改正を加える必要があるといわれている。

第23表 技能者養成状況

年月日	二五・一一・三一	二六・六・三〇	二六・一一・三一
認可事業場数	一、七六五	三、四二三	九、四〇八
技能習得者数	八、二七五	一六、一八一	二六、七二三
指導員数	四、三一八	七、五二八	一四、四五六

なお技能習得者を職種別に見ると、二六年六月三〇日現在において

開催し六四名のインストラクターを養成したが、更に近く第五回の講座を計画している。二七年三月末現在におけるインストラクターの数は一九一名であるが、その内訳は、石炭関係二〇名、金属鉱山関係二二名、鉄関係二五名、化学関係三五名、繊維関係一三名、重電機通信関係二二名、造船関係一四名、運輸交通関係一三名、車輻工業六名、電線工業四名、機械関係三名、金融二名、商業一名、団体六名、官庁六名(計一九一名)である。これらインストラクターによる四〇時間訓練は各企業内において行われる外、各業種別及び地方経営者団体主催の下に各地において行われ、現在までに訓練を受けた監督者の数は約一六、〇〇〇名に達する見込である。

なお、M.T.P.の発展につれて、管理指導訓練計画の質的向上をはかり、訓練活動を一層効果的に活潑ならしめるため、二六年七月以来インストラクター間の連絡強化計画が進められていたが、二七年一月役員を決定し発足した。この連絡会は主としてインストラクターを以て組織され、業種別・地区別の二本建の組織よりなるが、その主たる業務は、(1)インストラクター講座実施に対する協力、(2)訓練に關する調査研究、(3)コース内容の改善検討並びにマニュアルの作成、(4)インストラクター活動の援助、(5)評価会議、報告会議の開催等である。現在、コース内容の検討、マニュアルの改正等の準備が進められている。

次にC.C.S.関係の状況をみるに、重役社長級を対象とするC.C.S.は、これをわが国に紹介した当時のGHQ当局関係者がすでに帰国し、またこれを計画時に強力に推進する団体や官庁等もなく、組織的な活動は現在行われていない。ただ時々、当時の受講者が講師となり二、三日程度の紹介コースが各地で行われている状況であるが

ては、次の如くである。

建設関係三、八八八名(二四・一%)、一般機械三、〇八三名(一八・八%)、繊維関係二、六〇四名(一六・一%)、金属関係二、五〇一名(一五・五%)、電気関係七八二名(四・八%)、造船関係七三三名(四・五%)、車輻関係六九三名(四・〇%)、化学関係二八九名(一・九%)、工業関係二七五名(一・七%)、精密機械二四四名(一・五%)、雑関係四七三名(三・〇%)

さて、技能者養成制度の改正問題についてみるに、現在の技能者養成規程は昭和二二年制定せられたものであり、その実績を見れば幾多の欠陥があるため必ずしも所期の成果を挙げえない実情にある。このため造船工業会、京都技能者養成協会、炭鉱関係会社等よりこれが改正に關する意見が提出され、当局もその必要を認めて二六年一月二七日労働大臣より技能者養成審議会に対しこれが改正に關する諮問が発せられ、審議会では爾來数度に亘り会合を開き日経連その他諸団体の要望を参酌しつつ審議中であるが、審議の主要項目は①技能行政機構、②指導員の研修制度、③即成金制度の設置④課税に対する特別措置、等一七項目に亘っているが、これが根本的解決のためには単行法制定の必要がいわれている。

次にわが学校における職業教育の振興を図るため二六年六月一日公布された産業教育振興法(前年版本年鑑参照)のその後の発展をみるに、同法は二七年四月以降予算の配分を得て實質的な活動を開始するに至つたが、文部省では右の準備として中央産業教育審議会を設け、①職業教育の総合計画の樹立、②産業教育に關する教育内容及び方法の改善、③施設又は設備の整備、④役員又は指導者の養成計画、⑤産業界との協力、等に関し調査、審議又は建議するこ



となり、一〇月三十一日開催の第一回審議会以来すでに一〇回近く  
の会合を開き、先ず(1)施設、設備についての基準、(2)予算分配方法  
(3)教員養成の基準、等について審議を重ねた。また地方自治団体で  
も、地方産業教育審議会を設けて活動を準備している。二七年度の  
予算は約二〇億に上る見込(四月末現在)で、このうち三分の一の  
六億六千余万円が国庫負担、残り三分の二が地方自治団体負担とな  
っており、全体の八五%は実業高等学校産業教育施設に向けられる  
予定である。

最後に、この間における日経連の産業教育活動の推移をみるに、  
日経連教育部会では二六年九月、かねて懸案として研究中であった  
各種訓練方式の相互調整に関する見解を発表した(日経連タイムス  
昭和二六・一〇・一一号参照)。次いで技能者養成制度改正問題を  
とりあげ造船、鉄鋼、車輛その他業種別、地方別諸団体より提出さ  
れた意見を参酌して現行制度に再検討を加え、①技能行政の在り  
方、②技能者養成制度、③学校教育との関係、④経済負担の問題、  
等につき日経連の意見を労働省当局に具申した(日経連)タイムス、  
昭和二七・一・一〇号参照)。さらに二七年に入り、人事院が官庁事  
務の能率増進を図るために立案作成した人事院監督者研修(JST)  
の研究を行い、その内容を具さに検討したが、本方式は民間企業の  
事務方面にも利用価値のあることを認め、近く講習会を開くことにな  
った。さらにT.W.I.連絡協議会では二六年一〇月関東地方トレ  
ナー会議を開催、民間コンダクター及びトレーナー三名を中心  
にT.W.I.の実施方法、実施状況、実施成果、M.T.P.との関係等の諸問  
題に關し討論研究を行った。また日経連、関西経協共催の下に第四  
回全国教育訓練専門員大会が二六年一月末大阪に開かれ、技能

者教育、監督者訓練、新人教育等現下重要な産業教育に關し代表的  
企業の実績報告を中心に共同討議を行ったが、とくに監督者訓練の  
無批判的な受入れ等について意見の開陳があつたことは注目に値す  
る。また日経連では労働省と共催で二七年二月七日川崎市で技能者  
養成に關して京浜方面主要関係会社と懇談会を開いたが、總じてそ  
の方法及び成果について深刻な反省期に當面していると云える。

### 3 安全衛生運動

わが国の産業、災害の現状については、すでに本書第一篇「労働経  
済」の中に述べられてあるが、二六年四月―二七年三月の死傷労働  
災害発生件数(鉱業を除く)は、四一万五千件に達し、前年度に比  
べて二万六千件も増加している。その理由は労働者の増加にもある  
が、とくに建設事業、貨物取扱事業及び林業での件数増加によるも  
のであつた。すなわち建設事業では、電力開発の土木工事、鉄筋コ  
ンクリート建設工事が活発化し、また貨物取扱事業では陸上、港灣  
荷役作業が時需その他の関係で著増し、林業では木材の伐採が盛ん  
に行われたことなどの特殊事情があり、これらの作業は何れも人力  
を主とし未経験労働者が急増し、さらに作業の密度が大きくなつた  
こと等とともに、作業場が多くは分散して現場監督の困難なこ  
となどが主たる原因とされている。しかし製造工業では、件数が殆  
んど増減なく、むしろ死亡は若干減少の傾向にある。また運輸事業  
の件数約二割減少は、国鉄の安全確保に努力した結果といわれてい  
る。これらの現状に鑑み、当然のことではあるが、労働省では二五  
年から高率災害事業場に特別安全指導を行い、二六年度も前年の三  
割減を目標に七一三事業場(労働者数五七万二千人)につきこれが

指導業務を行ったが、四月から二月までの九ヶ月の成果では若干  
所期以上の目標が達せられた。すなわちこの期間を前年同期に比較  
すると、労働者が七千人増加しているにもかかわらず、死傷件数で  
は約一万五千五百件を、休業延日数では三三万一千日それぞれ減  
少しており、この数字は約七億円の損失防止に相当し、またそれは  
従業員千五百人使用の工場でその期間一人の怪我もなくフルに稼働  
し生産に寄与したことにもなるといわれている。

次に衛生関係については、労働省では二六年一〇月一日から一週  
間を労働衛生週間として職場からの病氣追放運動を徹底強化したが  
これに先立ち九月一七日より二週間を準備期間として、衛生管理機  
構、疾病統計の整備、環境の改善、健康診断の実施等を行った。本  
週間中では衛生に關する講習会及び展示会の開催、リクリエーショ  
ンの実施等を行ったが、このほか全国六名の優秀衛生管理者及び衛  
生管理優秀事業場として野田醬油、日本鉱業日立鉱業所、苫小牧製  
紙苫小牧工場、日本鋼管川崎製鉄所等の四六事業場を表彰し、労働大  
臣賞が授与された。これを業種別にみると紡績一六、化学一二が庄  
倒的に多く、その他食料品、ガス電気、鉱業等がこれに次いでいる。  
これら表彰された事業場は、①労働衛生教育の徹底、②疾病の激  
減、③結核、職業病対策、④衛生管理機構、⑤施設改善、等の具体  
的措置によつて優秀な成果を収めているものが多い。殊に野田醬油  
では結核対策、疾病減少の二点で注目すべきものがあり、また日立  
鉱業所では坑内における防塵その他環境改善に見るべきものがある  
(日経連タイムス、昭和二六・一〇・一八号参照)。

日経連安全部会では、災害コスト計算方式の研究を行い、東京安  
全協会立案の方式を適当な標準方式として推奨し、また事業場防火

対策委員会を設けて自衛防火組織の必要をその事例に基いて紹介し  
これが普及を図つていく。

業種別経営者団体でも二六年下期は上期に引続き業種特有の安全  
衛生対策を講じているが、その主なるものは次の如くである。すな  
わち、(1)セメント協会災害対策委員会では、セメント工場安全管理  
機構の成案を得、会員会社に参考に供したほか「セメント工場安全  
衛生心得」の作成に着手しつつあり、また粉塵防止対策委員会を設  
けてセメント協会型粉塵測定器の作成を企圖中である。(2)日本造船  
工業会安全部会では、安全教育に資するため「造船安全必携」を作  
成したほか、安全及び衛生関係の法令改正を要望し、また労働衛生  
専門委員会を設け、難聴実態調査を実施中である。(3)日本硫安工業  
協会労働衛生研究会では、硫酸工場職業病、難聴問題、その他硫酸  
工場特有の問題について研究しつつある。(4)日本鉄鋼連盟衛生専門  
委員会は医師及び非医師の衛生管理者を以て構成され、結核対策に  
重点を置いて検討を加え「鉄鋼労働衛生」を刊行している。(5)日本  
鉱業協会保安部会では、坑木防腐及び関係薬品の研究のほか、関係  
法規の検討を行い、粉塵防止研究委員会は、粉研式コンニーターを  
完成したほか、防塵用溼潤剤の研究を行い、なお厚生専門委員会  
は珪肺対策、珪肺法案の検討を行い、(6)自動車産業では、安全関係  
担当者で「自動車工業安全会議」をもち、安全管理機構、保護具の  
基準、特殊災害の研究を行ったほか、実地安全診断を行つて検討を  
加えている。(7)全国建設業協会は、その安全管理部会で安全管理規則  
を作成したほか、災害コスト調査を進め、建築部会ではビル建築の  
災害実態調査、隧道及び堰堤工事の災害防止研究、その他意見の作  
成等を行い、また土木部会では土木工事災害事例調査、高層建築の

災害防止研究等を行っている。また(8)鉄道車輛工業経営者連盟ではその災害率、度数率、強度率、防止対策事例等につき研究報告や協議を行っている。

以上、最近における産業安全衛生に関する経営者側の活動状況を概括したが、要するに企業における従業員の各種の安全衛生運動はもともとその根本において経営者のヒューマニテイに発するところより、それ以上にむしろペイするものであるということであつて賢明な経営者はこれを企業経営合理化の一環として、この運動の前進に努力しているといつてよい。日経連でもこの見地に立つて「安全衛生運動の前進」と題して次の五つの問題点を指摘している。即ちその一は安全衛生機構の改革、その二は安全衛生管理予算優先確保、その三は災害疾病の正確な調査、その四は災害コスト及び疾病コストの計算、その五は従業員に対する安全衛生教育、これである(日経連タイムス、昭和二七・三・二〇号参照)。しかし災害防止が経営管理上等に附し難いものである限り、この運動が従業員の生活そのものにおいて捉えられねばならないことはいうを俟たない。二七年も七月一日から恒例の安全週間が行われたが、緑十字マークや安全ポスター等による単なる行事としては、問題を従業員の不注意に帰着しすぎる感がない。最近これが経営者にとつて反省の一つとも見らるべき事例は、労災保険のメリット制採用であつた。それが経営者を刺戟し意外な功を奏し、保険経営が二六年三月の赤字一二億から二七年三月には逆に一五億の黒字になつたことは周知の如くである。安全衛生運動の促進には、トップ・マネー・ジョーイをはじめ管理監督の地位にあるものの自覚と熱意と実行力が大きな役割をもつていふことを、明らかに立証したものである。

### 第三篇 労働行政

#### 一 労働関係行政

この時期の労働関係行政は、労働関係法規改正問題で終始された。

法規改正問題は、講和の成立に対処するものであつて、その経過については、前年版において「講和をめぐる労働行政の諸問題」として労働関係法制審議会の設置と審議委員の決定まで報告されているが故に、ここではそれ以後の経過を取扱ふ。

労働関係法規改正の問題は治安関係の法案と共に問題にされたものであつて、当初は「国家公安保障法」のうちに含まれるといわれていたが、九月末頃から治安三法の構想が明らかになり始めた。九月二八日には「団体等規正法案」の構想が大橋法務総裁の車中談で示され、一〇月八日にはゼネスト禁止法案の構想が参議院労働委員会において、十一月一日には集団示威取締法案の構想が新聞紙上にあらわるにいたつた。

政府は労働関係法案よりも治安関係法案の制定をいそぎ第一三回通常国会へ上提しようとした。労働組合側においては、総評「労働」を中心として、年末闘争にひっかけて十一月七日非常事態宣言を発し、一七日二時間ゼネストを以て抗議した。かくて政府はその上提を延期するにいたつた。

労働局長の議案として極秘裡に進められてきた「労働関係法議案要綱」労働組合側、経営者側、学会、労働委員会関係の反対にそう遇し、四面楚歌のうちに、賀来労働局長は「審議会へは白紙のかたちでかける。ただし案そのものを白紙に還えすということではない」ということに落付いた。

審議会の委員のうち、公益委員の決定には問題をはらんだが、この審議会の最大の問題は、傍聴は総評、日経連各一名、非公開であつたことである。

審議会は第一説会—總會(実質的に五回)、第二説会—小委員会(三回)、答申案の作成—小委員会(実質的に六回)、決定—總會(一一回)という経過をたどつた。

第二説会の終了と共に、公益側の意見を最大公約数でまとめた「労働関係法令に関する改正意見」—通称「吾妻試案」—が発表された。しかし、これ以後審議会は著るしく紛糾し、使用者側委員退場問題さえひきおこしたが、三月一九日第一〇回總會に左の申答案を決定した。

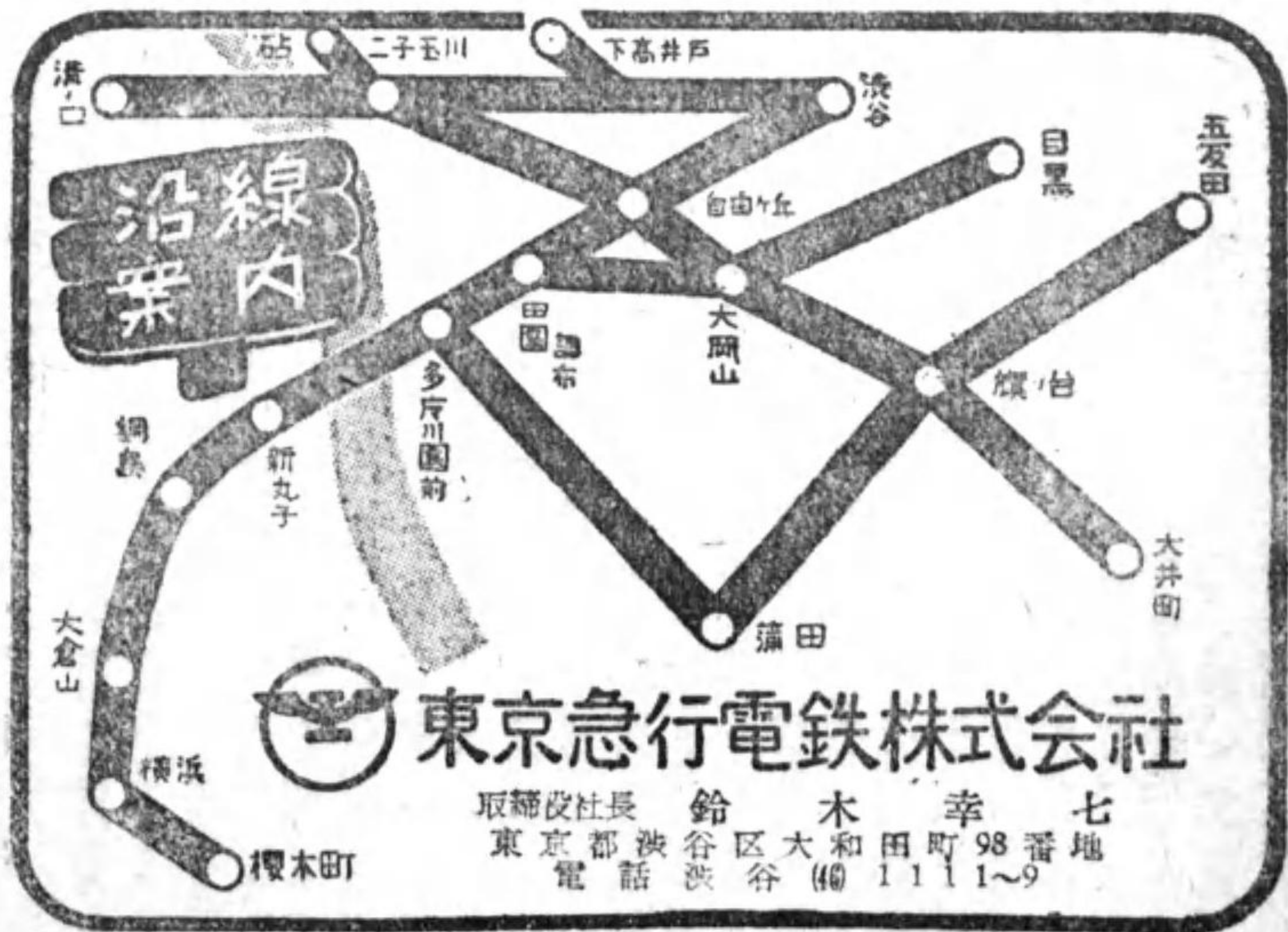
労働関係法令改正に関する答申

労働関係法令審議委員会

委員

- 細川潤一郎
- 木村清
- 吾妻光俊

昭和二七・三・二五—



労働大臣 吉武恵市殿

労働関係法令に関する意見

労働関係法令の改訂に関しては、慎重検討の結果、左記の如く全員の意見の一致を見たから答申する。

一 労働委員会制度

(1) 現状維持を原則とすること。従つて審査機能と調整機能を別個の機関に取り扱わせるとか、或いは、調整機能を産業別に設けることはしないこと。

(2) 委員の数は各側三名乃至七名とし、別表によつて各都道府県の人数を定めるものとする。労働争議の調整に関する予備委員を設け予備委員名簿を予め作り、その活用を図るものとする

委員

佐藤	黒川	三島	吾孫	山本	吉田	別所	藤田	滝田	野々	宝樹	和谷	長谷	武藤	石井	色川	藤林
正邦	川崎	段崎	子俊	本浅	田次	所安	田次	田次	山一	樹文	谷春	谷儀	藤武	井照	川幸	林敬
義三	藤正	川崎	子俊	本浅	田次	所安	田次	田次	山一	樹文	谷春	谷儀	藤武	井照	川幸	林敬

こと。

(3) 労働委員会の委員を特別職とすること。  
(4) 労働委員会直属の事務局を強化し、常時における調査機能を拡充するものとする。

二 不当労働行為  
(1) アメリカ法のように、労働組合に対する支配介入を防止することが不当労働行為制度の本来の趣旨であることがつきりするよう書き改めること。

(2) 調査中の発言(現行労調法第四〇条)及び不当労働行為の審査中の発言を理由とする不利益取扱を不当労働行為又は之に準ずるものとする。

(3) 不当労働行為の審査における証人に対する費用を弁償すること。  
(4) 不当労働行為の審査に際しては証人の出頭を求めることができる旨を明らかにすること。

三 斡旋、調停及び仲裁

(1) 現状維持を原則とすること。

(2) 現行労調法第一二条第二項を削除すること。

(3) 労働委員会による仲裁は、仲裁委員会を設けてなすものとする。

四 団体交渉

現行通りとすること。

五 労働協約

(1) 労組法第一四條の「署名」は「記名捺印」をもつて代え得るものとする。

(2) 期間

(イ) 三年を超える有効期間を定めることはできないものとする。

(ロ) 有効期間の定めのない協約は三ヶ月の告知期間をもつて何れ的一方からもこれを解約し得るものとする。

(ハ) 自動延長はこれを認めるも、(ロ)の告知期間をもつてする

二 労働基準行政

1 概 観

この時期の労働基準行政の基本的特徴は、講和のための対象として、基準法を改正して、現状に適應させることであつた。

この現行法規の緩和は、従来の日本資本主義の東洋における地位から問題を含むものであるに拘らず、また労働組合代表の反対にも拘らず実行に移され、意見一致をみた点についてのみであるが、答申が行われたのであつた。

基準法の違反件数をみれば、五月七五、二五八件、六月六九、九九八件、七月六八、七五〇件、八月六六、六四七件、九月六三、五六九件、一〇月六四、〇八〇件、十一月五七、二九〇件、十二月五二、一四〇件と減少の傾向をとつてゐる。しかし、これは形式的違反の減少である。

実質的意義は、賃金不払件数状況、五月五一、五八六件、六月五三、〇二五件、七月五四、五五七件、八月五六、三三二件、九月五七、八五三件、一〇月五九、四九七件、十一月六〇、九六六件、十二月六二、五五一件、二七年一月六三、八六八件、二月六五、二四三件の増加傾向によつて与えられる。その内容は、経営不振、金融難、売掛代金の回収難であり、不払件数の九五%が中小企業によつて占められてゐることである。

なお、この期間には、制電に伴う措置として、労働基準法運用の詳細が指示された(一〇月一日)ことが特記すべき事であつた。

解約は、これについても可能なる旨を明らかにすること。  
なお、(2)別表については関係労働委員会の意見を徴して作成された。

(附)

本審議委員会において討議せられた左の事項については、全員の意見の一致は見なかつたが、各委員の意見は次の通りであつたから報告する。なお原案は公益委員会全員の一致の下に作つたものである。

(一) 不当労働行為に関する事項

(1) (原案) 申立期間は行為のときから一ケ年とすること。

労働者側委員 反対

使用者側委員 賛成

(2) (原案) 労政職員が不当労働行為の申立人となり得ることを明文によつて明らかにすること。

使用者側委員 反対

労働者側委員 賛成

(二) 労働組合の資格要件

(原案) 労働組合法第五條第一項を廃止し、第五條第二項の規定事項を旧法程度に整理すること。

使用者側委員 反対

労働者側委員 賛成

(三) 労働協約

(原案) 現行労組法第一七條、第一八條は、これを削除すること。

労働者側委員 反対

使用者側委員 賛成

(四) (原案) 労組法第一條第二項但書の「暴力の行使云々」の規定は削除すること。

使用者側委員 反対

労働者側委員 賛成

なお、参考として議事録を添付する。(議事録略)

2 労働基準法改正問題について

一 中央労働基準審議会の発足 中央労働基準審議会は、昭和二十七年三月五日「労働基準法の改正に関する答申並びに建議」を吉武労働大臣宛提出した。これは、二六年九月一日保利労働大臣から諮問があつて以来半歳、その間、総会一二回、公益委員会五回、計一八回にわたる会合を以て、討議を重ねた結果であつた。

二 答申書の全体的傾向 答申書は意見一致事項及びその審議を冒頭に掲げ、次いで意見の一致をみなかつた三者の提案についても公労使三者の主張点を列挙したものであつた。答申書の構成は、次の四部からなる。

- 一 法律改正に関する答申
- 二 法律改正と密接な関係がある建議
- 三 審議の日程及び概要
- 四 各問題の審議経過

A 労使公益三者の意見の一致したもの

a 法律改正に関するもの

B その他の提出された意見の一致をみなかつたもの  
参考資料

本答申書は占領行政下に制定された現行労働基準法の諸問題を網羅する点で労働保護立法史上の画期的資料である。リッジウェイ声明以来各方面から出された多種多様な改正意見の中から審議会が何故に又如何にして一三項目の結論を導き出したかは、資料的部分を読むことによつてのみ明らかにされる。まず審議会における審議の基本的立場は次のように述べられている。

「労使公益三者の間にかんがりの意見があることが示されたが、なお全体の審議を通じて公益委員会の見解を中心に、労働基準法の本質には変更を加へぬこと及び国際的な公正競争条件を守る」といふ基本的立場は原則として尊重されたのである。」

この態度は審議の全体を通じて変らなかつたといふことができ。すなわち昭和二十六年九月二八日の問題点整理のための公益委員会において「労働基準法の本質に觸れ、労使の極端な対立をみて容易に審議し難く又国際労働条約の採択した労働基準との関係上問題のあるもの」は「労使間の意見の対立が比較的甚しくなく審議の可能性の大きいと考えられるもの」を審議した後で審議するといふことが決定され、総会においてこのような公益委員会の「問題点整理の方針が承認され」としている。

又たとえば労働時間を一〇時間にすることとか割増賃金を低減することとか或は解雇の予告期間を一四日にすること、週休制にすることといふような意見は、第一読会においては後で審議されはしたが、第二読会においては使用者側委員も提案していない(答申書によると一二月二七日第二読会のための問題点を(1)労使の意見の一致したもの(2)結論を得る見込のあるものとして公益委員会が整理したが、その際公益委員会は「(3)結論を得る見込の少ないもの」の中に右の諸点を繰入れ、この整理について労使委員からの(1)(2)に繰入れるべき問題点の追加を制限しなかつたのである。しかし使用者側委員は右の諸点の追加要求をしていない。このようなことも審議会の教上の基本的立場を示すものといえる。

このような基本的立場に立つて審議会は一三項目を答申並びに建議した。この一三項目のうち法律改正に関するものは一一項目ある。

この全体的傾向について、「朝日」の答申書批判をかかげておこ。三月一八日朝日新聞は社説において、

「改正についての答申は九項にのぼるが、いずれも今日の突情ではやむを得ない制限の緩和あるいは技術的修正にとどまつて一部から憂慮されていたような改悪は行われなかつたと見てよい。……(中略)昨年七月の政令諮問委員会の答申さらにその後続々と現われた使用者団体の要望からすればかなりの改悪が行われるのではないかと懸念されもしたが、それが見られなかつたのは委員会の努力と認めるべきである。それは労働者側ないし公益委員側に強い反対があつたこと、また使用者側としてもILOやそのほかの国際労働団体の関心さらに諸外国からソシアル・ダンピングなどの非難がおこるのを恐れて労働基準法の本質を変えたり国際水準以下に下げると誤解されるような修正には慎重を期せざるを得なかつたためと思われる。」

三 答申内容の概要 意見の一般をみた点の概要は次の通りである。

(一) 法第七〇条の技能者養成規定は、従来坑内労働について行われていなかったが、その必要を認め、命令で定めるところにより、満一六歳以上一八歳未満の男子の坑内の作業を認めること。

(二) 学校教育法に定める六三制の義務教育の確立に伴い、満一五歳未満の者で、義務教育を修了したものは現在では存在しなくなつた。したがつて法施行当初過渡期の規定として必要であつた満一四歳以上の者で義務教育を修了したものの就業を認める法第五六条第一項但書は、事実上不要の規定になつてゐる。これを削除しても法の客には何等の変化も起らぬからこれを削除すること(三) 法第三三條の非常災害の場合に、時間外労働のみならず休日労働をなしうることとは、現行の解釈例規も認めてゐるのでこれを明文化すること。

(四) 次の事項については、労使の自主的な協議取極を尊重し、時間外労働及び休日労働に関する法第三六条と同様に、労使の協定の届出によることとする。

(i) 法一八条第二項の貯蓄金管理に関する認可制度を改め、法第三六条と同様に、労使の協定をなし行政官庁に届出た場合には労働者の委託をうけて貯蓄金を管理することができることとする。ともに、この場合その利息は一般市中銀行における預金利率を下らず、労働者から返還の請求があつたときは直ちに返還するとともに、管理の方法を労働者に周知させなければならぬこととし、なお、これらの条件に反した場合には、行政官庁は、中止命令を出すことができることとする。

(ii) 法第二四条中賃金の一部控除は、法第三六条と同様に、労使の協定によつてなしうることとする。

(iii) 法第三九条の年次有給休暇の場合に支払う賃金は、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる賃金によることとし、なお法第三六条と同様に、労使の協定があつた場合には、健康保険標準報酬月額によることとする。

(iv) 常時一〇人以上の労働者を就業させる事業であつても、仮設建築物で危険又は有害でないものについては、命令の定めるところにより、法第五四條にかかわらず行政官庁への届出を要しないこととする。

(v) 満一八歳以上の女子については、年間特別時期に起る決算或いはこれに伴う棚卸の場合に限り、非工業的業務において、法第六一条中一週間六時間の制限を二週間にいつて一二時間の範囲に改めること。

(vi) 午後一〇時より午前五時までの間における女子の深夜業は、法第六二条第三項及び第四項の場合を除き、禁止されているところであるが、満一八歳以上の女子については、社会通念上女子の深夜業を是非必要とする極めて特殊な場合に限り、女子の健康福祉に有害でなくかつ中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の定める特殊の業務であることを条件として深夜業の例外を認める

こと。  
 (八) 法第七条の技能者の養成に関する認可制度を改め、命令で定める特別の職種を除き、行政官庁に届出た場合には技能者の養成をなしうることとする。法第七条を改め、使用者が本法に基づく命令に定める条件に反した場合には、行政官庁は、当該技能者養成を中止させることができることとする。  
 (九) 労務基準法中、国は、労働者の福祉の向上によつて労働能率を増進するために資料の提供その他必要な援助をなさなければならぬ旨の規定を設けること。  
 なお右の法律改正点の他に、直接には労務基準法の改正を要しないが、これと密接な関係があり、労務基準法第九八条第二項に基き労働大臣に建議すべきものとして、次の点について全員の意見が一致した。  
 (一) 家内労働に関する法規を並行的に制定する必要があること。  
 (二) 休業補償の期間が長期にわたり、その間に平均賃金算定の基礎となつた賃金ベースに変更があつた場合には、労働者災害補償保険法の運用によつて当該労働者と同種の労働者が現にうけている賃金を基礎として補償費を支給するように措置すること。  
 (以上の要約は「労政時報」一一八二号による)

3 賃金問題

一 国家公務員の給与改訂 国家公務員の給与改訂については人事院が八月二〇日に勧告を行つたが、政府では人事院の勧告の趣旨を尊重して、平均一、五〇〇円(平均給与一〇、〇六二円となる)の給与改訂に関する「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」を国会に提出、審議の後、政府原案通り一月二八日通過した。この法律によつて新給与は一〇月一日から施行されること。

五 地方貯金局、地方簡易保険局又は郵便局に勤務する職員  
 六 地方電気通信局建設部若しくは地方電気通信部の建設工事を所管する課、地方電気通信管理所、地方電気通信取扱局又は電気通信省施設局資材部出張所に勤務する職員  
 第八條第四項中「三〇〇円」を「四〇〇円」に「六〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同條第六項中「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二一九九号)附則別表第一」を「一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二七八号)附則別表第二」に改める。

第二二条第三項中「別に法律で定める。」を「別表第六に掲げるところによる。」に改め、同項の次に次の一項を加える。  
 (4) 特定の地域に所在する官署に勤務する職員の勤務地手当の算出の基礎となる第二項各号の支給地域の区分については、当該地域に近接する地域における生計費の重要な要素となつて、物資に関する事情及び当該官署の位置等を勘案して前項の規定によることが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、人事院規則で特例を設けることができる。第二二条第一項中「一、八五〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

第二三条を次のように改める。  
 (休職者の給与)  
 第二三条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり国家公務員

別表第一 一般俸給表

職級	俸給	月額
一 一級	一、八〇〇	一、八〇〇
二 二級	一、六〇〇	一、六〇〇
三 三級	一、四〇〇	一、四〇〇
四 四級	一、二〇〇	一、二〇〇
五 五級	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六 六級	八〇〇	八〇〇
七 七級	六〇〇	六〇〇
八 八級	四〇〇	四〇〇
九 九級	二〇〇	二〇〇
一〇 十級	一〇〇	一〇〇
一一 十一級	一〇〇	一〇〇

とになった。

この改訂は全体として現行俸給の一五%から三五%引上げとなり、人事院案に比較すれば上級者の引上率は低くなつてゐる。さらに、郵政、電通等の企業特別会計の現業職員については特別の級別俸給表を新設し、勤務地手当の支給地区分は人事院勧告通りとし、更に休職者については、休職給与制度を新設し公務上の傷病の場合は全額、私傷病の場合は一〇〇分の八〇(結核は二年、その他は一年)、心身の故障のため長期休業を要する場合は一〇〇分の七〇、刑事事件に関し起訴された場合には一〇〇分の六〇の休職給与が支給されることが特徴である。以下にその内容を掲げる。  
 (一) 一般職員の給与改訂

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九五号)の一部を次のように改める。  
 第一條第一項を次のように改める。

この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第一二〇号)第二條に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与及び勤務時間に関する事項を定めることを目的とする。

- 第六條第二項第二号中「船員級別俸給表(別表第四)」を「船員級別俸給表(別表第四)」に改め、同條に次の一項を加える。  
 (5) 企業官庁職員級別俸給表は、左の各号に掲げる職員(守衛、給仕、小使及び雑役に従事する者並びに人事院規則で指定する者を除く。)に適用する。  
 一 造幣庁の工場に勤務する職員  
 二 印刷庁の工場に勤務する職員  
 三 営林局に附属する工場又は営林署に勤務する職員  
 四 通商産業局のアルコール製造工場に勤務する職員

法第七九條第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

(2) 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七九條第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ一〇〇分の八〇を支給することができる。

(3) 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七九條第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満一年に達するまではこれに俸給扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ一〇〇分の八〇を支給することができる。

(4) 職員が国家公務員法第七九條第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ一〇〇分の六〇以内を支給することができる。

(5) 職員が国家公務員法第七九條に基く人事院規則で定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ一〇〇分の七〇以内を支給することができる附則に次の一項を加える。

(6) 国家公務員法第八〇條第四項の規定の適用については、この法律は、同項に規定する給与準則とみなす。  
 別表第一から第四までを次のように改める。(別表第二より第四は省略)  
 附則(省略)



次に事業場別に度数率の増減状況をみると次のようになってい

第3表 安全 度数率

度数率が五〇%以上減少したもの	二二五
三〇~五〇%	一八八
二〇~三〇%	八六
一〇~二〇%	六四
一〇%以内のもの	八三
増加したもの	六七
計	七一三

安全成績を向上せしめるに有効であつた指導の主なものを列記すると左の通りである。

- 1 労使双方に対して安全への関心を高めたこと。
- 2 安全管理実施上の障害の有無とその程度についての調査が行われたこと。
- 3 安全管理組織の検討が行われたこと。
- 4 安全委員会の構成とその運営について検討されたこと。
- 5 安全管理研究会、職場安全懇談会等が開催されたこと。
- 6 安全関係の書類、記録、統計の内容とその整備状況についての検討が行われたこと。
- 7 安全規程、安全作業心得の内容と遵守状況の検討が行われたこと。
- 8 安全に関する月別計画、年次計画が樹立され実施されたこと。
- 9 職場別に安全競争が実施されたこと。
- 10 職場と家庭の安全に関する連絡が行われたこと。
- 11 安全点検が励行されたこと。
- 12 危険有害業務の調査とこれの対策が樹立され実施されたこと。

- 13 同一災害再発防止対策が樹立され実施されたこと。
- 14 作業動作の標準化とその教育訓練の実施がなされたこと。
- 15 作業行程の再検討が行われたこと。
- 16 安全教育の計画とその実施がなされたこと。
- 17 整理整頓の励行と作業環境の整理が行われたこと。
- 18 施設及び設備の改善とその安全化の実施がなされたこと。
- 19 安全装置及び保護具が完備されたこと。
- 20 工具管理が実施されたこと。
- 21 安全団体の必要性を早めたこと。
- 22 指導官庁に対する信頼度を増したこと。

5 労働 衛生

労働省では、二五年初めて全国的に労働衛生週間を実施したが、二六年度も第二回労働衛生週間を一月一日から一週間労働衛生団体、各労組、経営者の後援を得て実施した。この実施により労働衛生に関する労使一般の認識の向上を図つたこと。二回に亘り全国に珪肺巡回診療班を派遣し、約六、〇〇〇人の患者の検診が行われたこと。二硫化炭素その他の職業病の調査が行われその対策が講ぜられたこと等が挙げられるが、特に昭和二六年において労働による疲労に関して調査が全国的に行われたことは注目すべきである。

珪肺問題については、労働問題の一つとして、すでに古くから労働衛生上の重要問題の一つとして世界的にも取上げられて来た。

わが国においては昭和二四年八月に「珪肺措置要綱」が定められ、珪肺患者の一般的保護対策の第一歩を踏み出したが、さらに「珪肺対策審議会」を設け関係労使双方の代表と珪肺に関する学識経験者の協力を得て科学的対策を樹るべき体制を整備して来た。しかし珪

肺問題は医学的に見ても未解決な問題が多く、又、これの完全な予防と補償のためには多額な費用と高度な技術を要するので完全な対策の樹立は困難であつた。これに対して労働者側においても昭和二六年一月全国鉱山組合連合会を中心とし関係各産業の労組が衆参両院へ働きかけた。そこで衆議院内の有志議員を中心に国会の珪肺に対する関心を高め、関係者による珪肺に関する懇談会が開かれるに至つた。国会が休会開けとなるや、衆議院の労働委員会においてこの問題が具体化の動きを示し、昭和二七年二月一日に開かれた労働委員会において、「珪肺対策小委員会」をつくり、自由党をはじめ各党より七名の委員をあげてこの特殊問題の対策を検討し、且つ関係労組等の要請による「珪肺特別法」の必要性和その具体化をも併せ研究する事に決定を見た。この決定に基づき二月中すでに、関係労働者代表、経営者代表、学識経験者代表の三者をそれぞれ別個に参考人として呼び、その意見を聴取した。

6 技能者 養成

技能者養成は、アメリカの後進国開発計画の具体的な内容として要望されている関係もあつて、昭和二六年度においては積極的な推進が図られた。

技能者養成が講和独立にそなえる生産拡充のため急速に取りあげられつつあるが、労働省労働基準局調査の昭和二六年一二月末現在概況によると認可事業場数九、四〇八、実施事業場数八、一五一で昭和二六年六月末に比し認可事業場は二・八倍、実施事業場数は二・五倍に増加、技能習得者数も一六、一八一名から二六、七二三名と一・七倍に、指導員も七、五二八名から一四、四五六名と一・九倍

第4表 各都道府県労働局別技能者養成状況

実施事業場数	技術習得者数	実施事業場数	技術習得者数
北海道	七六六	一、七九一	二九〇
青森	一三三	二二〇	二二〇
岩手	一四八	二二〇	二二〇
宮城	二六八	五四四	二二〇
秋田	一〇四	二二〇	二二〇
山形	八	九〇	二二〇
福島	三〇	一六七	二二〇
茨城	三九	二〇七	二二〇
栃木	一九九	四五二	二二〇
群馬	四三七	九七九	二二〇
埼玉	二五五	九七九	二二〇
千葉	二四九	六七六	二二〇
東京	六五	七四三	二二〇
神奈川	一八八	二、〇一三	二二〇
新潟	一〇	一一一	二二〇
富山	一八七	二六二	二二〇
石川	一一二	一九九	二二〇
福井	四	九九	二二〇
山梨	三	九九	二二〇
長野	五五七	一、一八七	二二〇
岐阜	四〇	二二二	二二〇
静岡	四五二	九八〇	二二〇
愛知	七二	八六七	二二〇
三重	四九	一七一	二二〇
計	八、一五	二六、七二三	二二〇
滋賀	二	二五	二二〇
京都	四三三	一、五八九	二二〇
大阪	二二	三四九	二二〇
兵庫	四六	一、六二五	二二〇
奈良	二八	一五四	二二〇
和歌山	七六	三二七	二二〇
鳥取	二五	六一	二二〇
島根	一七九	五〇四	二二〇
岡山	三九	四〇八	二二〇
広島	九八六	二、五六七	二二〇
山口	四〇四	一、四二二	二二〇
徳島	三三	六二	二二〇
香川	三五	六九	二二〇
愛媛	三	二四	二二〇
高知	九	六二	二二〇
福岡	一七八	四八一	二二〇
佐賀	六二四	九九八	二二〇
長崎	二一七	八二七	二二〇
熊本	二〇三	四二七	二二〇
大分	一三	七一	二二〇
宮崎	六六	九〇〇	二二〇
鹿児島	一七九	二五八	二二〇

に増加している。しかし地方によりまだまだ凸凹があり、労働省では昭和二六年末に技能者養成制度の趣旨徹底に関する通牒を各都道

府県の労働基準局長、知事、教育委員会教育長に発し協力態勢の確立と運営の万全を期している。各都道府県労務局別技能者養成状況は（昭和二十六年二月二十五日現在）第4表の通りである。

7 保護 労働

労働省では、労働基準法が制定された昭和二十二年に、労働基準法中の女子年少者に関する規定に基く「女子年少者労働基準規則」の施行を記念して、一月に、第一回「幼く年少者の保護運動」を実施してから、毎年行われて来たこの運動は、関係各方面の積極的な協力のもとに、基準法の趣旨の普及徹底と平行して社会一般の認識と理解を深める上に多大の成果を収めて来た。

昭和二十六年はその第五回目を迎え、一月一日から一週間全国的に実施され、次の三つの目標が掲げられた。

- (一) 労働基準法をまもりましょう。
- (二) 幼く年少者に教育の機会を与えましょう。
- (三) 幼く年少者のレクリエーションを促進しましょう。

次に、衆院行政監察特別委員会では昭和二十六年秋女子および年少者の人身売買に関する基礎調査に手を着け、昭和二十七年三月には警察、業者、労働、文部、厚生等の関係官を招いて事態を徹底的に究明した結果、最近の女子年少者の人身売買事件は全国的に激増の傾向を見せており、この取締及び保護機関に関する総合的対策の樹立はわが国民民主化の促進や民主政策上焦眉の急であるので、昭和二十七年四月二日の同委員会ではこれまでの調査を基礎にした、報告書を決定、内務委員長から林衆院議長宛提出した。

8 労災 保険

今回労働省令第六号をもつて労災保険法施行規則の一部（保険料率表）が改正され、昭和二十七年四月一日から保険料率の一部が改められた。

この報告書の結論は従来の取締対策に統一法規が欠けている点を指摘、人身売買に関する特別法の制定を要望するとともに、仲介者、買主は勿論売主（親等）にたいしても嚴重処罰を考慮すべきだとしており、その他取締末端機関の相互連絡の緊密化、身売り防止のために農漁村家庭にたいする厚生資金貸与制度の確立、里親、職親制度の活用、学校における職業指導の強化、一般社会にたいする啓蒙運動の展開などが速かに実施に移されるよう要請している。

また労働省婦人少年局主唱の第四回婦人週間は「よりよい社会をつくるため権利と義務をいかしましょう」のスローガンをかかげて昭和二十七年四月一日から一週間全国各地に展開され、さまざまな催しによつて婦人の地位の向上、幼く女性の正しい立場の確保のための啓蒙宣伝が行われた。

婦人労働に関しては、労働省婦人少年局において職場婦人の保護対策の一つとして産前産後の休業状態が調査される。この調査はいままでない広範囲なもので調査対象は鉱業・建設・化学紡績・商業の五事業所、およびこの業種に働いている一八歳以上の女子昭和二十六年中に出産し産後七週間を経過した女子労働者一、〇〇〇名について調査が行われている。

にとられた措置であるに反し、本改正は、保険経済の好転により行われたものであり、且つまた労災保険審議会の建議にもとづき行われたものであるという点特徴がある。

昭和二十六年度において法第二七条の改正による「メリット」欄の早期実施、規則の改正による保険料率の改正等を行うことにより保険経済の安定を期した。

昭和二十六年度末（二十七年三月末）においては、昭和二十六年度に繰越された約一四億円の未払補償費を一掃するばかりでなく、更に二億円の剰余金を残す見通しがついたため二十七年四月一日からは保険経済好転による保険料率の改訂が行われた。

今回の改訂を可能ならしめた事由としては、先ず第一に「メリット」欄の実施を挙げることができる。

「メリット」欄が、災害防止に努力を払った事業主に対しては、保険料の負担の軽減を図り、同時に災害を多発させた事業主に対しては、これによる負担を全て他の事業主に転嫁せしめることなく或る程度その負担を加重することにより各事業主における保険料負担の公平を図り、また一方早期実施により事業主をして災害防止に関心を深からしめることにより産業災害の減少を図らんことをその趣旨として実施されて以来僅か一ケ年にすぎないが、その効果には、極めて顕著なものがあつた。

第二は、第一線における関係職員の不撓の努力である。事務当局においては、労災保険経済の健全化を図るべく、昭和二十六年当初より災害三割減少を目途に災害防止に努め、また一方地方労働基準局に労災保険の専門医官を配置して療養費の適正化を図り、これに併せて保険料の過少報告、補償費不当請求の排除、保険料完全徴収

等にも力をそそぎ、たゆまぬ努力を行つてきた。

第三は産業界の好転に伴う賃金の上昇とこれに伴う保険料収入の増加である。

第5表 労災保険新料率

引下げる業種	新 厘	旧 厘
石 炭 業	五〇	五八
金 属 精 錬 業	一八	二〇
工業薬品製造業	九	一〇
製 紙 業	九	一〇
その他の化学工業	八	一〇
その他の窯業又は土石工業	八	九
電 気 業	七	八
水 道 業	七	八
自動車による運輸業	七	八
鉄道軌道又は索道による運輸業	六	七
ゴム製品製造業	六	七
引上げる業種		
漁 業	二八	二五
土石採取の事業	二八	二五
石 切 業	二八	二五
その他の金属工業	一四	一二
金属製品製造業	一〇	九
その他の工業	四	三



(三月四日)と、更に近藤委員外五名の委員による小委員会(三月五日、一〇日、一日、四日の四回)の審議を経て、第五〇回審議会(三月四日)において、六万五千万円の枠内(平均約五分)において引下改訂を行うべきであるとの結論に達し、労災保険料率はここに漸く引き下げが実現することになった。又業種別の料率決定に際しては業種毎の収支状況を睨み合せ、業種間のアンバランスを調節したため結果としては引き上げられる業種も出た。新料率は四月一日附告示によつて第五表のように発表された。なお規則二三條の二により昭和二十七年三月一日付告示で示されたメリット適用事業の料率については四月一日附告示で修正されたこととなるのでこれら事業場については保険料納付を新料率によつて行う。

労災保険は、法施行当初保険料率の業種別区分を僅か三七種とし、その等級も六等級にししか細分されていなかった。その後数回に亘る保険料率改訂により、現在においては二三等級の八一業種にまで細分された。

### 三 職安行政

#### 1 概 観

二六年九月以降の職安行政における特徴は、一時平穩化していた職安闘争が年末にいたり熾烈化し、治安問題化したこと。アメリカとの関係で技能者養成が問題となつたと同じ理由でTWIの運動が極めて積極化し、特に運動の主体を民間に移し始めたことである。

#### 2 失業対策

二六年九月以降における失業対策としては、前期に比して特に大

きな特徴はなかつた。

一 職安闘争 二六年一月以降の日雇労働者の求職闘争は比較的平穩であつたが、一〇月越年闘争の開始に伴い次第に熾烈になつた。一二月中の発生件数は一、三九六件、参加人員一〇八、三七六名に達した。参加人員の増加については未曾有の数字である。一月下旬以降においては、北海道、京都、茨城、富山その他の各地においては検挙事件が続発したことも特徴的であるといつてよからう。

二 失業対策事業就労者に対する就職資金の貸付 東京都においては、二六年一〇月一日から失業対策事業就労者に就職資金の貸付が始められた。

就職資金貸付の目的は、東京都失業対策事業就労者就職資金貸付条例第一条に掲げるとおり、「失業対策事業等に就労する日雇労働者が常用労働者として就職した場合に必要な就職資金を貸付け、もつて常用化を図る」ことである。

就職資金に当てられた予算額は、一〇月から昭和二十七年三月までの六ヶ月間に三二〇余万円、人員において毎月一二〇名である。

資金の貸付を受けることのできる者は、失対事業就労者及びその他公共職業安定所登録日雇労働者で、公共職業安定所に登録してから二ヶ月を経過し、常用労働者として雇用されたものである。その他細密な要件がある。就職資金貸付制度の施行以来昭和二十七年三月末現在で貸付決定者は、四三三名、金額は二、四七七、二〇〇円である。資金回収率は三月三〇日現在六二%である。

なお、この制度は、二六年度の実績を基礎として二七年度(四月以降)は改正が加えられた。

上げられている。その骨子は、

- ① 身体障害者で就職を希望する者の任意登録を行わせる。
- ② この登録によつて、各方面との緊密な連絡をとつて求人開拓を行い、優先的に就職斡旋する。
- ③ 就職を容易にするため職業補導所へ優先入所させ、特別な補導を与える。
- ④ 身体障害者に向く仕事があつたり、一定規模以上の大きな工場事業場の使用者に雇用を勧奨する。
- ⑤ 労働者に雇用促進協議会を設置する等である。
- ⑥ 更に特筆すべきは身体障害者の総合的更生を促進するため職業指導相談、義肢(改善を含む)装置訓練と職業補導とを一貫的に運営するため研究機関を東京に設置する計画が促進されつつあることである。

また四月一日より全国一斉に国民運動が展開され、広範な活動が行われている(註労働省編集労働時報四、巻一〇号及び労働法令、五の四による)。

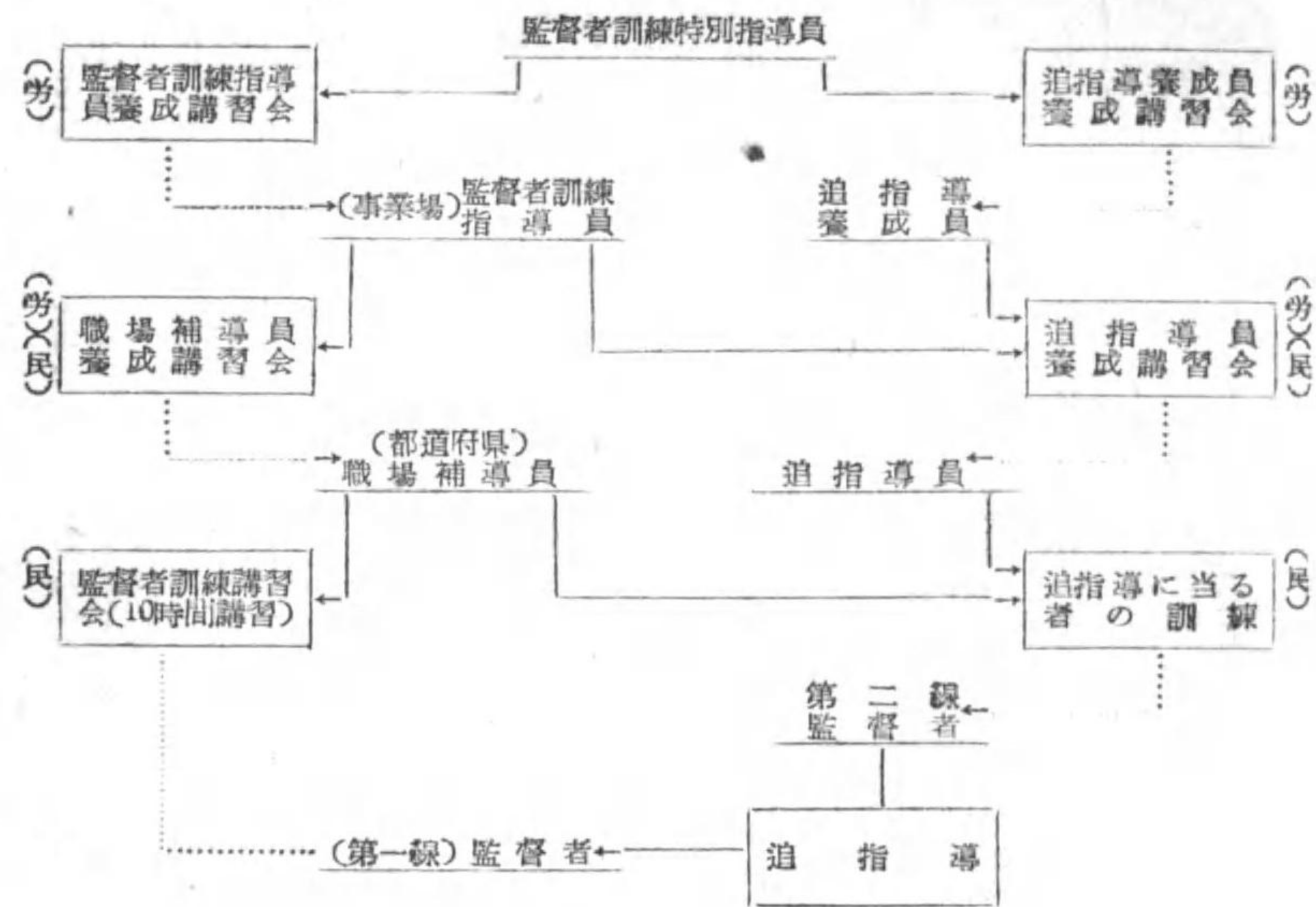
#### 4 TWIについて

TWI方式による監督者訓練が昭和二五年三月に実施され、TWIの本格的実施に伴つて昭和二五年七月には職業安定法施行規則第二二條の規定が改正された。TWIは産業界の理解と協力により急速に各事業場に普及促進され、TWIを採用した各事業場においては非常な能率の向上がみられた。ここに再度昭和二六年一月一日施行の職業安定法施行規則の一部を改正する省令(労働省令第二八号)によつて、職業安定法施行規則中監督者訓練に関する規定が全面的に改正された。

#### 3 身体障害者雇用促進運動

身体障害者の雇用促進に関しては年々、職業安定機関が運動を続け、また一般の公共職業補導所における障害者の職業補導に加え、特に重病の身体障害者のために専門の補導所を昭和二六年現在全国に六ヶ所設けられている。その一は昭和二六年一〇月設けられたわが国最初の結核回復者を対象とする兵庫身体障害者公共職業補導所である。これまで八〇%に上つた再発者の防止と性能に適合する職業更生によつて転職が促進されることになる。ちなみに、五ヶ所の身体障害者公共職業補導所では、約八〇〇人の身体障害者たちが、その障害を克服して生産的な職場に就業する職場補導を受けており従来その約九〇%が就業している。

又労働省では身体障害者の雇用促進の方途としてかねてより厚生省案の「強制雇用法」案に反対、行政措置による身体障害者の職業補導を主張していたが昭和二十七年一月一八日の閣議で法的措置はとらず、労働省案通り行政措置により国民運動の中でとり上げてゆくことに決定、このため二七年度予算から二、三〇〇万円を支出、内二、〇〇〇万円は従来の全国六ヶ所の身体障害者職業補導所にさらに愛知(一五〇名)広島(一〇〇名)の二ヶ所を新設、三〇〇万円は行政措置による身体障害者の雇用促進のため雇用主との調整協議会設立等にあてることに決定した。労働省ではこの問題については当初から強制的な措置は妥当でないとして職業補導の充実が先決問題である点を強調していたものである。以上の方針に基づき「身体障害者職業更生援護対策要綱」が昭和二十七年一月二九日労働省から出された。これは二七年度における職業安定行政の最重要点としてとり



- (註)
- (1) 民間の監督者訓練指導員「事業場の名称」を冠する。
  - (2) 都道府県の職場補導員は「都道府県」の名称を冠する。
  - (3) 監督者訓練指導員及び都道府県職場補導員で特別の訓練を受けた者は追指導員の養成を行うことができる。
  - (4) 都道府県職場補導員及び追指導員である職場補導員は追指導に当る者(第二線監督者)の訓練を行うことができる。
  - (5) ↓は当該講習会の指導を、(労)は労働省主催、(民)は民間事業場主催を示す。

一 職業安定法施行規則の一部改正 この改正の目的は、T W I による監督者訓練の著しい進展に即応して、従来の実施方式を改善拡充して、職業安定法第三〇条に規定する工場事業場に対する技術援助をより強力且つ的確に推進しようとするにある。その主なるものは次の通りである。

一 職業安定法第三〇条の規定に基く技術援助に関し、労働大臣の行う事項を拡大し、次の七項目としたこと。

- 新(規則第二二条の二第一項)
- (1) 監督者訓練計画の作成
  - (2) 監督者の訓練(一〇時間講習)
  - (3) 職場補導員の養成
  - (4) 事業場監督者訓練指導員の養成
  - (5) 追指導を行う者(第二線監督者)の訓練
  - (6) 追指導員の養成
  - (7) 追指導養成員の養成
- 旧(規則第二二条第二項)
- (1) 監督者の訓練
  - (2) 職場補導員の養成

右の援助事項を行うため、各種の講習会が開催されるが、その講習会を担当する指導員等及びその系統は次頁のとおりである。

二 職場補導員養成のための講習会は、従来労働省主催のものだけであつたが、新たに事業場主催のものを認めたこと、及び補導員養成訓練講習会の名称を職場補導員養成講習会と改めたこと。アメリカのT W I 専門家によつて、民間にも「仕事の教え方」六名、「改善の仕方」八名、「人の扱い方」九名計二三名の指導員が養成されたが、今後も民間指導員の養成が行われ指導員の数は相当増加することとなる。これらの指導員が担当する講習会を全面的に労働省主催として運営することは相当事務の膨脹を来

す。一方今日では職場補導員の養成も軌道にのり、高度の技術をもつた指導員が民間にも養成されたので、職場補導員の質的統制の講習会を労働省が主催するという方法で行う必要性は減少してきた。かような見地から講習会を全部労働省主催とする建前を改めることとしたのであるが、職場補導員の質的水準の統制は今後もゆるがせにできないので、資格認定は労働大臣が行うという方式は今後も維持される。すなわち規則第二二条の五第一項の規定によつて「講習会において訓練時間数八分の七以上出席し、且つ実地検定を受けた者」が労働大臣に資格附与の申請をした場合に、その講習の指導を行った指導員の推薦を基礎として労働大臣が認定し、職場補導員の資格を附与することとしているのである。

三 職場補導員養成講習会の受講資格を緩和したこと、及び新たに定められた各種の講習会の受講資格及び受講手続を単純したこと。(規則第二二条の四)

職場補導員の受講資格は、年齢を三〇歳から二五歳に引下げたこと、監督者の経験年数を学歴の如何を問わず一年以上としたこと等において緩和されている。又T W I 実施一年余の経験にかんがみ、不適格条件も禁治産者、準禁治産者、「禁」以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」等不適格であること明々白々な者に該当する場合のみに限定した。

援助申請は労働大臣に提出すべきものと、都道府県知事に提出すべきものとに二分されるが、それは規則第二二条の四第一項に規定されているとおりである。

四 新たに手数料を納付させることとしたこと。

T W I の普及に伴つて、事業場からの援助申請が急激な数に達し、指導員、補導員等を派遣する経費等諸々の経費が増加してきたが、これを全部国庫から支弁することは、今日の財政事情からみて困難になつた。純然たるサービス行政としてT W I の推進を図るうえに、手数料を徴収することは、当局としても誠に不本意

のことであるが、やむを得ない処置として今回の改正により補導員の派遣、講習会の受講等の場合手数料を事業場から納付してもらうこととしたのである。この手数料は派遣旅費を償う最少限度の額を基礎とすること及び援助を受ける事業場は所在地の遠近を問わず負担を均等に分担することを趣旨としている。

手数料の額及び納付方法は労働省告示第二号及び第二十一号（十一月一日公布）に示されているが、参考までにその額を示せば次のとおりである。

- 都道府県の指導員又は補導員の派遣を受ける場合（一〇時間講習又は追指導を行う第二線監督者の訓練のため）
  - 一人につき 一〇〇円
- 職場補導員養成講習会を受講する場合
  - 一人につき 一、〇〇〇円
- 追指導員養成講習会を受講する場合
  - 一人につき 一〇〇円
- 追指導員養成講習会を受講する場合
  - 一人につき 五〇〇円
- 監督者訓練指導員養成講習会を受講する場合
  - 一人につき 五、〇〇〇円

右の手数料は、事業場が申請を出した後、労働省又は都道府県から受講（又は派遣）承認の通知を受けた場合に、所定の手数料納付用紙に収入印紙をはって納付するのである。なお職場補導員については、資格附与の申請を別に出すこととし、その申請と同時に手数料一、〇〇〇円を直接労働省に納付してもらうこととなった。

五 労働省及び都道府県に置く補導員を次の三種とした。

- 監督者訓練特別指導員 労働省
  - 監督者訓練指導員 労働省及び都道府県
  - 都道府県職場補導員 各都道府県
- 右の特別指導員は指導員及び追指導員養成員の養成訓練に当る者である。職場補導員等の養成も無論行うことができる。指導員は

以上の如くTWIは一応極めて順調な発展を遂げて来たのであるが、本当のTWIの効果というものは、指導員や補導員の数でのみ計ることの出来るものでなく、より周到な計画と絶えざる追指導によつてこそ期待し得るものであり、特にこの点については昭和二十六年来朝した米商専門家も強調したところである。即ちわが国産業の興隆にTWIをより有効なものにするためには、次の三点に留意し、それ等の調和的推進を図ることが最も重要と考えられる。

- 1 事業場の受入態勢の確立、並びに計画の設定
- 2 職場補導員の質的水準の維持向上
- 3 追指導の徹底

ここで注意しなければならないことは右の三点を的確に実行することによつて、わが国産業界におけるTWIは全般的にみて訓練技術的には長足の進歩をとげることとなるが、一面TWIの普及状況を産業部門について個別的に見れば、現状のままでは種々不均衡な点があらわれてくると思われる。このことは各産業部門における訓練の状況と労働者数につき第10表をみれば容易に想像される。

即ち鉱業及び紡織業、化学工業、金属製造業、機械製造業等の主要製造業には相当普及しているのであるが、その他の製造業（食料品製造業、木製品製造業等々を含む）においては、労働者数に比して補導員の数は著しく少い。運輸通信、その他ガス、水道、電気等の公益事業になると、殆んどといって良い程普及の程度が遅れている。更に卸売及び小売業や金融業、保険業に至つては、極く一部を除いては全く手を付けていない。

このように各産業別に見ると、普及の程度の差が著しい。そして、これは国民経済的に見て考慮を要すると思われる。勿論、

一〇時間講習の指導と追指導に当る第二線監督者の訓練を行うのである。

なお従来職場補導員という都道府県の補導員をいい民間の補導員は事業場職場補導員と称していたが、今回の規則改正で民間の補導員を職場補導員、都道府県の補導員を都道府県職場補導員と改称することとした。又規則第二二条の五第一項の規定によつて職場補導員と事業場監督者訓練指導員の資格は労働大臣が附与することとしている。新たに追指導員及び追指導員養成員という名称が設けられたが、追指導員養成講習会を修了した者が追指導員養成員と呼ばれるのであつて、別に資格の認定は行わない。補導員や指導員の場合と異なる取扱にしたのは、追指導そのものが各事業場の実情に依り適宜行われるべきものであり、やり方にも弾力性があるので、指導方法について厳格に規格の統制を行う必要が少いからである（労働省職業安定局「職業安定広報」第二巻一二号より）。

二 TWIの現況 昭和二十六年一〇月末現在の監督者訓練指導員の総数は三四名、職場補導員の数は一、〇六七名に達し、その後も続々増加の一途をたどつていたのであるが、昭和二十六年一〇月末現在の指導員及び補導員数の内訳等は次の如くである。

第6表 職場補導員数

所 属 別	計
都 道 府 県	JI 四九
事 業 場	JM 二〇三
計	七七三

第7表 産業別職場補導員数

産 業 別	計
鉱 産 業	JI 八七
製 紙 業	JM 一六
紡 織 業	JR 三四
計	一三七

第8表 所屬別監督者訓練指導員数

所 属 別	計
都 道 府 県	JI 一六
事 業 場	JM 二一
計	三六

第9表 産業別監督者訓練指導員数

産 業 別	計
紡 織 業	JI 一
製 紙 業	JM 一
製 造 業	JR 二
計	四

産 業 別	計
紡 織 業	JI 一
製 紙 業	JM 一
製 造 業	JR 二
計	四

第10表

産業別	J I 職場 補導員数	上百分率	J I: J M: J R 職場補導員総数	上百分率	全国事業場 (単位: 100人)	上百分率
鉱業	八七	一一三	一三七	一四・五	五二五	一一二
紡織業	一四四	一一一	一七七	一八・五	五七一	一一三・五
化学工業(製紙、ゴム等含む)	一〇二	一一五	一二八	一三・五	五六五	一一三・三
金属製造業	一五九	一一三・五	一九四	二〇・五	三二六	一七・七
機械製造業	一四六	一一一	二六五	二八	六八七	一六・三
その他	三三	〇・五	四一	〇・四	四三九	一〇・五
運輸通信業	三	〇・五	四	〇・四	九七六	二・三
ガス、電気、水道、その他	六	一・〇	六	〇・六	一五八	三・七
公共事業	六八〇	一〇〇	九五二	一〇〇	四、二四七	一〇〇
合計	六八〇	一〇〇	九五二	一〇〇	四、二四七	一〇〇

(註) 補導員数は一九五一年一月三十一日現在 但し公務団体、都道府県所屬分を除く。  
 従業員数は一九五一年九月分 毎月勤労統計調査結果表より算出。

広汎なものとして努力したいと思う(労働省職業安定局「職業安定広報」三巻一号より)。

5 失業保険

失業保険制度制定当初から四年を経た昭和二六年末までの保険料について滞納状況をみると、その累計は、申告納付を含めて徴収決定額約三九二億円に対し徴収済額は三七九億円で、取納率は九六・六%に達し制定当初からのこの成績は国税その他社会保険に比して可成りの成績を示している。特に失業保険特別会計の積立金が毎年度相当額残されている。

又雇用状況についても、全産業からみると全生産額は年々上昇を続け雇用量を次第に増加の傾向にある。このような情況のもとに左

業種によつてTWIの受け入れに難易のあることは考えられるのであるが、普及度の低い産業でも、TWIを実施している事業場では非常に大きな効果を修めているのであるから、この点は技術的に充分解決のつく問題であつて、業種というよりは寧ろこれ等の事業主のTWIに対する認識と、訓練計画の作成受け入れ態勢の確立という点に問題がある。

又、TWIの普及に關し今一つ不均衡な点は、中小企業における普及の度合が大企業よりも遙かに遅れている点である。

そこで労働省としては、TWIに關する今後の施策として、普及度の低い産業に対する積極的な啓蒙宣伝、計画設定の指導、その他の特別な資料の作成等の技術的解決を含めて、この問題の解決に當り、以つてTWIのわが国民経済に及ぼす効果をよりの確、且つ

第11表 月別失業保険状況 (日雇労働者)

月別	初回受給を認定された失業者数	初回受給者数	初回受給者の前月平均日数	失業保険金給付延人員	日雇の失業保険給付総額	日雇労働者被保険者手帳交付数	日雇労働者被保険者手帳返還数
二六年							
九月	一三二	九二	六二二	一九・五	五九八、二八六	七七、四五〇	八四、一一三
一〇月	一三〇	一〇〇	九〇〇	一七・五	七〇五、〇四四	九二、〇五一	九〇、三七九
十一月	一一八	八五	〇八七	一八・〇	五七一、八九二	七五、九九七	九二、八一六
十二月	八四	二八	三二二	一七・六	一八四、一九四	二四、二七七	八一、二四〇
二七年							
一月	一四五	一一一	五六八	二三・一	九五五、一五七	一一八、五三三	八八、〇四〇
二月	一三〇	八九	八一四	一六・九	五二二、六三四	六九、九一〇	八九、七〇〇

(常用労働者)

月別	離職票交付件数	初回受給資格認定件数	待期満了者数	初回受給者数	失業保険金給付の失業保険給付総額	失業保険金支給総額	支給終了者数	支給満了者数
二六年								
九月	四八、四七	四三、三〇	四、三三	三三、九二	八八、九九六	九六、五五五	九、四四九	一九、五七五
一〇月	五二、六六	四七、三〇	五、三六	三三、九二	八三、三九四	一〇七、九七七	三、一〇六	二、三〇〇
十一月	四八、三六	四三、七九	四、五七	三三、九二	八六、〇九九	一〇四、三三九	三、〇八七	二、四三六
十二月	五〇、九二	四三、七四	七、一八	三三、九二	八五、〇四七	一〇八、二七六	三、三三六	一九、三六四
二七年								
一月	六三、〇一	五〇、一〇〇	一三、九一	三三、九二	一〇七、〇八一	一三九、八三三	三、八八六	一五、八六三
二月	五三、五三	四三、四七	一〇、〇六	三三、九二	九七、四三三	一二四、〇六六	三、六四六	二四、〇七五

(備考) 労働省労働統計調査部「労働統計調査月報」四巻五号所載  
 記の如く改正が見られた。

一 失業保険法の一部改正 失業保険料率二割引下げを主要内容とする失業保険法の一部改正案は、昭和二七年三月一三日衆議院に提出以來、衆参両院において慎重審議の結果政府原案どおり三月二七日参議院を通過成立し、四月一日より施行された。

この法律を要約解説すると次の如くである。  
 (一) 現行失業保険率一〇〇分の二を二割引き下げて、一〇〇分の二六としたこと。

保険料は、事業主と被保険者とが原則として二分の一ずつ負担するのだから、被保険者は賃金の〇・八%だけ保険料を納めればよいことになる。このためこれを事業主及び被保険者全体としてみると、大凡、月平均二億四千万余り国民の所得額が増すことになる。

(二) 延滞金の徴収の免除に關する規定を拡張し  
 (4) 保険料の滞納処分執行停止又は執行猶予(国税徴収法第一二条第一項及び第二二条の第一項を準用して行ふ。)の場合に、その期間に對する延滞金の徴収も免除することとした。

(四) 保険料の滞納につきやむを得ない事情があると認められると  
きの延滞金の徴収も免除することとしたこと。

延滞金の免除事由としては、従来、督促状の指定期限までに徴収  
金を完納したとき。公示送達の方法で督促したとき。延滞金の額が  
一〇円未満のとき。の三つの場合に限られていた。このように極め  
て限定された事由に基き特別な場合しか延滞金は免除されなかつた  
のであるが、これを国税徴収法の規定(第九條第九項)に準じて前  
記二つの場合にも免除することとしたのである。殊に「保険料を納  
付しないことについてやむを得ない事情があると認められるとき」  
という概括条項が加えられたことに注意すべきである。実際の適用  
にあつては「やむを得ない事情」とはどんなものかが問題になる  
が、これは一般に行政の自由裁量を認める趣旨ではないから、事  
業主側から「やむを得ない事情」があるので延滞金の徴収を免除す  
べきであると主張して争うことも出来るわけであり、今後の運用が  
注目される。ただ、労災保険においては、同様の規定(労災補償保  
険法施行規則第三五條第三項第四号)の解釈について原則として天  
災地変の場合に限つてゐるから、失業保険の運用にあつても、ほ  
ぼ同様の解釈をとるものと予測される。とすれば、昭和二六年秋の  
電力事業の悪化によつて事業運営が困難になつたような場合に、延  
滞金の徴収が免除され得るかどうかが今後の問題として残される。  
又、新しく加えられた免除規定のうち、前者は常に期間の制限が  
あつて全額が免除されるわけではないのに対して、後者の方には何  
等制限規定が設けられていないから、やむを得ない事情があると認  
められる限り延滞金は常に全額を免除されることになるが、やむを  
得ない事情が期間によつて測定されるようなもの(たとえば、天災

によつて一週間交通機関が途絶したため保険料の納付が一週間だけ  
余計におくれた場合)であるならば、免除されるべき延滞金の額は  
この期間に対応する部分の金額に限ると解される。

(三) 日雇労働者被保険者が受給資格の調整を受けて一般失業保  
険料の受給資格を得たときに、その資金計算の基礎となる逆算率一  
〇〇分の二を一、〇〇〇分の一六に改めたこと。

日雇労働者被保険者は、二月の各月において一八日以上同一事業主  
に雇用されてその翌月に離職したときは、離職月の前二月を一般失  
業保険の被保険者期間として計算することができることになつてい  
るが、このような計算によつて日雇労働者被保険者に一般失業保険の  
受給資格がついた場合には、その者の保険納付の額の算定の基礎に  
なる賃金額がわからないからこれを如何にして決定するかが問題に  
なる。失業保険法(第三八條の一五、第二項)では、納付された日雇失  
業保険料から逆算することとしているのであるが、これは、日雇失  
業者が一般失業保険の支給を受けるのであるから日雇失業保険に対  
して納めた保険料を一般失業保険に対しておさめた保険料であると  
擬制すれば、一般失業保険料は賃金額に一、〇〇〇分の一六を乗じて得  
たものであるから納付された保険料額を一、〇〇〇分の一六で除せ  
ばその者の賃金額が出る筈であるという運論に基いたものである。  
このように逆算率を一、〇〇〇分の一六に改めることによつて保  
険給付額が従来のそのの一・二五倍となるのであるから、日雇労働  
者にとつては有利な規定である。

ただこの受給調整の規定は、失業対策事業に従事する日雇労働者  
被保険者には適用されないことになつてゐるので、実際にこの規定に  
よつて保護を受ける日雇労働者の数はそんなに多くはない。

法律改正の内容は以上のとおりである。

昭和二七年四月一日から施行されたのであるが、「一、〇〇〇分  
の一六」の新料率は三月分の保険料、つまり四月末日に納期のある  
保険料から適用されることになる。

なお、この法律改正にもなつて新料率に基く失業保険料額表が  
改正された。又これにもなつて失業保険料申告書の様式も改  
正された。

失業保険法の一部を改正する法律

失業保険法(昭和二二年法律第一四六号)の一部を次のように  
改正する。

第三〇條第一項中「一〇〇分の二」を「一、〇〇〇分の一六」に  
改正する。

第12表 失業保険料額表

等級	賃金	額	被保険者負担額
一	二、〇〇〇円未満	二、〇〇〇	一一二
二	二、〇〇〇円以上	二、〇〇〇	一一二
三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一六八
四	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二二四
五	五、〇〇〇	五、〇〇〇	二八〇
六	六、〇〇〇	六、〇〇〇	三三六
七	七、〇〇〇	七、〇〇〇	三九二
八	八、〇〇〇	八、〇〇〇	四四八
九	九、〇〇〇	九、〇〇〇	五〇四
一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五六〇
一一	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	六一六
一二	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	六七二
一三	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	七二八
一四	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	七八四
一五	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	八四〇
一六	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	八九六
一七	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	九五二
一八	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一〇〇八
一九	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇	一〇六四
二〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一一二〇
二一	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	一一七六
二二	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	一二三二
二三	二三、〇〇〇	二三、〇〇〇	一二八八
二四	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	一三四四
二五	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	一四〇〇
二六	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	一四五六
二七	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	一四六一
二八	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	一五一七
二九	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	一五七三
三〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一六二九
三一	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	一六八五
三二	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	一七四一
三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一七九七
三四	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	一八五三
三五	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	一九〇九
三六	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	一九六五
三七	三七、〇〇〇	三七、〇〇〇	二〇二一
三八	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇	二〇七七
三九	三九、〇〇〇	三九、〇〇〇	二一三三
四〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二一八九
四一	四一、〇〇〇	四一、〇〇〇	二二四五
四二	四二、〇〇〇	四二、〇〇〇	二三〇一
四三	四三、〇〇〇	四三、〇〇〇	二三五七
四四	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	二四一三
四五	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	二四六九
四六	四六、〇〇〇	四六、〇〇〇	二五二五
四七	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二五八一
四八	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇	二六三七
四九	四九、〇〇〇	四九、〇〇〇	二六九三
五〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二七四九
五一	五一、〇〇〇	五一、〇〇〇	二八〇五
五二	五二、〇〇〇	五二、〇〇〇	二八六一
五三	五三、〇〇〇	五三、〇〇〇	二九一七
五四	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	二九七三
五五	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇	三〇二九
五六	五六、〇〇〇	五六、〇〇〇	三〇八五
五七	五七、〇〇〇	五七、〇〇〇	三一四一
五八	五八、〇〇〇	五八、〇〇〇	三一九七
五九	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	三二五三
六〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三三〇九
六一	六一、〇〇〇	六一、〇〇〇	三三六五
六二	六二、〇〇〇	六二、〇〇〇	三四二一
六三	六三、〇〇〇	六三、〇〇〇	三四七七
六四	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇	三五三三
六五	六五、〇〇〇	六五、〇〇〇	三五八九
六六	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	三五九四
六七	六七、〇〇〇	六七、〇〇〇	三六五〇
六八	六八、〇〇〇	六八、〇〇〇	三七〇六
六九	六九、〇〇〇	六九、〇〇〇	三七六二
七〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三八一八
七一	七一、〇〇〇	七一、〇〇〇	三八七四
七二	七二、〇〇〇	七二、〇〇〇	三九三〇
七三	七三、〇〇〇	七三、〇〇〇	三九八六
七四	七四、〇〇〇	七四、〇〇〇	四〇四二
七五	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	四〇九八
七六	七六、〇〇〇	七六、〇〇〇	四一五四
七七	七七、〇〇〇	七七、〇〇〇	四二一〇
七八	七八、〇〇〇	七八、〇〇〇	四二六六
七九	七九、〇〇〇	七九、〇〇〇	四三二二
八〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	四三七八
八一	八一、〇〇〇	八一、〇〇〇	四三八四
八二	八二、〇〇〇	八二、〇〇〇	四四四〇
八三	八三、〇〇〇	八三、〇〇〇	四四九六
八四	八四、〇〇〇	八四、〇〇〇	四五五二
八五	八五、〇〇〇	八五、〇〇〇	四六〇八
八六	八六、〇〇〇	八六、〇〇〇	四六六四
八七	八七、〇〇〇	八七、〇〇〇	四七二〇
八八	八八、〇〇〇	八八、〇〇〇	四七七六
八九	八九、〇〇〇	八九、〇〇〇	四八三二
九〇	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四八八八
九一	九一、〇〇〇	九一、〇〇〇	四九四四
九二	九二、〇〇〇	九二、〇〇〇	五〇〇〇
九三	九三、〇〇〇	九三、〇〇〇	五〇五六
九四	九四、〇〇〇	九四、〇〇〇	五一一二
九五	九五、〇〇〇	九五、〇〇〇	五一六八
九六	九六、〇〇〇	九六、〇〇〇	五二二四
九七	九七、〇〇〇	九七、〇〇〇	五二八〇
九八	九八、〇〇〇	九八、〇〇〇	五三三六
九九	九九、〇〇〇	九九、〇〇〇	五三九二
一〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五四四八

改める。

第三六條第五項中「これを徴収しない」の下に「但し、第四号  
の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部  
分の金額に限る。」を加え、同項に次の二号を加える。

四 保険料について、滞納処分執行を停止し、又は猶予した  
とき。

五 保険料を納付しないことについて、やむを得ない事情があ  
ると認められるとき。

第三八條の一五、第二項中「一〇〇分の二」を「一、〇〇〇分  
の一六」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二七年四月一日から施行する。  
2 及び3は略す

等級	賃金	額	被保険者負担額
一	一、〇〇〇円未満	一、〇〇〇	一一二
二	一、〇〇〇円以上	一、〇〇〇	一一二
三	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一六八
四	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二二四
五	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二八〇
六	五、〇〇〇	五、〇〇〇	三三六
七	六、〇〇〇	六、〇〇〇	三九二
八	七、〇〇〇	七、〇〇〇	四四八
九	八、〇〇〇	八、〇〇〇	五〇四
一〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	五六〇
一一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六一六
一二	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	六七二
一三	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	七二八
一四	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	七八四
一五	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	八四〇
一六	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	八九六
一七	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	九五二
一八	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇〇八
一九	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一〇六四
二〇	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇	一一二〇
二一	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一一七六
二二	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	一二三二
二三	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	一二八八
二四	二三、〇〇〇	二三、〇〇〇	一三四四
二五	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	一四〇〇
二六	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	一四五六
二七	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	一五二二
二八	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	一五七八
二九	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	一六三四
三〇	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	一七〇〇
三一	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一七五六
三二	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	一七六一
三三	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	一八一七
三四	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一八七三
三五	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	一九二九
三六	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	一九八五
三七	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	二〇四一
三八	三七、〇〇〇	三七、〇〇〇	二〇九七
三九	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇	二一五三
四〇	三九、〇〇〇	三九、〇〇〇	二二〇九
四一	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二二六五
四二	四一、〇〇〇	四一、〇〇〇	二三二一
四三	四二、〇〇〇	四二、〇〇〇	二三七七
四四	四三、〇〇〇	四三、〇〇〇	二四三三
四五	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	二四八九
四六	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	二四九四
四七	四六、〇〇〇	四六、〇〇〇	二五五〇
四八	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二六〇六
四九	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇	二六六二
五〇	四九、〇〇〇	四九、〇〇〇	二七一八
五一	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二七七四
五二	五一、〇〇〇	五一、〇〇〇	二八三〇
五三	五二、〇〇〇	五二、〇〇〇	二八八六
五四	五三、〇〇〇	五三、〇〇〇	二九四二
五五	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	二九九八
五六	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇	三〇五四
五七	五六、〇〇〇	五六、〇〇〇	三一一〇
五八	五七、〇〇〇	五七、〇〇〇	三一六六
五九	五八、〇〇〇	五八、〇〇〇	三二二二
六〇	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	三二七八
六一	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三三三四
六二	六一、〇〇〇	六一、〇〇〇	三三九〇
六三	六二、〇〇〇	六二、〇〇〇	三四四六
六四	六三、〇〇〇	六三、〇〇〇	三五〇二
六五	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇	三五五八
六六	六五、〇〇〇	六五、〇〇〇	三六一四
六七	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	三六七〇
六八	六七、〇〇〇	六七、〇〇〇	三七二六
六九	六八、〇〇〇	六八、〇〇〇	三七八二
七〇	六九、〇〇〇	六九、〇〇〇	三八三八
七一	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三九四四
七二	七一、〇〇〇	七一、〇〇〇	四〇〇〇
七三	七二、〇〇〇	七二、〇〇〇	四〇五六
七四	七三、〇〇〇	七三、〇〇〇	四一一二
七五	七四、〇〇〇	七四、〇〇〇	四一六八
七六	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	四二二四
七七	七六、〇〇〇	七六、〇〇〇	四二八〇
七八	七七、〇〇〇	七七、〇〇〇	四三三六
七九	七八、〇〇〇	七八、〇〇〇	四三九二
八〇	七九、〇〇〇	七九、〇〇〇	四四四八
八一	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	四五〇四
八二	八一、〇〇〇	八一、〇〇〇	四五六〇
八三	八二、〇〇〇	八二、〇〇〇	四六一六
八四	八三、〇〇〇	八三、〇〇〇	四六七二
八五	八四、〇〇〇	八四、〇〇〇	四七二八
八六	八五、〇〇〇	八五、〇〇〇	四七八四
八七	八六、〇〇〇		

賃金額三〇、〇〇〇円以上の場合の被保険者負担料額はその賃金額に〇・〇八を乗じて得た額とする。但し五〇銭未満の端数あるときはこれを切り捨て、五〇銭以上一円未満の端数があるときはこれを切り上げて一円として計算するものとする。(備考) 労政時報一一八三号による。

6 労働者供給事業制限の緩和について

労働者供給事業制限に関する行政解釈が一部緩和されて昭和二十七年二月一日から実施された。それは職業安定法施行規則第四條第一項第四号の「専門的な企画、技術を必要とする作業」の定義が「企画若しくは専門的な経験を必要とする作業」に拡大されたことで、そのためこれらの作業は労働禁止の対象に含まれないことになった。

職業安定当局より左の如き通牒が出された。  
(昭和二十七年二月一九日、労働省発職第二七号、)  
労働省職業安定局長より各都道府県知事宛

一 改正の趣旨

職業安定法制定当初にあつては、労働者供給事業の規制は人夫供給業の如き典型的な労働者供給事業を対象とする外、請負契約の形式による偽装形態に逸脱するものあるを防止するため、請負契約の形式による事業をもその対象として来た。而して民間業界は右の趣旨を体し、遂次これが悪弊の排除に協力した結果、今日においては既に充分法の精神を達し、規制の効果を相当に挙げたものと認められる。然るところ、今日における本規制の運用の状況を見るに企業運営の実際と適合せざる点もあり、特にわが國經濟の資本主義的後進性と産業将来の伸長を考慮するとき、本規制の運用を企業運営の実際と適合するよう、合理的な調整を図る必要が認められるに至つたので、現在の企業運営が、専門的な経験を重視することの実際を鑑み、今回職業安定法施行規則第四條第一項第四号中の一部を改正することとしたのである。しかしながら、本改正はあくまでも法律の精神と企業運営の実際とを合理的

的に調整する意図に基くものであつて、今後においても労働民主化を阻害するいわゆる人夫供給業等の典型的な労働者供給事業並びに請負の名目の下に偽装せる労働者供給事業については、従来どおり規制を加えるものである。

二 改正の要点

1 従来の「専門的な企画、技術」が「企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験」と改められたのであるが、「専門的な企画」とは、いわゆる学問的な知識を持つ技術者又はこれと同等以上の企画能力ある者の行う極めて高度の企画性を意味するものと解釈され、従つて、測量、検査、設計等の高度の企画性が要求せられたのである。しかしながら、請負の実際は少しもかかる高度の企画性が発注者によつて要求されているとは限らず、この点実情に沿わないものがある。これを単に「企画」とし、相当長期に亘る実際上の経験と熟練によつて処置し得る一般的な企画、例えば、補助設計や複雑な仕事の段取りなど、請負一般において行われている企画性をも含むものとしたのである。

2 「専門的な技術」の外に、「専門的な経験」を加えたことは、その趣旨において前述と同様であり、実際上の経験に基く技術をも含ませ、これにより従来「専門的な技術」に限られていた範囲を拡張したものである。即ち、「専門的な経験」とは、その請負作業について専門的である工法上の監督者の技能、経験、例えば、工法上の技術指導、作業の調整、危険防止に必要な操作など一般に専門的な経験と熟練によつてなし得る程度の監督者の技術経験を意味するものである。従つて、単なる労働者の統率力乃至は一般労働管理の技能、経験を意味するものではない。又個々の労働者の有する技能、経験をもちつて足りるような作業は「専門的な経験」を必要とする作業でないことは従前と同様である。

3 要するに「企画」又は「専門的な経験」を必要とする作業であるかどうかの判定は、その作業が単に個々の労働者の技能の集積によつて遂行し得る作業であるかどうか、又請負業者或いはそれに代る被用者がさきに例示したような仕事をなし得る能力を持つており、且つ、その者が現実その技能、経験を發揮してその作業について企画し、又は指揮監督するかどうかの二点についての確認に基いて判定されるものである。

三 改正省令の運用

本改正省令の趣旨に基いて、これが規制を適正に実施するため、近く職業安定行政手引を改正する予定であるが、当分の間これが運用については左によらねばならない。

なお、従来の産業別の認定基準は廃止して、簡素なものとする予定である。

1 この省令改正により、労働者供給事業の判定は、従来よりも一層慎重を要することとなるが、典型的な労働者供給事業については従前のおりこれが排除に努めること。

2 請負契約の形式による労働者供給事業の判定については慎重を期する意味において、一公共職業安定所長の判断のみによることなく必ず都道府県に協議せしめ、都道府県は原則として公共職業安定所長会議を招集し職業安定主務部長がこれを主宰して慎重審議の上これを判定すること。

3 告発を行うに際しては、事前に労働省に打合せられたいこと(労働法五卷七号による)。

四 社会保険

1 健康保険準備引上

健康保険については、昭和二十六年八月末以来の診療報酬の準備引上げ問題によつて、全国七万の保険医総辞退決議という事態にまで

及んだが、昭和二十六年二月一日橋本厚生大臣の裁定、新準備告示によつてこの問題は一応解決した。

橋本厚相は同省告示第二八〇号において「医師及び歯科医師たる保険医につき療養の給付又は療養費を受ける場合は別表の診療報酬点数表及び歯科診療報酬点数表に基き一点の準備を甲地にありては一二五〇銭、乙地にありては一一四五〇銭としてこれを算定す」と告示し二月一日に遡及して適用することを明らかにした。

二月一日の保険医総辞退の決議以来最後まで一七四一八銭(一八四四〇銭の修正案)を固執した医師会は大に不満であるが、①新準備は本年度内の暫定準備とし②社会保険収入の課税軽減③医師および歯科医師を中心とした審議会による社会保険制度の全面的検討を前提としてこれを認めた。

健康準備は甲地区一一円、乙地区一〇円として昭和二十三年一〇月決定され行われて来たが、昭和二十六年八月末日本医師会は準備を一八四四〇銭の引上げを提案し、厚生省社会保険医療協議会に持込んだ。爾來協議会では小委員会を開催すること一回、この間、日経連の準備引上げ反対の意見を政府に建議、他方健康組合連合会、全国保険団体中央会の準備据置の主張が行われた。そこで政府は幹事中立案で纏めようとしたが、遂に意見の一致を見るに至らず、一月二十九日の協議会では各代表委員の意見のまま答申することとなつた。この頃より烈しくなつた保険医ストによつて準備問題は前記の如き厚相の裁定告示によつて一つの転機を画した。

2 社会保険制度審議会第二次勧告

社会保険制度審議会は、昭和二十五年一〇月政府に対し社会保険、

国家扶助、社会福祉制度の確立を要望する第一次勧告を行ったが、既に二六年度予算案編成要綱決定後であつたため、一部の結核対策と社会福祉主事制度以外は実現に至らなかつたので、二七年度予算案編成に先立ち、推進委員会を設置して二七年度に実施すべき社会保障政策を政府に勧告する勧告案を検討し、勧告原案がまとまつたので昭和二六年一〇月一三日総会を開催、審議を行った結果、今回の第二次勧告として政府に建議された。

右第二次勧告は緊急問題に限つて重点的にとり上げられたもので、たとえば、社会保険等の医療給付に対する二割の国庫負担、結核対策の強化、厚生年金保険積立金三〇〇億円を被保険者の福祉のため利用する等である。

### 3 二七年度社会保険費

昭和二七年度国家予算は三月二七日参議院を通過し、正式成立した。社会保険制度審議会事務局調の社会保険国庫負担調べによると二七年度額は五五・一億（遺家族援護費除く）で前年度に比して七・五億余増加している。この内四五・五二八億が生活保護関係の費用である。又問題となつていた医療保険の給付費は遂に国庫負担に計上されなかつた（日経連「産業労働現勢報告昭和二六年度下期」参照）

## 第四篇 労働者教育

### 一 概 括

今期は、昭和二六年九月に講和条約の調印、同じく一月にその批准が行われ、更に国民特望のわが国の完全独立が昭和二七年五月に予定されるに至り、労働界にとつても、極めてあわただしい期間であつた。講和条約及び安全保障条約をめぐつての労働組合の平和闘争が秋から冬にかけての賃上闘争に繰りなされて展開され、更に、労働法規の改正問題や治安立法問題が独立後の自立体制整備の一環として取り上げられるや、これに対する反対闘争がくりひろげられる等の一連の動きは、何れも、右の講和問題につながるものであつた。かかる時期において、労働者教育が従来に増して重視されなければならぬことは云々までもなく、今期における労働者教育は、前期以上に多彩に実施された。

ところで、わが国における労働者教育は、主として、労働組合及び行政官庁によつて行われて来ているが、この両者を比較すると、今期においても、前期と同様、行政官庁による労働者教育が圧倒的に大きな数字を示しており、労働組合によるものは、全般には依然として低調の域を脱し得なかつた。このことは、労働組合が前述の如き闘争に忙殺され、落ちついた日常活動を展開する余裕のなかつたことにも原因しようが、より根本的には、教育活動に対する関心の程度に問題があると考えられる。殊に、全国組合、上級組合と単位組

合、下級組合との教育活動面における結びつきは、今期においても、余り見受けられなかつた。然し、前期に比すると、教育活動に対する関心は、労働運動の正常化とともに漸次高まつて来ていることは窺われ、一部には注目すべき活動を行つているものも少くないこと、後に述べる通りである。

次に、行政官庁による労働者教育は、今期に至つていよいよ活潑であり、特に、講和条約調印を機に、漸次、その方針において新しい方向が見られるようになったことは、注目すべき点であろう。

以下、労働組合及び行政官庁の実施する労働者教育について、項目別に述べることにするが、英米等の先進諸国における労働者教育が労働運動の力の源泉となつていゝるまでに発展しているのも、常設施設による教育に負うところが極めて大きく、教育施設は、労働者教育の基礎とも云えるので、教育施設についても、一項をおいて、若干述べることにした。

### 二 労働教育施設

労働教育施設としては、労働学校、労働文庫、労働会館、労働研究所等があげられるが、以下今期におけるそれぞれの状況を述べることにする。

Toshiba

「ばん賃のよい  
「ばん売れている

二重コイル

マツダランプ

東京芝浦電気株式会社





総評大阪労働学校	三・九・一〇	総	三期	七週	週三日(夜間)	八〇
総同盟大阪労働学校	三・四	大	四期	三ヶ月	週六時間	一〇〇
総同盟布施労働学校	二・八・一	布	二期	三ヶ月		一〇〇
長崎地区労働学校	三・五・七	長	三期	一〇日	四〇時間	一〇〇

三 その他 その他としては、専修大学の経営する専修大学附属労働学院及び中央労働学園の経営する中央労働学院がある。前者は、一期一年、一日三時間(夜間)の一年間継続講義で、定員は二五〇名となっており、授業料は月五〇〇円で専修大学の大学拡張の一種とみることが出来る。また、中央労働学院は、一期一年間の毎日(夜間)継続講義で、定員は三〇〇人、授業料は年五、〇〇〇円となつてゐる。

2 労働文庫

労働文庫としては、労働省がその設置以来、各都道府県に、労働課及び労働事務所毎に設置するよう勧奨して来たところであるが、年を逐う毎に、拡充され昭和二六年末において三三六の設置をみてゐる。いまその利用状況の概容を述べると次の通りである。

先ず蔵書数合計は、昭和二五年末の一七二、一四五冊から昭和二六年末には一五〇、七六一冊に増加しており、その内訳は、労働八〇、〇一一冊、政治・経済・法律・社会三五、六九二冊、文化娯楽二二、〇八二冊、その他一一、九七六冊となつてゐる。また、昭和二六年における閲覧図書数の合計は、一七二、〇一八冊で、利用者の内訳は、組合員九四、七二三、使用者九、六四二、公務員三七、二

3 労働会館

労働会館は、労働組合の日常活動のための中核施設であつて、多くの機能を果しているが、就中、それが教育活動の上に占める役割は大きく、労働学校の校舎として、各種教育集會の場所として、レクリエーション、文化活動その他の場所として、或いは、研究調査機関として、多方面に活用され得る性格を有している。従つて、労働省においても、これが設置を勧奨して来たが、その設置状況は逐年、増加の傾向にある。

即ち、昭和二五年末においては、全国で一五七館であつたのが、昭和二六年末には二〇八館に増加しており、またその内訳をみると次の通りである。地方庁の経営するものは、昭和二五年末三一、昭和二六年末五三、労働組合の経営するものは、昭和二五年末九八、昭和二六年末一二二で、その他は、昭和二五年末二八、昭和二六年末三三となつてゐる。

4 労働研究所

労働問題、労働関係に関する科学的、実態的な調査、研究の必要であることは云うまでもないところであり、かかる要請に応ずる労働研究所は、現在一六ヶ所である。

第2表 地方庁経営労働研究所一覽表

名 称	経営主体	設立年月日	目 的 及 研 究 内 容
北海道立労働科学研究所	北海道	二四・四	北海道における労働諸問題の調査研究による労働関係発達と道の開発
福島県労働科学研究所	福島県	二五・五・一七	労働関係の科学的調査研究、資料刊行、講習会開催
京都府労働経済研究所	京都府	二五・六・一六	府下の労働経済事情の調査研究
大阪府立労働科学研究所	大阪府	二三・四・一	労働条件の自然科学面及び社会科学面よりの調査研究及び改善
兵庫県立労働研究所	兵庫県	二二・七・二二	労働問題調査研究、統計作成、労働図書館経営、研究会、講習会の開催
広島県労働科学研究所	広島県	二四・一〇・三一	労働問題調査研究による労働者の福祉と産業経済の発達
労働科学研究所	愛媛県	二六・	労働問題を科学的研究から労働行政の裏付とする。

二 その他の団体の経営するもの これには、大学の経営するもの一、労働組合の経営するもの一、財団法人の経営するもの三、個人経営のもの二、また特異なものとして、使用者の経営するもの一、労働組合の経営するもの一の計九所ある。

第3表 団体の経営する労働研究所一覽表

名 称	経営主体	設立年月日	目 的 及 内 容
法政大学大原社会問題研究所	法政大学	大正三・二・九	労働問題、社会問題の研究
九州大学産業労働研究所	九州大学	二五・五・三	労働問題一般研究
労働医学心理学研究所	財団法人	二五・二・三〇	事業経営の健全化、労働条件の向上発展、労働問題一般の研究
日本労働研究所	財団法人	二五・二・二	労働問題調査研究による労働関係確立と産業の発展
交通労働研究所	財団法人	二五・四・二〇	交通関係労働問題の研究
群馬労働問題研究所	尾道久数	二五・五・三〇	労働問題調査研究
佐伯労働科学研究所	佐伯伝次郎	三三・一〇・一	香川県下労働問題調査研究による労働運動・産業発達に資する労働問題一般研究
名古屋勤労研究所	トヨタ自動車、豊田自動機械株式会社	二〇・一〇・一	労働問題一般研究
九州産業労働科学研究所	九州労働組合	二六・	産業労働事情調査研究

### 三 行政官庁による労働者教育

#### 1 概 観

行政官庁による労働者教育として、ここでは、労働省労働局労働教育課及び各都道府県労働主務課において実施したものである。労働省の労働教育の立場から労働者を対象に文部省の実施する労働者教育及び職業安定行政の一環として行われている技術教育としての労働者教育についてはふれな

いでおく。

所で、労働省の実施する労働者教育と各都道府県の実施する労働者教育とは無関係のものではなく、両者は、密接な連絡の下に、一貫した方針で労働者教育に当たっているのである。即ち、労働省は、教育方針、教育内容、教育方法等について企画、立案の上、これを各都道府県に指示し、各都道府県はこれに基づいて、それぞれの実情に応じて具体的な教育活動を展開しているものであり、労働省の作成する資料は、主として各都道府県に配布され、各都道府県がこれを利用して云う方向において、労働者教育が実施されているのである。尤も、労働省においても、労働者教育のための事業や集会等の具体的活動を直接実施することもあるが、これは、主として、全国的なもの、或いは、特に必要とするものに限られ、大半は、都道府県によつて行われているのである。従つて労働省の実施する労働者教育の全体を把握するには、都道府県の実施したものをも併せて見ることが必要であり、また、各都道府県の実施する労働者教育は、労働省のそれと矛盾するものではなく、一貫した方針の下に実施さ

れているのである。以下、労働省及び各都道府県の実施する労働者教育を項目別に述べることにする。

#### 2 労働 省

一 概 況 労働省では、労働教育を重視し、その発足以来、労働教育課を設置して、合理的な労働関係の確立と健全な労働運動の発展を基本方針に労働者教育を実施して来ているが、今期においては、講和条約の調印に伴い、独立にそなえての自立体制の急速な整備と云う重大な要請もあつて、労働者教育の重要性は従来に倍して痛感され、新たな観点から労働者教育が取り上げられた。また、この講和条約の調印を契機として、従来、労働教育行政に極めて積極的な指導と援助を行つて来た総司令部労働課の影響が漸次後退し、労働省が独自の立場から労働者教育を実施することになったことも、この期間における一つの特色と云えよう。

なお労働教育行政の基本方針が合理的な労働関係の確立と健全な労働運動の発展にあることは、今期においても何等変らないが、唯、今期における新しい方向としては、次の如き諸点をあげることが出来る。

(1) 従来、労働者教育は、一般組合員教育に重点がおかれたが、今期においては、一般組合員の教育は、労働組合の自主的教育活動として行ふものとし、今後は、漸次、幹部教育、指導者教育に移行すべきことが教育方針の一として打ち出された。今期間中には未だ具体化されるに至らなかつたが、昭和二十七年に実施される予定の労働関係教育講座の開設計画は、幹部教育、指導者教育の一環として、考えられたものであつた。

(2) これまでにおいても、労働省は労働組合の自主的教育活動の促進に努めて来た所で、従来、行われて来た労働教育研究会の如きも、労働組合の自主的教育活動促進の建前から実施されて来たのであるが、今期においては、特に、(1)の方針に即応して、一般組合員教育はできるだけ労働組合の自主的教育活動に移行し、行政官庁はこれに対する援助と協力をを行うようにすべきであるとの見解が示された。また、これに関連して、労働組合の自主的教育活動促進の方法として、労働教育のための独自の組織を確立することが提唱された。これは、英国の労働者教育協会の如きものを想定したものであるが、かかる方向が進められれば、わが国労働者教育の大きな前進と云えよう。

(3) わが国の労働者教育が計画的組織的に、しつかりした基盤の上に打ち立てられるためには、常設施設による労働者教育の進展が必要であるとの見解が示された。従つて、労働学校その他の教育施設に対する再検討と研究が行われつつあるのであるが、今期においては、構想として示された労働関係教育センターの設置計画の如きは、この方針の一つの具体化と見ることが出来る。

(4) 労働関係の安定は、単なる力と力との均衡によつてのみ保たれるものではなく、科学的実証的に究明された経済的事実に基づく合理的の上に確立されるものであるとの立場が明確にされ、従つて、教育内容も、かかる合理性の追求と云う方向において取り上げられるべきであるとの考え方が示された。また、同じく教育内容に関連して、教育内容を単に労働関係の問題にのみ限定せず、広く、社会教育、一般教養、基礎知識の養成と云う面からも取上げることが提唱されたことも、注目すべき点である。

(5) 従来、労働学校、労働講座等における教育方法は講義式一辺倒であつたが、今期においては、討論形式による教育方法が昭和二十七年一月二三日の全国労働教育主任者会議において研究課題として提唱され、教育方法に一つの新生面を開いた。

(6) これまで、労働省においては、三ヶ月毎に教育テーマを定め、これに基づいた教育方法及び教育内容を各都道府県に指示して、全国同一歩調、同一内容を以て労働教育を実施することにしていたが、今期中の昭和二十六年末を以て、三ヶ月毎に右の如き指示を行うことは中止し、以後は、時宜に依つて必要な問題を取り上げ、これを各都道府県に指示することにした。尙、昭和二十六年七月から十二月までの教育テーマをあげると次の如くである。

七月—九月 「経済自立と労働関係」

① 自立経済と労働関係の安定、② 資本蓄積と労働条件の向上、③ 生産委員会等々の活用

一〇月—十二月 「労働に関する国際的提携とわが国の労働関係」

① 国際的提携の必要、② 労働組合の体制の整備  
③ 労働条件の国際的水準の確保、④ 国際的労働組合運動ならびにILOの現状

二 集会、催物関係 労働省において実施する集会・催物は、前述の如く極めて少く、その主なるものは、労働教育研究会、中央労働教育大会、労働展、全国労働組合体育大会、全国勤労者美術展、全日本合唱コンクール、全国労働教育主任者会議等である。

(1) 労働教育研究会 労働教育研究会は、昭和二十四年末に労働省が提唱して以来、年を逐うて盛況になつて来たもので、労働組合の教育担当者を対象に、労働教育上の種々の問題を研究討議する目的

を以て計画され、労組の自主的教育活動促進に大きな役割を果している。これは、全国各都道府県毎に、担当の都道府県と労組との共催で実施して来ているが、今期における実施状況は次の通りである。

第4表 労組教育研究会開催表

開催月日	場所	研究 題	参加者数
二年九月三日	福井県	(一) 労組教育の手段と方法 (二) 機関紙の作り方 (三) 職場におけるレクリエーション	一五〇
二月三日	群馬県	(一) 労組教育のやり方 (二) 機関紙の作り方 (三) 聴衆をつかむ技術	三〇〇
二月五日	島根県	(一) 労組教育技術 (二) 会議の運び方 (三) 新しい労組文化教育の方法	四〇〇
〃	鹿児島県	(一) 機関紙について (二) 労組の行う演劇について	三〇〇
三年三月七日	茨城県	(一) 労組講座の持ち方 (二) 労協協約の作り方 (三) 労組教育	三〇〇
三月三日	高知県	(一) 幻燈劇を利用する教育 (二) 演劇による教育 (三) 職場パンフレットの教育への利用	二〇〇
三月三日	新潟県	(一) 討論形式による教育方法 (二) 幻燈を利用する教育について	三〇〇

であるとの構想の下に、日本労組総評議会をも、その主催者の一に加えて労組省・総評・日本体育協会及び開催地である栃木県の四者共催で一月一日、一四日、一五日の三日間、宇都宮市において全国大会を実施した。

この大会の第一次予選は地方によつて異なるが、大体六月頃から開始され、第一次予選の参加チーム数一二、九五五を数えたが、この数字は全国労組組合数の四八%を占めるものである。これが、県大会、地区大会を経て全国大会に積み重ねられて来たのであるが、結局、種目別優勝組合は次の通りである。

歌式 野球 新扶桑金具和歌山工場労組(近畿地区代表)  
 バレーボール 男子 日本鋼管川崎製鉄労組(関東地区代表)  
 女子 大日本紡績労組高田支部(近畿地区代表)

卓球 男子 共同印刷労組(関東地区代表)  
 女子 鐘淵紡績労組四日市工場支部(近畿地区代表)

(4) 勤労者美術展 勤労者の間における美術的意欲の昂揚に鑑み、労組省では、労組文化助長の一環として、東京都、朝日新聞社との共催、職場美術協会の協賛の下に、第四回勤労者美術展を東京都立美術館において、昭和二十六年二月二日から二日までの一日間にわたつて開催した。種目は、日本画、洋画、彫塑、工芸、書道の五部に分け、出品総数四七四点、入選三六三三点、内賞入〇点であった。

(5) 全国労組教育主任者打合会議 全国各都道府県の労組教育主任者の資質向上をはかるとともに、労組関係事務の打合のため、全

国労組教育主任者会議が昭和二十七年一月二三、二四日に労組省において開催され、研究「討論形式による教育方法について」、講話「最近の労組情勢について」「労組関係法規の改正について」「最近における賃金の動向について」等の下に熱心な研究、討議が行われた。

三 資料の作成・配布

労組省では、具体的な労組教育は各都道府県を通じて実施していることから、各都道府県又は労組組合が教育活動を行うに必要な教育資料の作成配布には、相当の重点をおいている。

- (1) 視聴覚資料 視聴覚資料のはたす教育効果は極めて大であるに鑑み、今期においても、前期に引き続き、この種の資料に重点的に作成された。
- ① 映画 「或る職場の話」(昭和二十六年一月完成) 職場委員の活動を取扱ったもの、「嘘は再び燃えぬ」(二十七年三月完成) 労組協約の必要性を強調したもの、「労組ニュース第四集」(二十七年三月完成) 昭和二十六年一月から二月までの労組関係のニュースを集録したもの。
- ② 幻燈 「嘘は再び燃えぬ」(二十七年三月完成) 映画「嘘は再び燃えぬ」を幻燈化したもの。
- ③ 掛図 「先任権」(二十七年一月完成) 先任権制度を説明したもの、「団体交渉のやり方」(二十七年三月完成) 団体交渉のやり方を解説したもの。
- ④ 壁新聞 壁新聞は毎月一回三万部作成し、都道府県及び主要労組組合に配布しているが、今期中には、次の如き内容のものが作成された。「文化活動によつて職業を高め職場を明るくしよう」「労組条件の改善には国際協力が必要です」「国際的連携を密にするため労組の体制を整備しよう」「一九五一年の労組運動を顧みて」「組合の永続的発展は日々堅実な努力の中から生

3 都道府県

一 概況 各都道府県で行っている労組教育活動の主なものと、労組教育集会・催物、通信講座及び常設の労組学校の三つが挙げられる。そこで、まずこの三つについて最近の概況を略述しよう。

労組教育集会については、その件数及び対象人員数において相当の増加を示し、その内容や方法においても進歩の跡が著しい。取り上げられたテーマとしては、労組協約に関するものと労組組合の組織

と運営に関するものが圧倒的に多い。前者は、労働省の協約締結促進運動のあらわれと思われ、特に大規模な集会や特色ある方法による教育集会で多くとり上げられている。これに対して、後者は、中小組合に対して、小規模ながら地味に実施されている点が目目される。なお、二六年上半年期が、地方民部主唱による労働教育集会が相当あつたのに対して講和態勢に伴い、二六年下半年以降は全く各都道府県が自主的に進んでいる。このため、従来のやり方を反省して労働教育を突進に即したものとすため、一層種々の調査研究を行うと共に労使その他の関係団体と懇談会、研究会を行つて連絡を緊密にする為の努力が行われているのも注目される。又、婦人や使用者のみを対象とする労働教育も漸く本格的なものになつて来ている。

催物については、労働まつり乃至は労働文化祭の形で、美術展、芸能コンクール等を相当大規模に実施しているが美術展がこれ程普及したのは二六年に入つてからのことであり、これらを通じて労働者のかくれた技能に発表の機会を与え、労政課・労政事務所の意義を再認識せしめつつあるようである。

併しながら、講和をめぐつて労働教育の自主的態勢を固める必要に迫られたこと、前述した調査研究や労使団体との懇談研究の結果もあり、催物はともかくとして従来の集会教育方式には相当の反省が加えられつつあることも見逃すことが出来ない。終戦直後とは違つて、相当労働教育が行き渡つた(昭和二六年一月―二月だけで労働教育集会に参加した労働組合員の数は一四三万四千人に及んでいる)ことや労働運動が若干沈滞したことが原因して、従来の教育集会方式のみによつては、これ以上の労働教育の発展を望み得ない

こと、又、精々九一日、教時間の教育を以てしては内容の底が浅く、形式的に一般論に流れ易いこと等から、もつと組織的・体系的な教育の必要が痛感されている。こうして、最近各県に通信講座開設、労働学校の設置乃至は拡張、充実の動きがあらわれている。通信講座を既に実施している県は北海道、福岡の二県で、それぞれ一五〇〇名、二〇〇〇名の受講生に対して一人、六〇〇円、五〇〇円の受講料でテキスト二冊(各冊B6二五〇頁)、六冊(各冊B6一五〇頁)を配布している(前者は道費で補助しているのに対して、後者は予算なく独立採算制をとつている)。なおこの他にも目下、通信講座の開設を研究中の県が相当あるのは頼もしい。次に常設労働学校については、地方庁経営のものは二六年中に新設されたもの九校、二七年に入つて新設されたもの一校で、二七年四月末には総計三六校となつた(この外、二七年五、六月には更に三校新設されることに決定している)。

この三六校で一年間に受講出来る生徒の数は、二〇、三七〇名に及び、一〇〇円以内の殆んどテキストの実費程度の受講料によつて、労働法、労働運動史、労働協約、労働組合の組織と運営等についての組織的な教育を受けている。授業時間は、労働者の便宜をはかり夜間一日二―五時間というものが多し。

以上で概況の略述を終り、次に、集会催物、通信講座、常設の労働学校の順でそれぞれの状況を少しくわしく述べよう。

二 集会・催物

(註)ここに「集会」とは講習会、講演会、公開講座、夏(冬)季労働大学、教育大会及び労働学校(特定の施設を有しない、臨時のもの)等をいい、「催物」とは、芸能祭、体育会、音

庁府県	対象	労働組合員				その他	合計
		組合員	幹部	小計	比率%		
北海道	人員 二,三五六 件数 (三五六)	二,〇〇四 (二,〇〇四)	二,〇〇四 (二,〇〇四)	二,〇〇四 (二,〇〇四)	七・二	二,〇〇四 (二,〇〇四)	
青森	人員 八,四四四 件数 (八,四四四)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	九・七	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	
岩手	人員 八,四四四 件数 (八,四四四)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	六・六	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	
宮城	人員 四,七〇三 件数 (四,七〇三)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	七・〇	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	
秋田	人員 七,四七六 件数 (七,四七六)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一三・三	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	
山形	人員 四,〇〇七 件数 (四,〇〇七)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一〇・六	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	
福島	人員 九,七六四 件数 (九,七六四)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一〇・四	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	
茨城	人員 三,〇〇一 件数 (三,〇〇一)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	四・九	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	
栃木	人員 四,四一五 件数 (四,四一五)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	七・九	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	
群馬	人員 五,九五〇 件数 (五,九五〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	八・七	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	
埼玉	人員 一〇,四三三 件数 (一〇,四三三)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	三・九	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	
千葉	人員 九,二五五 件数 (九,二五五)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一三・三	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	
東京	人員 六,六六八 件数 (六,六六八)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	八・四	一,〇〇〇 (一,〇〇〇)	

楽会、展覧会等慰安文化の催しをいう(勿論、ともに地方庁主催で労働者・使用者を主たる対象とするものである)。  
 まず第一に昭和二六年九月―二七年四月の労働教育集会の実施件数及び対象人員を府県別に見ると次表の通りである(以下の数字は凡て、労働省労働教育課において、報告例規に基く各都道府県からの「労働教育実施状況報告」を集計したものに拠る)。

第5表 地方庁主催労働教育関係集会開催状況(昭和二六年九月―二七年四月)



これによれば、全国で昭和二六年九月―昭和二七年四月に、労組組合員を対象として開催された労組教育関係集会の件数は一〇、七一四件、それに参加した組合員数(一般組合員に組合幹部を加えたもので以下教育実施組合員数と呼ぶ)は七一七、九七二人、その全国総組合員数(二六年六月末現在)に対する比率は一二・七〇%となつてゐる。

次にこれを府県別に見よう。まず件数では東京(八三八件)、愛知(五四八件)、神奈川(五二四件)、千葉(五〇六件)、宮城(四九六件)の順、教育実施組合員数では、神奈川(九一、九七四人)、愛知(六三、五六七人)、東京(六一、三五四人)、長野(五四、九八二人)、宮城(四九、七五七人)の順、又、各県の総組合員数(二六年六月末現在)に対する比率では、宮城(六九・〇三%)、長野(四八・七二%)、神奈川(三四・八八%)、山梨(三四・四三%)、岐阜(二九・四八%)の順となつてゐる。

なお、比較のため、期間を昭和二六年一月―二月の一年間として、地方庁主催の労組教育集会による教育実施組合員数及びその全国の組合員総数に対する比率を見ると次の通りで、

区分	組合員数		備考
	(A)教育実施	(B)全国の組合員総数	
二六年	一、五〇、〇七八人	五、五五、三六八人	(B)は現在
二五年	一、三三、〇六八人	三、五三、〇六八人	(B)は現在

延人員にして、約四人に一人の割合となつてゐる。又、これを前年(二五年一月―二月)について見ると下表の通りで、

年	組合員数		備考
	(A)教育実施	(B)全国の組合員総数	
二五年	九三、八七二人	五、八三、六四八人	(B)は現在
二六年	一、五〇、〇七八人	五、五五、三六八人	(B)は現在

二六年は、延人員にして約四七万人増加していることがわかる。更に、二六年一月―二月に労組組合が実施したもの(各都道府県からの報告による)に比べて見ると、次表の通りで、

区分	実施件数		備考
	(A)教育実施	(B)全国の組合員総数	
二六年	一、五〇、〇七八件	五、五五、三六八件	(B)は現在
二五年	一、三三、〇六八件	三、五三、〇六八件	(B)は現在

地方庁の行ったものが、件数にして約六倍半、延人員にして、約三倍となつてゐる。

但、労組組合の実施したものについては、地方庁において把握出来たものに限られてゐること、労組教育活動は集会形式にのみ限られないことを思うとき、直ちに労組組合の教育活動と比較して云々出来ないものであるが、一般に、組織的計画的な教育活動においては、地方庁の方が活潑であることは否めない。

第二に、地方庁主催の教育集会(昭和二六年九月―二七年四月)を内容の点から見れば次表の通りである。

教育内容	件数		教育内容	件数
	(A)教育実施	(B)全国の組合員総数		
組織と運営全般	五、七一	四七、七	福祉活動全般	四七、七
労協協約全般	五、四八	四〇、四	労使関係	四〇、四
労法全般	二、六一	四〇、四	時事問題	四〇、四
国内労協情勢	一、九二	三、四	労行問題	三、四
婦人年少者問題	八、一四	一、八	雇用問題	一、八
内外労協運動史	六、二	一、七	I.L.O	一、七
賃金問題	六、一	九、二	政治問題	九、二
経済問題	五、三	六、九	文化問題	六、九
外国労協事情	五、三	七、二	その他労組教育	七、二
視聴覚教育	四、八	二、五	計	四七、〇

労協協約全般(五、四八)、労法全般(二、六一)、国内労協情勢(一、九二)、婦人年少者問題(八、一四)の順となつてゐるが、対象人員の多い大規模なもの、或は特色あるものについて、特に各都道府県より提出された教育集会の開催状況報告を見れば、その殆んどが労協協約及び労使関係の合理化に関するものを取り上げていることがわかる。これは昭和二五年五月及び二六年五月の再度に亘る労政局長名通牒による労協協約締結促進運動及び合理的労使関係の確立に関する教育主題のあらわれと考えられる。と同時にこの表に見られるように労組組合の組織と運営の民主化に関する教育が地味ながらも、件数多く持続されていることは注目される。

第三に、地方庁主催の労組教育集会及び催物(昭和二六年九月―二七年四月に開催のもの)につき形態上の特色を概観しよう(前述した大規模なもの、特色あるものについての地方庁よりの報告による)。

まず、実施主体からいえば、二六年の上半期は、地方民事部主催の労組教育集会が相当多かつたが、下半期に入つてからは、殆んど各都道府県が独自に実施しているのが、講和態勢に基く自主的労組教育のあらわれとして注目される(それと共に教育集会の他にも美術展、芸能コンクール等の催物が多数行われヴァラエティに富んだものとなつてゐる)。

次に実施の方法や形についての特色を拾うと、教育集会では、ワークショップ(討論形式)を積極的に採用したものが三県、秋田(「労組学校」、岩手(「労組婦人指導者研究会」、北海道(「冬季労組大学」)合宿制の講習会を実施したものが二県(岩手(「上掲」、佐賀(「労組婦人幹部講習会」))で、二六年上半期における公開討論形式の採用(北海道・青森・岩手)と共にそれぞれ今後の労組教育のあり方について重要な経験を得てゐるのが注目される。又、労使の幹部と研究会又は懇談会を実施し、今後の労組教育のあり方を契機に即したものとすると共に、関係者との連絡を密にしようと努力したものが三県(岩手(「労組幹部との研究協議会」、県下主要労組幹部懇談会)、長野(「中小企業労組問題協議会」、労組問題研究会)、宮崎(「労組教育問題協議会」))あり、それぞれ、特に中小企業に重点をおいて、労組教育の現状、自主的労組教育促進策、組織化促進策、協約締結促進策(以上岩手、宮崎)、労組基本権及び不当労行爲に関する法の徹底、企業育成方法等(以上長野)につき熱心に協議研究している。更に、所謂婦人週間の行事とは別に婦人労組者を対象とする本格的な労組教育を実施したものが四県(岩手(「上掲」、佐賀(「上掲」、東京(「婦人労組教育大会及び婦人労組大学」)、長崎(「婦人幹部講習会」))あり、又、使用者教育も漸く緒につ

いて、これを実施したものが同じく四県(岩手「使用者労使問題研究大会」、山形「労務管理を中心とする労務問題研究大会」、東京「使用者労務教育集会」、北海道「使用者労務教育集会」)あつた。

同じく催物について見ると、各県が労務まつり又は労務文化祭の形で美展や芸術コンクール等を盛大に行つてゐるのが注目される。そしてこれらの行事が、市町村や労使その他の関係団体による「実行委員会」によつて独自に行われる迄に発展したものの(岩手)や、県労会議その他の労務者団体との共催という形になつてゐるもの(秋田、宮城、静岡、愛媛)が現われたことは、その実施の趣旨からいつても喜ばしいことである。

なお、美術展は東京都が先鞭をつけたのであるが、最近各県が積極的に取り上げるに至り、労務者のかくれた技術の発揮、職場文化の向上を通して労政課・労政事務所の意義を労務者に再認識させつつあるのは特筆されるべきであらう。

この他、報告によれば(集會、催物の別なく特色あるものを挙げる)、機関誌コンクール(宮城、この他二六年一月八月には山口、新潟が実施)、美術コンクール(新潟)、芸術コンクールを実施後それぞれ、出品者又は出演者と審査員との研究会を実施したものや、労務組合教宣部長研修会及び労務教育研究会を実施したもの(富山)、モデル労組並びにミス労務を表彰したもの(山梨)、県下一周労務組合訪問自転車リレー大会を開催したもの(岡山)、公開討論会を行つたもの(神奈川、なお、二六年一月八月には北海道、青森、岩手が実施している)、各労政事務所に対する労使の相談をまとめて指導日誌と共に発表しているもの(東京)等が異色あるものとして注目される。

三 通信講座 昭和二六年九月—二七年四月に、労務問題についての通信講座を実施したのは、上述のように、北海道、福岡の二県である。

この内、北海道は、二五年に引き続き第二回目で、労務問題に関する基礎的知識を居ながらにして与えることを目的とし、一五〇〇名の受講生に対してそれぞれテキスト(B6判、二五〇頁程度)一巻(一二科目)を配布している。

科目と執筆者は、次の通り、

- 「労務問題総論」 法政大学社会学部教授 村山 重忠
- 「労 務 協 約」 労務省労務組合課長 飼手 真吾
- 「労 務 法」 労務省大臣官房総務課長 富樫 総一
- 「労務運動史(外国)」 元中労委事務局長 鮎沢 巖
- 「同 (日本)」 新産別国際部長 細谷 松太
- 「労働組合の福祉活動」 元中労委会長代理 桂 泉
- 「賃 金 問 題」 労務省労務基準局給与課長 宮島 久義
- 「争議及調停」 以上第一回と共通のもの………
- 「経 済 問 題」 国民経済研究所理事 稲葉 秀三
- 「経営権と労務権」 東京地裁判事 柳川真佐夫、高島良一
- 「労 務 管 理」 労務医学心理学研究所長 桐原 葆見
- 「社 会 保 障」 大阪商大教授 近藤 文二
- 「労働組合の福祉活動」 日本生活協同組合 中林 貞夫
- 「国 際 状 勢」 連合会 専務理事 榎木 桂一
- 「共同通信社編集局長 殿木 桂一

受講料は一人六〇〇円、特に注目されるのは、この講座の受講者と労政課・労務事務所とが連絡してこれを基点に労務教育の振興をかりつつあること、論文を提出させて、その成果を確認すると共に優秀者を勉学のため東京へ派遣すること等である。これに対して福岡県は、二六年が第一回で、労務学校が義務教育

卒業程度の労働者を対象と考へてゐるのに対して、新制中学の中等程度を対象とし二〇〇名の受講者に対して、それぞれテキスト(B6判一五〇頁程度)六冊(一二科目)を配布している。科目と執筆者は次の通り。

- 「労働運動史」(世界・日本) 九大経済学部教授 森 耕二郎
- 「戦後の労働事情」(国際・日本) 同 法学部助教授 林 勉広
- 「近代社会とその法原理」 同 経済学部助教授 奥田 八二
- 「労働法」 同 法学部助教授 林 勉広
- 「社会 保障 制度」 同 産業労働研究所 河野 広
- 「労働組合の組織と運営」 同 法学部教授 清水金二郎
- 「労働者の経済学」 福岡県労務学校総合 玉木 正義
- 「日本の資本主義」 福岡県地労委員長 田中 兼人
- 「戦後の経済事情」(世界・日本) 九大経済学部教授 高橋 正雄
- 「経 営 論」 同 助教授 副田 満輝
- 「労働 衛生」 西日本新聞論説委員 速水与一郎
- 「労働 文 化」 九大経済学部教授 馬場 克三
- 「労働 文化」 三井 産業 石西 進
- 「労働 文化」 医学研究所長 鬼頭 鎮雄
- 「労働 文化」 福岡県地労事務局長 鬼頭 鎮雄

四 労働学校 二六年一月—二七年四月に新設された地方庁経営の労働学校は青森県、岩手県、秋田県、大阪府、和歌山県、兵庫県、各一校及び愛媛県四校の計一〇校で、既設のものを含めて、二七年四月末には三六校に及んでゐる。その詳細は教育施設の項において述べた通りである。

なお、運営方法について、特に異色あるものを拾うと、福岡、岩手、秋田の三県が挙げられるので、これについて若干觸れよう。

福岡県(一期一〇日)で比較的短期の労働学校に属すが、九地区で夫々、年二四期開設し、年間生徒定員総数は一〇、八〇〇人に及んでゐる)の特色は、絶えず被教育者について詳細な調査研究を行ひ、その結果や講師の経験に基づいて、教育内容や方法について反省検討し、教授要綱も作成してゐること等である。調査として、毎月受講生に対して、地区別産業別に、男女の比率、年齢構成、学歴、工職の区別、一般組合員役員の別等を調べて「労働学校統計表」として発表してゐる他、二六年二月には、前年末迄の卒業生一万二千人に対して地区別(産業別)男女別等に労働学校の成果に関する調査を行つてゐるのが注目される。次に教授要綱について、上述の調査や各講師の体験・受講生の感想に基づいて、教育の対象、限界、内容、教え方等につき反省検討して、講師の手びきとなるべきものをつくつてゐる。こうして福岡県においては、上述の通信講座と共に労働学校が全体としての組織的計画労働教育の体系の中に位置を得て相当の効果を上げてゐるものとして注目される。

次に岩手県(一期六ヶ月)で現在、最長期の労働学校に属す。年間一期生徒定員二〇〇名)は、労働学校に対して、一般の講演会・講習会に見られがちな安易な気分におちいることを極力排除し、校長

乃至講師と生徒の間に精神的繋りを持たせて学校の性格を固めることに最大の考慮を払っている。そのため運営の方針として、生徒の人格の陶冶と労働学校の運営に熱意を持つて居られる岩手大学の浅見学芸学部長を兼任の学園長に頂き、例え、少くとも一週に一度の学園長を中心に、学生と個人問題、学園の問題等について懇談指導を行ったり、課外談義やレクリエーションを通じて講師と生徒の間に親近感を抱かせるよう慎重考慮している。更に、学園長と講師及び県当局を以て運営委員会を設けて、如上の趣旨達成に遺憾なきを期すると共に、主要在盛講師を正式に学園の講師として委嘱して、科目や講師の変更に備えるとか、卒業生の同窓組織を育成し、卒業生に対し、労働教育の資料や機会を優先提供する等種々工夫しているのが注目される。

秋田県(一期一〇日、年二期で年間生徒定員総数六〇〇人)の特色は二六年度第三期において、女子のみを対象とする労働学校を開くに当り、その特殊性を考えて、受講生の自主的研究を振興する為ワークショップを採用し、今後の運営に対し大きな示唆を得ていることである。そして第四期には、更にパネル式討論をも時間割に織り込んで実施している。

第三期の報告によつて、討論形式採用の状況を見ると次の通りである。婦人労働者にとつて身近な問題を取りあげ班別に研究討議して問題の焦点と隘路の打開を自らの手によつて見出させると共に、自己の意見発表の機会を与えることを目的とする。実施としては、予めワークショップについて説明してから「労協協約に明記すべき婦人組合員に関する問題」「男女同一賃金はいかにして実現すべきか」といったテーマを提出し、受講生の希望に応じてテーマ毎でも、労働組合の教育活動が大学その他の研究機関と結びつき、或いは、労働組合が労働学校その他の教育施設を経営すること等が、考えられる、わが国では前者については、未開拓の分野であり、後者についても、教育施設の項で述べた如く、極めて低調であるが、ともに今後の研究すべき点であろう。

## 2 主要全国組合の行う教育活動

### (一) 教育方針

大方は運動方針中に謳われる教育宣伝活動の項目において取上げられているが、この項目は抽象的なものもあり、又かなり具体的なものもある。然し何れにおいてもこれら教育方針中に決定された事項について如何なる方法、或いは手段によつて実行して行くかについての具体性が欠けていること又教育方針程実際活動が活潑でないということは一般的傾向といえよう。次に教育方針(或いは運動方針)中謳われているものとしては、機関紙の強化充実及び機関紙による教育啓蒙宣伝、中堅層に対する教育、オルグ教育、青婦人対策等が主なるものであり、教育に対する重点がここにおかれていることが窺われる。

### (二) 教育予算

教育予算が総予算に占める割合は大抵どの組合でも一〇%程度である。金額では国鉄の二、一七〇万円を最高に、最少は十数万円となつている。この金額も実際には、それ以上支出される場合もあり又減額される場合もある。教育予算中大部分を占め

に班を編成させる。次に各グループ毎に別室に別れて討論研究。司会者は各グループ毎に自主的に決定させ、外に指導者として婦人少年局職員主任や労政職員を一名ずつ附す。時間は次の行事の關係もあり約一時間一〇分程度、班別研究終了後ゼミナル・ミーティングを行い、各グループの司会者より一人五分程度で結果を発表するという形をとつた。なお秋田県では、参加者全員に発言する機会を与えるよう指導した結果、それぞれ意見を發表して本計画の趣旨に沿い得、予想外の効果が上り、職場、集会の運営や方向に相当参考になつたと思われるとし、今後大いに実施すると言つてゐる。

## 四 労働組合の教育活動

### 1 概 観

戦後の労働組合運動には、教育面に対する活動が等閑視されてきたことは一般に指摘された点である。然し今日においてはかなり教育に対する関心が高まり、後に列記する如く労働組合の教育活動状況をみても分るようになり、各労働組合それぞれ程度の差はあつても、組織的、計画的な教育の実施に対し努力が払われつつあることが窺われる。

唯、計画的、組織的な教育活動として行われているものは、未だ殆んど見られず、また、全国組合と地方単位組合、上級組合と下級組合との教育活動面における結びつきも充分でなく、この点、労働組合が教育活動面において検討すべき今後の課題であると云えよう。また、英米等の先進諸国における労働組合の教育活動の例に倣し

るのは機関紙費であつて、この機関紙費を除けば、残りは教員円という組合もある。

### (二) 事業内容

#### 1 教育資料

各労働組とも重点をおくのは機関紙である。発行回数は週刊を筆頭に三日毎、月刊等がある。予算の大小によるが発刊部数は組合員四一〇人に一枚あてとなつてゐる。機関紙で異色あるのは国鉄の家族新聞である。機関誌では国鉄の「国鉄文化」全編の「友愛」全日海の「海員」日教組の「教育評論」等があるが、四者それぞれ特徴を持つて編集方法で組合の特殊性が生かされている。パンフレットとしては、新産別の発行するもの、或いは全専売の発行する情宣シリーズは幹部用として他労働組に比較しかなり水準が高い。この外炭労を初めとする肉体労働者には幻灯、紙芝居、漫画等が広く利用されている。その他では、国鉄、日教組の作成した映画があり、又全日海の「全日通労働歌」「どどどん節」、全日海の七千冊を教える海上巡回文庫があり、異色である。

#### 2 教育集会關係

教育集会で各労働組とも積極的にとり上げているのはオルグ教育講座、中堅層に対する教育である。教育集会として異色あるのは新産別の「闘士養成のための講習会」、全建労の「分会会議」であり、このほか国鉄の労働臨時懇談会、日教組の教育研究会、私鉄総連、全編の通信員、或いは機関紙教育担当者の講習会等が上げられる。この外全日海で実施した「海上文化施設調査」、国鉄の「文芸年度賞」、電産の「文芸作品募集」



等は文化方面への活動として注目される。以下労働組合の教育活動について列記すれば次のとおりである。

○日本労働組合総評議会 (設立 昭和二五・七・一一)

- ① 概況……時に教育方針は立てていない。教育活動としては講師の斡旋、良書普及運動、海外労働事情紹介、体育大会、読書会、映画鑑賞会、機関誌展、その他傘下組合の文化担当者を中央に集めて行方各地方文化活動の情報交換又文化人との提携による文化交流等がある。
- ② 教育予算……五六〇万円
- ③ 事業内容(主なもの)……教育資料……機関誌「総評」週刊一回三万五千部、教育集会……教育文化部長会議、労働教育視察資料斡旋、良書推せん、講師派遣(延一三〇人)、街頭移動展(三〇ヶ所)

○日本教職員組合 (設立 昭和二二・六・八)

- ① 概況……教育活動には教育者としての教育と組合員としての教育との二面性がある。知識水準が高いのが特徴で一般労組と比較すると教育資料も高度のものが作成されている。
- ② 教育方針……自主的教育確立の闡明。一、教育文化の建設
- ③ 教育内容の自主的確立、2民族文化の擁護、3平和教育の徹底
- ④ 教育行政の確立と行政の民主化、1教育財政の確立、2教育行政の民主化
- ⑤ 教育予算……九〇〇万円(総予算に占める割合一三%)
- ⑥ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……日教組教育新聞 週刊、一回四万部、教育情報 旬刊、一回一万三千部、雑誌教育評論 月刊、一回一万部、シリーズ 教師の社会科学シリーズ 発行随時、一回一万部、映画「日教組の歩み(二巻もの)」「二、教育集会関係……教育研究会参加者五五〇人、ユネスコ精神普及講習会、街頭移動展、講師斡旋延五八〇人、WOTTP代表派遣等。

○日本炭鉱労働組合 (設立 昭和二五・四・二二)

- ① 概況……文化方面、青婦人対策に重点がおかれる。組合員が肉休労働であるため、教育活動は壁新聞・リーフレット・漫画等の見易い資料に重点がおかれている。
- ② 教育方針……中央本部……地方本部、支部の教育活動に対する指導及び掌理、並びに資料の提供。個別には、幹部教育及教育講座等の講師斡旋、紙芝居、スライド、フィルム等の資料の斡旋、参考図書の新刊機関誌を通じての教育啓蒙。機関誌の内容充実強化、青婦人、主婦に対する綜合的対策。
- ③ 教育予算……三〇〇万円(総予算に占める割合一四%)
- ④ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……機関誌「炭労」旬刊、一回八万二千部、機関誌「炭労」月刊一千部、その他リーフレット、パンフレット等。二、その他……映画の推薦二件。

○国鉄労働組合 (設立 昭和二二・六・五)

- ① 概況……教育活動には、文芸活動と情宣活動の二つの面があり、文芸活動は基礎的な教育に情宣活動は日常闘争を通じての教育に重点がおかれる。この外文化活動を通じての教育活動が行われ特徴を示している。
- ② 教育方針……「労働運動に対する理解と認識の徹底並に職場文化の積極的昂揚」……1労働組合としての一般的文化教育活動の積極的推進、2職場の各種サークル、レクリエーション運動を通じての職場文化の昂揚、3国鉄労働運動史の編纂、4生活協同組合、労働全庫等の経営についての調査研究及び積極的指導育成
- ③ 労働組合相互間の連絡を図り組織的文化教育活動推進のための連絡協議機関の設置、6労働学校設置を前提とする組織的恒久的労働教育の実施。
- ④ 教育予算……二一七〇万円(総予算に占める割合一三%)
- ⑤ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……機関誌「国鉄新聞」月六回(五日に一回)一回七万五千部。「家族新聞」月二回一回

一五万部。機関誌「国鉄文化」月刊、一回二万五千部。「国労時報」月三回 一回五万部。映画「広島中央委員会」、「二月二十七日記念日」二巻もの。二、教育集会関係……1労働法学懇談会五回、2、オルグ教育講座年二回、受講者延二千五百名。三、文化活動……1文芸年度賞制度の設置。

○電気産業労働組合 (設立 昭和二三・五・六)

- ① 概況……教育活動は、民主化、賃金、組織の各対策委員会においてそれぞれ担当部門の諸問題について行われる。但し機関紙部だけが書記局と独立部門として設けられている。
- ② 教育方針……1新組合員に対する啓蒙教育、2新幹部の養成
- ③ 機関紙活動の充実強化
- ④ 教育予算……四、三三六、七〇〇円(総予算に占める割合八%)
- ⑤ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……機関紙「電産」週刊 一回三万一千五百部。2パンフレット随時。3リーフレット二回、一回七〇〇部。二、文化活動……文芸作品の募集。機関紙に発表。

○日本私鉄労働組合連合会 (設立 昭和二二・一・一〇)

- ① 労働教育の重点及び教育方針……1組合員一般に対して階級的連帯観念涵養のため教育目標の重点を初歩的な基礎教育におき。又単組地連を中心とする労働講座を積極的に開催し、機関紙を一層活用する。2機関紙の改善充実強化。3通信網、配布網の再検討。
- ② 教育予算……三六〇万円(概算)……総予算に占める割合一四%
- ③ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1機関紙「私鉄労働」週刊、一回三万五千部。2ピラ、ポスター、パンフレット等一回一万五千部、年一〇回。3教育部報(通信員用)月二回、

一回五百部。4教育シリーズ(幹部用)月一回、一回五百部。二、教育集会……1各地方連合会教育部長会議、年三回、一回二〇名。2通信員会議年一回、記事の書き方、取材方法等の研究。一回三〇人。3労働講座、年一回各地連毎に開催。4教育オルグ年一回、教育宣伝オルグをかね機関紙編集等の指導を行う。5文化活動(各地方労組)に側面的な援助。

○全日本海員組合 (設立 昭和二〇・一〇・五)

- ① 概況……海員の特異性のため、文芸活動による啓蒙に重点がおかれる。海上文庫、共同通信社との提携による無線通信活動、海上文化施設調査は特色がある。
- ② 教育方針……運動方針の線に沿い、最終目標を、1組織の強化と一般教養の向上、2組合員の利益増強と立場の擁護、3一般国民に対する海事思想の普及。におく。
- ③ 教育予算……二一六万円(総予算に占める割合三%)
- ④ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1機関紙「船員新聞」週刊 一回三万九千五百部。2機関誌「海員」月刊一回六千部。3パンフレット三種、それぞれ五千、七千、十千部発行。4海員速報 週三回。5無線通知一週二回(火金)。6海上巡回文庫の設置、三百個七千冊、一船当り供用期間三ヶ月平均。7組合文庫、一三支部設置、百と三百冊収録、二、その他……海上文化施設調査、組合員一人一人に対し調査、回答数六七二名。

○合成化学産業労働組合連合会 (設立 昭和二五・一・二六)

- ① 概況……組織強化のための啓蒙宣伝、機関紙により啓蒙教育、オルグ教育講座に重点がおかれる。
- ② 教育方針……1記事は平易に、報導は迅速正確を旨として機関紙の充実強化、そのための機関紙連絡責任者の設置。2教育資料の発行、職場懇談会の開催、講師の派遣、巡回講座の開設により組合運動に対する認識と組合意識の昂揚及び中堅幹部の養成。

④ 教育予算……二四万円(総予算に占める割合二一%)  
 ⑤ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1機関紙「合成化学」週刊、一回二万部。2調査月報、月刊、一回三百部。3パンフレット二回、一回二百部。4ポスター壁新聞、六回、一回二千枚。二、教育集会関係……オルグ教育講座、参加者六五名、講師六名。

○全専売労働組合 (設立 昭和二四・六・二八)  
 (組合員 三六、五〇〇)

① 概況……出版活動、青年婦人幹部に対する教育に重点がおかれているが、異色あるのは年二回実施される教育総合調査である。特にこの調査については具体的に教育方針に謳われているが注目される点である。

② 教育方針……1組織の強固な確立を図るための階級的理論の浸透、2出版活動強化による日常活動の極化の促進、3一致教育の積極化と共に地方各級機関における青年婦人幹部の育成。具体的活動計画……1教育総合調査の整備、2機関紙を中心とする活動対策、3支部幹部教育の確立。

③ 教育予算……七八〇万円(総予算に占める割合二四%)

④ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1機関紙「全専売新聞」五日刊、一回三万九千部。2機関誌「専売文芸」季刊一回二千部、3週報「全専売」週刊一回一六三〇部。4婦人のシオリ三万八千部。5ポスター一回二千部四回発行。6情宣シリーズ四種、一回二千部発行。二、教育集会関係……講演会「公共企業体は如何にあるべきか」参加者八〇名、2映画会……鑑賞「箱根風雲録」一回。

○全国繊維産業労働同盟 (設立 昭和二一・七・三二)  
 (組合員 三三〇、〇〇〇)

① 概況……組合員の八割が女子で、年齢も十六才〜十八才、勤続年数は平均二年〜三年、殆んどが寄宿舎生活であるといふことは全織同盟の特色で、教育方法においても特徴のある方法がと

組織される。教育方法は文書活動、中央に集めて実施する講習会等は効果が上らずオルグ出張教育といった方法がとられている。特徴的なものは分会会議である。

② 教育方針……生活を通じて労働者としての意識を高める。

③ 教育予算……四三〇、〇〇〇円(総予算に占める割合六二%)

④ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1機関紙「全建労」旬刊、一回一万三千部。2パンフレット(幹部用)四回、一回三千部。二、教育集会……1分会々々毎月一回参加人員十名、2教育講座、幹部対象、三、五ヶ月実施、毎週水曜日五〇〜六〇名内容は「労働運動史、土建労働運動史、剰余価値説」等。

○日本労働組合総同盟 (設立 昭和二六・六・二二)  
 (組合員 四九三、〇〇〇)

① 教育方針……1民主的労働組合運動の確立……組合運営のあり方を明確にするための教育及び労働協約の締結の仕方等組合運動における常識的なものを実践面に具体化するための教育。

② 教育予算……本部と産別同盟と共同負担でプールして使用する。

③ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1機関紙「総同盟」旬刊、一回二万部。2「情報と資料」不定期、一回五百〜二千部発行。3リーフレット、パンフレット随時発行。二、教育集会……1中央労働講座、三月に一回、「社会主義インター宣言の解説」等講師六人。2総同盟指導方針の徹底……加盟組合本部共催月三〜五回、内容「時事問題、当面する政治問題」等、講師本部役員外部専門家。

○日本鉱山労働組合 (設立 昭和二一・七・三二)  
 (組合員 六〇、〇〇〇)

① 教育方針……基本的方針と目標……1組合員に対する日鉱運動方針の周知徹底、2幹部並に中堅青年層に対する社会民主主義理論の徹底、3組合員の自覚と矜持の昂揚、4労働者の文化の向上、5組合員に対する技能教育・保安教育を實踐して生産技術の向上

られている。

② 教育方針……1全織同盟の方針に合致した教育の実施。2常識としての組合知識、社会人としての教育の体得。3全組合一定した意識水準の確保。4中堅活動分子の教育。

③ 教育予算……三三〇万円(総予算に占める割合一〇%)

④ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1機関紙「全織新聞」週刊、一回五万部。2機関誌「友愛」月刊、一回三万部。3パンフレット二種、それぞれ五千部、三千部刊。二、教育集会……1オルグ養成講習会八回、参加者三〇〜四〇人、一週間、科目、労働組合論、労働運動史等、2教育教育特別講習会……各労組及び単組支部の機関紙誌担当者対象、八回、一回四〇人。3講師派遣……月三〇〜四〇人。

○全国産業別労働組合連合 (設立 昭和二四・二・一〇)  
 (組合員 一一〇、〇〇〇)

① 概況……特に上げられるのは職場大衆の教育と活動分子に対する特定教育即ち闘士養成のための教育である。この外他団体・政党・他労組に対する講師派遣による援助がある。

② 教育方針……職團的自由労働組合主義の理論的、実践的啓蒙並びに発展。

③ 教育予算……八八万(総予算に占める割合一七%)

④ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1機関紙「新産別」旬刊、一回三万部。2調査情報月二回一回三千部。3パンフレット……四半期毎に一回、一回一万部発行。「黎明と暗黒(労働運動史)」等外三種、二、教育集会関係……1職場の教育講座、本部単産共催、四季に一回、一回五百人以上参加。2闘士の養成、地区的、単産別に実施三回、三日間六〇人全国より参加、講師本部より派遣。

○全国土産産業労働組合連合会 (設立 昭和二三・一・二〇)  
 (組合員 三〇、〇〇〇)

① 概況……組合員の職種は三三で居住別、現場別、職種別に

と災害の絶滅、6組合員家族のための教育啓蒙。

② 教育予算……五二万円(総予算に占める割合一三%)

③ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1機関紙「日鉱」週刊、一回五千部。2その他パンフレット、図書雑誌リーフレット等の発行。二、教育集会関係……1講座五回、内容「組合の運営、政治情勢の分析」等、講師菊川忠雄外二名。

○全国金属産業労働同盟 (設立 昭和二六・三・一八)  
 (組合員 四七、〇〇〇)

① 教育方針……1労働学校の充実、2オルグ講座の実施、3実践活動を通じて教育。以上を通じて組合の重要性、必要性について周知徹底を図る。

② 教育予算……一五五、〇〇〇円(総予算に占める割合一一%)

③ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1機関紙月刊一回千部。2調査月報、月刊一回四百部。二、その他……講師の斡旋五回。

○全日通労働組合 (設立 昭和二一・四・二〇)  
 (組合員 九三、〇〇〇)

① 概況……教育活動の重点は視聴覚教育におかれているが、特に組合員に親しまれる歌として作成された「どどん節」「全日通労働歌」は注目される。

② 教育予算……九三三万一千円(総予算の中に占める割合一九%)

③ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1機関紙「日通労働」五日刊、一回二万二千部。2壁新聞四回、一回七千枚。3パンフレット月一回、一回五百部。4スライド十本。5「全日通労働歌」「どどん節」。二、教育集会関係……1全国各地地区部長講習会、参加者八〇名、内容「労働三法」「講和後の日本経済」等講師八名。2新潟地区青婦部長講習会、参加者六〇名、内容「労働協約」「日通労働運動」。

○日本鉄鋼産業労働組合連合会 (設立 昭和二六・三・一)  
 (組合員 一一〇、〇〇〇)

① 概況……結成間もないこと、傘下組合が殆んど中立組合であつたこと、組織が連合体である等の条件もあつて、本部としての教育活動も確立の過程にある。教育の重点は中堅幹部養成、基礎教育、青年層に対する教育におかれる。

② 教育方針……1 外部民主団体との密接な連携、2 教育文化活動の組織化と中堅幹部の養成、3 講師派遣及推せん、4 教育文化図書の斡旋及推せん、5 各種サークル活動への具体的な指導援助。以上を通じて組合員の自覚の昂揚即ち労働者階級の意識と行動の成長を図り傘下組合の方針を統一することに努力すると共に中堅幹部の養成に主力を注ぎそれを大衆の線にまで押して広めて行く方向をとる。

③ 教育予算……二〇万円(総予算に占める割合二五%)

④ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1 機関紙「鉄鋼労働」旬刊、一回三万部。2 調査月報、月刊、一回三〇〇部。3 その他ポスター、八回。壁新聞、三回。リーフレット二回。二、教育集会関係……1 オルグ講習会参加者六五人、科目「労働運動史」「内政政治情勢」等、七科目七講師。

○全日本造船労働組合(設立 昭和二一・九・一)

① 概況……機関紙による教育啓蒙、オルグ教育が重点的に上げられる。

② 教育方針……1 組合教育の計画的な対策樹立、2 教育宣伝に漸進的な方法採用、3 文化サークルと組合との結合の強化、4 通信組織の確立と記者の養成、5 競争危機に対する平和運動の強化。

③ 教育予算……二六三万二千円(総予算に占める割合一七%)

④ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1 機関紙「全造船」週刊、一回二万九千部。2 調査月報、月刊一回二〇〇部。3 パンフレット、発行五〇種、一回二〇〇部「労働協約」「生産対策」等。

集会内容と考えさせて教育に対する地道な歩みが窺われる。しかし開催件数は最も多い懇談会をとつてみて一ヶ月平均九八件ということは全国的にみても、まだ低調の域を脱しない。

第6表 名称別集会調(昭和二六年九月〜二七年四月)

懇談会	五九	打合協議会	七	文化展	一
説明会	一六	教育大会	三	労働学校	三
講演会	三六	視覚教育	三	聴覚教育	三
講座	三三	指導会	五		
研究会	一五	討論会	二	計	二、〇七

(一) 集案件数及び対象人員  
組合員に対する教育が人員にして二九万(第7表)しかも延人員であることからみると、わが国組織労働者の人員と考え合せて、未だ数的には極めて低調であると言えよう。尙その他一般の欄中には未組織労働者が最も多く、次が一般、学生、その他等となつてゐる。未組織労働者、一般に対する教育にも関心が払われていることは、教育内容と合せて労働組合の対外的教育活動への活躍が知れる。その数にして五万、組合員、幹部人員に対する比率一七%である。次に開催件数としては統計二、〇九六件、前年一年間の六ヶ月平均一、三〇五件と比較して数的にはかなりの増加を示している。

第7表 労働教育集会对象別調(昭和二六年九月〜二七年四月)

組合員	二九〇、〇六七	講演会講習会等開催件数	一、五六九
幹部	一〇、〇九八		三六二
その他一般	五〇、四七七		一六五
計	三五〇、六四二		二、〇九六

○全日本自動車産業労働組合(設立 昭和二三・三・二六)

① 教育予算……二四〇万円(総予算に占める割合二六%)

② 事業内容……一、教育資料……1 機関紙旬刊一回三万五千部。2 調査月報 月刊三千部。3 リーフレット、パンフレット随時、一回三百〜一千部。

○全日本生命保険従組連合会(設立 昭和二一・六・四)

① 概況……機関紙の充実、組合員としての自覚、組織の強化に対して教育活動の重点がおかれる。

② 教育方針……1 機関紙による教育啓蒙及びその充実強化、2 各単産に対する指導。

③ 教育予算……四二万円(総予算に占める割合一四%)

④ 事業内容(主なもの)……一、教育資料……1 機関紙二月に三回一回七千部。2 その他チラシ、ポスター、ビラ等。二、教育集会関係……1 講演会百名参集、内容「最近のソ連情勢」。

3 地方単位組合及び連合体の行う教育活動

自昭和二六年九月至二七年四月の八ヶ月間において行われた地方単位組合及び連合体の教育活動を労働省労働政局労働教育課に報告された資料によつてみると次のとおりである。

(一) 集会関係

内容別に上げると第6表の如くである。最も活潑に行われているのは、前年と同様懇談会となつてゐる。次が講演会、講座視覚教育となつてゐる。懇談会は比較的容易に又、お互の意思が相通するといった特性もあり、効的である点果からも、行われる回数が多くなるのであろう。懇談会、説明会、講演会、講座、研究会等が数多く開催されていることは、(第8表)教育

(二) 教育内容

第8表によると組織と運営全般が最も多い。前年一年間の教育内容の最も多く実施されているのは労働協約一般であり次が組織と運営全般であつたが、今期にあつては、労働協約一般と組織と運営全般の順序が入れ替つてゐる。また、内容中婦人年少者問題が二二九件と第四番目に位するのは労働組合の中でも婦人年少者に対する関心が高まつてゐることが知れる。なおその他の欄とは労働教育の問題が含まれる。

第8表 労働教育集会对象主項(昭和二六年九月〜二七年四月)

組織と運営全般	七六〇	視覚教育関係	五四
労働協約一般	二七〇	福祉活動	三八
労働法全般	二六二	文化問題	二二
婦人年少者問題	二二九	労働行政	一九
国内労働情勢	一七三	I.L.O	一八
時事問題	一七〇	雇用問題	一一
賃金問題	一四	社会保険	一一
外国労働事情	七四	機関紙関係	一〇
政治問題	六三	労働関係	九
経済問題	六二	その他	六二二
内外労働運動史	五五	計	三、〇四八

(旧社名井華鑛業)

# 住友石炭鑛業株式會社

取締役社長 福永年久

本社 東京都千代田区丸の内一ノ二永樂ビル

電話丸ノ内(23)二二二三一(代表)



## 第五篇 農民運動

### 一 概 括

終戦直後わが国の農民運動はあたかも遼原の火の如き勢を以て急  
速な発展を見せたのであるが、これは一面において戦時中において  
の農民の収奪と圧迫に対し鬱積していた不平が爆発したこと、他面  
農地改革という未曾有の大改革が行われ、耕作農民が期せずして彼  
等の利益のために立ち上つたからと思われる。供米、土地解放と結  
びついて旧農業会に対する不正の摘発、或いは農村民主化の運動等  
等農民の各層は立上り巨大な戦線に統一されたのである。而してこ  
の闘争は税金闘争と結びついて昭和二三年頃までは大衆的な規模に  
おいて続けられて来たのであったが、その後この農民運動は急速に  
停滞沈滞化的傾向を示すようになった。この原因ははたしてどこに  
あるのであろうか。

戦後における農民運動発展の経過を辿つて見ると、組織的には農  
民運動は日農を中心として行われて来たのであるが、戦後における  
この日農の組織は戦前における農民組合とはその内容性格において  
著るしく相異り同一ではあり得なかつたといえる。即ち戦前の農民  
組合は小作人組合として組織され、高率小作料を中心とし、また封  
建的地主を対照とした土地問題を闘争題目としたものであり、その  
恒常的組織としての農民組合を存続せしめた土台は半封建的な小作

制度であつたのである。

然るに戦後の農村事情はこのような農村の事情を全く一変した。  
そしてこの農村情勢の変化を見る場合第一に考えなければならぬこ  
とは農地改革であるといえる。即ち農地改革は簡単に云つて大部分  
の小作農民を自作農に代えると同時に、従来収奪の半分近くであつ  
た高い現物小作料を低い金納小作料に代えたことで、従来の地主と  
小作人の関係はこれによつて著るしく変化したと見てよいのである  
勿論農地改革は従来の地主制度を根柢より覆えしたというわけでは  
なく戦前よりは弱くなつた形で地主制度を残しているのであるが、  
小作人として毎年繰り返される最大の利害関係であつた高率小作人  
と土地の問題が解消され、半封建的小作制度が直接の対立物でなく  
なつたこと、即ちこうした農村情勢の変化に対応しての農民の指導  
が立遅れていることが今日農民運動を著るしく停滞化せしめ、沈滞  
化している最大の原因と見られるのである。

然るに他面において農村経済の実情はどうかと見ると、最近農村  
経済はますます行詰りの様相を色濃く現わしている。即ち終戦直後  
一時食糧不足のためヤミ価格で潤つた農家もそれは東の間の現象で  
今日では売れる物は安く、肥料農具等買うものは高くというような状  
態ですつかり貯蓄もはき出す始末となつた。所謂朝鮮事変による特  
需景気によつて農村失業人口が幾分緩和されたかに見えたが、それ

もつかの間で今日では農家の二三男の就職問題が農村の重要問題となつて現われて来ている。

農地改革によつて一応形式的には自作農となつた農民が最近生活の苦しさから土地を売り放つ傾向が目立つて来たことや、苦しさの余り子女の人身売買がふえて来たこと、また青田売りや、農業手形その他農民負債が増大してきたことなどは新聞種としてもますます増加の趨勢を示している。殊に最近講和発効を契機として駐留軍、或いは警察予備隊によつて接収せらるる土地の問題は耕地を死守せんとする農民との間に種々の問題を起し、農民運動はこの面において最も鋭く燃え上らんとするの形勢を示している。最近各地に旅行して農村の現状を見て来た朝日新聞記者の報告によれば(朝日新聞「各地に見る農村経済の問題点」昭和二七・七・一一三)近畿各地における接収紛争の実情は、開拓農民が単に補償金のみの問題でなく耕地を手放したくないという心情を示していることを伝え益々この問題の困難性を指摘してゐるし、改革後の農村の実情は山間部においては地主の勢力がますます強大となり、農民は燃料が自給出来ず困つて出稼に出ていること。平田部では地主の経済困難が原因となつて力関係によつて土地の取上げ(大阪、滋賀)、三倍ないし五倍の高率(ヤミ)、小作料や物納への逆もどり(鳥根県)となり、賦役はほとんど姿を消したが「小作の自発的申出」によりそれが復活しつつあること、南九州では困窮の結果階級分化が行われ貧富の差が益々激しくなり又北九州では産業界の不振で農村の二三男の就職がますます困難となつて来たこと等々を伝えているが、農村の最近の情勢として注目すべきことと思う。

而してこのような農民生活を破綻に追い込んでいるのは、とりも

直さず戦後における内外大資本の都合のよい低賃金の基礎としての低米価による天下り供出、重い税金、或いは高い肥料や電燈代などによる農民搾取の結果であるとし、かかる勢力打倒のために左翼的組合では貧農を中心とする新たな運動体制が作られんとしてきたこと、他面右翼的組合では農地改革後は全農民を包含する新農村建設運動に邁進すべきであるとの見地から経営を中心に新たな運動の展開を見つつあることは注目されるべきことと思う。

### 二 農民組織

#### 1 農民組織状況

戦後の農民組合は農地改革を契機に急速な発展を見た。而してその原因はどこにあつたかと云えば農地改革を契機に、それと最も利害関係の深い小作農や自作農層が一丸となつて組合を結成したため、嘗つての小作農民のみを対照とした農民組合とは違い全農民を対照としたから組織範囲も極めて広汎となり全村組織の如きものも各地に生れ出たのであつた。殊にこの農地改革は不完全とは云え地主の所有耕地を制限して耕作農民に耕地を与えるという方向を辿つていたため、農民は土地を獲得するという利益と所有欲とのために争つて組合に加入し、それを背景として右の要望を達成せんとしたのであつた。而してこの農民の本能的とも見らるる「土地よこせ」の、運動は戦前における小作人組合の如き様相を呈しつつ、地主に対する猛烈な抗争となつて土地改革の前期には各地に闘争が繰り返されていたのであつた。

然るに彼等は一度その耕地を己が手に入れると共に組合に対する

熱意は全く消失し、組合に対する自然脱退者は続出するの状況を示したのである。けれども二四年頃までは供出の民主化、税金の適正化等々の面において彼等と密接な利害関係をもち諸問題が山積していたため組織も急速には崩れることがなかつたが、その後シャープの税制改革によつて巧みに町村制に肩替して国税・県税が軽減されたこと、輸入米による米穀事情の緩和と自由販売制への傾向が強くなつたこと等々によつて供出や税金に対する闘争の焦点がぼやかされるようになつた結果不必要論が台頭するようになり、茲に急速に組合組織の崩壊を見るようになったのである。

次の統計は組合幹部によると多くの疑点があるといつては、少くとも今日これ以上正確と思はるる資料がないので引例すると組合数並びに組合員数共に二三年を転機として著るしく減少し、特に二五年には各組合共に急激に減少を見ることが解る。

第1表 農民組合数(農林省統計)

昭和二年	日農系計	全農	全日農	その他	単独	計
昭和二年	四、九五	一、七五	一、七五	一、七五	一、七五	一〇、七四
三年	五、〇九	一、三三	四	二、五七	一、七三	一〇、四五
四年	四、七三	一、三二	二	一、九九	一、六三	九、六〇
五年	三、八四	九四	三	一、七七	一、〇七	七、五五

第2表 農民組合員数(農林省統計)

昭和三年	日農系計	全農	全日農	その他	単独	計
昭和三年	一、五九、六三	二、五〇、七五	一、〇一、三三	三、三三、八六	五〇、二五	二、三三、〇〇
四年	一、〇〇、五五	二、八、七九	一、六八、三三	五〇、一七九	五〇、二五	二、五五、八六
五年	一、〇〇、五五	二、九、五五	一、六、五五	四九、四九	四九、四九	二、〇六、九〇
五年	七、五五、九四	一、〇一、四〇	三、三、九一	四九、四三	二、八、四九	一、五九、三〇

而して二六年度の統計は未整理のため未だ発表に至らないが、農民組合本部の話では未だに停滞の域を脱せず、寧ろ沈没的傾向を示しているといわれている。

また以上の統計によつて組合の系統別に員数の減少状態を見ると、実数の上において最も減少を見ているのは日農で最高調時に比し四四九、六八一名を減じ、次いで単独組合の二一三、一六四名、全農一三七、七七五名その他の一三二、三四六名の順となり全日農は一三、五四〇名で最も減少数が小さい。又これを割合の上から見るとその他の割合が割合の上では減少率が最も甚しく、最高調時に比し割合の上では最も多く七割二分減となり、次いで日農六割二分、単独の五割七分、全農の五割一分全日農の一割三分の減少となつてい

る。全日農の減少数の少いのは目し難いためであり、その他の系統的同組合が既或政党自由党の支部的存在であるため純粹の農民組合と組合の減少割合の多いのは発生活動的に見ても階級的色彩が希薄で組合運動に対する熱意が当初よりなく只土地改革時において耕地を獲得せんがために集つた集団であつたこと、この組合中には全農連が含まれているが協同組合低調化の結果とも見られるのである。またここでは日農は主体性派と統一派(極左)の判別が困難であるため合計数を掲載してあるが、二五年度において主体性派は二〇九、六一四名、統一派は一一一、三八七名となつており、分裂後主体性派の方が実数上では優位にあると見られるのであるが、他面統一派における組織方針は必ずしも従来の如き固定せる組織を造る方針とは見られず農村における凡ゆる問題を捉えて闘争する団体(それは必ずしも農民のみを対照とせず労働者をも含めて)を組織して

いるとも見られるので(農民組合の情勢参照)、これ等の闘争組織を考慮するならば本統計には現われないような組合員数の増加ということになるとも考えられる。

2 地域別組織状況

大勢的には組合の停滞、沈没化の傾向が窺われるのであるが地方別に見ると必ずしも減少していないことが次の統計では見られる。即ち次の統計は、やはり農林省二五年度統計を基礎に作成したものであるが、これによれば北海道の如きは九万余、また東山一万余、北陸・四国は六千余の寧ろ増加の傾向すら窺われるのである。而して北海道が増加せるのはその他の組合が八万余増加していることが最も主なる原因と見られ、単独組合が急激に減少を見ているのであるが、これ等単独組合はその他の系統組合に加入したと見られること、また日農の組織は余り大きくないが約二千七百余の減少しか見られないことなどがその理由にあげられると思う。

また東山地方は日農と全農ともに増しその他の組合が余り減少を見ていないこと、北陸は日農は減少したが、単独並びにその他の組合は逆に増加していること、四国は日農は減少したが、単独並びに全農が著増したことがその理由の一つにあげられると思う。

第4表 地域別系統別農民組合員増減状況

Table with columns for regions (北海道, 東北, 関東, 北陸, 東山, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州) and years (昭和二十四年, 昭和二十五年). It shows membership changes for '日農系' and '全農'.

第3表 地域別農民組合員増減状況

Table with columns for regions (北海道, 東北, 関東, 北陸, 東山, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州) and years (昭和二十四年, 昭和二十五年). It shows membership changes for '農区'.

三 農民組合の情勢

1 沿革

農地改革を契機に全耕作農民を一体とする日本農民組合が組織されたのであるが、それは主として戦前において分散していた各派系統農民組合の旧幹部を中心に結成されたのである。然るに結成当時においてすら幹部間には組織方針、運動方針上に完全な一致を見なかつたのであるがその後組織が拡大すると共にますます運動方針上の意見が対立するようになり第二回大会において右派の平野力三氏を中心に日農は第一次の分裂を見たが、続いて残留左派は再び主体性派、統一派に分裂し、日農は少くとも極左派(統一派)、中間派(主体性派)、右派(全農)の三派に分裂し、今日に至っている。

尚この外全国的組織を持つている農民組合としては全農連(戦前の産青連の残留幹部を中心に結成され最初は農青連と称していた)の開拓者連盟(開拓地農民を中心に結成された組合)等があり、この五組合が全国的組織を持つ主要農民組合といえる。これ等各組合中最も左翼的な組合は日農統一派であり、組合の中心幹部は共産党に属する人が多く次いで左翼的な組合としては日農主体性派であり、本組合の幹部は労働党支持派、社会党左派(社会党右派の人も含まれている)に属する人が多い。全農は平野氏を中心に組織されてい

るのであるから同氏の性格を反映していると思われる。日本における最も明確な意味での右派組合といふべきである。全農連並びに開拓連は組合員の色彩としては明確なものではなく全農連の如きは自由党員から日農系諸組合員も含まれているが組合の発生源から見て旧産業組合系統或いは協同党系統の人が多くといわれているし、開拓連には引揚げ者、その他の開拓者が集つていたので思想系統的には全く判然たるものがないといわれている。

2 統一運動

以上の如く各組合では思想的対立、組合の創立以来の歴史的特殊事情等によつて分立して来たのであるが、他面統一によつて組合を強化せんとする意嚮も絶えず現われており、最近組合が停滞、沈没化せんとする傾向が強くなると共に益々この動きは活発となつた。従来からの統一運動は日農の第二次分裂後極左(共産派)は日農より除外されたという訳で、第一次分裂の全農と日農主体性派との間に交渉が持たれたが、その後懇談の結果は単に日農主体性派と全農のみの統一ではなく共産派とは一線を画した全農民団体の統一をなすべきであるとの意見が有力となり、全農連、開拓連等との間にも統一懇談会が持たれたが、その後急速な発展は見なかつたのである。然るに農民組織の停滞化と沈没的傾向と共に統一問題は再燃し殊に

社会党が左右両派に分裂するや右派に属する川俣、三宅両氏を中心  
に統一運動は活発な展開を見たのである。今参考のため全農機関紙  
農民組合新聞(五五号)による統一運動の記事を掲げて見よう。

全国農民組合、全国農民連盟、全国開拓者連盟では一月二二  
日二六年衆議院会館において農民組織統一に関する懇談会を開催  
した。右の懇談会は全農連の提唱によるもので農民協同党の有力  
な組織勢力たる全農連では同党が民主党と交渉しつつある新党結  
成運動につき不満の意を強く持つに至り、ことに下部組織たる北  
海道、山口、福岡などの有力組織が反動的な空気をもっているの  
下部組織の意を反映して農協党の右旋回をチェックする意味合  
いから積極的に動き出したものと見られるとともに、農協危機深  
刻化の前途に対処すべき農民政治力結集への深い大衆的熱望をも  
反映していることも見逃せない。また一方で日農主体性派も社会  
党の分裂後の組織整備の必要に迫られているので三者間の統一運  
動の遂行次第では日農右派系にも大きな影響を与えることは必至  
である。また農協党が社民党に政界再編成運動につき働きかけを  
している事実もあるの下部組織大同団結の機運は右翼社会民主  
主義政治力の大統一へ発展していくことも予想されるのでその成  
果はきわめて注目されるに至った。

また、この全農、全連農、開拓連の三者間に設置された農民組織  
統一懇談会は分散状態にある農民組織の大同団結を促進し得るも  
のとして中央・地方に大反響を巻き起しているが、その最初の現わ  
れとして日農主体性派の有力分子がこれに参加することとなり農  
民組織の大宗たる全農、日農、全農連、開拓連の四大組織の統一態  
勢が確立されるに至った。即ち日本社会党(右派)農村対策委員  
会では一月一六日(二十七年)全農連、開拓連、日農有志代表を召集  
して農政問題につき協議したが、席上農民職線の論議がなされ、  
日農主体性派有志も積極的に統一懇談会に参加し統一運動の推進  
を図ることになったものである。当日の出席者は全農(永井、天  
田、今里、稲富、田中利勝、沼田、佐野)、日農(三宅、川俣、中村、

のであるが、それは、一面において従来の如き農民組合の組織が農  
村の実情に添わないものであるとし、組合では農民組織再編成を企  
図している。即ち日農第五回大会における一般運動方針(第五回大  
会議案集一七頁参照)において組合では次の如く述べている。

一、だいたいに言つて日農組織は地主制度ないし地主勢力に対す  
る闘いのなかで、いわば土地闘争のなかで作られた。その当時こ  
の方面での組織は農民の要求を統一してゆく大衆路線であった。  
新しい情勢の変化にともなう農民の要求と行動を統一する大衆路  
線の組織は帝国主義にたいする闘いの方向に全農民を統一してゆ  
くものでなければならぬ。  
二、次にこの敵との闘いに全農民を統一してゆくためには、内外  
独占資本によつてもつとも収奪され、またこの闘いにおいてもつ  
とも革命的である貧農半プロレタリアートこそ、組織の中核と  
ならなければならない。  
三、この闘いにおいて敵の政策がすべて戦争準備に集中されてい  
る現在、政策的には「平和と独立」の闘いに統一されるための組織  
でなければならない。

またこれ等の諸方針を実現するための当面のスローガンとして  
(同集一八頁参照)次の如きことを掲げている。

- ①電気、肥料、運賃など独占価格の引上げ反対。 ②戦争準備の  
重税反対、貧困者、戦災者、失業者、未亡人の免税、差押え公売及滞  
納税金その他政府負債と高利負債の棒引き、一切の寄附の強制反  
対。 ③戦時的備蓄、徴発、貯蔵反対、価格引下げと戦争のための  
検査制度反対、強権供出反対、戦争政策のための輸入反対、生産費  
を償う価格での農産物の政府買上げの保証、消費者価格の引上げ反  
対。 ④小作料引上げ、土地取上げ反対、不正取上げ地の返還、あ  
らゆる農地農用林野施設の解放、採草場、薪炭林、未墾地の解放。  
⑤軍事基地のための土地取上げ反対、戦争のための農民の徴用反

松井)全農連(中村、篠原)。開拓連(渡)他に田原春次氏等で  
稲富氏を議長に左の事項を決定した。

- 一、さきに設置した農民組織統一懇談会を確認する。  
二、日農からも世話人を選出し統一懇談会に参加する。  
一、世話人は各団体より二名宛出す。

而して右の統一運動は極めて好調裡に進むものと見られたが、政  
治的色彩の農民組織に侵透することは各組合とも好むところとな  
らず現在のところでは各組合とも下部における共同闘争を活発に  
遂行することにより統一気運を漸次促進しその上で統一するとの  
下に統一運動は一時停滞の形となつた。尙この統一運動に除外さ  
れた日農主体性派(本部派)は大体において社会党左派の勢力が強  
いたため川俣、三宅両氏の動きには同調せんとする気運なく、統一  
運動については共同闘争を通じて統一を計るという態度を持して  
おり、この統一運動について一線を画されている日農統一派では  
二六年三月の常任委員会において次の方針を明らかにしている。  
一、地域地域の実情に応じ税金、供出、土地問題等の具体的な要求  
を中心として共同闘争を通じて無条件合同に関する討議を進める  
二、吉田内閣の農民をギセイにする政策に反対し、あくまで農民  
の利益を守り、国の独立をかちとるための統一であることを確  
認し、政党支持の自由を原則とすること。

### 3 主要農民組合の動向

次に主要農民組合の動向を一瞥して見よう。

一日 農(統一派) 本組合は、昭和二六年八月第五回大会を  
都労協会館において開催して以来大会を開催していないので、その  
後の組合の情勢については、はつきりした動向を把握することは困難  
である。農地改革の一段落と共に最近においては組合の活動は他の  
農民組合と同様著しく停滞と沈滞化の傾向を示していると思われる

対。 ⑥農協の農産物代金天引き、分割払反対、即時全額を支払  
え。 ⑦農協の増資強要反対、国から出せ、農村への生活営業資  
金の無利子貸与。 ⑧肥料、農具、主食の掛売りと生活保護法の  
広範囲の適用。 ⑨農村労働者の賃上げ、労働条件の改善。

⑩土地改良、災害地は農林道の国費による改修、平和的生産的農業  
の実施と一切の軍事基地のための仕事のポイコット、平和産業の  
無制限拡大。 ⑪四Hクラブを始めとする植民地文化注入反対、  
民族文化の防衛。 ⑫日本農業の軍事化と植民地化反対、軍事化  
と植民地化政策の手先、買弁の地方自治体、農業委員会等の紛争、  
農村買弁ボスの孤立化とその打倒。 ⑬言論・集会・結社デモの  
自由、農民運動に対する弾圧反対、戦争宣伝の禁止。 ⑭再軍備  
反対、軍事基地化反対、警察予備隊、海上保安庁、航空保安庁の  
廃止。 ⑮四大国協定による全面講和の即時締結全占領軍の即時  
撤退。 ⑯五大国(米、英、仏、ソ、中)の平和協定の即時締結、  
日本再軍備反対のためのアジア会議開催の支持。 ⑰朝鮮停戦に  
対するマリク提案の支持、朝鮮からの外国軍隊の撤退。 ⑱すべ  
ての村に平和委員会をつくれ。 ⑲日農の拡大強化、分裂主義者  
の追放と農民職線の統一、労働者農民の同盟万才。 ⑳軍国主義  
の復活反対、売国吉田反動内閣の打倒。

即ち以上を要約すると農民の闘争は貧農のヘゲモニーの下に農民  
を重んじている凡ゆる要素殊に独占資本と再軍備政策に対抗し、こ  
のための抗争こそ真に農民を解放するものであるとし、一切の闘争  
をここに集中している。而して運動は必ずしも農民のみの闘争に限  
らず小市民層、農村における小売業者の要求をも含めて行う様式を  
とつているので農民運動として判然と区別し難き場合があり、組織  
面でも従来の農民組合員とされないう多くの働く人達が含まれてい  
るから農民組合員は顔面通り停滞減少してはいないと組合本部ではい

ついでに。

尙最近における組合の主要闘争題目は再軍備・駐留軍のための土地取上げ反対並びに水利費国庫負担問題等でのための闘争を最も活潑に行っているようである。

二 日 農 (主体性派) 本組合も、昭和二六年三月四日第五回大会を開催して以来大会を開かず、その後の組合の動静についてはつきりした把握は困難であるが、全般から見て組合の活動は他組合と同様停滞と沈滞化の傾向を示しているといえる。第五回大会では「嘗て農地改革を繞る農民闘争は直接的には半封建的地主との鋭い対立の下に行われた階級的な闘争であつた。然しこれ等の人は土地所有欲を基礎とし運動に入つたのである。従つて土地闘争の本来的性格が階級的なものであつたとしても戦前のそれとは異り、農民層の小ブルジョアの性格を反映してしたので、これ等の闘争は貧農の階級的要求を中心として進められず、次第に富農の指導が強化されそれが運動沈滞への一つの要因となつた」(一九五一年農民運動方針書参照)とし「今後は貧農層の指導権を樹立することが運動上絶対に必要である」として組織の再編成を企図した。また同方針書においては組合の主体性確立のため、①各級機関の自主的運営が弱体化し、日農活動の展開が不十分であり、殊に組合幹部が他機関に没入して日農活動を阻害せんとするといふような傾向すらみられること、②政党と組合との関係においては今迄政党的農村対策が、日農機関の決定が正式に党において取りあげられるという形ではなく日農所屬黨員の多数の参加によつて樹立されているから、組合は日常当面する具体的な諸問題に対して組織的な系統的な日農の諸対策を党に持ち込み、党の政策と行動に反映せしむること、③はな

やかな党活動に組合幹部が専念する結果、困難な組合の組織活動が開却され、ボスの幹部による組合組織の選挙地縁化の傾向が現われていること(同方針書一〇頁―一三頁)等々党に対する組合の協力態勢が正しい姿で確立されていない点を指摘して組合の主体性確立に邁進することになつたこと、更に組合の組織形態については従来は中央集権的な単一組織形態を踏襲していたが戦後の運動は単に土地闘争を中心としたものでなく広汎な範囲に亘る闘争をその内容とするばかりでなく政治的性格を帯びて来たので、闘争に地域差をもつて来たと同時に地方政権との関連なしに運動が進められなくなつたこと、従つてところによつては地区協・郡協が強化され独自の活動が活潑化してきたこと等を理由に中央組織は府県単位以下の独立組織の同盟体乃至連合体に改変すること(同一六頁)等々組合の組織の上にも運動方針の上にも重大な変更を見たのであるが、この方針は地方末端組織に充分にそしやくされるまでには至つておらず、当面の闘争目標(同一〇頁以下)としての①封建的残存勢力と闘争、②独占資本の農民収奪に対する闘争、③農業近代化のための闘争等も組織沈滞化と共に充分開かれていない様である。只最近全般的に起りつつある駐留軍並に警察予備隊の敷地接収のための土地取上問題に対しては反対の運動が漸次活潑に行われんとするの形勢を示してゐる。

三 全 農 (全国農民組合) 日農第二回大会に際し、日農の左翼的傾向にあきたらずとして日農より脱退せる平野力三氏一派を中心として組織された組合である。その綱領、  
「一、搾取と圧迫なき農村社会を建設し民主日本の基礎たらんとを期す。一、協同の組織と科学的経営により農業の近代化を図り生産、収益の増大を期す。一、国民生活の安定と福祉のため

反ファッショ・反資本主義の健全なる社会民主主義組合の発展を期す。一、組織農民の国際的連絡を図り農民の地位の向上と農業生産の世界的安定を期す。」

にもある如く反共、反ファッショを旗印とし、協同の組織と科学的経営によつて農民の経済的安定を期せんとしている。組合の最高指導者平野力三氏が農林大臣たりし当時は最も組合の活況を呈した時であつたが、その後同氏がベリジとなり第一線より退くと同時に組合の活動力も著しく沈滞したかの観があつた。同氏が復帰以来各地に講演会、講習会等を開催して再建運動を行つてゐるが、全般的農民運動低調化の傾向は支え切れず依然として停滞の域を脱し切れない実情である。

昭和二五年第三回大会以来大会を開催してないので最近の組合の情勢についてはつきりした動向が判明しないが、基本的には農地改革以来農村における地主と小作との対立はなくなつたとし、今後は農村の政治力を結集して経営を中心に運動を行ふべきだとし、殊に最近では戦後の混乱期を脱した今日一日も早く平時計画経済を樹立することが必要であるとし、全農としては新農業建設運動を提唱している。即ち、

肥料、飼料の国家管理、病虫害に対する農業代、動力噴霧器等の国庫補助、土壤更生、土地改良費の全額国庫負担等々の如き農業保護政策の推進運動を行ふと共に、内においては経営の協同化、酪農経営等多角経営の導入、技術の高度化等農業経営改革を推進する農業組織としての機能の発展を期し、その為の啓蒙運動として講習会、講演会(山梨、新潟、東京)等を活潑に展開している様である。組合の常任中央委員沼田政治氏は「新しい農民運動としての新農民運動の第一の目標は農業の協同化であり、それには農地の公益的管理をとまう生産面の協同化が推進されねばなら

ない。第二は農村内部における階級的利害を中心としてあらわれ過去の小作人乃至貧農中心の農民運動ではなく、資本主義経済体制下における農村建設の闘争であり、その闘争を通じて農村の社会主義的基調をうちかためることである。第三はその推進力としての青年の養成と啓蒙運動が必要である。

と述べているが(農民組合新聞五七号)右によつても本組合の今後の運動方針の一斑が察知されると思う。

本組合は反共、反ファッショとしての旗幟を明確にしてゐるが、組合の最高指導者たる平野力三氏は二七年年頭に際し、

「共産党の国内攪乱を除き、さらに健全なる農民のための農業政策を樹立することは保守勢力のよくなし得るところではない、これをなし得る勢力はただ一つ反共の意志と社会主義の建設に生命をささげる同志の大同団結の偉力あるのみである」(農民新聞五五号参照)

と述べており最近同氏は農民学校長となり教育活動に専念していることは注目されるべきことと思う。

なお主要組織地域として山梨、千葉、茨城、埼玉、新潟、京都、大阪、兵庫、香川の各府県があげられる。

四 全 農 連 (全国農民連盟) 昭和二一年六月旧産青連幹部を中心に結成された。初め日本農村青年連盟(農青連)と呼称していたが青年のみの集合体でなくなつたから昭和二三年全農連に改称した。組織内容は政党的、宗教的指導の下におかれてゐる農民組織を除く凡ゆる農民組織の連合体であつて中央集権制をとらず地方組織の連合組織体であるという点が特色となつており、他組合では組合員といつてゐるが、組合員のことを盟友と呼称していることも他組合には見られぬ特色である。嘗て創立直後盟友数は全国で一〇〇



万と呼称していたが最近では他の組合と同様著しく停滞沈滞化的傾向を示し財政的不如意の結果が機関紙すら発行に至らない現状である。組織地帯としては全国的に散在しているが、殆んど活動の見られぬ地方もあり目下再建中のものは山形県農村青年連盟、福島県協青年連盟、茨城県協青年連盟、神奈川県建設連盟、富山県農村共存同盟、福井県農民連盟、島根県農村青年連盟、広島県協青年連盟、佐賀県農村青年連盟、長崎農村青年連盟、宮崎県農民組合協議会等がある。主要組織地帯としては北海道、宮城、群馬、長野、三重、愛媛、和歌山、福岡の各地でその他埼玉、兵庫、奈良、徳島、滋賀の諸県にも若干の組織は残っている。

昭和二十七年四月三〇日長野市において昭和二十七年総会を開催したが、それによると運動方針として従来の方針と比較して特に目新しきことは決定されていない。即ちその基本的態度においては、

① 占領以来日本の歴代政府は資本家本位の経済再建を押し進めて来た。そして本年度の講和関係費は二一六〇億で、従つて一般財政支出は極度に制約され農業関係予算は益々圧縮される。② 祖国日本の完全独立は国民食糧供給態勢の早急確立が急務なるに不拘いたずらに国外依存の食糧政策を継続していること。③ 価格政策においては低賃金のための低米価政策を強行し、独占資本に奉仕して工業製品と農産物のシェールを拡大し、農業の再生産を阻み農民生活を窮乏化せしめていること。④ 農村の失業者には低廉な労働力を提供し都市の賃金労働者を圧迫する。

としかかる観点より農村の問題は農民だけの問題ではなく国の産業経済全体の問題として解決しなければならぬから農民の政治力を結集して、農村議会から地方議会更に国会迄農民の意志を反映しなければならぬと述べている(「五二年度運動方針参照」)。

- ① 組織の政党化を排撃し政治的中立とし、盟友の政党支持の自由を守り一般政治の確立を要求する。
- ② 農村民主化徹底のために正しい民主政治の確立を要求する。
- ③ 農民の要求を全国民の世論として高めねばならぬ。
- ④ 農民に対する政治的啓蒙と民主的な政治的大衆訓練を積極的に行う。
- ⑤ 農民、農業、農村に理解ある各級議会の議員候補者を推薦し、支持するに止まらず盟友の代表者を積極的に議員候補者として立てようとする。
- ⑥ 議員候補者の選挙費、当選後の活動費は全額盟友より組織的に醸立して賄うこと。
- ⑦ 盟友中より当選したる議員は農民、農業、農村の要求を正しく政治に反映するための行動をとること。

而して当面の活動方針として(1)農民解放の重要な条件として快適な農民生活を実現し明るい村づくりに邁進する。(2)食糧自給の可能性を信じ農業の振興を図り民族復興の基礎を培養する。(3)農業協同組合の再建拡充のため基本的方針として農協と農民との結び付きを強化する。(4)農民の教育啓蒙を徹底し組織的団結の力によりすべての反農民諸政策と断乎闘いこれを打破する目標を樹てているが(同方針書)これと併行して常に農業経営、生活文化改善に関する運動を行うことが望ましいと述べていることは注目すべきことであり、農村新生活運動、貯蓄運動の展開を強調していることは本連盟の特色として注目すべきことである。

五 全日本開拓者連盟

「開拓はただ単に開拓者のみの生活問題解決の爲めではなく、実に祖国再建の基礎的要素である食糧の自給向上という国家的事業であるから、国は直ちに復興対策の基本として開拓を政策化すべきで

而して外に對してかかる決意を持つと共に内に對しては農民の経済力を農業協同組合に結集し、経営の社会化・協同化を前進せしめなければならぬとして協同組合主義の推進を高唱している。

次にその組織方針を見ると最近の組織状況は主として財政的行動から組織勢力が地方的に不同を生じ、一つの潜在勢力化しているところもあるとし、運動の基本的態度に基き左記の如き組織活動を重点的に実践する必要があると述べている(同運動方針四一頁)。

- ① 財政の確立
- ② 組織の再建強化と戦線の集中化及び未結成府県の解消
- ③ 町村連盟の強化
- ④ 青年及婦人組織の強化
- ⑤ 情報連絡活動の強化
- ⑥ 農民組織の充実
- ⑦ 農民政治力の結集
- ⑧ 農民戦線の統一
- ⑨ 労農提携

而して農民組織対策として本年度の運動目標として「農民団体法案」の民主的成立をはかるため全農民の総意を結集して政府に働きかけることを述べており、農民政治力の結集については一九四八年の第二回総会で決定された「政治に対する行動綱領」を再確認し、農民戦線統一については、

① 戦線統一は原則として組織農民の意志に基き地方組織からつみ上げたものでなければならぬ。一部指導者による統一方式は却つて農民組織を骨抜きにする結果となる。② 政治的中立と政党支持自由の原則に基き政党の支部を排除する。③ 政党又はボスの政治意図に基きいかなる合同や分裂にあくまで反対する。

との一九四九年八月二四日の第二三回中央委員会の決定を再確認した。

更に労農提携については、「労農提携に對する我々の態度は特定の政党を中心とする労農提携を排撃し、当面せる問題を中心に超党派的に結びつかねばならない」としている。

あり、開拓に従事する人々を現況のままに放置すべきでない。」という見解の下に茨城県開拓者同盟顧問飯島久氏、前連盟委員長伊藤平四郎氏等が中心となり昭和二十一年八月六、七両日東京神田三崎町の全農事務所において全国開拓者有志懇談会が持たれたが、その後全国的結成を痛感した指導者は茨城県土浦市農業会において二次に亘る組織打合会を開催した結果同年一〇月七日の第三回開拓者連盟結成準備会議を創立総会に移行し、本連盟が創立された。なお同連盟は同年十一月二日全国開拓者大会を開催したが、同大会における宣言、決議は次の如くであつた。

宣 言

祖国再建への途は開拓事業の完遂に依つて拓かる。然るに之が遅延として進捗せざるは、政府自体の怠慢と開拓政策そのものの有する缺陷に基因する所多し。茲に開拓事業の担当者たる全国百万の開拓者は打つて一丸となり、日本開拓者連盟を結成し、低調極まる当局を翻騰し、併せてその団結の力に依り事業の前途を阻む幾多の困難、隘路の打開に努力し、近く襲来を予想せらるる農業恐慌を克服し健全なる新農村の建設に向つて邁進せんことを期す。

昭和二十一年十一月二日

全国開拓者大会

- 一、 営農危機突破資金即時融通
- 二、 開拓事業の最高決議機関並に強力なる実行機関を設置し是に開拓者を参与せしめよ
- 三、 開拓行政の拡充独立
- 四、 開拓単独法の即時制定
- 五、 営農に必要な土地は速かに解放せよ
- 六、 開拓金庫の即時設置
- 七、 全国画一的の開拓方針を改め地方の特殊事情に即したる開拓政策の樹立
- 八、 建築資材の即時交付

九、海外引揚げ入植者の為に政府は特別更正の道を講ぜよ  
而して連盟創設以来開拓者資金融通法の設定に、営農指導促進の  
為の常駐指導員の設置、開墾補助費の増額、加配米制度の実施、開  
拓用肥料の特配、小作料、土地使用料の免除、不動産取得税の撤廃、  
所得税の免除、開拓者に対する封鎖預金の解除、現物融資制度の新  
設等々各種の運動を続けて来たが、最近講和発効を契機として駐留  
軍並に警察予備隊に開拓農地が接収せられんとするの情勢にあるを  
察知しこれが接収に反対の運動を各地で開催し、本運動は二七年度  
農民運動中最も主要な運動にならんとするの形勢を示している。

本連盟の組織地帯は現在全国各府県に跨り連盟員数三〇万と称せ  
られている。目下開拓地接収の問題が祖上に乗せられていることと  
開拓地自体における種々の問題が山積している等のために連盟員間  
の結束も固く他農民組合において停滞沈滞的傾向あるに反し、本  
連盟のみは組織実数においても運動面においても著しく増加活潑化  
の傾向を示している。尙連盟は思想的色彩は纏つたものではなく連盟  
員の中には極左的色彩を持つものから自由党を支持するもの迄含ま  
れているが、各地方連盟の自主性を尊重すると同時に年一回總會を  
開催して連盟の基本的態度を明らかにしている。二七年度四月一〇日  
東京において通常總會を開催したが、同總會における運動方針は要  
約すれば畑地経営の近代化を目標としたものであり(新農村の建設  
と新農法の創設)、それと同時にかくすることによつて農村次三男  
の新規入植、零細農の増反によつて急速に農村の半失業人口を解消  
し、農民生活程度を向上し国内食糧自給度を向上するといふ大國策  
農政の確立を要求している。いま参考のため新任連盟委員長村山藤  
四郎氏の新運動方針の意義(開拓農民新聞五六号参照)の一部を掲げ

ると次の如くである。

我々の開拓農民は、過去七ヶ年の過労苦難に満ちた開墾營農の  
実せんの中から、畑地経営の近代的に進歩した方式を生み出す内  
的必要をやらんで自覚して来た。即ち乳、肉、牛、豚、  
めん羊の用畜を豊富に持つた高度輪栽方式を確立し、過労苦役  
の原始的な手労から脱却して役畜・機械力の活用によつて楽にこ  
の高度輪栽方式の経営をこなして行くことが我々の畑地農業者の目  
標であることを自覚して来たのである。本年度のわが連盟總會が  
採択した運動方針にはその第二の「新農村の建設と新農法の創  
設」の中にこのことが大胆に取り入れられた。我々の建設目標を  
ハッキリ掲げると共に、政府の施策がこの点に集中することを總  
会は決議したのである。

因に連盟の組合員は現在一四万戸に及び組織地帯としては全国各  
府県に及んでいるが特に北海道(二、〇〇〇)、岩手(九、〇〇〇)、  
福島(九、〇〇〇)、茨城(五、〇〇〇)、宮崎(七、〇〇〇)等に  
強固な組織を有している。

#### 四 農民組合の運動

前述せる如く組織の沈滞と共に組合の運動も全国的に見れば嘗て  
の小作組合時代の如き時期的な運動の高まりもなく、また供出、税  
金問題等においても大衆的な規模の抗争は見られなくなつたが、新  
運動方針に従い絶えず農民民主化の運動が続けられ、また経営面に  
おける新たな運動が展開されてきたこと、殊に開拓農民の接収地反  
對運動が活潑に展開されてきたことは注目すべきことと思ふ。  
いまその中の主要な運動について述べよう。

##### 1 はばの広い諸闘争

きかけのもとに開かれ、従つて千余名の参加者には三、四割の非組合  
員が入つて百五十余の問題が提出されたが、大会においては「常東  
農民組合はここに消滅する」と宣言された如く、それは組合の定期  
大会というより常東における農民の協議会であつたと報告されてい  
る(同資料二二頁)、ことは今後の農民運動を見て行く場合最も必要  
なことである。

而してこのような方針の下に現実にはどのような形で農民運動が  
行われているか日農統一派山梨県連の活動報告の一部を紹介して見  
ると次の如くである(農民運動資料四二号参照)。

「二月二七日、日農と県指導農協連の共催での米麦統制撤廃反  
對農民大会は三〇〇人集まり、農事用電力をよこせ、肥料の輸出  
反対、値段をあげるな等を決議した。この以後は日農連として  
の全県的な活動はなく、個々の自然発生的な闘争に日農の書記あ  
るいは幹部が参加してこれを指導するに過ぎなかつた。ただし東  
八代郡豊富村大島居の薪よこせ闘争は共産党の意識的指導によ  
つて一〇名の工作隊によつて二月五日村民大会(一〇〇名)を  
開き、①恩賜林の解放は入会権だけでなく土地つき解放、②入山  
カン札は無料にする(現在一枚五〇円で二枚に二人の入山者があ  
れば二枚とらねばならなかつたものを一枚にする)、③森林  
法改正の署名運動、④盗伐で送検されたものを無罪にする、⑤秋  
山駐在はもつと村民のためになるよう警告することを決め、山林  
行政期成同盟を結成し、青年部を組織し六日役場ヘデモ(一〇〇  
名)をかけ入山カン札をタダでとり、営林所長を引つ張り出して恩  
賜林を払い下げる等を闘いと、更に他の部落の山林解放闘争を  
呼び起すなど発展させられたものであり、蕪崎町の河川解放闘争  
は貧農(一二名)の土地解放要求が土地改良(客土)の広汎な署名  
運動(二〇〇名)と結合して、社会党と共産党との共同闘争が  
実現し、貧農が孤立せず農業委員会に土地買収を認めさせた闘争  
として高く評価される可き闘争であつた。

左翼的農民組合ではさきに運動方針の項にも述べた如く、今日の  
農村の実情は独占資本の下に農民が窮迫しているのであるからこの  
独占資本とこれを育成する凡ゆる要素に対する闘争を行うべしとの  
方針の下に闘争を行つている。殊に極左的な統一派においてはこの  
闘争を「平和と民族独立」の闘争に集約してはばの広い闘争を行つ  
ていることを注目すべきことであらう。いまこの一例として日農統  
一派の機関誌「農民運動資料」からその闘争、状況報告を拾い出し  
て掲げれば、

「どこの農村でも税金、供出、寄附、農地、山林、探草地、開拓、  
干拓、治水、土地改良、道路、災害復旧、販売、電気、補助金、共  
済保険、失業、農協、村政各団体等々についての数多くの問題があ  
る。そして農民は誰れでもそうした問題についてそれぞれの要求  
と不満を持つている。農民が解放される為めには土地制度を根本  
的に改革し、遅れた農業を画期的に進歩させることが必要である。  
しかし戦後の農地改革はそうした目的で行われたのでないから不  
徹底で、そしてギマンにおわつた。また農業の画期的進歩には大  
規模な治水、土地改良から、資金・技術などの国の援助が必要であ  
るのに、かえつて逆に依然遅れたままの農村から奪いとることの  
はげしい政治が行われて来た。そのため農業が破たんし農民が苦  
しくなる事態が深まつた。殊に最近では講和関係費を中心とする  
軍事費が増大しさらに農民を圧迫している」

とし、その原因は単独講和と日米安全保障条約が締結されたことに  
根ざすものであるとなし、左翼的農民組合では民族の独立と平和の  
ための闘争に集約し、農村各地にはばの広い闘争を巻き起している  
(農民運動資料四二号)。殊に左翼農民の最も強いと云われた常東農  
民組合では第七回大会では単に組合員を動員するばかりでなく「各  
地各村の問題を持ち寄つて大会をひらこう」といふ農民大衆への働

供米闘争は、稲積、玉諸、一宮各村、東八代郡の如く農業委員  
会が一応割当を返上するなどの動きがあつたが、稲積村を除き結  
局個人割当がやられた。

所得税の確定申告は甲府税務署管内ではボス的ではあるが村一  
本の団体交渉が行われ、固定資産税の評価をやり直せという闘争  
もあつたが(大泉村)、平坦地、山附地帯を問わず失業対策事業をや  
れとの要求があり(飯沢町自由労働組約七〇名は失業対策事業を要  
求してハリストで目的貫徹、東雲村六〇名が失業対策事業を要  
求して職安にデモ)山附地帯では県有林恩賜林の盗伐取締り厳重  
になつて来ているが朝神村の如きはやかましくやれば数ヶ村全村  
民に波及するといふので警察も見逃さざるを得ない状態のところ  
もある。炭焼き(大藤村、神金村の八〇人)の山よこせ闘争は闘争  
資金一〇万円といわれ、役場を占領し県庁へおしかけ一ヶ月闘い  
つづけた。

土地に關係ある闘争としては皮革工場の汚水を農民が土俵を築  
いて実力でもめたり(南湖村)、バルブ会社のアルカリ液を流させ  
ない闘争(甲府市千塚)、甲府市の下水道拡張計画に反対する闘争  
(敷島町)とか木材を運び出すために野呂川に疏水を作ることに  
反対し県庁へ五〇〇名がデモとか、北越製糸が山を伐り出すの  
に村民が反対し(駒城村)、土地をつぶされるので農民大会(五  
〇名)を開き建設省の戸根川、戸川改修工事反対同盟が結成  
されたりしている。

その他秋田村のホップ耕作の日雇労働者が賃上げ(二五円の  
つみ賃を五〇円にせよ)スト(三時間)をやつたり、役場吏員が  
一率昇給を要求したり(加納岩村)、自由労働者の賃上げ闘争(戸  
安村では一月婦人が二〇円の賃上げを闘いとつた)闘争も活潑  
である。

今自然発生的にいちばん闘争を起しているのは開拓者である  
が、一〇月朝神村東光開拓団が恩賜林(部分林)への入山宣言を  
出し、清春村がら開拓組合では地主のつた一町歩の防風林を  
実力でとり返し、一月二日富士豊茂開拓組合が西八代地所事

画中)各地より指導者を召集して教育を行つたがその中の東京並び  
に山梨農民学校開設の状況は次の如くである。

○山梨全農高等農民学校

期間 昭和二十七年二月十一—一五日

場所 山梨県東山梨郡塩山町郊外惠林寺

講師・科目 土地問題と農業近代化(農博田辺勝正)、農業金融の課  
題(中金湯川元威)、食糧問題と農業政策(参議員片柳真吉)、有畜農  
業の方向(農林協理事山根東明)、農業協同組合の運営(農林省農協  
部長打越顯太郎)、農村工業について(農村工業クラブ山口多郎)  
現下の外交問題(全農副会長佐竹晴記)、国際状況について(政経研  
究所市瀬正幸)、日本政治と農村問題(平野力三)、社会民主主義論  
(早大教授吉村正)、農民運動の歴史(全農副会長永井健)、現代思想  
問題(全農中央委員今里勝雄)、講和問題と日本農業(全農中央委員  
小林進)、農民運動組織論(全農青年部長佐野正友)。

○全農高等農民学校

期間 昭和二十七年三月一日—七日

場所 東京都南多摩郡七生村高畑不動内全農会館

講師・科目 農地問題と農業の近代化(農博田辺勝正)、農業金融の  
課題(農中金理事更科)、農業政策と食糧問題(前食糧長官安孫子  
藤吉)、農業協同組合の運営(農林省農協部長打越顯太郎)、有畜農  
業の方向(畜産局長長谷川清)、現代政治評論(評論家岩淵辰雄)、国  
際状況と外交問題(外務省参事官山田久就)、講和問題について(全  
農副会長佐竹晴記)、安保条約について(全農常任小林進)、農家  
副業の問題(全農会長賀川豊彦)、日本政治と農村問題(校長平野力  
三)、農民運動の歴史(全農副会長永井健)、農政と米価問題(全農  
常任井上良二)、現代思想問題(全農常任今里勝雄)、農村と社会保  
健制度(全農財務委員栗田久男)、農民運動組織論(全農常任佐野正  
友)。

尚会費として両回共学費二〇〇円(食費、宿泊料を含む)米三  
升を持参せしめた。

務所全員五五六名に生活保護法適用を陳情、小泉村開拓団は納  
税金の棒引きを村議会に出しても一度催促して納めぬ場合はその  
ままと決めさせ、駒城村直ヶ原開拓組合は山林解放を要求し村長  
をつれて三六人が営林所におしかけ一、〇三三石を一応解放さ  
せ、芦及び船津婦農組合は買収済みの未墾地の立木を地主が伐ら  
ないのを伐らせるために闘い一二月山梨県開拓者営農促進大会を  
開催して一〇〇名が県庁におしかけた。

2 経営改善、教育啓蒙運動

左翼的組合が独占資本に対する闘争、平和と独立のための闘争を  
主軸に貧農を中心とする階級的組合の再編成を行い闘争を集中して  
いるのに対し、右翼的組合においては農地改革以降農村における地  
主と小作人との対立は解消せるものとの見解の下に経営を中心とせ  
る運動を主軸に押し進めている。殊に全農連の如きは新生活運動を  
提唱して農民生活の改善ことに貯畜運動、カマドの改善運動等を行  
うと共に経営改善のための運動として酪農、多角経営の運動(北  
海道、岡山、群馬、宮城)を行い、また愛媛県下においては段島に  
関する運動、また土地改良費国庫負担、協同組合の助長育成、農産  
物価格に対する諸政治運動を全農民の立場から押し進めていること  
などは注目されるべきことと思う。

また各農民組合ではその停滞と沈衰化から脱却せんため青年部、  
婦人部等の積極的活動を期待し、これが啓蒙のため講習会、講演会  
等を開催しているが、特に全農では指導者平野力三氏復帰以来組合  
の基本活動として経営を中心運動を行うと共に新農業建設運動の  
ための各種教育活動を最も活潑に行つた。而して同組合では二六年  
来東京、山梨、新潟(浦佐村)等で農民学校を開設し(目下福岡計

3 開拓地土地取上げ反対の運動

講和発効を契機として国連軍が使用中の土地が引続き使用される  
傾向があり、これを元の使用者に返してくれという運動や、新たに  
警察予備隊強化増員に伴い接収されようとしている耕地に対して  
土地引上げの反対の運動が最近農民側より猛然と起されている。そ  
してこの運動は講和発効に伴う運動として最も注目されるべき運動で  
あると思う。連合軍により今日まで接収されている農地は農林省の  
調べでは開拓地をも含み一一、三一一町歩、関係農家一一、一〇四  
戸に上り、大部分は旧軍用地の開拓地と耕作を許されて未返還の旧  
軍用地で目下立退きを命ぜられているもの既存農地七三九町歩一、  
七〇〇戸、開拓地五、六二二町歩五、九〇〇戸で更に立退きを命ぜら  
れたもの四、九五〇町歩三、五〇四戸があり、これ等の大部分は借上  
げの形で使用料が支払われていて補償はなされていない。また今後  
接収が予想されているのは農地八六一町歩二八戸(この戸数は調査  
済みの数で関係農家の一部)開拓地は八、一〇〇町歩一、二九〇戸  
がうわさに上げられている(開拓農民新聞五五号参照)、とし、この  
最も甚大な損害を受ける当面者としての全日本開拓連盟を中心とし  
て土地取上げ反対の運動が各地に起された。而して同連盟では四月  
における総会において次の如き開拓地接収問題に関する基本的態  
度を明らかにしたが、更に四月一日開拓地接収反対臨時全国開拓  
者大会を東京において開催し、開拓地の接収は絶対反対であるとい  
う決議を行い臨時の農林大臣はじめ農林省主幹部に対し意見の開陳  
を行つた。またその他各農民組合においても同様の運動を起し、四  
月一九日の農民大会においても同様反対決議を行つた。

開拓地接収問題に関する件（開拓農民新聞五五号参照）  
 一、開拓地及び農地は食糧増産と農民の生活権保護の見地からこれを保護せしめない立法措置の実現を要求する。  
 二、旧軍用地で未返還の地区はその返還を促進し、当該地区入植者の安定化を図る。  
 三、万一接収を余儀なくされた場合においては合理的なる補償と措置の実現を要求する。  
 四、既に接収または無断使用等によつて生じた損害に対しては速かにこれの補償または賠償の措置を講ずるよう要求する。  
 五、開拓地及び農地を候補地として予備隊誘致の運動をなす如きは絶対に禁ずる立法措置を要求する。  
 六、本問題の特質に鑑み一切の現地交渉はこれを排し、全国開拓者一丸となつてこれの解決を期する。

尙開拓地における紛争の実情については朝日新聞所載「各地に見る農村経済の問題点」において最近における近畿各地の突相について述べられているので参考のため茲に掲げて見よう（朝日新聞二七年七月二日所載）。

大阪府と兵庫県にまたがる伊丹飛行場の拡張計画については地元の豊中、池田、伊丹の三市が一本になつてすでに久しく反対運動を続けていたが、拡張反対期成同盟の話では計画通り飛行場が拡張されると約一〇町歩の耕地つぶされ、三七〇余の農家二千人以上の家族が生活の脅威にさらされるほか、カンガイ用水や道路の切断による水利交通上の障害が関係三〇余部落、約二千戸の農家の生活権を脅かすことであるし、また新たな拡張によつて耕地の大部分を失うばかりでなく滑走路が部落のすれずれまで迫ってくることになつて豊中市勝部部落や伊丹市中村部落の住民達は「現在でも飛行機の震動のために屋根ガラガラがゆるみ、牛の流産やにわりの産卵停止などの被害で弱つてゐるのに、この上農地を奪われ、間近でバリバリうたられるようになることになら

なら、先祖代々住み慣れた土地とはいへどこかへ立退かせてもらはかぬ」とさへ訴えている。  
 また京都府福知山在の元陸軍演習地長田野には現在引揚者や疎開者を中心に四五人の入植者が約五〇町歩の畑地を開拓して今年は一戸当り年収二〇万円をあげるまでになつてゐるが、ここでも予備隊の進出問題をめぐつて入植者達の不安は高まつてゐる。満洲開拓で六年間ようやくその成果が現れて来たときに終戦で元のモクアミに帰り、引揚げて来てここに再び開拓のクワを五年間ふるつて来たという入植者は「開拓という仕事は五、六年かかつて漸くものになるもので、この開拓地もやつと今年ぐらいかから苦労が報いられようというところだ。もう一ぺんこれを手放せというのはあまりにもザンコクです」と訴え、また「耕地は金ではつくぐなえませんが、金がほしいならみんながヤミでもうけていたときに、こんな引合わぬ開拓などに打ちまはしたかつたですよ」と一部の補償金目あての農家に憤慨してゐた。  
 同様の訴えは滋賀県饗庭野、大阪府信太山、京都府長池、愛知県伊良湖、三重県久居、兵庫県加古川飛行場地区その他ほとんどの旧陸軍用地をめぐつて聞かされた。  
 また地元民の反対の中には、アメリカ軍の場合は意思がよく通じないため旧日本軍のように円滑に行きにくいとか、最近の演習は山を掘りくり返すようなことが多いので少し雨が降ると大水がでて砂レキが田地に押し出される（京都府下宇治地区）とかの声もきかされた。例の防空演習のニュースも現地民の不安を強めたようである。  
 しかし各地から得た一般的な結論としては「基地や演習場はできるだけ耕地をさけて住民の被害の少いところを使つてほしい。それがならぬというなら国民均等の犠牲負担という意味で、十分の補償をしてもらいたい」。

#### 4 その他の運動

その他最近における政治運動として活潑に行われているものに土地改良、農産物価格に対する運動がある。即ち前者は土地改良に対する公共事業費は大巾に増額すべきであるという見地から政府に対し、或いは関係官庁に対しその増額、国庫補助を要請し、各種陳情をなしており、後者は最近の工産物価格と農産物価格の価格差増大により農民の窮乏はますます激化するとし、農産物殊に米価の引上げを要請してゐるもので共に各支持政党所属議員を動員し或いは陳情、要請等の手段によつて猛運動を行つた。

なお政治の動向に対しても農民の立場から各種の要請、決議を行つてゐるがその内の主なものは次の如くである。

(1) 講和問題と日農の態度 講和の動きと共に各農民組合ではそれぞれ立場から態度を表明しているが、日農(主体性派)ではダレス氏訪日を機に次の如き声明をなし基本的態度を明らかにした。

対日講和条約に関する日本農民組合の基本的態度に関する声明 (一九五一・一一)

- 一、対日講和条約は農民を古い非民主的な束縛から全面的に解放し、全農民が自由な意志によつて全国民とともに農業の発展を期待し得る如き政治経済体制の実現を保護するものでなければならぬ。
- 二、対日講和条約は農村を戦争の人的精神的基礎とし、日本を戦場化する如きいかなるものであつてはならない。
- 三、対日講和条約は日本がすべての国民と自主的に世界平和のため共同して努力し得る如きものであるべく、この道を阻む如き特定ないし特定国家部との講和であるべきではない。
- 四、対日講和条約は日本に完全な平和と自由を保障し実現するた

め、いかなる特定国の軍隊も日本に駐屯する如きものであつてはならない。

(2) 農民法制定促進に関する決議(全国農民大会一九五二・三・一九)

- 一、民主的に組織される農民団体を育成し、且つ耕作農民の団結権の擁護及び団体交渉権の保護助長を目的とする農民団体を速かに制定すること。
- 二、政府は目下農業団体の再編成を企図しつつあることであるが、官僚支配を強化し、農村民主化に逆行するが如き再編成には反対する。

農業団体の再編成にあつては農民の世論、既存農業団体の意見等に基づき官僚的善断を強制することなく自主的再編成の措置を講ずること。

(3) 再編成並びに破防法に対する聲明(日農、全農、全農連一九五二・四・一一)

農民大衆は農民がその社会的経済的地位を向上させるため団結権の保障、団体交渉権の確立を骨子とする農民団体の制定を要求して来た。しかるに政府はこの農民の民主的な要求を常に無視してきたのであるが、いまや農民大衆の政府政策に対する批判と反抗を禁止するため農業団体を再編成し官制請願団体の実現をはからうとしているのみならず、民主的自主的な農民組合運動を暴圧することになる破壊活動防止法案を掲げてわれわれの活動の前面にのり出して来た。われわれ三団体はこのような言論と組合運動を取締り禁ずる破壊活動防止法案を即時撤回することを強く政府に要求するとともに、いまこの悪法粉砕のために闘いつつある労働組合に対し全組織力をあげて支援と支持をおくるものである。



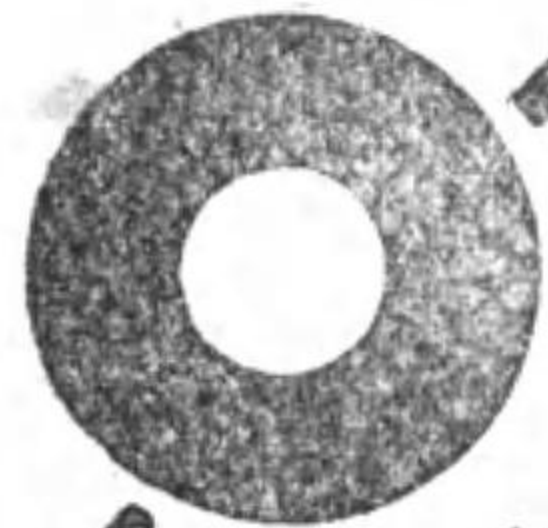
亞鉛・鉛・金・銀・銅・硫酸

# 神岡鑛業

資本金 拾貳億円

社長 佐藤久喜  
副社長 杉山三郎

本店 東京都中央区日本橋室町(三井本館)



金・銀・銅・石油・硫酸

資本金 十億五千萬円

# 日本鉱業

取締役社長 岡部楠男

本社 東京都港区赤坂葵町三番地  
支社 大阪市北区永楽町八番地

60 余年の傳統に輝く

# 三井化学

染料及同中間物・塩化ビニル・可塑劑  
工業藥品・ゴム藥品・農薬藥品 醫藥品  
コークス・タール製品

三井化学工業株式會社 工場 池袋工場(大 幸 田)  
本店 東京都中央区日本橋室町二丁目一番地 関西工場(大阪・尼崎)  
営業所 東京・大阪・名古屋・岡山・仙台 名古屋工場(名古屋)  
販手工場(茨 城)

## 完全栄養の條件!

先づ完全に消化することです  
食物を消化するのは消化酵素の働きです。  
タカチアスターゼは澱粉、脂肪、蛋白質  
ほか10余種の消化酵素を含む強力な消化  
剤ですから食物を完全に栄養化します。  
過食、過飲、胃弱などに  
高峰讓吉博士発見



### タカチアスターゼ

包装 錠劑 50入 100入 粉末 25g 100g

東京 三井株式會社 日本橋

# 第 2 部

# 海 外

## 株式投資は誰にもできる!



難かしい株式の運用を専門の証券会社に委せ、有利な配当と元本の値上りが楽しめるニコニコ投資信託は誰にも安心して出来る万人向の株式投資として大へんな評判です。詳しい説明書さし上ますから御研究下さい。

★一口五千円・無記名

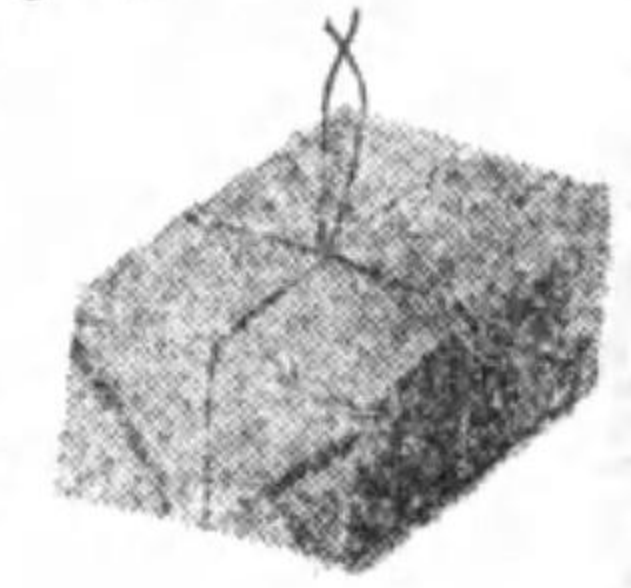
### 日興のニコニコ投資信託

東京 日本橋 兜町

名古屋・四日市・静岡・新潟・富山・高岡・金沢  
 仙台・福島・米沢・大宮・京都・神戸・姫路・岡山  
 松山・高松・広島・徳島・熊本・佐賀・小倉

### 日興證券

## お買物は



### 澁谷 東横 池袋

御贈答には  
 東横の  
 商品券

本社 東京都中央區寶町二丁目一番地ノ一

電話 京橋 (56) 代表 四一八一 (1010)



# 清水建設株式會社

社長 清水 康 雄

## 第一篇 國際一般情勢

### 一 政治情勢

スターリン首相の日本国民に寄せる年頭の辞を平和の曙光と仰いだ一九五二年初春は空しく過ぎて、東西冷戦の対峙は依然解決せず、太平洋戦争を終結すべき平和条約は五年九月八日サンフランシスコで成立したが、調印は四九ヶ国にすぎず、ソ連圏三ヶ国は脱退したのみならず、東洋の大国インド、中国共産党政権は参加せず、一月六日からパリで開催された第六回国際連合総会も遂に軍縮案の論議に終始して、折角の平和対策も徒らに両陣営の離隔を表明するに過ぎなかつた。

四月二日成立した歐洲軍はアイゼンハワー將軍の總指揮下に創立一年後には、当初の兵力も二倍となり、歐洲連合軍司令部 (S H A P) の下に南北中の三地域司令部も整備して、一九五二年末には現役二四箇師団、予備二五箇師団、空軍四、〇〇〇機の編成を完成するに至つた。一方、北大西洋条約機構は、ギリシア、トルコの参加を得て、一九五二年五月二六日英米仏三国と西ドイツの間に平和条約の調印されたのに続いて、同二七日には、歐洲防衛共同体条約は、フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルクス三国の間に調印されて、ここに反共防衛陣営の軍事機構は一応完了したわけであつた。歐洲防衛機構に英國の参加しなかつたのは注目されたが、そこに時局の特徴が窺われた。

これに対してソ連圏でも軍事機構の充実に努め、西歐側結果の攪乱打倒をねらつた平和攻勢を進めると同時に、ルーマニアを中心として大規模の軍事基地建設が急がれていると伝えられる。

東西巨人軍の冷戦の一進一退せると同時に、この期において印度洋、地中海の沿岸諸国にわたつて民族運動の著るしく熾烈となつたこと、ラテン・アメリカ諸国の革命動乱の頻発したことも特徴ある現象であつた。インド・パキスタン間の係争とインドネシアのオランダ本国との紛争とは暫く置いて、イラン石油問題に端を発した英國勢力圏の動搖は、エジプトに波及して一〇月初旬スエズ撤兵、スダン併合、一九三六年条約の廢棄を要求して起つたエジプト政府は、中東防衛計画を失望せしめるに至つた。民族運動の燎火は西進して、フランス領チュニジア、モロッコにも強烈な自治運動を爆發せしめ、東半球回帰線間は硝煙流血の慘状を呈している。

戦前以來合衆国の指導下に民主主義の漸く確立する気運を見たラテン・アメリカ諸国は、かねてアルゼンチンのペロン政権が掲げた反米政策の旗幟の下に新發展が憂慮されていたが、グアテマラ、ボリビア、キューバ等に熾発した革命は、再び南中米諸国の独裁政治へ復帰するかを予想させるものがあつた。

一九五一年下半年から一九五二年上半期へかけて各国の政治情勢上、勞働問題に大きな影響ある現象としては、イギリス保守党政府の出現が数えられる。一九五一年末から初まつた合衆国鉄鋼争議は

やがて全産業総罷業にまで発展したが、折柄反共戦線の再軍備進行中のこととて、その生産の停止は重大影響あるは云うまでもなく、しかもその争議が一九五二年大統領選挙の政治問題ともからみ合っているところに重要意義が見られた。戦後共産党の異常の進歩を見たフランス、イタリアでは、一九四七年政権離脱以来共産党の不振の状態継続して、イタリアにおいては、新ファシスト勢力擡頭の徴候さえあるのが注目された。ドイツとオーストリアの講和問題は遂に解決を見なかつた。

### 二 経済情勢

戦後歐洲の復興事業上大きな役割を果したマーシャル計画は、一九五一年七月をもつて終了して、合衆国国民の総額一三〇億ドルの犠牲によつて歐洲の生産は六割の増加を見たと伝えられ、その参加国では、殆んど戦前の生産水準を回復するに至つた。一九五一年一月からは、相互安全保障機構の活動となり、所謂「ポイン四」援助と共に、合衆国政府の支出は、一九五二年六月までには総額四〇〇億ドルに達して、全世界九〇ヶ国に達する本国並びに植民地に対する軍事、経済、技術援助を供給している。

しかしながら朝鮮動乱開始以来漸く著るしくなつた各国の国際収支の赤字、殊にドル不足の形勢は依然解決せず、合衆国の世界経済政策と並行して鋭意努力された英連邦のポンド地域経済もドル金不足の危機に直面するに至つている。そのコロンボ計画は、一九五一年七月から実施の途につき、インドの如きは、五ヶ年計画を樹立して目的達成に努めているが、成果をあげるのには前途遠慮の感がある。

先進国においても重要視され、種々の施設が立案創始されたことも注目されたが、産業教育が、単に熟練労働者の養成のみにとどまらず、監督級職員から最高経営当事者の訓練にまで及ぼされたことは今後大戦後特異の発展と云うべきであつた。これは、結局、労働費を押えて、生産性の向上を期したもので、現下軍拡時代だけでなく将来経済生活にも大きく影響する現象と云えよう。

### 三 国際労働運動

一九五一年上半期から一九五二年上半期にかけての国際労働界は、大体、一九五一年七月ミラノで開催された国際自由労働組合総連合(IFCTU)第二回大会の決定に基いた活動が展開される一方、一月ウィーンで開催した国際キリスト教労働組合同盟(IFCTU)の評議員会の結果たる飛躍的發展が見られ、なお世界労働組合連盟(WFTU)の先年分裂後の純然たる共産主義運動が継続されたことに終始した。それらの運動を通じて見られる特徴として各インターナショナル共未開拓地域への進出が著るしかつた。最も際立つた発展は、アフリカ各地の組織化であつて、前記三団体とも全アフリカの組織化完了を報告しているのが注目された。ラテン・アメリカの組織化は、世界労働でも国際自由労働でも既に終了して前者はラテン・アメリカ労働者連盟を通じて、後者はその米洲地域機構を通じて活潑な運動が継続された。折柄南中米諸国に起つた革命後の労働組合の地位並びに労働者の諸権利擁護の活動は、目ざましいものがあり、国際連合特殊機関としてのそれらのインターナショナルの地位を全面的に利用した点が注目された。

朝鮮開戦以来各国の再軍備計画は資材の不足を来すと同時に、動乱の永引くと予想した一般消費者の物資買溜の恐慌的混乱状態は、一九五〇年秋から一九五一年初頃にかけて、急激な物価騰貴となり従つて生活費の上昇も著るしかつたが、この情勢は、一九五一年下半期には漸く鎮静した。物価水準は、多くの国々では、上半期に到達した高位を続けていたが、軍需資材の購入備蓄も一応限度に達し一九五一年六月休戦交渉、開始以後は第三次大戦の心配も漸く淡らいで一般消費物資の買溜りも終熄した結果、時には物価下降の傾向を見る国々もあつた。それと同時に、軍需産業の繁盛に對比して民需産業の不振が著るしくなり、特に繊維被服業や自動車業などは、市場の不振に加えて資材不足のため、失業者漸増の現象さえ見られた。

鉄のカーテン下東欧諸国ではかねて二ヶ年計画、五ヶ年計画、六ヶ年計画等の経済開発に着手していたが、それらの経済発展計画は一九四七年当時マーシャル計画に対抗すべき「モロトフ計画」が創設されて、それを連繫して推進されることとなつた。これには、ポーランド、ハンガリア、チェコスロヴァキア、ルーマニア、ブルガリア、東ドイツ、アルバニアの諸国が参加した。その成績も侮り難きものあり、西欧先進国の水準には程遠いとは云え、豊富な農業労働力の工業転換による工業生産力の増進は目覚ましいものがある。

再軍備景気によるインフレ傾向は依然継続して、各国ともインフレ抑制のためには懸命の努力が見られ、物価騰貴に伴う不可避の賃金上昇は到るところで見られるが、これをカバーするための労働生産性推進を目的とした方策が講ぜられたことも、一九五一年下半期以来特に注目された。労働者の技術訓練は、産業後進国のみならず

#### 1 国際自由労働

この期における国際自由労働の活動中著るしかつたのは、労働運動後進国の援助指導の事業であつた。日本政府に対して再三その労働者諸権利尊重の公約実施を督促したのもその一端であつたが、その他インド、インドネシア等東洋諸国(視察調査班の派遣、地域機構の確立など、自由労働組織そのものの結成強化は云うまでもなくこれと同時に反共陣営の整備に多大の努力が集中されているところ)に特徴のある活動であつた。これらの活動の原本方針は、ミラノ大会で決定したので、同大会で採択となつた左記決議は、自由労働組合運動の重要原則を表明しているものとして、全文を掲載する。

#### ○全体主義に関する決議

- 一、樞軸諸国の全敗後僅かに六年を経た今日、世界は再び全体主義と、それによる基本的自由が破壊される脅威とに直面している。
- 二、スペイン、アルゼンチン、ヴェネズエラ、ロシア、ポーランド、チェコスロヴァキア、その他多数各国の幾十万の男女民衆は、その良心の自由、その礼拝方法の自由、恐怖なく意思発表の自由及び尊厳と平和にその生活を営む自由とを奪われてしまつた。幾百万の人々は奴隷労働を強いられたまたは集団収容所に収容されてしまつた。その他更に、幾百万の人々は、突如戦争がやつて来はしまいか、クーデターが隠れた少数者によつてたくまれているはしまいかと、戦々競々としてさ迷つている。
- 三、仲裁制度と全体主義は、単に忌避すべき政治理論たるにはとどまらない。それこそ、飢餓と戦争と貧困という形で現われた野蛮時代への復帰であり、到るところの民衆と民主主義制度に對つては致命的の危険である。
- 四、この脅威の源泉は、ソヴェト連邦である。過去三四年間



の独裁制度の下に、国民は自由の名において弾圧され、労働者は社会主義の名の下に搾取され、困苦欠乏は到るところに見られるのに官僚は愈々富み榮えて、平和とは戦争のことであり、民主主義は暴虐政治を意味する一社会である。理想は嘲笑的となり、宣伝は良心の代りに使われている。

五、この国が今日奴隷状態に陥れようと努めている国民によつて、曾ては自分が奴隷化されようとしたのを助けられてから、僅か六年を経た今日では、或いは密かに或いは公然たる侵略を目的とした組織的運動を開始して、その軍勢は世界到るところに屯して、苟しくも弱点のあるところに飛びかかろうと身構へしている。

六、この運動は先ず、ドイツの敗戦当時赤軍に席捲された国々で組織され、到るところに傀儡政権が樹立された。

七、もつと大膽なやり方の場合としては、モスクワの指揮下にロシア軍の後援を得た少数者がチェコスロヴァキアの合法的民主政府を倒壊し、チェコの自由民に手枷足枷をはめてしまったこともある。

八、中国共産党は、ソ連の援助と教唆の下に独裁制を建設し、多少とも残存していた自由を一掃してしまい、既に侵略軍を隣接国に進出させている。

九、共産主義帝国主義の君臨するところは、どこでも民衆と資源とは、ソ連のために、容赦なく搾取されている。

一〇、これに反して、西欧及び米州の自由国民は、各自の能力と資源とを割愛して、戦禍に悩む国民の復興に努め、民衆の合法的に選挙した代表者で組織した政府を再建した。

一一、終戦と共に、自由国民は、出来るだけ迅速にその軍隊を復員せしめ、平和の諸目標を追及することになつたがロシアの兵力が依然維持され、行使されているからこそ、それらの自由国民は、その生産力を再び国防とそれによる消耗とに使用せざるを得なくなつてゐる。

一二、西欧の自由諸国が再軍備に着手したのは実に、ソ連の動

国際連合が迅速に自由世界を動員して抵抗の成功を期した措置を支持するものである。なお国際自由連合は、国際連合が宥和政策にはよらずして、侵略を停止せしめ、統一朝鮮を確立するに至るような解決をとげんとする努力を支持するものである。

二、国際自由連合は、加盟団体の全部が、左翼の独裁に反対しそれと同じ力をもつて右翼の独裁に反対するため、苟しくも全体主義の手先たるものに対しては、いかなる擬装をしておろうとも態々力強く精力的に闘うべきことを要望する。

三、国際自由連合は、各国、殊に世界の未開発地域の生活水準の改善を確保することこそ、われわれの存立の基礎であるが故にその決意を再確認する。

四、国際自由連合は、真にパンと自由とを求めつつある各地の民衆に対して友愛の手を延べ、これらの目標達成のため極力支持をすべきことを共約する。

○平和と民主主義のための闘争に関する決議  
本大会は、国際自由連合がその創立以来表明せる世界における永久平和と民主主義の確立と維持のために闘争せんとする決意を繰返し確認し、加盟団体全部に向つて、今日各国の独裁政権の脅威に曝されつつある世界平和と自由のための闘争をば、たゆむことなく持続すべきことを要望し、  
国際連合が、共産党の朝鮮侵略を阻止したことを歡び、この失敗後停戦交渉の途に着いたことを満足して認め、  
自由諸国民が、侵略を阻止するために、その軍事防衛を強化する努力を支援し、  
講和条件または、同種性質の条約をば日本のドイツ連邦共和国とオーストリアと締結し、また、イタリアの講和条件改訂の要求をば速かに聴取し且つ好意ある措置をとるべきことを要請し、  
オーストリアの労働者が共産党の不法手段による権力接収企図に反対した闘争に成功したことに対して賞讃の意を表し、  
自由諸国に対して、オーストリア、ギリシア及びトルコに特別の財政的経済的援助を与えて、民主主義境界線上の防衛戦線の

員を継続している目的が疑う余地なきまで明瞭になつた時であつた。前述の重大事件の外、ギリシアでは、ソ連衛星軍軍隊によつて国境戦が行われている。ソ連の軍隊は、あらゆる国際協定を無視して、ベルリンの民衆をば餓死と凍死に到らしめて屈服させようとする企図に直接使用された。

一三、その最も憎むべき形は、朝鮮における共産党の侵害に見られ、その場合にはソ連の装備でソ連で訓練した北朝鮮軍は、南朝鮮に対して挑戦もされぬのに攻め込んだのであつた。

一四、ある方面では、われわれが共産主義との対抗上有利にならんがために、群小フアンストと提携しているというようなことが云われている。かくの如き云いがかりは、絶対に拒否し得るものである。その反共産主義がいかに猛烈であつたとて、独裁者は自由国民の集団によるこの闘争にとつては、資産にはならない。フランコやベロン、その他の独裁者とは、いかなる結びつきもあつてはならないのである。彼等の独裁政権は自国内の正当な労働組合運動を抑制してしまつた。彼等は言論集會の自由を禁止した。彼等は民主主義の大切な諸制度を一掃してしまつた。

一五、軍部関係者は、フランコ政権下のスペインをば軍事基地として見るかもしれない。自由労働運動は、フランコ独裁制度をば、その同志労働者の獄舎と見、民主主義世界の社会的経済的負債だと見る。フランコ・スペインとの提携などは、民主主義諸国にとつては、何らの強味にもならないし、何らの安全保障にもならない。それは、単に癪にすぎず、西欧民主主義社会からは切りとつてしまわなければならないものである。

一六、国際自由連合が、一九四九年の大会で、スペインにおいて民主主義制度と完全な労働組合の権利が回復され、労働者が再び母国の復興のためその貢献をなし得る時期が来るまでは、同国に対して、いかなる支援を与えることにも反対する旨決議したその態度を変更すべき理由はない。

従つて、左記の決議をする。  
一、国際自由連合は、南朝鮮をば計画的侵略として排撃し、

強化を訴願し、  
朝鮮、ギリシアの如き共産党侵略の犠牲となつた国々の復興再建を確保する国際的措置を要望し、  
日、独、英、その他の国民で終戦後六ヶ年を経た今日、なおソ連その他ソ連圏の国々に抑留されているものを、即刻帰還せしめることを要求し、日本の漁業権制限をば実質的に緩和し、中国共産党政府の拿捕した日本漁船を返還し、その乗組員を帰還せしめることを要請し、  
各国政府に対しては、フランス政権スペインの国際連合特殊機関加入を拒絶し、スペインに対する財政的その他の支援を拒否するよう訴え、  
スペイン労働者の罷業行動を賞讃し、亡命スペイン労働者同盟の地下運動支援を共約し、  
属領諸国の問題は、国際連合その他の国際団体で徹底的に調査し、その社会的経済的進歩を推進し、それらの領土には平和的手段により速かに自治を發展せしめ得る機会を与えることを要請し、且つそれらの諸領土の自治達成の後には、その本国との関係を継続すべきか、または独立すべきか、あるいは他国との合併を求むべきかにつき自決権を与うべきであることを宣言する。  
本会議は、西欧諸国民は平和を待望するものであり、鉄のカーテンの彼方の国々の国民もまた平和を念願するものであることを強調する。この事をソ連、その他共産党支配下の国々に住む民衆をして悟らしめることが出来たならば、平和は確立し得られるであらう。(以下略)

2 世界労働連

世界労働組合連盟(WFTU)は、パリの本部追放後、ウィーン市に本部を移転したが、そこもまた居住登録手續違反で追放となつて、その本部所在地は目下不明となつてゐる。従つて定期大会も開催せず、一九五一年一月一日から二二日まで、ベルリンで開

催した第五回評議員会は、大会に代る会合として重要なものであつた。

参加者は加盟団体代表約二〇〇名を初めとして、未加盟団体、産業部代表などがあり、外に来賓も二〇〇名程あつて、ILO代表も列席した。

サイアン書記長の事業報告には、アメリカのヘゲモニーの勢力拡大、民族独立運動による帝国主義者の抑制、未開発諸国における貧困の原因、アメリカ帝国主義による原料品の買占め、国際通商上の差別政策、戦争経済の諸結果、労働者の統一戦線、社会主義陣営における経済的社会的進歩、平和擁護陣営における労働組合と世界労働の重要任務などが力説されていた。

事業報告討議の結果、大会は、決議として、帝国主義的諸勢力とその手先が労働組合内において世界労働反対の強烈な闘争を行つていゝるにもかかわらず、世界労働の勢力は拡大して、加盟組合員も増加し、今日では八、〇〇〇万を超えるに至つていゝることに満足の意を表した。

世界労働では、一九五一年七月六日国際自由労働並びにキリスト教国際労働連に対して、一九四五年ロンドンの国際労働組合大会で採択した綱領に基いて統一戦線組織を申込んだのであるが、これに対して、キリスト教労働連では「鄭重の回答」があり、その評議員会の決定を待つて態度を表明する旨を明示したが、自由労働連の回答は「それ自身矛盾擁護したものであつた」と、事業報告には述べてあつた。この問題に因連して、大会の可決した決議には、自由労働連の幹部は、労働組合運動を分裂して、独占資本の攻撃に対する労働階級の抗争力を弱化する目的の闘争に従事してゐるもので、その支配

者と共謀して、労働者として新しい犠牲と倍旧の困窮に屈服せしめ専ら戦争屋の利益を圖つてゐると述べてある。而して世界労働評議員会は、政治、哲学、宗教上の意見の如何を論ぜず、また加盟中央機関の何たるかにかかわらず、全世界の労働者を結合して、従業条件と生活との改善と平和のため、一層努力せんとするものであることを強調してゐる。

なおその決議には、世界労働の重要任務として、労働者の闘争を強化し、戦線統一の基礎を拡大し、植民地、半植民地、風領の民族解放運動を支持し、平和維持のため力を結集し、帝国主義的攻撃を排撃し、青年労働者の要求を一層擁護し、迫害弾圧の犠牲者のため国際連帯を強化し、所屬連絡機関の活動を拡充し、殊にアジア、アフリカ、近東、中東に及ぼし、世界平和会議の決定事項を支持し、殊に五大国間平和協定支持署名を促進し、植民地並びに資本主義諸国とソ連及び人民民主主義諸国間の代表者の交流を推進し、労働者の一致団結を強化する等を列挙してゐる。

この評議員会の席上で討議にかけられたのは、議案中唯一項で、それは、労働者の従業条件の向上を推進し、戦争準備の政策の経済的社会的結果に反対するため、戦線統一を確立する件であつた。これは世界労働執行委員でフランス労働総同盟書記長であるペ・フランシヨンの上程したもので、討議の結果、左の決議が可決となつた。それは、帝国主義者の戦争準備の結果として、資本主義国及び植民地の労働者の生活水準は、低下する一方であり、それが絶えまなく向上してゐるのは、資本主義的搾取の禁遏されて政府が平和政策を遂行してゐる（ソ連、中華人民共和国、人民民主主義国、ドイツ民主共和国の如き）国々のみであると断定してゐる。また、戦線統

一の原則は、労働大衆の意識中に深刻な反応を生じつゝありと云い自由労働連の運動を排撃してゐる。而して労働者の諸勢力を結集して、生活水準の向上と戦争準備の結果に対する反対のため、また独立と平和の経済発展のための闘争を強化すべきことを勧告し、一九五二年四月モスクワに開催すべき国際経済会議の宣伝とその成功を労働組合に要請してゐる。

なお世界労働連主催の下に国際社会保険会議を開催すべき決議も可決され、自由労働連に対して今一度提携を申込む書簡の本文も承認した。

また国際連合第六回総会に対して、世界労働連の提案を審議することを要請し、その経済社会理事会对して、労働大衆の生活水準を引上げ、社会立法を改善し、労働組合の諸権利の発表と保障を期し各国通商の正常の発展を促進すべき計画を考慮する必要があることを指摘した宣言書をも可決した。

評議員会は以上の趣旨を要約して全世界の労働者に訴える声明書を發表した。

### 3 キリスト教国際労働

国際キリスト教労働組合総同盟（ICTU）では一九五一年一月二日から二三日までウィーン市で第一九回評議員会を開催したが、これには、評議員一六名の外、各国加盟団体六〇名を初め、オーストリア政府高官並びにカトリック教会高僧等も参加し、殊に地元労働組合の示威行列や記念講演会なども行われ、ソ連制圧下の由緒ある古都に時ならぬ光彩を發揮して、未曾有の盛會であつた。ガストン・テッシュ会長司会の下に開催されたこの会合では、

まずペ・ジ・エス・セララン書記長の事業報告の後、総同盟の根本方針に関する重要事項の決定があつた。

可決となつた決議の内労働組合インターナショナルに関するものは、二件あつたが、その一は世界労働の共同戦線提案に対する態度を表明したものであつた。それは、キリスト教国際労働連としては、かねて労働組合の自主独立を原則としておるものであり「真に自由にして誠意の労働組合とは協力」の用意あることを述べ、その種の協力は、正しい自治の尊重とキリスト教労働組合運動の本来の精神と方法との下に初めて可能でありと云つてゐる。而して自由と信義を真に保障する団体以外とは、その種の協力は成立し得ないものであるが、「世界労働連に加盟してゐる団体の大多数は、基本的自由の存在せず。従つて国家と使用者とから独立した直の労働組合のない国々のものであり、」従つて、「世界労働連の提案するが如き相互の信頼と協力が不可欠の条件とは明らかに存在をしない。」と見做すと云つて、提携は拒否することに決した。

次の決議は、国際自由労働連に関するもので、それは、一九五〇年当時国際自由労働連が各国のキリスト教労働組合に対してキリスト教国際労働連を脱退して加盟することを勧誘したにもかかわらず、未だ一団体もそれに応じたものないことを満足と認め、且つ国際自由労働連が前年のミラノ大会でも他の国際団体との協力については何等の意思表示なく、キリスト教国際労働連側の提案に対して応答なきを遺憾とする旨のものであつた。而して今一度協力の基礎となるべき条件を協議するため、自由労働連に呼びかけることを決議したものであつた。

次に国際労働機関に関して、評議員会の決議としては、ILOに

対してはその創立以来それを支持して、綱領中にも明記しているにもかかわらず、ILO理事會が、前回の選挙でキリスト教労働組合代表を罷免して、「自由労働加盟団体の代表のみ」を認めることになつたことを遺憾として、「かかる事態はILOの普遍性の性格に反するもの」となし、「キリスト教労働組合に国際労働局理事會に平衡にして永久的の代表を参加をせしめるため、必要ならゆるる方策を講ずべき」ことを主張したものであつた。

今回の評議員會で最も重要な決議の一は、歐洲諸国協力体制に関するもので、それに関する報告は、オランダ新教労働組合のルッペルト会長が提出した。それは、歐洲協力の各種機關内の労働組合代表に関する見解を表明したものであつて、「歐洲諸国間の経済協力は、社会進歩の経済的基礎の維持強化上必要であり、労働組合運動の参加は不可欠」であるのに、従来「労働組合運動は、歐洲協力の各種機關内で正当の勢力を行使すべき適切な可能性を欠いておつた」と云い、歐洲経済協力機關(OEEC)を初め、歐洲経済委員會(CEE)その他経済、社会問題關係の諸機關の各国代表中に組合の代表を参加せしめ、歐洲経済協力諸機關と国際労働組合諸団体との間の密接且つ有機的協力を確立し、シューマン計畫の諸機關にも組合代表を参加せしめ、歐洲會議にも労働組合国際団体の代表で構成した諮問委員會を設置し、同會議加盟各国代表団の国会代表中には労働組合に理解あり、且つ労働者側の信頼する政治家相当数を加えるよう要望している。なおキリスト教国際労働連としては、歐洲協力量問題の研究に専任する委員會を設けて、労働組合代表が有効に活動できるようあらゆる方策を講ずることを決定している。

世界平和に関する決議も今回評議員會の重要決定の一であつた。

とに決したが、その内南米五団体、アジア二団体、ポーランド及びウクライナの亡命者二団体であつた。

#### 4 産業別国際労働組合

戦後世界労働結成のため一時その地位が不定であつた産業別労働組合インターナショナル、即ち戦前国際労働組合書記局(ITS)と呼ばれていたものは、世界労働連では、その機構内の一部として再建することになり、既にその種産業別の部は、世界労働連には二〇部門も完成されていて、殊に労働運動後進国の参加が注目される。一方、戦前アムステルダム・インターナショナル系統に属していた二〇余団体の業別国際労働組合の再建復興したのも少からず、既にこの種団体で反共派労働組合を結成したのも一九四九団体がある。その内金属業(IMF)、鉱業(MIF)、運輸業(ITF)は、遠く半世紀余の歴史を誇る大組合で、その他製靴皮革工、建築木工、商業、事務、技能職員、ダイヤモンド工、飲食品製造工、被服工、石版工、旅館料理店員、一般労働者、農業労働者、公務員、繊維工、煙草工、教員、通信従業員、寄席芸能者があり、目下新聞記者組合が結成中である。左に今期大会を開催したもの概要を掲げる。

一 金属工 国際金属工連合会(IMF)は、業別国際労働組合中でも最大の一で、加盟組合は一四ヶ国五九七方に達している。その第一六回大会は、一九五一年七月一日から一九日まで、英国代表タンナー氏司會の下にスイスのビュルゲンシュトックで開催された。これは戦後二回目の定期大会で、出席者には加盟組合代表一二九名の外、ILOや国際自由労働連、亡命スペイン労働者総同盟の代表などもオブザーバーとして参加した。

それは「目下二大強國群間の軍備競争は、相互の現存の實力をも、その方面における将来の可能性をも知らずして、ひたすらその努力を推進せる状態であり、この警戒すべき國際情勢に省みて、かくの如き事態の下にあつては、最善の場合でも、純然たる勢力均衡論に基く危険なる平和の維持以外にはないと思ふ」と云つて、かくの如き時局下では基本的自由と権利の防衛に必要な用意としなければならず、民衆の負担は増大するが、各国再軍備の経費は国民各層間に平等に負担すべきであることを主張している。而して、諸列強政府に対しては、「平和的共存共栄の物心両条件を客観的に考慮し、それは、人間の諸權利の承認と國際關係の法的組織化とを基礎としたものでなければならず、かくして世界的に同時に一定の管理と罰則の下に軍備撤廃をしなければならぬ」ことを要請している。キリスト教国際労働連としては、今や「キリスト教の原則を等閑にし、無視せるがため、危殆に瀕している永久平和を確立するためのこの努力の成功に導くべき経済社会方面の計画には寄与すべき用意ある」ことを宣言したものであつた。

最後にオーストリア問題に関して、評議員會は、オーストリアの主權を政治経済とも明確に再興すべきことを列強及び國際連合に要請し、今日のオーストリアの状態は、苟しくも文化の発達し自由愛好の國民の恥辱であると断じ、またオーストリア婦人が捕虜及び民間収監者釈放を要求した嘆願書の支持を決議した。

戦後キリスト教労働組合の發展は著しきものあり、所謂「第三勢力」として東西南北にその活動範圍を拡張している実績著しく、アフリカ大陸の如きは、世界労働連と自由労働連の三者争奪の場と化している観がある。今回評議員會でも、新加盟申込九団体を受理するこ

大会は、書記長提出の三〇七頁に達する一九四七―五〇年事業報告採択後、ILO支持や國際自由労働連との協力の決議を可決した。重要議事としては、規約改正があり、その結果、書記局と中央委員會との連絡機關として、常設の諮問委員會を設置することになつた。また経済委員會も設けて、各種國際經濟機關と連絡と協力することになり、産業別部局も常設機關として置くことになつた。

なお冶金工だけの會合が一九五一年七月二日から二三日までスイスのビュルゲンシュトック市で開催された。席上、安全衛生や、出来高抑制、生産性向上などにつき協議の上、國際金属工連合會に冶金工技術委員會を設置することに決定した。

二 被服工 戦前からあつた國際被服工連合會は、戦後一九四六年と四九年の二回ロンドンで大会を開催した結果、組織を改正して、名称も國際服装工連合會(IGWF)と改め、その第一回大会を一九五一年五月二日から二〇日までデューセルドルフ市で開催した。このインターナショナルは米國労働組合員が多数加入しているの知られてはいるが、大会の議長も米代表のクラインドラー氏が當つて、一七組合の組合員八〇万を代表する代議員五〇名が参加した。重要決議には、労働時間、原料品価格、輸出入関税、業務疾病、失業対策に関するものがあつたが、國際自由労働連支持と全体主義反対の原則的方針の確認も行われた。

三 運輸労働者 一九五一年には國際運輸労働者連合會(IITF)の定期大会はなかつたが、その内地航路部や鉄道部の部會はあつた。鉄道従業員部の大会は、一九五一年八月一三日から一七日までウトレヒトで開催した。出席者は歐洲、北米、日本の組合員二、七八

三、〇〇〇人の代議員七〇名。ラテン・アメリカ、アフリカ、印度等の組合では欠席した。

重要議題となつたのは、アルゼンチン政府の労働組合無権視の問題やインド政府の一九四七年争議法の一部を改正して鉄道従業員の罷業を禁止した事件などがあつた。その他、労働時間、自働連結器歐洲会議の組合を無視して運輸本部を設置した件、交通機関統一、経営参加、年金制度などの討議もあつた。

内地水路従業員部の会合は、一九五二年二月二日及び二二日、ロンドン市で、ベルギー、フランス、西ドイツ、オランダ、スイス、英国の代表一八名が出席して開催した。

主なる議題は、ライン河船夫の雇用条件と社会保障に関する協定であつた。これは一九四九年一〇月ジュネーブで起草され、一九五〇年七月パリで開催した政府代表の会合で採択となつたものであつた。しかもこの協定に批准した政府は、ドイツとスイスのみであるため、各国政府の批准を要望するためにこの会合が行われたのである。

四、通信労働者 郵便電話電信労働者国際第一八回大会は、一九五一年八月八日から一一日までストックホルム市で、会長シー・ジェー・ゲデス(英代表)司会の下に開催した。出席代表は一四ヶ国の加盟組合二二団体の代議員一一五名であつた。

フリッツ・グミュル書記が提出した事業報告には、この国際連合会の要求に基づいてILOが各国の通信従業員の労働条件について行つた調査報告のことが言及してあつた。

大会の採択した決議には、通信従業員の法律上の地位に関するもの、従業時間、臨時雇集配人、巡回郵便局従業員、その他重要問題

たキリスト教労働にも加盟していないものもあり、それらの内には旧アムステルダム・インターナショナル系の脱落したものもある。一九五一年六月一三日から一六日にかけてウィーン市で第三回大会を開催した国際商業販売員・代表者代議員連盟(ILCTRA)も、系統不明の一で、この大会は、オーストラリア、ベルギー、西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スイスの七ヶ国代表が参加して、オーストリア代表オー・アンゲル氏司会の下に開催された。議題には、各国商業代理員販売員の法律上の地位比較研究、商業代理店に対する国際援助、旅行免状手続及び税関検査の簡素化、代理員と本店との争議国際仲裁制度、職業教育、営業上の競争その他一般営業関係問題、報酬等があつて、技術的方面の問題が著しく大会中I・L・Oに電報を送つて、将来緊密の連絡協力を希望したりした。

に関するものがあつた。

通信従業員の法律上の地位に関する決議には、職業訓練の必要が力説されて、郵政当局者の負担で高級の訓練課程を施行すべきことが要求されていた。而して欠員補充には、競争試験を行い、同資格者の場合には、勤続年限によつて採否を決定し、解雇の際はあらかじめ予告して、充分の解雇手当を支給し、給与は家族の生活維持だけでなく、子女の教育費をも賄える程度のもとするべきことが主張されている。而して労・使合同の懲戒審判所を設置することを提案してあり、その審議の記録は関係労働組合には公開することとし市民権の尊重、男女平等、言論の自由、罷業権の承認が要求されていた。

従業時間に関する決議には、従業時間は、局員が通常の家庭生活を営み得るものとし、温帯地方の国々では、一週四〇時間を五日間に割当てたのを適当としている。而して従業時間中には四〇分間の休憩時間を含めることとし、深夜業は出来るだけ少く、一二時間を超えないこととし、少くとも本給の五割の手当を支給せよと云い、毎年三〇日間の休暇を要求している。

集配人に関しては、臨時雇を不可として、男女同賃とし、福利施設も他の従業員と同等とし、従業時間を定めるには、中休時間を考慮すべきことが強調され、なお残業、深夜業、日曜出勤を避くべきことが主張されている。その他制服及び履物の無料支給、昇進の機会などが要求されている。

大会では、極東諸国の視察のため一九五二年中に書記を派遣することに決定した。

業別インターナショナルには、世界労働にも、自由労働にも、ま

# 世界労働週報

毎 週  
月 曜 發 行

## ◆国内唯一を誇る

### 海外労働の専門誌◆

——三大特徴——

- 一、海外労働問題の動静の迅速正確な報道
- 二、各國労働省、労働団体その他の諸機関の直接資料の提供
- 三、パースペクティヴに富む紹介と解説

◆……労働運動指導者労務担任者のみならず経営最高機関の政策決定上必読の文献……◆

購読料 一年 三、〇〇〇円  
半年 一、五〇〇円

〔發行所〕 世界労働問題調査所

東京都港区本芝三ノ二  
碓 労 連 会 館 内  
電話三田(45)四九六八  
一九二五  
振替口座東京一八〇九三〇

最高級の  
パルプと捲縮スフ

主要製品  
人絹パルプ・製紙パルプ  
スフ・捲縮スフ・スフ糸・スフ織物  
洋紙・和紙・板紙

興國人絹パルプ

取締役社長 金井滋直

本社 東京都中央区日本橋茅場町2の13  
9月末移転予定 (東京都港区芝田村町1の1)  
大阪営業所 大阪市北区宗是町1 大阪ビル内  
名古屋営業所 名古屋市中区桜町2の5 相互ビル内  
工場 富山・入代・富士・蒲郡

### 第二篇 米 洲 勞 働 情 勢

#### 一 アメリカ合衆国

##### 一 政治 情 勢

###### 1 第八二議会第一会期の成果

第八二議会第一会期は一九五一年一月二〇日を以て閉会したが、本会期における法案審議その他における特色と目すべきものは、国防関係法案において画期的立法をみた反面、アメリカ国内における国防充実の至上命令から必然的にフェアー・デイール政策の実施は下火となり、嘗てトルーマン大統領が提唱したフランナン農業計画、強制健康保険、タフト・ハートレー労働法の廃止、人権擁護諸法案を樞軸とするフェアー・デイール立法は全く顧みられなかつたのも時勢のなす所であつた。他の特徴は一三〇有上に上る未曾有の多数査問会が行われたことであつて、その主なもののみを挙げてマクアーサー元帥罷免問題、一般軍事訓練兵役計画、復員軍人恩典法に基づく教育特権の濫用、大量調達にからまる不正、大戦余剰武器処分をめぐる暴利獲得、全国的犯罪網、復興金融会社の繰故貸出、国府の不正等枚挙に遑がない。かかる査問会は多く現政府の綱紀に対する疑惑を抱かしめ、これが一九五二年大統領選挙を控えて現政権にとつて負債となることは明らかである。

本会期の業績を概観すれば次の通りである。  
(1) 承認された予算は五一会計年度に対する追加予算約六〇億ドル、五二年度の一般予算八六〇億ドル、これに国債利子等の固定予算を合計し総額九七、六七八、三二一、一九七ドルと一応算定されている。政府筋の観測では右の中、年度内の支出は約七〇〇億ドルであるのに対し、歳入面においては年間増収五六九、一〇〇万ドルの増税法案の通過をみたが、これの五二会計年度の増収は二七六、四〇〇万ドルとみられるので、年度中の増収は約六三七億ドルと推算され、差引六三億ドルの赤字を予想されているも尤も政府は常に赤字を過大に発表する傾向があるので現実の赤字はこれより結果的には下廻るものとみられる。

右歳出予算の大宗をなすものは固より国防関係予算であるが、純国防費五六九億ドルの他原子力関係費五九億ドル、内外基地建設費四一億ドルを合せ総額六七〇億ドルに上り、歳出総額の三分の二を上廻り、さらにこれに相互安全保障(MSA)費七三億ドル、その他各省予算に分散されている関係予算を合算すれば、国防及び相互安全保障に関する予算は七五〇億ドルに達することになる。

(2) その他通過した国防関係法律としては、①超大型空母を含む新艦一四〇隻建造(総工費一、〇〇七、〇五九万ドル)計画及び汽船二九二隻改装(総工費一二九、七一一万ドル)計画、②ヨーロッパ及び南米友好六ヶ国に兼ねて貸与中の対潜艦艇二四隻の正式譲

渡、③戦時又は非常時に大統領が全国ラジオ放送施設網を統制する権限、④一般軍事訓練計画を含む選抜徴兵法の一九五五年七月一日迄の延長、⑤外交における戦略物資の資源開発及び入手促進のため輸出入銀行の貸出権限の一〇億ドル増額、⑥ソ連及びソ連圏諸国に一定物資輸出を続ける国に対し軍事、財政、経済援助の停止（バートル法）⑦民間金融機関の国防契約融資助成、⑧暴利排除のための国防契約再協議制度の統制、⑨ヨーロッパ派遣地上部隊を六ヶ師団に制限及びアイゼンハワー元帥のヨーロッパ統一軍司令官任命承認、⑩空軍機構の改組、⑪海軍の新型潜水艦実験計画の統制、⑫情報交換により原子力の分野においてアメリカの武器生産及びその優越保持に資する如き友好国に対し非軍事的原子力関係情報と資材とを解禁する等の法案がある。

(3) 経済関係法においては①国防生産法中の物価、賃金統制を五年六月末迄延長、一部物価の強制切下、屠殺割当制の禁止、農産物価格の最高制限、②洪水罹災地区の住宅建設及び地方の選挙に任せる家賃地代統制の統制、③営善の二セントへの引上げ等の諸件が成立した。

(4) 対外関係においては①相互安全保障計画、②互恵通商協定法の一九五三年六月二日迄の延長、③インドに対する緊急穀物援助借款一九、〇〇〇万ドルの供与、④中共政府の承認ないし国連加入承認反対の決議、⑤チェコ政府のオーストリアP特派員逮捕を難詰し、同国との通商関係断絶を勧奨する決議、⑥対独戦争状態の終結宣言、⑦安全保障ないし不正是正を目的とする移民、外国人関係法律の強化ないし緩和、⑧アメリカ国民の全世界国民に対する友好精神開明の決議、⑨一九四九年輸出統制法の一九五三年六月末迄

の延長、⑩米国内の銅不足緩和の措置としての銅輸入税の停止、⑪二重課税防止に關する数ヶ国との特約の批准等があった。  
右の中、特にわれわれにとつて関心の的である相互安全保障法支出法案についてみれば、総額七、三二八、九〇三、九七六ドルに上る対外援助額の地域別内訳概数は第1表の如くである（括弧内は先に成立した権限附与法による内訳である）。

第1表 対外援助費の地域別内訳（単位千ドル）

	軍事援助	経済援助	計
ヨーロッパ	四八、八八五	101,100	五〇〇,〇〇〇
内訳未定	(50,000)	(101,100)	(201,100)
スペイン	(0)	(0)	(0)
近東、アフリカ	三九、六二五	16,000	五五,六二五
アジア、太平洋	三九,六二五	16,000	五五,六二五
ラテン・アメリカ	三,八二五	13,175	一七,〇〇〇
	(三,八二五)	(13,175)	(一七,〇〇〇)

右と同時に五一年度の対外援助費の未使用額八一六、七二七、三〇四ドルの再支出が承認されたため、五二年度において対外援助に使用しうる予算は総計八一億ドルを超えることとなつた。なおECAに代るべき新設の相互安全保障局(MSA)の長官には大統領外交関係特別補佐官アヴェレル・ハリマン氏が任命された。  
ヨーロッパの経済情勢のなお重大なるに鑑み、右対欧軍事、経済援助を通じ援助額の一〇%、約三億ドルを大統領の裁量により最も緊急と認められる地区、目的に流用しうることとなつてゐる。本法案審議経過においてはアジア、太平洋地域の軍事援助は権限附与法案通りとされたが、経済援助は若干削減されており、又国連朝鮮復

興機関(UNKRA)融出金四、五〇〇万ドルは全額削除された。また上院においては新たに対スペイン軍事・経済・技術援助費一億ドルを追加した点が注目された。

2 腐敗調査問題

全国的な地方為政当局と政界、暗黒街の顔役との結託による地方官界の腐敗は従来識者のひんしゆくを買つていたものであるが、これが調査のため上院に組織的犯罪調査委員会(キープフォーヴァー)特別委員会が設けられ、全国各地の大都市において現地査問会が行われて多くの醜事実が明るみに出され、その間メキシコ駐劄大使で前ニューヨーク市長オドワイヤー氏等の要人も登場するに到り、これがトルーマン政権の屋台骨を揺がす結果となり、ニューヨーク市参事会議長選挙においても民主党の凋落は顕著であり、かくて民主党側も一〇月党全国委員長ウィリアム・ポイルを更迭して党内粛正を図るの挙に出た。

然しトルーマン政権にからまる腐敗事件は必ずしも今に始つたことではなく、一九四九年、いわゆる「ファイヴ・パーセンタール」事件として大統領事務局の一部の者がその地位を利用して業者の政府契約取得に便宜を図り、利潤の一定歩合を収受していた事実、五〇年には復興金融会社(RFC)をめぐる、大統領側近者がその影響力を以て同社に圧力をかけて情実融資を行わしめ、諸種の贈物、利益を受けているとして上院銀行委員会が調査に乗り出し、五二年は更に民主、共和両党の全国委員長ウィリアム・ポイル及びガイ・ゲブリエルソン両氏の喚問にまで及んだ。

地方国税庁の地方出先当局者の収賄等の不正事件もかねて問題化

しつつあり、一九五一年二月下院は徴税調査の為の分科委員会を設け、九月、ニューヨークにおいて公聴会を開始し、一月に入つてワシントン政界の最大関心事となり、多数収税官の罷免及び財務省国税局法務部長その他の連邦政府高官の罷免を見るに至つた。

3 ト大統領の一九五二年年頭教書

五一年におけるアメリカの平和維持の努力は自由諸国の集团的努力が朝鮮において侵略を阻止し、第三次大戦防止のための素因を成していること、アメリカの援助がインドシナ、マライへの共産勢力の侵攻を阻止したことと太平洋諸国との諸条約により同地域の安全保障が強化された点において成功を示した。他面、五一年におけるマイナスの面として、ソ連がその軍需生産を過大な軍事力の増大を続け、新たな原子爆発を実験したこと、アメリカの国防態勢はなお完璧に程遠いこと、国防力育成の努力がヨーロッパのインフレを助長し経済復興を危殆にらしめ、中東の緊張状態は依然として継続していること、極東の大多数の国の上に共産帝国主義の暗雲が低迷していること等が挙げられるが、総合すれば過去一年間に自由世界の力と団結が増強され、而も一方において世界戦争の惨を避け、他方において妥協の愚に陥ることなしに行われたことは、この道は峻しいとは言え、正しい筋道であることを示している。

然し、右に述べた諸条約、計画も防衛機構の骨格に過ぎず、これに防衛兵力と装備という肉を与えなければならず、この為には友好国の軍事力育成のための援助及び経済援助が今後も続けられなければならない。

国内施策方面においては侵略を阻止し敵に懲罰的提言を与えるに

足る良裝備の第一線国防力を持つことが必要であり、右国防力は適当な予備兵力と一旦緩急ある場合、莫大な新兵器を生産しうる工業力の背景を持たなければならず、すなわちアメリカは経済戦争を遂行するに足る第一線軍事力を築き上げようとしているのではなく、必要ある場合、急速に動員しうる状態をもたらしようとしているものである。かくて一九五二年において第一線兵力の達成目標は増大され、特に空軍力に重点が置かれることとなるべく、現在月額一億五千万ドルの新兵器の納入は五二年末には倍増が期待されている。かくて今後二ヶ年を国防生産力のピークとして一九五四年には多くの軍需品について生産を減少させることが出来ようが、それは逆は鉄鋼、アルミ、ニッケルその他の稀少物資が軍需に吸収され、一部民需物資は過去二、三年に比し生産を削減されなければならない。その他の国内施策として、

①インフレ抑制のための物価、賃金統制法規の強化、②増税及び徴税機構の改組、③土壌保全、農村電化、農事研究の促進、④国道建設、その他陸海空輸送網の改善、⑤軍需労働者及び軍人家族の住宅施設、⑥教育に対する国庫補助、⑦国家健康保険制度の実現、⑧社会保障法の改正強化、⑨農産物支持制度の強化、⑩労働法の修正、⑪人権擁護への前進、⑫コロンビア特別区の自治及びアラスカ、ハワイの州制施行の諸項、が挙げられる。

#### 4 政界の動向

一九五二年に大統領選挙を控えたアメリカ政界は漸く前哨戦として活潑な動きを示し、一〇月共和党政務委員会、党内の大立物たるタフト上院議員は逸早く立候補を声明した。タフトは共和党の外

交政策は軍事的侵略ないし宣伝による共産主義の拡大に反対し、朝鮮を自由国家として確立し、西欧の再武装を完成する等を含む積極政策たるべく、内政においては個人の自由の原則の範囲内において進歩的計画を追求せんとするものである旨を明らかにすると共に、選挙戦術としては朝鮮事変に巻き込まれたことを初め多くの事件は情勢戦術の拙劣に基くものとして政府の外交政策を批判し、内政面においてはニューディール哲学を攻撃し、政府の綱紀弛緩を非難するであろうと声明した。タフトがこの様に早きに及んで立候補を声明したことは、強敵アイゼンハワー元帥が政戦前哨戦に立遅れを避けるため速かに立候補を声明し、これが為元帥が欧州統一軍司令官という高遠な地位から降つて現実の政戦の舞台に躍るを余儀なくらしめるためであると推察された。

右タフト議員の立候補声明について嘗て一九四八年の大統領選挙には共和党の副大統領候補に推され、「ニューディール共和党員」ないし「共和党の皮を被つた民主党員」とも呼ばれる程進歩的傾向を有するカリフォルニア州知事アル・ウォレンが一月立候補を声明した。

更に共和党の第三番目の立候補者としてペンシルヴァニア大学総長ハロルド・E・スタッセンは二月フライデルフイアにおける政戦晩餐会で正式に出馬を声明した。右スタッセンの立候補声明は、パリにおいてアイゼンハワー元帥と会見した後に行われただけに、スタッセンと元帥との関係、或は元帥の出馬の意思の有無とも関連して種々の観測が行われた。

立候補するや否やに關し最大の関心を集めているアイゼンハワー元帥は遂に一九五一年中においては立候補の意思を明白にすること

はなかつた。即ち元帥擁立運動はデューイ知事、ロッチ及びタフト両上院議員を主導者として北東部地方黨員の間に着々進展して来たが、一月三〇日元帥は空路帰米し、トルーマン大統領と会談したが、この会談中において立候補問題についても懇談した模様であり、トルーマン大統領は元帥が民主党から立候補する意図があればこれを支持する旨申入れたのに対し、元帥は政府の勞働その他国内政策は根本的に相容れぬ旨を指摘して右提案を拒否の意思を強く表明したと言われる。かくて元帥は民主、共和両党より懇望されていたところ、ここにその立場を闡明するに至つたわけである。

一九五二年に入つても元帥は決定的に自己の意思を表明するとはなかつたが、三月における全国初の予備選挙たるニューハンプシャー州の選挙において、同州は元帥の強固な地盤であつただけに同元帥はタフトを一万票も離して首位を占め、更にミネソタ州の予備選挙においても元帥は「挿入」投票によつて地元候補たるスタッセンに肉薄する好調を示し、かかる好結果は元帥の心を動かすに至つた。

他方民主党側をみるに、トルーマン大統領は立候補に關し去就を明らかにせず、党自体としても、人権擁護政策反対の南部民主党の帰趨に悩み、更に現政府に対する綱紀弛緩の非難にいかにか答えるべきか等の問題を包蔵しつつ選挙戦に臨むこととなつた。

先にキーフォーグアール上院議員が立候補を声明したが、一九五二年二月、ジョージア州出身リチャード・ラッセル上院議員が南部民主党を背景として民主党の二番目の大統領候補として立つこととなつた。

他方トルーマン大統領はニューハンプシャー州の予備選挙において

党機関より孤立無援のキーフォーグアール議員に敗れ、ミネソタ州においても挿入投票はキ議員をト大統領よりも圧倒的に支持していることを示した。トルーマン大統領は右予備選挙の結果に対しては沈黙を守つていたが、三月遂に不出馬を声明するに至り、内外を驚愕せしめた。ト大統領がかかる程に出た背後にはト大統領の個人的な理由——健康と老齡——の外に南部民主党の彼に対する反対から党を分裂せしめることを恐れたこと、アイゼンハワー元帥の進出から、これと争うことを好まず、また勝味を認めなかつたこと等の事実があるものとみられている。

#### 5 対日平和条約

日本と連合国との關係、終戦後六年間占領下にあつて、所謂空白であつたが、米ソ間の冷戦が度を加えるに従つて、東亞における安定勢力としての日本の地位が再認識せられるに至り、講和条約締結前とはいへ、在外事務所設置、適商協定の締結、商社の海外支店設置等漸次国際社会の復帰、経済自立への方向を辿るに至つた。特に朝鮮動乱以後は日本が国連軍作戦の基地となり、日本の持つ潜在工業力と人的資源が、米国の意図する地域的安全保障体制の中核と考えられるに至つた。米國が東亞の事態にまきこまれて、フリーハンドを握らないことはそれだけ冷戦における米國の立場を弱めるものであり、戦力を蓄え、他に備えんがためにソ連圏に属する交戦國を除いても、大多数の國と日本の戦争状態を終結せしめんとする米國の努力は、朝鮮事件以後拍車をかけられるに至つた。

対日講和条約は、國務省顧問ダレス氏の努力によつて關係各國とも意見の一致をみ、「和解の平和」を確立する講和會議は日本を合

む五二ヶ国全権参加の下に一九五一年九月四日から桑港で行われ、四九ヶ国(ソ連、チェコ、ポーランドは調印せず)が八日調印して閉会した。

対日講和条約はそれ自体として、日本にとつては非常な意義を持つものであるが、これを米国の極東政策全般から見れば、地域的安全保障体制確立のための、単なる一段階にすぎない。軍国主義日本の再建、その侵略に対する保障として、濠洲、比国からの要求に基づき、対日平和条約加盟の代償として締結された米、濠、ニュージランド安全保障条約(九月一日桑港にて調印)、及び米比相互防衛条約(八月三〇日華府にて調印)も、九月八日桑港にて調印された日本安全保障条約と共に、この政策の現れであることは、次に述べるトルーマン大統領及びアチソン國務長官の声明によつても明らかである。即ち大統領は九月一六日の記者会見で「太平洋地域において米国が参加する三つの安全保障条約は歐洲における北大西洋条約機構に類似した防衛取組みとして意図されたものである。」と述べ、太平洋において、国連憲章の枠内における集団安全保障機構樹立の第一歩を進めたものであることを明らかにしている。またアチソン國務長官は、日米安全保障条約の成立に際し、①この条約は太平洋地域における平和防衛方式の一環であり、米・濠・ニュージランド三國安全保障条約、米比相互防衛条約と並んで、侵略に對抗するための安全保障に、さらに一つの輪を加えるものである。②国連憲章が規定するすべての主権国が有する個別的、及び集団的自衛の固有の権利を実現させるものである。③二つの自由国民の間の自衛的な取組みである。④この条約の目的は平和である。⑤この条約に基づく防衛上の各種取組みは、生活条件向上のため日本国民

が、遂げつつある前進を保護する循環となるものであることを強調している。

この米國極東政策の根本思想は折にふれて強調されているが、一九五二年三月二日上院公聴会において、対日平和条約他三条約が審議されている時、アチソン長官は

「これ等諸条約は、アメリカの太平洋政策に強固な基礎を与え、自由愛好国の社会を大いに強めるものである。ソ連帝國主義の脅威の前にはアジアのどの国も独力で国を護ることができない。彼等が独立を保つて行くには集団安全保障の原則に基づいて結集しなければならぬ。太平洋の三安全保障条約を審議したのはこの目的のためである。この諸条約が太平洋に有効な、地域的安全保障体制が形成される出発点となることを希望する。」と述べている。

これ等三条約の成立によつて、米國を中心とする、日本・比國・濠洲の相互防衛体制は確立されたが、これ等三國間の紐帯はなく、又第二次世界大戰後誕生した東亞諸國は経済的にも、軍事的にも弱体であり、印度、インドネシアの如く、米ソ間の抗争に対して中立的立場をとつている国家群、比國、ビルマの如く日本の復活を恐れ、賠償を強く要求している國もあり、その利害関係も複雑であるから、西歐にも増して、共同防衛体制の確立は、米國の熱意にも拘らず、困難を伴うであろう。

### 二 經濟情勢

1 總國民生産高の上昇  
五一年第四・四半期の總國民生産高は五一年四半期中最も増加し

年率三、三四六億ドルに達したが、五二年第一・四半期總國民生産高は年率三、三九七億で五一年第四・四半期に比べ一億ドル増加を示した。この増加額は主として物量の増加による確実な増勢を示したものであった。又朝鮮事変前の五〇年第二・四半期に較べれば増加額は年率六四七億ドル、二四%に及んでいる。

第2表 國民總生産額(單位億ドル)(季節調整年率)(商務省)

	一九五二年		一九五一年	
	第一・四半期	第四・四半期	第一・四半期	第三・四半期
國民總生産高	三、三九七	三、三四一	三、二九五	三、二九五
個人消費支出	二、〇九六	二、〇六七	二、〇四〇	二、〇四〇
国内民間投資	五三四	五四六	五六六	五六六
対外純投資	二〇	二五	一二	一二
政府による財政およびサービス購入	七四七	七〇七	六七七	六七七

一 政府購入 軍需生産の増加を反映して政府の財及びサービス購入は五一年第四・四半期には年率七〇七億ドルに上つたが、五二年第一・四半期には七四七億ドルと五一年第四・四半期に比べ三〇億ドル上廻つた。また五二年第一・四半期の連邦政府の財及びサービス購入額は年率五二三億ドルで五一年第四・四半期に比べ三七億ドルの増加を示した。国家安全保障関係費の總國民生産高に対する比率は五一年第四・四半期には九%であったが、五二年第一・四半期には一四%まで増加した。他方現実に兵器、軍事施設に支払つた額は六九億ドルであつて五一年同期に比べ三・五倍に達した。なお軍事支出は漸次増加したが、その平均四半期増加額は五一年の一・九月間は年率六〇億ドルであつたが、五一年一〇月より五二年三月までの六ヶ月間には年率三〇億ドルに減少した。これ

は軍および民間の國防関係給与の食糧、衣類および裝備等の購買財の購入増加率が漸減したことによるものであつた。

二 国内民間投資 国内民間投資は五一年全般に亘つて現われた在庫の増加趨勢が解消したため五一年中漸減を辿り、五一年第四・四半期には年率五四六億ドルと同年四半期中最も減少したが、五二年第一・四半期には前期に比し年率一二億ドル減じ、五三四億に下つた。しかし建築および生産施設に対する投資額だけを見れば、五二年第一・四半期には年率五三一億ドルで五一年第四・四半期に比し三四億ドルの増加、朝鮮動乱に比すれば一〇七億ドルを増加した。このうち民間新建築に対する投資は五一年に入つて減少を辿り、同年第四・四半期には年率二〇七億ドルに減少したが、五二年第一・四半期には五一年第四・四半期より二〇億ドル増加し年率二二七億ドルに増加した。これは五一年下半年以降に降下にあつた住宅建築が再び上昇に転じたことを示している。しかし公共事業および農業施設のそれは僅かながら減少した。生産者の耐久施設に対する投資は五一年第四・四半期に年率二九〇億ドルと五一年四半期中最大の増加を示したが、五二年第一・四半期には五一年第四・四半期に比し一四億ドル、一七%増加して年率三〇四億ドルに上つた。拡張のとくに著しい部門は金属、石油、化学、電力、鉄道およびゴムであつた。

三 在庫の変動 朝鮮事変勃発後動員計画の推進による民需物資の不足を懸念した消費者の熱狂的買漁りがあり、これが消費物価の高騰と共に未曾有の消費ブームを現出、五〇年六月末五四億ドルにまで減少したが、その後軍需生産目標の引延しと需給事情等の変化等から再び漸増を示したが、こと五一年下半年以降、卸売物



価の下落の傾向を続けるとともに、消費需要は漸減を辿つたため、消費財部門の在庫高は非常に増加し五一年七月末には七〇三億ドルに達した。その後漸減の趨勢にあるというものの五一年一二月末には七〇一億ドル、五一年三月末は六九八億ドルで、総体的には左程の減少を示していなかった。小売業の在庫は五一年第四・四半期を通過し減少を続け、さらに五二年第一・四半期においても漸減を辿つたが、その減少率は徐々に少くなつた。小売業の在庫減少は一年前の過剰在庫の訂正の現われであつた。他方卸売業の在庫は五一年上半期まではやや増加したが、五一年下半期以降僅かながら減少を示し、五二年第一・四半期においてもやはり漸減の傾向を続けた。一方第三表の如く製造業の在庫は五一年一二月末の四二〇億ドルから五二年三月末の四二三億ドルと僅かながら増加していった。またこのうち国防産業と民需産業の在庫とは著しい相違を示した。すなわち

第3表 製造工業および商業在庫高(単位億ドル)(商務省)

Table with 4 columns: 製造工業 (Manufacturing), 卸売業 (Wholesale), 小売業 (Retail), and 総額 (Total). Rows show monthly data for 1951 and 1952.

四個人消費 最近の米国内経済活動の不活発な要因の一つは個人消費支出の減少であつた。それは朝鮮事変勃発後軍需の増大により民需物資が不足するとの思惑から消費者の購買意をあまり、例えは事変勃発当時の小売販売高一一七億ドルに対し、五一年第一・四半期には一二三億ドルに達した。また消費支出も五一年第一・四

半期には二、〇八二億ドルの記録的水準に達した。爾後漸落したが、五一年第三・四半期には上昇の気運を示し、第四・四半期には二、〇六七億ドルにまで回復し、さらに五一年第一・四半期には前期より三〇億ドル増加し二、〇九六億ドルと思惑買の盛んであつた五一年同期を凌ぐ新たなピークに達し潜在購買力を示すものとして

注目された。しかしこの増加の大半は消費者価格の上昇によるものであつた。これを種類別について見ると耐久財は五一年第二・四半期の二五億ドルから漸減し、五一年第四・四半期には二五〇億ドルに下落し、五二年第一・四半期にも前期と同じ水準に止つた。このように、比較的需要が振わないのは前述の如き五一年上半期における思惑買の反動に因るものであつた。このうち家具、家庭用品およびその他耐久財は五一年第一・四半期の一九〇億ドルから第二・四半期には一五〇億ドルに減少したが、爾後やや上昇し五一年第三・四半期には一五五億ドルに達し、右水準は五二年第一・四半期にも維持された。ところが自動車の購入は五一年を通じて減少を続け五一年第四・四半期には九四億ドルに下り、五二年第一・四半期にもほぼ同水準にあつた。これに較べ五〇年第三・四半期は一、四三億ドル、五一年第一・四半期は一、二四億ドルであつた。なお耐久財は五二年第一・四半期において僅かに個人消費の一、二%であつた。他方食糧、被服、燃料等の非耐久財購入は毎四半期毎僅かながら増加し五一年第四・四半期には一、一三六億ドルに上り、五二年第一・四半期にはさらに二億ドル増加し一、一五六億ドルに達し、個人消費支出の五四%を占めた。さらにサービスに対する支出も第四表の如く五一年第三・四半期以後殆んど同じ割合で増加し、五二年第一・四半期には六九〇億ドルと五一年第四・四半期に比し九億ドル増加した。

2 記録的な個人所得

税引後の支出に充当し得る個人所得は五一年を通じて各四・半期毎一%ないし一・五%の割合で増加し五二年第一・四半期には五一年

Table showing personal consumption expenditure by category (e.g., 耐久財, 自動車, 家具) for 1951 and 1952. Includes sub-headers like 第一・四半期, 第二・四半期, etc.

年第四・四半期に比し九億ドル上昇し年率二・五八〇億ドルの新記録に達した。右増加額九億ドルのうち半ばは主として俸給、賃金の増加によるもので農業地代所得と配当の減少を一部相殺した。まず俸給、賃金所得は五一年第四・四半期には年率一、七三一億ドルに上つたが、五二年第一・四半期にはさらに三七億ドル増加し年率一、七六八億ドルに達した。この増加額三七億ドル(年率)の大部分は民間産業の賃金で、二九億ドルに上つたが、これは軍隊が拡充され、政府職員が俸給、賃金総額における四半期平均増加額の三分の二を占めていた過去と比較して著しい変化であつた。また五二年第一・四半期における民間産業俸給、賃金の増加額は五一年



3 物価と物価統制

朝鮮事変以降急激に上昇した卸売物価水準は五一年三月の六一・五(一九四七—四九年一〇〇)を最高水準として需要の減退とともに爾後漸次下落の傾向を辿り、五一年九月には一一・三・四に下り、翌一〇月にはやや上昇したが再び下降を示し五二年一月の一一・三・〇を経て三月には一一・二・三に下つた。しかし五〇年六月に比較すると未だ高水準にあつた。これら商品全体の約半ばは、二年前の水準を下廻つたが、とくに羊毛、ゴム、原皮および脂肪は大中に下落したが、これは朝鮮動乱後の思惑買に対する反動とゴム供給事情の改善、繊維と革製品にたいする需要減退および代用品の角逐等が主要な原因となつた。農産物について見れば農作物価格も五一年九月には一〇九・九に下つたが一月には一一・二・〇に回復した。しかし一二月には再び下降を辿り三月には一〇八・二となつた。一方加工食糧も五一年一〇月の一一・六以後漸減し五二年三月には

第8表 卸売物価指数 (一九四七—四九年一〇〇) (労働省)

Table with columns for '全品目農産物', '食糧', '平均', '織物', '皮革及燃料', '金属及ゴム', '木材', '紙及び同製', '化学', '家具類', '非金属', '建築材料', '雑' and rows for years from 1951 to 1952.

三五—三九年一〇〇)以降確實に上昇を続け一二月と五二年一月には一八九・一までに達した。二月にはやや下つたが三月には再び回復し一八八・〇に上り、その後も増加の傾向を示した。このうち家賃とその他のサービスは漸次上昇を辿り、家賃は五一年九月の一三七・五から五二年三月には一四〇・五に、またその他のサービスも確実な上昇を続け、四七—四九年平均を約一七%も上廻る戦後の最高水準に達しつつあつた。食糧品は五一年九月の二二

第9表 消費者物価指数 (一九三五—三九年一〇〇) (労働省)

Table with columns for '全商品', '食糧', '衣類', '家賃地代', '燃料・電気', '家具', 'その他' and rows for years from 1951 to 1952.

前述の如く卸売物価と消費物価は五一年下半年以降非常に違つた方向を辿つた。また物資の供給は一樣に増加を見せず、一部には軍民需要が逼迫した。さらに労賃と輸送費の増加が原料価格の下落を相殺した。このように供給量が充分になつた結果価格が下落した物資には最高価格は停止されたが、他方多くの物資は需給事情の窮屈、税金引上およびコスト高から最高価格水準を維持し、また或る物資は五一年秋以来最高価格が引上げられた。まず物価安定庁(OPS)は一〇月二日、国内産の鉛と亜鉛の価格は一ポンド当り二セント引上げを承認し、両金属に対しは同水準の最高価格を設定し

七・三以後上昇し五二年一月には二二二・四の記録的水準に達した。これは食糧品の消費者物価指数に占める比率が高いから消費者物価指数の上昇の主要な原因の一つとなつた。なお五二年二月にはやや下つたが、三月には再び上昇した。自動車価格は最高価格と税金の引上げにより非常に上昇した。しかし第9表の如く衣類、繊維室内装飾品、家具類、家庭用品、テレビ・セットは五一年秋以来下落した。 一〇九・二までに下つた。ことに卵と食用油脂は供給量の増加を反映して大中に下落した。酪農品と生野菜の平均価格は漸減したといえ五一年同期に比しそれぞれ五%および二五%上廻つていた。しかし豚(食用)と他の食糧の価格は五一年同期をも下廻つた。ところが金属の価格だけは極めて好調で五一年九月の一一・九・四から一月には一一・二・〇に上りその後においても僅かながら上昇を続け五二年三月には一二二・六に達した。大部分の金属価格は依然として物価安定庁(OPS)が規定した最高価格の水準にある。鉛および亜鉛の最高価格は五一年秋以来一〇%、また錫の最高価格は五二年一月に一八%それぞれ引上げられた。他方鉄鋼および鉄鋼工場の最高価格は鉄鋼クラブが最高価格水準を下廻つたにも拘らず依然として高値を続けた。大部の完成鉄鋼品と工業機械は最高価格水準を維持し続けたが、ことに自動車、工作機械の価格は五一年一月二六日の物価凍結が行われて以来の大中な上昇であつた。 他方消費者物価(生計費)指数は五一年九月の一八六・六(一九

との意見が一部に起つていたが、ディサール物価安定庁長官は二月五日議会において「今日のように物価が明らかに再び上昇しつつある時期に、大巾な経済統制を解除することは危険である」と述べ、価格引下げに反対した。OPSは二月一日、鉄鋼のグレイ・マーカー・ケットにおける仲買人の暴利を取締るため鉄鋼の新最高価格を発表した。すなわち現在鉄鋼を手持している業者或いは鉄鋼使用の製造業者は、鉄鋼の転売を行つてはならない、この対策として当局は在庫中の鉄鋼の大部分を大巾に引下げを指令したものである。また物価安定庁はさらに自動車の最高価格の引上げ許可を発表したが、二月六日に至り自動車メーカーに対し最高価格引上げの申請を受付ける旨通告した。そこで直ちにフォード、ハドソン、ゼネラル・モーターズおよびクライスラー自動車会社等は自動車の卸売最高価格の引上げを申請したところ、同局は五月二年一月、各会社の自動車の価格引上げを許可した。例えばフォード自動車会社に対しフォードは四・九七％、マキユリーは三・四五％、リンカーンは五・一九％それぞれ引上げを許可した。これによつて小売価格がフォードは六五ドルないし一〇四ドル、マキユリーは六七ドルないし八六ドル、リンカーンは一三〇ドルないし二〇一ドルそれぞれ値上げられた。なお同庁は二月一九日、航空機生産を促進するため航空機および航空機部品を価格統制から除外すると発表した。この統制撤廃は軍用機ばかりでなく民間機にも適用される。五月二年においてはまず前期自動車価格の引上げを認めたとつづいて一月二二日、復興金融会社(RFC)は錫の国内販売価格をポンド当り一ドル三セントより一ドル二セント半に引上げた。これは一月一八日成立した米英原料協定によつてマレイよりの錫の買付けにたいしポ

ンド当り一ドル一八セント支払うので、国内における錫の価格もそれだけ引上げを必要としたものであつた。またOPSは二四日、国内産鉛、亜鉛の粗鉛及び精鉛の最高価格を含有量一ポンドにつき二セント半引上げることと決定、これを五月一年一〇月二日にさかのぼつて実施すると発表した。他方一部には物価が下落した物資があるが、物価安定庁は実際の市場が最高価格より著しく下廻り且将来値上げの可能性が低い商品の最高価格は廃止ないしは引下げの方針をとつており、OPSは五月二年一月八日、羊毛の最高価格を四月八日までに現在の水準より二〇％以上引下げよう発令した。羊毛と同時に羊毛織物およびその他の羊毛製品の最高価格も引下げられる筈である。これと同時に白馬鬃の農家および卸売価格を五％ないし二六％方引下げを発表した。翌九日には石鹼および牛脂の最高価格引下げを指令した。これによつて牛脂は一月一四日より現行のポンド当り一五セントから一〇セント半に引下げられた。さらに三月七日には復興金融会社(RFC)は、八日から人造ゴムの価格を三セント方引下げ、一ポンド当り二三セントとする旨発表、つづいて一五日、一般調達庁(GSA)は四月および五月中に販売する天然ゴムの価格を二セント方引下げ一ポンド当り四八セント半にする旨発表した。なおトルーマン大統領は議会に特別教書を送つてインフレ統制の強化を要請し、五月二年六月末で満期になる国防生産法を二ヶ年延長することおよび五月一年議会が同法に加えた三つの修正条項を廃棄するよう要望した。

4 生産統制の緩和  
統制資材計画(CMP)は第二次大戦中も実施されたが、現行計

画は五月一年七月一日より実施せられ、その対象物資は鉄鋼、銅、アルミニウム、鉛の三者であり、これらについては四半期毎に民需向割当量が決定された。そして軍需生産計画が漸次拡大されるに伴ひこれら物資の割当は大巾に削減され、また他の物資の消費規則も一段と強化された。一九五一年第三・四半期の消費者耐久物資に対する割当は五〇年一―六月を基準として、鉄鋼七〇％、銅は六〇％、アルミニウム五〇％であつたが、第四・四半期にはそれぞれ五八％、五四％、四六％となり、さらに五月一年一月一五日の命令では五月二年第一・四半期には一段と強化をみ、冷蔵庫、洗濯機、電気剃刀等生活必需に対してはそれぞれ五〇％、三五％、三五％、緊要度が低い原料の代用可能と目される電気シェード、板蕨、服飾品等についてそれぞれ五〇％、一〇％、一〇％となつた。

さらに建築の制限は強化され、国家生産局(NPA)は一月一日、日建築用鉄鋼不足のため五月一年第四・四半期における事務所、商店、飲食店、劇場、教会その他の建築許可のうち六三％を却下した。ゴムの需給事情は大部改善された。すなわちNPAは二月一日、四日新ゴム(天然及び人造ゴム)の消費統制緩和に関する規則を発表し、天然ゴム・ラテックスの民間取引許可、GRS人造ゴムの配給の撤廃等を決定した。そして五月二年三月二七日には五月二年第二・四半期の天然ゴムの消費許可量を第一・四半期の一〇五、〇〇〇ロング・トンから五、〇〇〇トン増加して一一万トンにする旨発表した。ところで五月一年一二月に至つて鉄鋼の統制について業界と政府当局の間に意見の対立が再び生じた。業界筋は現在鉄鋼は軍需及び民需品生産用に十分で、不足していないからCMPは必要としな

いとし、政府の不手際をきめつけた。政府はこれに反駁し、五月二年には鉄鋼の需給がさらに窮乏となると言明した。五月二年に入つてはまず一月一日、NPAは民需産業に対する五月二年第二・四半期の鉄鋼、銅及びアルミニウムの割当を発表したが、これによれば耐久財の生産は第一・四半期の水準により一〇％方削減され、自動車生産は最低七％の削減、住宅建設資材も六〇万戸分に削減された。

しかし前述の如くアメリカ経済の停滞が漸次深まる一方物資の需給事情も国防計画遅延の影響もあつて予想に反して好転を示したため、統制緩和の動きが見られた。すなわち国家生産局は二月二九日、五月二年第二・四半期の消費財メーカーへの鉄鋼、アルミの割当が第一・四半期より増加するかも知れないと示唆し、三月三日には民需産業の鉛の使用統制を撤廃するとともに第二・四半期の、銅、アルミ、鉄鋼の割当増加を発表した。また自動車については七日、第二・四半期の自動車生産高を当初の計画たる九三万台から一〇五万台に引上げると、さらに二五日には第三・四半期に一一五万台(一〇五万台の生産を賄うに足る原料を割当、この原料供給の増加と在庫原料の使用によつて一一五万台の生産することを許可する)の自動車生産を許可するとともに自動車生産最高限度の撤廃を示唆した。またフラインシユマン国防生産管理庁長官はアルミは五月三年第一・四半期迄に炭素鋼は五月二年第四・四半期或は五月三年初めまでにCMPから外されるかも知れないと言明し、これら金属の統制撤廃の意向を明らかにした。

5 鉄工業生産状況  
五月一年九月の二一七(一九三五―三九年)一〇〇〇以来僅かながら

上昇を辿り五二年二月には二二二に回復したが、三月には二二〇に下つた。これは五一年同期に比しやや下廻つた。このうち耐久財は五一年九月の二七一以降漸増し二月には二八二に上つた。その後上昇の程度はやや緩るんだが、五二年二月には二八三に達した。鉄鋼の生産は素晴しくその生産能力は五二年三月には年率一億一、一〇〇万インゴット・トンに達し、また五二年三月二十六日に終る週間の鉄鋼生産高は、二一三一、〇〇〇ショート・トンの記録を樹立した。自動車生産は漸減を示し五二年三月には四、八〇〇万台(年率)と五一年同期の五三、〇〇〇万台に比し大巾に減少したが、これは資材統制によるものであつた。家具の生産は五一年下半年以降徐々に回復したが五二年に入り需要の減退から再び下降を示した。機械については、消費者向きのものが不振であるのに拘わらず全体としては増勢を辿り、五二年一月には三五九の高水準に達した。三月には三五七に下つたとはいえ未だ良好な水準にあつた。とくに政府が最も重点を置いている工作機械の生産は五二年三月には五一年同期に比べ約二倍となつた。他方非耐久財の生産は五一年二月の二〇一以降減少を示し五一年二月には一八五まで下つた。その後やや回復したが五二年三月には一八八に止つた。この減少は主として繊維品、革製品、紙製品およびゴム製品の在庫過剰による生産制限に因るものであつた。この内繊維製品は大巾に減少した。鉱業についてはみれば五一年一〇月に一七四に達したが、爾來減少し二月には一六三にまで下つた。しかし五二年二月には一六七とやや回復した。このうち原油生産高は極めて好調で五一年一〇月には一九九の高水準に達し、五二年一月まで漸減したが、二、三月には再び一九九と五一年一〇月と同水準に上つた。ことに三月二十六日に終る週間生産

高は六四二三、〇〇〇バレルの新記録に達した。しかし石炭の生産高は五二年一月までは比較的良好であつたが三月には一一一と激減した。

第10表 鋳工業生産指数(一九三五—三九年「一〇〇」)  
(連邦準備制度理事会)

一九五一年	一九五二年	一九五二年	一九五二年
九月	一月	二月	三月
鋳工業	二二八	二二八	二二八
製造工業	二二八	二二八	二二八
耐久財	二七四	二七四	二七四
非耐久財	一九二	一九二	一九二
鉱業	一六七	一六七	一六七
一九五二年	二二八	二二八	二二八
一月	二二八	二二八	二二八
二月	二二八	二二八	二二八
三月	二二八	二二八	二二八

第11表 企業の工場・設備新設拡充支出(単位百万ドル)  
(商務省)

一九五一年	一九五二年			
	第一	第二	第三	第四
製造工業	四、八五三	五、九三三	五、八四三	六、六三三
鉄道	一、八三三	二、八〇三	二、八四三	三、三三三
その他の運輸業	三、〇二	四、一三	三、七	四、九
電気、ガス事業	七、五	八、九三	九、三	九、八
商業その他	一、三三	一、四六	一、三三	一、三三
(註) 五二年第一・四半期は推定				

6 産業設備の拡充

国防動員計画により増大する軍需生産を賄うばかりでなく民需の増加をも併せて賄い得る用途のため産業設備の拡充が行われてきたが、第11表にみるように五一年第四・四半期には六六億七、二〇〇万ドルに達した。これは五一年四半期中最も増大したものであつた。しかし五二年第一・四半期には六〇億五、一〇〇万ドル(推定)と五一年第四・四半期に比し一〇%の減少を示した。これは軍需生産計画の引延しに因るものであつた。このうちやはり製造工業の支出が圧倒的に多く全体の半ば以上を占めていた。

四 労働情勢

1 賃金 動向

五一年春以来、アメリカの労働界は、或る意味で一応の安定期に入つていた。勿論特定の産業部門では小規模なストライキは絶えず繰返されていたが、それは国防計画を根柢からゆすぶるようなものには発展しなかつた。その理由としては、五〇年秋の再軍備ブームの初期、重要産業が相次いで団体協約を更新していたこと、労賃安定委員会(WSB)の一〇%賃上げ方式が実施された(五一年一月)後間もなくブームが一時停滞から後退に転ずる一方、WSBが賃金安定方式に若干の弾力性を加え、また賃金問題を巡つて労働紛争の激化しつゝあつた産業部門(鉄道、造船等)に対して一〇%賃上げ方式の特例を設けたことなどがあげられる。しかしこうした小康の時期はAFL・CIO、鉄道友愛会等で結成された合同労働政策委

員会(United Labor Policy Committee)からAFLが脱退した八月

を境として再び混乱期を迎えんとするに至つた。その背後には、景気後退期を通じて横ばい状態にあつた生計費の漸増があつた。すなわち卸売物価指数は三月を最高として減少の傾向を辿つていたが、生計費指数(消費者価格指数)はむしろ五一年末に至るまで上昇傾向を辿り五二年の二月に入つてようやく下降を示すに至つた。

この結果、各産業部門では賃金引上げ要求のためのストが各地域で行われ、また鉄道、自動車等の産業部門では団体協約に基いて賃上げが行われるに至り、製造工業労働者時間給は五一年一月には一ドル六三・六セントと四九年(平均)の一ドル四〇・一セント、また五〇年(平均)の一ドル四六・五セントに比べ大巾に増加した。しかし右の如く賃金は上昇しているが、税金の増加と生計費の上昇によつて相殺され、購買力の減少となつてあらわれてきた。

第12表 製造工業労働者平均時間給(単位ドル)(労働省)

一九五一年	一九五二年	一九五二年	一九五二年
九月	一月	二月	三月
製造工業	一・六一三	一・六一三	一・六一三
耐久財	一・七〇七	一・七〇七	一・七〇七
非耐久財	一・四八九	一・四八九	一・四八九
一九五二年	一・六一三	一・六一三	一・六一三
一月	一・六一三	一・六一三	一・六一三
二月	一・六一三	一・六一三	一・六一三
三月	一・六一三	一・六一三	一・六一三

## 2 第七〇回AFL年次大会

AFLの第七〇回年次大会は五年九月一七日から二五日まで代議員約七〇〇名を集めてサンフランシスコ市で開催された。大会においては生産力の増大、公正な徴税、公平な物価労賃安定計画および五二年における選挙に際する協力等が議題となつた。

### 一 外交問題

国際問題は特に関心が向けられ、外交政策に対する宣言が採択されたが、その主なるものを挙げれば、

(1) 西ドイツとオーストリアとの条約締結と不公平なイタリヤとの条約の改正

(2) ギリシヤとトルコの加入による大西洋同盟の強化

(3) ポイント・ホウアの支持

(4) 朝鮮休戦交渉を適当な条件で再開する

(5) 中国本土における反共運動を推進し、国民政府の民主化と軍事力強化に対する援助

等その他政府の相互安全保障計画を承認した。

### 二 国内問題

大会は満場一致労賃安定計画を支持した。またインフレを抑制するための実際的な計画にとつて重要な鍵は賃金統制の方法にあることは明らかであるにしても、給与は生産能力率の増大に基く賃上げ交渉で決定されねばならないと主張した。エスカレーター条項については、労働者は生計費の概念を労賃の唯一の軌範であるとは考えなかつたし、今後とも思わぬ、だろう。と述べ、また自由且つ妥当な労賃間で自由にして公平な団体交渉が行われる必要があると強調し、タフト・ハートレー法に代るもつとりゾナブルな労賃法の立法を要望した。なお大会席上フラインジガー労賃定安委員会委員長は「WSBは政府のインフレ抑制計画によつて必要

なものであるが、労賃安定の下に真の団体協約を結ぶための充分の余地はある」と演説した。

### 三 組合統合問題

大会は労働戦線の統一は緊急な必要事であるとし、CIOとの会談再開を行うよう提案することに決定した。

その他五二年の選挙を控えて労働者に味方している党の候補者を支持するための運動資金を増加するため組合員一人当り一ドルを自発的に離出することを承認した。なお会長にウィリアム・グリーン氏が再選され(彼はこれで二八回期勤める)、また一三名の副会長もそれぞれ満場一致再選された。五二年大会は五二年九月の第三月曜日よりニューヨーク市で開催される予定。

### 3 第一三回CIO年次大会

CIOの第一三回年次大会は、代議員約六〇〇名を集めて五一年一月五日より九日までニューヨーク市で開催された。劈頭マレー会長より四九年末以来左翼一組合の除名により八〇万名の組合員減少を見たが、右除名組合の組合が大半復帰したため現在殆んど復旧し、さらに新たに四五万名が加入したとの報告があつた。採択された決議案は五一件に上つた。これら決議案は極めて多岐に亘り、経済政策、外交問題、管轄権の紛争等に及んでいるが、大会における最大の問題はインフレと経済統制の問題であつた。CIOは後述の如く政府の経済安定政策に真向うから反対し、現在の賃金釘付政策を無視して賃上げ要求を強行せんとする意向を示したことは、戦後第六次の賃上げ攻勢として、四六年および四九年の労働攻勢と並んで大規模な労働攻勢の発端となつているためとくに注目される。

### 一 経済政策

国防増強への努力が国内経済政策上の重要な

問題として考慮されたが、生産増強、電力の配分、国民健康保険、教育に対する政府の援助がとくに強調された。また国防動員計画の引延しからデトロイトその他において失業者が漸増していることに對し国防省の責任を追求し、軍需契約配分の改善を要望した。しかしインフレの進行と政府の賃金統制政策に関する問題が本大会の重要な事項となつた。マレー会長は、一方的な統制には反対であるとのべ、利潤と同様に価格が有効に統制されるならば、賃金統制には反対しないだろうと言明した。そして大会は労賃安定委員会(WSB)を鋭い語調で批判するとともに、CIOは差別的な賃金凍結やいかなる不公平な政策にも反対する旨を明らかにした決議案を採択した。なおトルーマン大統領は大会にメッセージを送つてインフレ抑制のため賃上げ要求を抑制するよう要請し、またデイザール物価安定庁長官とジョンソン経済安定庁長官は大会の席上で大統領の主旨を敷衍し、強力にインフレ抑制計画を推進するためには賃金統制を実施する必要があるとのべ、組合が賃上げ要求を抑制するよう要望し、フラインジガー労賃安定委員会委員長はWSBは団体協約を結ぶことには好意を持つてゐるが、WSBが労賃間に結ばれた賃上げを認めるための単なるラバー・スタンプとなつてしまふならば、賃金安定計画を実行することが出来ないと言明した。

### 二 外交問題

トルーマンの軍備縮小提案並びに政府の外交政策の大半を是認したが、フランコ、ベロン亜大統領やその他の独裁者に対する宥和政策を警告した。また国際自由労組組合連合(ICFTU)に対する強力な支援を表明した。さらに代議員は共産主義に對する恐怖に重要な関心を示し、アメリカ国内における外国人の差別待遇は重要な共産主義の宣伝武器となつてゐることを指摘し

### 4 失業問題

た。その他大会は、前年と同じくタフト・ハートレー法の全面的撤廃を要望する決議案を採択し、またAFLが、五〇年一月設けられた合同労働政策委員会(ULPC)を分裂させたことを非難し、今後平等の条件以外ではAFLを統合問題で会合しないことに決定した。なお会長にはフリック・マレー氏が再選(彼はこれで一二回期勤める)、また新たに設けられた執行副会長にアレクサンダー・ハイツド氏が指名され、また他の副会長も全部再選された。このうちには合同自動車工組合(UAW)のウォルター・ルーサー氏の名前も見られた。

五一年第四・四半期(五一年一〇—十二月間)の失業者数は一七〇万で民間労働者総数の二・七%にあつた。この率は第四・四半期の数字としては、四七年第四・四半期に達成された第二次大戦の最低水準とはほぼ等しかつた。さらに右の一七〇万人のうち約三分の二は、失業期間が七週間以下であり、失業期間が一五週間以上におよんでいる長期失業者数は、約二二五、〇〇〇人という第二次大戦後の最低に止つてゐた。しかし五二年に入つてからは数こそ少ないが特定の軟質財産業における雇用の減退が慢性的な失業問題を激発している地域や、民需生産原料の削減による生産減退が軍需生産拡張によつて相殺されていない地域においては、非常な労働過剰状態を生じて失業者が漸増し、国防動員計画における一つの問題となつた。そしてその現象はデトロイトを中心として顕著であつた。すなわちアメリカの自動車産業の中心であるデトロイトでは五二年初めには失業者が一二五、〇〇〇名に上り、さらにこの春までには

恐らく一七五、〇〇〇名に達するものと見られている。これは国防動員計画の影響によって自動車工場が自動車生産用金属を大巾に削減されたことによるものである。デトロイトの自動車工場は五一年第四・四半期には約一〇〇万台が生産されたに止り（五〇年同期の一六六七、〇〇〇台に較べ）、さらに五二年第一・四半期には僅かに九五万台が生産される予定になつてゐるにすぎず、他方軍需生産も非常に多くの未消化注文をもつておるのに拘らず、その生産は僅かな数量にすぎない。デトロイトの自動車工場における軍需生産は未だ準備段階で生産が軌道に乗るには今後数ヶ月を要するものとみられていた。自動車会社首脳者、労組組合幹部および職員達はこのように失業者が漸増していることについて国防当局を烈しく非難した。ジェネラル・モーターズ、アンダーソン副社長は「自動車工業は鉄鋼の割増にたいし差別待遇を受けた。鉄道、機械、採油、造船には鉄鋼の割増が増加されたが、自動車メーカーにたいしては大巾に削減された」と語り、またルーサー合同自動車工組合長は、春までには失敗は一七五、〇〇〇名に上ると予測し、国防生産と民需生産の統合にたいする政府の失敗をきめつけた。さらにポーター共和党議員は「政府の失業は起らないだろうとの重ねての保証にも拘らず失業が生じたのは、国防動員計画の失敗を証明するものである」といつた。そこでのデトロイトの失業漸増を打開するため、五二年一月初めワシントンにおいてウィルソン国防動員本部長官を含む政府関係者、自動車会社々長、労組組合幹部、知事、議員との会議が行われたが、結局当局があまりにも楽観的態度を持しているため、何らの結論に達しなかつた。しかしながらウィルソン長官はデトロイトの情勢を緩和するため関係当局の代表者が、近く若干のデトロイト

の工場をして二重生産（自動車製造と同時に軍需品を生産する）を行わしむるため如何にすべきかを検討し、他方自動車メーカーにたいし資材（とくに鋼）の割増を増加するよう努める旨言明した。

5 主要労資紛争

罷業 前述の如く五一年の春の景気後退につれて卸売物価が漸落ないしは横ばいを続けているのに、生計費は逆に上昇を辿つていた結果、五一年下半期以降海運・銅山、その他若干の産業部門によつて賃上げ要求貫徹のための罷業が各地で決行され、一〇月には罷業件数七二八、参加人員三六万五千名、損失延日数二七九万日と五一年中の最高月に達した。これら罷業はトルーマン大統領の要請、労資間の交渉の妥結などの結果、一二月には罷業は三五七件、一三万名、損失延日数一〇二万日と大巾に減少し、同年中における最も平穩な月となつた。しかしこれは各組合が一二月二七日より開始された戦後第六次賃上げ攻勢の先頭をなす全米合同製鋼労組（USW）の賃上げ要求の成行を静観し、その結果によつて会社側との交渉を行わんとするためであつた。五二年に入つて罷業は再び増加の傾向を示しており、来るべき製鋼紛争の解決如何によつてはアメリカ労働史上重大な年たらんとしている。

五一年秋より五二年春にかけての主要産業部門における労資紛争および罷業には次の如きものがあつた。

一 鋼産業罷業 独立系の国際鉱山・精錬所労組組合員総数九万一千に所属する五万八千の労働者は五一年八月二七日、時間給三〇ないし三二セントを要求して全国ストに入つた。このためアメリカ銅産業の九五%が癱瘓状態に陥つた。トルーマン大統領は軍

第13表 罷業

一九五一年	七月	八月	九月	一〇月	十一月	十二月	一九五二年		一月	二月	三月	罷業件数 当月開始	当月 進行中	罷業人員 当月開始	進行 中	喪失 労働日数	推定 隊内労働日数 に対する比例
							一月	二月									
							四〇〇	五五〇	一八五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	二一五、〇〇〇	一	二、七五〇、〇〇〇	二、七五〇、〇〇〇	三九	・三九	
							三五〇	五五〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一	二、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	三二	・三二	
							三五〇	五五〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	二	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	二九	・二九	
							二一八	四二五	六一、〇〇〇	六一、〇〇〇	一一四、〇〇〇	九	二、五九〇、〇〇〇	二、五九〇、〇〇〇	二七	・二七	
							五五〇	八〇一	一九七、〇〇〇	一九七、〇〇〇	三〇八、〇〇〇	二	二、〇五〇、〇〇〇	二、〇五〇、〇〇〇	二二	・二二	
							五五〇	八二〇	二七〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三	二、五九〇、〇〇〇	二、五九〇、〇〇〇	三二	・三二	
							六三三	九一八	三三九、〇〇〇	三三九、〇〇〇	四四一、〇〇〇	二	二、六六〇、〇〇〇	二、六六〇、〇〇〇	三二	・三二	
							四六三	七三二	二二四、〇〇〇	二二四、〇〇〇	三八九、〇〇〇	二	二、七五〇、〇〇〇	二、七五〇、〇〇〇	三九	・三九	

需生産への影響が甚大なるに鑑み、三〇日タフト・ハートレイ法を發動し、実情調査委員会を任命した。ストの行われた四会社のうちケネコット会社では翌三一日協定が成立し、ストは中止された。その協定は二二セントの賃上げである。他方九月五日、連邦地方裁判所はスト中止命令を發出、従業員は職場に復帰した。

二 合同自動車工組合の一部罷業 CIO系合同自動車工組合（UAW）傘下のボグ・ワーナー自動車会社の従業員は一〇月九日、賃上げその他を要求してストを決行したが、その罷業は急速に拡大し、五州一〇工場に及び八、〇〇〇名に達した。そこで大統領は翌一〇日国防生産に重大な脅威を与えるとその解決を労資安定委員会（WSB）に委ねた。しかし組合側は会社の生産のうち軍需用が極めて少いと主張しWSBの二度に亘るスト中止勧告を拒否しストを続けていたが、従業員は組合政策委員会のスト中止勧告を容れ、一月五日大部分の従業員が職場に復帰した。なおWSBは五二

年二月一六日、一〇%の賃上げ（基本給一時間当り九セントの賃上げを含め）とその他労働条件を勧告した。

三 航空機工業罷業 ニュージャージー州ウッドリッジおよびガールフィールドにあるライト航空機会社の従業員一三、〇〇〇名は賃上げ交渉が決裂した結果、九月二六日ストに突入した。このため世界で優秀を誇つているジェット・エンジン、サファイアJ六五の製造が中止された。またカリフォルニア州ロング・ビーチのダグラス航空機会社の従業員一万名、コネチカット州サウジングトンのブラッド・アンド・ホイットニー工場の従業員も職場離脱、さらにデトロイトその他の航空機エンジンおよび部品工場もストに入つたが、大統領が一〇月二日WSBに調停を委ねたのをきつかけとして合同自動車工組合（UAW）執行委員会のWSBが問題の解決に努めている間はストを中止するようとの勧告を容れ、両会社の従業員は一〇月一八日職場復帰を票決した。WSBは五二年二月一日、テ

イト航空機会社の従業員に対し一時間当り一四セント、また一六日にはダグラス航空機会社従業員に対しては一〇%の賃上げを勧告した。

四 AFL国際仲士組合山猫スト 一〇月一五日以来二五日間 にわたつてニューヨーク港ブルックリン波止場からボストン港まで 拡大したAFL系国際仲士組合の山猫ストはその目的は経済的な 要求は勿論であるが、組合内部の紛争も大なる影響を与えた。すな わち国際仲士組合(組合員六五、〇〇〇名)は一〇月一日、ラ イアン同組合委員長が会社との間に締結した一時間一〇セントの賃 上げとシェイプ・アップ(仲士が雇われる方式で、港で働くこと を希望する者はI・L・Aの組合員である仲士のボスの処へ現在 一日に二回集り、雇われるが、この時、ボスは日頃彼に贈賄してい る者を優先的に付かせたり、或いは彼の思うままに配置する)を一日 一回にし、一回のシェイプ・アップ毎に四時間の賃金を保証する等の 協約を票決した。ところがライアン氏と対立しているサムブソン同 組合第七九一支部長は右の投票は偽りであると彼と非難し、一時間 当り二五セント賃上げし、一回のシェイプ・アップ毎に八時間を保 証するよう保証し、これを貫徹するため山猫ストを指令した。実際 この新団体協約は組合員を満足させるものでなかつたから組合内部 は動搖をきたし、一五日にはブルックリンとウエストサイド・マンハ ッタン波止場の数千の港湾労働者が山猫ストに入つた。その後漸次 拡大し、二三日にはニュージャージー州とスタイン・アイランドま で拡がり、またボストンとフィラデルフィアの仲士組合員もこの 山猫ストに同情し意業するに至つた結果、遂に一〇〇以上の波止場 の約三万の仲士が職場を放棄することになり、ニューヨークとボ

ストン港は全く癱痺し、一〇〇隻以上の船舶が立往生し、朝鮮戦線 向け軍需品輸送も停滯、さらに拡大する危機に直面した。トルーマ ン大統領は二六日声明を発表し、職場に帰るよう要望したが、組合 は軍需以外の輸送を拒否し、また連邦調停委員の斡旋も成功しなかつた。そこでニューヨーク州産業委員長エドワード・コリス氏を長と する実情調査委員会が山猫ストの指導者と会見、調停に努めた結 果、九日に至つてスト中止に同意した。ストを中止させた要因は第 一に港湾労働者が長期のストのため賃金支払を懸望したこと(現に 約四千名の労働者がストが中止される以前に職場に帰つてゐる。) 第二は新団体協約の承認に際し行われた投票が不正であつたかど うかという点とライアンとサムブソンの間の紛争を調査するための実 情調査委員会が任命されたことである。

五 鉄道関係紛争・罷業 鉄道火夫、機関手友愛会は一二月六日 さきに構内従業員一時間当り三四セントの賃上げと一週四〇時間勤 務、路線従業員一九セント半の賃上げを要求していたが、会社側は 賃上げには同意したが、労働時間とその他の労働条件の点で反対し ているのを不満とし、四大鉄道会社従業員五万名に対し一月八日 よりストに入るよう指令した。ストに入るのはシカゴ・ノースウェ スタン、バルチモア、オハイオ、ルイスヴィル・ナッシュビル各鉄道 およびセント・ルイスを発着する鉄道連合加盟鉄道である。しかし 右指令発出直後トルーマン大統領が争議調査のための緊急委員会を 任命したので友愛会はスト決行を無期延期すると声明した。その後 同委員会は五年一月二五日、構内従業員に一時間三八セント、路 線従業員に対しては二三セント半の賃上げ(これは既に大部分の鉄 道従業員によつて受諾されていた)と、現在の一週四八時間を四〇

時間に縮小する場合構内従業員に対し一時間につき四セント増加す る(組合側は八セントを要求)ことおよびその他の労働条件を若干 変更することを勧告したが、組合側は同月二八日、勧告を拒否し た。ところで鉄道機関手友愛会、鉄道火夫および機関手友愛会と鉄 道車掌連合会に所属する約五千名の鉄道従業員(ニューヨーク・セ ントラル鉄道とセント・ルイスを発着する鉄道)は三月九日ストに 突入した。この結果クリーヴランド、デトロイト、コロンバスおよ びオハイオ等中西部地区の輸送は癱痺状態に陥つた。そこで五〇年 八月二七日以来鉄道を接収している軍隊が直ちに組合に対し国家の 保健と国防に危険を与えるものとして職場に帰ることを訴えたが失 敗したので、政府はクリーヴランド連邦地方裁判所にスト中止命令 を要求した処、同裁判所が一日ストライキ中止命令を出した結果 中止された。そもそも今回の罷業は、四九年一〇月一日組合の賃上げ 要求が拒否されて以来の延長で、既に賃上げの面では前記の如く構 内従業員三八セント、路線従業員二三セント半の賃上げで妥結して いるが労働時間と賃金調整の点で一致しないものである。そ して接収されているにも拘らず、強いて決行したのは、長期的に亘 つて組合の要求に対して満足な回答が得られないのに耐えられなかつた結果である。なお二月一日、緊急調査委員会は約百万の一七 非運行鉄道従業員にたいしユニオン・ショップ制を許可するよう勧 告した。

六 アルミニウム紛争 トルーマン大統領は五二年一月二六日 夜、アメリカのアルミニウム生産の七〇%を生産する二大アルミ ニウム会社の二月一日から行われる罷業を回避するため労働安定 委員会(WSB)にこの紛争の解決を付託した。これはアルミニウ

ム・カンパニー・オブ・アメリカとカイザー・アルミニウム・カンパニーの労働者(三四、〇〇〇名)は、二月一日満期となる団 体協約の更新にかんし会社側との間に満足な協約が成立しない場合 には二月一日から三日までストに入ることに決定していたのである が、大統領はたとえ一日の罷業でもアメリカの国防生産計画に直ち に重大な脅威を与えるとの理由で、これをWSBに付託したもので ある。

七 石油紛争 CIO、AFL及び他の二〇組合に所属する労働者のうち約二七五、〇〇〇名は五一年九月以来歩調を合わせて二五セント(一時間当り)および夜勤手当の増額を要求していたが、会社側は石油労働者の賃金が他の産業部門から較べて高いことを指摘し一〇セント程度の賃上げを提示するに止まつた。そこで組合側は五二年二月二〇日、要求貫徹のため三月三日から全国的なストを開始する旨決定したが、連邦調停官の命令により一週間延期し、さらに三月六日トルーマン大統領が再びスト中止を要請し問題をWSBに委した結果、スト決行を延期した。

八 鉄鋼紛争 マレーCIO会長の率いる全米合同製鋼組合(USW)と製鋼業界の指導的な立場を占めるU・S・スティールとの新団体協約交渉は、産業界の注目の裡に五一年一月二七日開始された。この交渉で組合側は平均一時間当り一八セント以上の賃上げ(これに有給休暇、年額最低賃金を加えると三七セント程度に上る)を要求した。そして会社側との交渉が何らの進展を示さないのに業を煮やし組合賃金政策委員会は二月一七日、会社が組合の賃上げ要求を認めない限り、二月三十一日夜半を期して罷業に入ることを決定した。その後連邦調停官が調停に努力したが失敗に終



つたためトルーマン大統領は同月二日、USWに対してストを中止するよう要請すると同時に、この問題を労賃安定委員会(WSB)に送り、同委員会が速やかに勧告を行うよう命令した。そこでUSWは右大統領の要請を容れ、まず特別大会の開催される五月二日三日まで延期し、さらにアトランティック・シティ(ニュー・ジャージー州)で開催されたUSWの特別大会において罷業を二月二日まで(四五日間)延期することに決定した。そこで労賃安定委員会はこの紛争を解決すべく特別委員会を設けて七日からワシントンにおいて労資代表を招き二週間にわたって公聴会を行い勧告案の作成にとりかかった。そこで組合側は二月二日公正な解決案を作成する時間的余裕を与えるため二三日に予定されていた罷業を三月二二日まで一ヶ月間延長した。ところで今回の紛争の第一の問題は組合側の要求している一時間一八セント半(基本給)の賃上げにあるが、これにたいし会社側はこの賃上げを補償し得る賃上げをみとめることになる。当然鉄鋼価格も引上げねばならないだろう、それに他の産業にも波及して、物価の高騰とインフレの昂進を促すとの理由で賃上げに反対し、またもしも補償するだけの価格引上げをしないで賃上げを行えば、政府の税収入は激減することを明らかにした。たとえばU・S・スチール社フェアレスは「賃上げを見合うだけの価格引上げを認めないで賃金を引上げるならば、会社の利潤は減少し、その結果U・S・スチールが払うべき連邦所得税の約六〇%は減少するだろう」とのべ、これを全産業について計算するならば、政府の税収入は一一〇億ドル減少するだろうと見積つていゝる。そして会社側は、賃上げを認めるならばトン当り二二ドルの価格引上げを許すよう要求した。他方組合側は、われわれの正当な要

求は会社側に対し公平なる利潤を得るために過度の負担ないし不正な過労を負わすことなくして与えられるものである。会社側がインフレになるような価格値上げを要求して置きながら、組合の要求を認めることによつてインフレが昂進すると主張している、と反駁した。かくしてWSBの勧告が待たれていたが、ファインジンガー労賃安定委員長は三月一五日、労資双方に書簡を送り、両当事者はWSBの勧告に基いて交渉を行うため罷業を四月八日まで延期するよう要請し、二〇日、労賃安定委員会は経営者側代表委員の反対を押し切つて次の如き組合側に極めて有利な勧告を発表した。①五二年一月から明年一月までに一時間当り一七セント半の賃上げを行う、②地域差給を廃止し、有給休日および休暇を与える(基本給を含めて一時間当り約二六・一セントの賃上げとなる)、③ユニオン・ショップ(労働者は雇われた後組合に加入することを条件とする)を認める。この勧告はさきにWSBが認めた労賃方式の水増し(五〇年一月現在の水準の一〇%まで)を遙かに上廻つていゝる。この方式を適用すれば鉄鋼関係労働者は僅かに九セントの賃上げが許されるにすぎない。この点に關しWSBはつぎのようにいつていゝる。このような勧告を行つたのは、主として鉄鋼関係労働者の生産性が増加してゐること、および鉄鋼労働者の賃金と他の産業部門労働者のそれとの間に差があること。例えば鉄鋼労働者は一時間当り平均一ドル八八セントであるのに比べ自動車労働者のそれは一ドル九五セント、また炭坑労働者は二ドル二四セントに達してゐる。翌二二日、組合側はこの勧告を受諾し、罷業予定日を四月八日まで延期した。他方会社は一方的に拒否の態度を示さなかつたがこの勧告はアンフェアでまたアンリゾナブルなものであると非難し、二四日から組合と直接交

渉することには同意したが、ユニオン・ショップに反対し、また価格引上げが出来なければ賃上げは拒否する態度を変えず、もし賃上げを実施するならばトン当り二二ドル以上の価格引上げを認めるべきであると主張した。これに対し物価安定庁(OPA)は、鉄鋼会社が国防生産法のケープ・ハート修正条項の規定(朝鮮事変勃発後一ヶ月間におけるコストの増加を折り込むことを許可してゐる)に基いてトン当り二二ドルの価格引上げを与えられることは認めていゝる。しかしOPASは会社が賃上げをカバーするためにこれ以上の価格引上げは必要はないといつて、つぎのように説明してゐる。ケ・ハ条項によつて会社の利潤が四七―四九年の三ヶ年間平均の八五%を下廻つた場合にのみ特別の価格引上げが許される。この標準でゆくと大部分の会社は賃上げを充分吸収出来る。一例を挙げればU・S・スチールの税引前の利得は、四七―四九年の三億ドルから五一年には六億五、〇〇〇万ドルに増加した。こういう情勢の下にワイルソン国防動員本部長官は二四日、「WSBの発表した一時間当り一七・五セントの勧告は経済安定計画に重大な危険を与えるものである」と語り、この問題に關する労資双方との会談を提案した。しかしマレー会長は同長官を非難し、会談申入れを拒否したため紛争解決の見通しは再び悪化するに至つた。一方動員関係最高当局者間において鉄鋼スト回避策について協議が行われたが、比較的労働者代表の発言力の強い労賃安定委員会と資本家側色彩の濃いワイルソン長官との意見一致は妥結に達せず、ついにトルーマン大統領自ら解決に乗り出し、結局労賃安定委員会の勧告は「何ら不合理なものではない」との裁定を下した。この結果ワイルソン長官は三月三十一日辞職した。



火 藥 染 料

ピリミジペニシリン山川

山川アスピリン

資本金 五 億 円

# 日本化薬

取締役社長 原 安 三 郎

本社 東京都千代田区一番町15-5  
電話 九段(33)代 0586(5)

石炭・コークス

資本金九億圓



三菱鑛業株式會社

取締役社長 高木作太

本社 東京都千代田區丸ノ内二ノ三

第三篇 歐洲勞働情勢

概説

朝鮮動亂を契機として再開された各国軍備拡充の活動は、北太西洋条約機構の整備完成と相俟つて、一九五一年下半期には、漸く本格的となつた。戦後の一般経済再建復興は、一九五〇年再軍備開始当初一時停頓するやに懸念されたが、各国とも一九五一年には殆んど戦前生産水準を回復するに至つた。再軍備によるインフレ傾向もよく抑制し得たところ多く、物価の上昇も停止して、再軍備さえなくば、戦後の回復は既に完了したと見られる状況であつた。生活水準の維持向上は、名目賃金の引上げだけでなく、社会保障施設の拡充によつても行われるのは、戦後の特徴であるが、この方面の発展の効果も著しくなつた。

一九五一年下半期に殊に問題になつたのは、失業の増加であつた。イタリアの失業者が依然二〇〇万を超えているのは慢性的の現象であつたが、オランダ、デンマークなどの失業者が年頭以来増加したのは、当局者を警戒せしめた。ベルギーの失業問題も依然重大関心が払われた。

勞働運動は、この期間小康を続けており、英国保守党内閣成立の結果も特に著しくは現われるに至らなかつた。ただ、ドイツでは、歐洲防衛機構問題を中心として、主として政治的の動きが劇しく見られたが、これは講和問題とも関連していることで、その点オース

トリアにも同じ悩みはあるわけであつた。

要するにこの期は、前期に比して、政治的にも第三大戦の恐怖も一時は鎮まつて、経済的にも朝鮮動亂直後の恐慌的不安も去つて、一九五二年下半期の発展を待つ過渡期的様相の半歳であつた。

一 イギリス

1 勞働黨

一九五一年九月一九日勞働黨政府は国会改選を決定して、一〇月五日国会解散、同二五日総選挙が施行された。

勞働党内閣は、一九四五年八月一日日本の降服当日就任以来、産業社会化政策を中核としてアトリー首相の所謂汗と涙と努力の戦後再建に努め、勞働組合もまたこれに協力してよく耐乏経済既に六ヶ年に達した。その間イングリランド銀行の国有を初めとして、石炭電気、運輸、ラヂオ、航空等を国有とし、戦前以来疲弊した国力恢復に孜々として努めたが、一九五〇年二月二三日の総選挙以後、勞働黨議席三一三に減じたに対して、保守党は二九五議席に増加して少数の差のため、その後の国有政策の進展渺々しからず、僅かに宿案の鉄鋼業国有を完了するの狀態であつた。朝鮮動亂後再軍備計画の開始されるや、党内に反対派も擡頭し、一九五一年四月にはベヴァン勞働相、ウィルソン商相、フリーマン供給省次官の辭職を見る

に至つた。これらの閣員の辞職は、再軍備計画の実施により民需方面の圧迫されることに反対した結果であつて、所謂「ペンか大砲か」の問題の発生となり、これはベヴァン派の叛乱として一九五二年に至るまで解決していない。

国会解散当日下院議席は、反対党との差僅かに七名に過ぎず到底労働党としての政策遂行の困難なことが解散の理由であつた。

一〇月五日から労働党年次大会は、スカイポロ市で開催されたが、会期三日間殆んど全部を選挙準備に費して、①平和の確保、②生計費の引下、③完全雇用、④社会保障制度の維持の四項目から成る選挙綱領を決定した。なお役員改選に際して、ベヴァン氏初め、キャッスル夫人、ドライバーク、ミカルド等の反幹部左派の諸氏が高点で当選して、右派のシンウエル国防相、ウイソン前商相が落選したのは注目された。

かくて総選挙の結果、保守党は三二〇議席を獲得して第一党となり、労働党は二九三議席に減少し、自由党六議席という成績であつた。労働党の失敗は、自由党が財政上の理由で立候補を差控えたため、自由党へ行くべき票が保守党に投ぜられた結果と云われた。而して労働党の得票数は、前回よりも増加していた。このことは、やがて一九五二年四月の地方選挙の結果に反映されて、地方議会の労働党議席は、著しい増加を示して、国民の在野労働党に対する信頼を表明すると共に、政局の不安をかもし出すに至つた。

### 2 労働組合会議

これより先一九五一年九月三日から四日間労働組合会議(TUC)では、その第八三回年次大会をブラックプール市で開催した。

のみならず、国際労働組合運動全体の支持を受けているもので、組合会議としては、あくまでその完遂を期しており、その自由人権に対する信念とその社会観とは、あくまで全体主義的独裁制度に対する反対を堅持しなければならぬと主張した。而して、ベリンにおける最近の共産党の示威運動に言及して、共産党がドイツ青年を利用したそれらの運動をば、冷酷偽善の共産党平和運動に内在する危険を最も無残に表明したものであると断じ、誤れる学説のため青年の身心を害毒する危険に対抗して、青年の精神力を喚起し、共産党の宣伝の腐蝕的影響を克服しなければならぬと説き、銃砲弾薬の形の国防のみに手頼ることは、やがては敗戦の原因となると述べてあつた。

開会の辞は、なお進んで、労働組合会議が昨年の大会で再軍備政策を承認したのは、その結果生活水準の向上が延引することを承知の上であつたと云い、再軍備計画実施の最高潮に達した際は、現在よりは労働者五〇万人を増員しなければならず、そのため、労働配置の転換も或る程度の失業も覚悟しなければならず、高価な輸入物資も多量民需から軍需に振り向けなければならず、しかも国内消費を犠牲にしても輸出の増加を図らなければならず、その結果国内には物資の不足も起り、家庭用品の値上げもあり、随分高価な代価となるが、それなりとしては、ロシアと交渉して問題解決は得られな

いと述べてあつた。而して労働組合としては、新しい需要を満たすために労働力の調整上重要任務を果さなければならぬと云い、転じて、合衆国のマールシャル計画の援助に対して感謝の意を表し、また、今や再び国際収支の赤字も増加し、生計費の騰貴も甚しくなつた際、組合会議は、

労働組合会議加盟組合員数は、戦時以来著増して、ブラックプール大会の報告によれば、左の通りになつていた。

業 別	組合数	組合員数
鉄 道	四	六四〇、〇四〇
鉄 鋼	三	五四五、七六七
造船	一〇	一、三六〇、三一一
機械、冶金、車輛	四	一一九、九三二
印刷	二七	一、二三八、三〇〇
建築	一八	一九三、〇五九
印刷製紙	二〇	五九九、〇一一
織 業	一四	二七三、七八五
綿 織	八	一七四、四七九
その他織業	二二	一〇六、二三七
被 服	五	一八四、五三九
皮革	六	一〇九、九二九
窯 業、化学	一五	四七七、七七八
農 業	一	一三五、〇〇〇
公務員	四	二五一、八九四
事務員	七	四〇四、一七六
一般労働員	一三	二二一、五六一
計	一八六	七、八九二、一四七
		七、八二七、九四五

大会は、エイ・ロバート議長司会の下に加盟組合代表員九七二名参加、外友誼代表その他来賓出席して開会した。

議長の開会の辞は、六年前同じくブラックプールで大会を開催した当時、出席者は一人として戦後の困難苦勞を予想したもののがなかつたと云つて、その後重大問題もまだ解決せず、しかも巨大の再軍備計画は遂行しなければならなくなつてきているが、その事業は、国内資金政策としては、政府の小売物価指数が一〇六乃至一一八を上下している限りは、賃上げを差控えていたのであつたが、今では、それは一二六に達していることを明らかにした。従つて賃上げ要求もやむを得ないが、労働者としては、家計調査の方法を再検討して、指数改訂を希望すると云つていた。

次に開会の辞は、最近発布になつた産業争議令に言及して、これは、戦時中の強制仲裁制度を規定した全国仲裁令に代るべきものとして、全国労働合同諮問協議会が労働者と協議の上、発布されたものであるが、これが適用には、労働組合側で要求作成やその後の行動上余程慎重を要する旨警告した。而して加盟組合が、あくまで自重して過激な手段をとらないことを賞揚し、不正式罷業が労働組合運動の妨害となることを指摘し、非公認罷業を利用して人心を攪乱し、生産を邪魔して、秩序ある経済開発と国防の計画を破壊する虞あることも強調した。

その他ILOや国際自由労働にも觸れていた。大会の採択した重要決議の一は、物価、利潤及び生計費に関するもので、それにはインフレ防止のため生産性向上の必要あることを認め、生計費の引続き急速に上昇する状況に対して、国内製品の価格統制を一層広く有効にし、その他の統制を復活し、政府の補給金減額を再考し、分配方法と経費の調査をなし、嚴重な利潤統制とポINAS株発行の制限と日用品の売上税廃止とを要求している。

賃金関係では、利潤が引続き増加しているのを遺憾とし、労働者各層の賃金を一層増加する必要を認め、利潤の犠牲で生活水準の改善を要求した決議案が出たが、これは、評議員会でも反対し、且つこの決議は利潤が減じ、または損失が出れば、賃金は下るといふ意

味が含まれているという意見も出で、結局否決となった。  
牛計費騰貴に關して、政府に対し分配経路を変更合意化して、コストを引下げるため根本的の措置を講ずることを要請した決議は、満場一致で可決され、その目的のため牛肉と食肉の販売組織の改善を提案した本部案も可決となった。

大会第四日には、男女同賃の問題が上程されて、本部側としては、この原則実施が社会施設予算の財源次第であるとの条件は承認し難いとの意見が出た。その結果、政府は、同賃の原則を官吏に適用する義務ありと認め、よつて至急その着手にかかるべき旨決議するところがあつた。

その他の決議事項としては、健康保険医の地位、病院の産科療台増加、国民保険手当増額、事務所就業状態改善、電力不足、住宅映画取締、労組組合員の教育訓練等があつた。

労組組合会議では、総選挙後、直ちに声明書を出して、従来労組党政権では労組組合は政府と協力し、政府もまた労組を援助してしたが、保守党政権となつても、労組組合としては、あくまで協力すべきところは協力する方針は変更せず、無責任の賃上げ運動などはすべきでない旨を表明した。

一九五二年になつてからは、組合会議では保守党政権の予算案の批判に努めたのが注目された。

### ニ フ ラ ン ス

フランス及びイタリアにおいて、終戦後目覚ましい勢力の発展をした共産党も、一九四七年の政変に下野以来、頽勢を続け、一九五一年から五二年にかけては、その大衆間の威信失墜を示したいくつ

の事件が続発した。

フランスでは、一九五一年ブレフアン内閣が成立したが、同年下半期から政情定まらず、解放後一三回目のフォル内閣は在職僅かに一ヶ月余で辞職し、一九五二年三月初旬ビネー内閣に至つて、僅かに小康を得た感である。これは、実に極右派のド・ゴール將軍のフランス国民連合と極左派の共産党の他党派に比して意外に強力であるのに、再軍備計画のための耐乏生活の必要が、戦後社会政策の実施の途上に生じた結果であつた。これに加うに、社会党は、ブレフアン内閣がド・ゴール派の圧力によつてカトリック教会の学校へ補助金下附を行つて以来、政府との協力を拒絶していることも、政局不安の原因となつてゐる。

一九五一年の下半期には、共産派労組組合の凋落は殊に著しく見られた。同年の罷業延日数は約三、四八三、三三一日と報告され、その半数は、公務員と国有企業労働者の罷業であつて、戦後国有企業増加したフランスでは、金属、機械、車輛、運輸、炭坑、電気ガス等の国营産業を初め、政府や都市の従業員までが罷業に關係した訳であつた。その七八%は、賃上げ要求が原因で、雇入、解雇、その他従業員に關する争議が原因になつたものであるが、時には同情罷業を伴つたものもあつた。しかし純粹の政治ストと見做されるものは、僅かに九件にすぎなかつた。そのみならず、共産派中央団体である労組同盟(CGT)では、政治宣伝と云われるのを避けて、「経済的要求」を大きく出していた点が注目された。争議の結果は大半は労働者側の敗北で、妥協に終つたのも多かつた。

### 三 イ タ リ ア

共産派労組組合の不振はフランスのみでなく、イタリアでも同じ傾向は著しかつた。

イタリア労組同盟(CGIL)は、組合員二百余万を擁して、フランスの總同盟分裂後は世界第一の共産派全国中央機関になつてゐるが、これに対して自由民主派のイタリア労組組合總連盟(CISL)は、加盟組合員こそ五〇万の小教であるが、デ・ガスペリ政権と協力して、マニシヤル計画による生産性昂揚運動にも参加してゐたし、五一年米国の相互安全本部が創立されて以後は、相互安全計画に基づく生産推進に従事してゐる。それがため、カトリック派のイタリア労働者同盟(UIL)とも協力してゐるのが注目された。  
米國相互安全法施行の結果がイタリアにおいて意外の反応を起したことが、この期の興味ある話題となつてゐる。それはトリノのFIATモーター会社で安全保障法に基づく軍需品調達を引受けることとなつた結果、同社の従業員福利課長であつた共産黨員を解雇し、またサボタージュ現行中発見された多数の共産黨員を解雇したことである。

トリノのFIATモーター会社は従業員六万を増し、最近その六割五分が団体交渉機関として共産派組合を支持投票したものであつた。それに対して、イタリアの自由労組組合側では、この投票成績の原因は、同社が過去多年の間その従業員間の共産黨員に対する態度が軟弱で専ら宥和政策によつてその側機嫌取りをして自由民主的組合を無視してゐたためであると云われておつた。  
然るに合衆国政府が、相互安全物資の調達は共産派組合の勢力あ

る企業には発注しないことは明らかとなるや、会社は前記の通り共産派勢力の駆逐を開始したのである。

このFIATの反共政策は、他の重要企業にも伝播して、その結果イタリア自由労組組合總連盟(CISL)では、第一回大会を、一九五一年一月一日から一四日までナポリで開催したが、その時一決した決議中にも、政治問題に關する言論の自由は強調され、政党關係からは独立して、團結と行動の自由が主張されていた。而してイタリアの民主主義的進歩の主なる障礙となつてゐるのは、古風な社会機構と、「現実にそぐわない」政治的方法と経済組織の軟弱であると云つて、生活水準を實質的に引上げ、国民所得の分配を公平にする必要があると説き、それがためには、収入を生産と生産性に匹敵させるような補給金の支給をすべきであり、補給金の決定は工場委員会や労組組合と協議して行ふべきであると主張してゐる。その他、社会保険の改善拡張、「国家歳入中の直接課税と間接課税の割合を改訂」して財政制度の改革、脱税の禁止、特別資本課税の設定直接所得税の増額を要求してゐる。なお、小売市場の必需物資の価格品質の統制、組織的失業対策、半官企業経営上の政治的責任の統一、官営企業経営の指導方針の確立、国家経済政策実施上の当局者と労組組合との協力、労組組合運動制限、殊に公務員に対する制限撤廃などが要求されてゐた。

一九五二年初頭以来労組組合運動の各派にわたつて政治第一主義とも云うべき動向が認められた。即ち共産党の支配下にある總同盟に対して、總同盟は社会民主党との提携を固め、一方同盟ではカトリック主義政治運動を代表する機関にならうとする動向であつて、

これは、一九五二年初頭開催された社会民主党大会において、労働組合は特定の政党と正式の協力関係を結ぶべき旨の決議案が上程され、その結果、総同盟が共産党に服従することを非とすると共に、一方総同盟は政府与党たるキリスト教民主主義の支配下にありとして、これを攻撃し、今後党としては、社会主義労働組合に限ってこれと提携し、やがては労働組合をば社会民主党の統制指揮下に置かなければならない旨の決議案を大多数で可決するに至った。

これに対して、キリスト教民主主義の書記長ギド・ゴネラ氏は、トリノで開催したカトリック労働者大会において、真に自主自律の労働組合運動は不可能なる旨言明して、今後労働組合は宜しくキリスト教民主主義運動と一層の密接の連携を保たなければならぬと主張し、総同盟が共産党と結びついており、総同盟が「共産主義的イデオロギーを精神としている労働運動」である以上、カトリックのイデオロギーを体現せる労働組合があつてはならない理由はないと、強調するところがあり、これは、キリスト教民主主義中央機関の正式方針として、採用されるに至った。

ロッキ氏は、右の動向をもつて、労働の政党による支配を排する自由民主主義労働組合発達にとつての大脅威なりとして、警戒されていた。

### 四 西ドイツ

朝鮮動乱の勃発に続く西欧諸国の再軍備拡張の情勢は、西ドイツにも当然の影響を与えて、物資の不足と物価の騰貴は、さらでだに連合国占領下の諸困難を一層甚しからしめるものがあつた。唯西欧諸国と事情を異にしたのは、物資不足が戦後復興の支障となつたの

であり、また西欧諸国が外貨為替の赤字に悩みつつあつたのに対して、ここではドル準備の不足の見られなかつたことであつた。されば一九五一年には生産水準は殆んど戦前の水準を超えるに至り、輸入物資の不足さえなければ復興は順調に進み得るもので、マインシュル計画援助による欧州生産の増加が六割と伝えられる内、約四割は西ドイツ共和国の寄与なしたものであると、ドイツ労働組合総同盟(DGB)では誇示している程であつた。

戦後ドイツ労働運動が国力回復の基本方針として堅持した共同決定権の問題は、一九五一年の立法によつて一応技術的には承認されることとなつたが、この法律の実施について種々問題が起り、殊に資本家側が共同決定権は私有財産の没収であるとの主張をめぐつての論争が、一九五一年後半から五二年の前半にかけて展開され、それと同時にシューマン計画の実施についても、労働組合側が、この原則を石炭鉄鉱にとどめず、各種産業にも適用すべきことを要求し、ここにも共同決定権の問題が関連して、労働の政治的対立の激化する状態が目された。

一方、占領政策の緩和に伴つて各種制度の改組再建も行われることになり、殊に労働立法の改正問題は、英米占領地帯で進駐軍指令下に施行された法規の改悪される傾向のあるに對して、労働団体側の反響の激化したのも一九五二年に入つてからは、露々注目されるに至つた。労働運動の方針としては、かねて共同決定権を中心として、ワイマル憲法が実施し得なかつた民主主義制度を実現するのが眼目であつた。一九五二年一月施行された団体協約と最低労働基準に関する法律に対する労働側の批判もこの見地に立つたものであつた。

然しながら一九五一年後半以後一九五二年第一・四半期において一番大きな問題となつたのは、講和と西欧側の欧州軍備機構への協力合同との件であつて、この点については、社会民主党の全ドイツ統一と完全なる自主独立を基本条件とした方針が、労働運動の基調となつていた。

### 五 ベネルックス

#### 一 ベルギー

ベルギーでは一九五〇年一二月以来、賃金は、小売物価に基く生計費の変動に伴つて、自力的に調整することになつていたが、朝鮮事変発生以来物価は引続き上昇した結果、一九一五年四月には、労働組合側では、物価の急激な騰貴のため、従来の年四回物価指数による調整をしたのでは、到底賃金は生活費の騰貴には追いつけないというので、団体協約を改訂した場合が多数あつた。これは、物価指数には計上されていない、物資の値上りも相当数に達してある一方、企業者及び殊に仲介業者の利潤は依然として大幅に増大している形勢に對してとられた措置であつた。

一九五一年一〇月ベルギー労働同盟(FGTB)その他の労働組合では、再び右の事情を述べて、それらの問題を解決するには、単に使用者と賃上げの交渉をしたのみでは不可能であることを指摘して、改めて左記要求案を政府に提出するに至つた。

(一) 全国の利潤総額から二〇億フランを特別課税として納入せしめる。  
(二) この納税から労働手当として成年男子には五〇〇フラン、女子

及び一八歳乃至二一歳の独身者には四〇〇フラン、一八歳未満のものには三〇〇フランを支給する。

(三) その残高(約八億フラン)をもつて「有効な住宅政策」費に充当する。

なお、養老年金をば、当時の小売物価指数四〇〇(一九三六—三八年を一〇〇とす)を基礎として、一家族につき年額二六、〇〇〇フランに引上げ、今後は生計費の変動に伴つて自動的に調整することとし、従来の年齢による年金の差別を廃止することを要求した。それと同時に、現行家賃統制法規をば一九五二年末まで存続し、特別公休制度を立法化して、家賃増代の引上げを許さず、また勝手に立退を命ずることを禁止し、有給休暇制は全労働者に施行して、六日間の特別追加をすべきことを政府に要求した。

総同盟では、以上の要求が認められない際は、一〇月二三日をもつて基本産業(鉱業、建築業、鉄鋼業及び公共事業)の総罷業を決行すべきことを通告した。

かくて労働社会保障大臣は、労働使代表を召集して、一〇月一八日から自ら司会者として三月間の交渉を開始した。その結果、政府は、超過利得税法を国会に提出することとなり、差当り輸出税上税を施行することとなつた。而して十一月一日以後六ヶ月間は、賃金はすべて一時間当り五〇サンチム、一ヶ月当り一〇〇フランの値上げをすべきことを提案した。しかしこの点については、当時協定は得られなかつた。

そこで政府は、この問題をば、業別経営協議会にかけることに決した。政府側としては、ベルギー経済は、この程度の支出には耐え得るものと信じていたので、万一経営協議会で協定不成立の際でも

右の手当は支給されるべきことを保障した。而して養老年金以外の社会保障給付も引上げることになった。

養老年金については、直ちに一律一家族二五、〇〇〇フランに引上げることとし、なお生計費の変動に伴って年金の調整をする法案を年内に国会に提出することとし、年金は夫婦者で年額二六、〇〇〇フランにする旨提案した。

その他家族手当三%引上げ、家賃統制法期限延長、物価安定等に努め、砂糖及び鉄道運賃は現状維持とし、バターは値下し、青果野菜輸入を簡素化して価格騰貴を防ぐこととし、最後に失業対策として、産業拡充特別基金の創設、救済事業費二七七、〇〇〇万フランの支出等を提案した。

以上の提案に対して、組合側では、罷業予告を撤回したが、その後、提案の殆んど全部は実施となった。

### ニ オランダ

#### 1 オランダ労働組合総同盟(NVV)

一九五一年一〇月二七日ワトトレヒト市で特別大会は、「進歩的社政策に反対する反動勢力の増大」に対して一大示威を行った。この大会には、総同盟傘下の組合員四一五、〇〇〇人を代表する代議員五、〇〇〇名を初めとして、再建住宅省大臣ヴェルドル氏、大蔵大臣リーフティンク氏、内務大臣ヴァン・リッペン氏、その他労働党、使用者、国際自由労働の代表者等も来賓として参加した。

大会は、住宅建築及び労働者住宅、養老年金、賃金、物価と投資政策、生産性向上、労働者経営参加等に関する演説があつた後、長

女の決議を採択した。それには、本大会は、「侵略に対する集団防衛の諸方策とその目的のための犠牲の必要」とは認めるが、それらの方策は、「経済資源の公平なる国際的分配と……国内では、不可避の犠牲をば能力に従つて分担することによつて」遂行すべきであると宣言してある。而して毎年少くとも五万户の住宅建築を要求し、個人の投資は政府の直接統制の下に置き、現在より二割五分方を低下せしめ、失業保険法は一九五二年春季から施行して、労働者の掛金負担の代償として賃金を引上げ、養老年金制度を改善して永久的施設とするよう要求している。なお、産業組織化法及び経営協議会法施行上使用者の協力を要望している。

#### 2 失業対策要求

オランダでは一九五一年初頭以来減少の傾向をたどっていた失業者が、年末に近くなると俄然増加して、六月頃には六万台まで低下したが、九月以来著しく増加し、十一月には一一二、四五三人、十二月には一四五、三八五人、一月末には一六五、八二四人の新たな登録失業者を見るに至り、就業人口の六%に達するに至つた。

労働組合総同盟では、かねて政府に対して失業対策の確立を要求し、政府の住宅政策や、マールシャル見返資金を軍需生産に使用することなどに対し、痛烈なる批判を加えており、オーステルユイス会長の如きは、政府が、何故に、その賃金政策や、消費者対策を無視して、国際収支の均衡や再軍備計画に重点を置くかと質問を落してこゝろ声明した程であつた。

「総同盟は、労働者の境遇を考慮に入れない軍事政策は承認できないし、承認しない。政府は、労働者の社会的、文化的、精神的利益

を無視してはならない。」

失業者の殊に多い産業は、建築、皮革製品、繊維被服などで、皆不況の結果であると云われた。

総同盟でも、またかねて総同盟とカトリック労働組合と新教労働組合の三者で結成した全国労働組合中央機関評議会でも、失業問題の調査を行った結果、一九五二年二月八日、評議会の名で政府に対して左の建言を行った。

(一)全国労働組合中央機関評議会は、同僚収支均衡の健全化は、今や、大規模の建設計画を政府自身の経営で行うことが充分是認し得ると考えられる段階に達していると信ずるものである。本評議会は、その支弁を国家がマールシャル見返基金の資金で行うべきか、または、住宅法による借入金で行うべきかについての意見は発表を見合わせる。なほ、本評議会は、家賃問題の再検討を欠くべからざる急務と考える。

(二)本評議会は、国内未開発地方の失業対策として村別計画の実施を急ぐべきことを提案する。本評議会は、それらの地方における公共事業遂行の結果として、それらの村々の就業人員が直ちに相当の増加を見るべく、それらの地方の産業化拡充の可能性が新しい生活可能性を生ずべきことを期待する。

(三)本評議会では、一九五一年三月施行した労働者消費五%制限が軍事目的のために労働力を開放したものであるが、しかし今日まででは、この労働力は、軍需発注のテンポの緩慢の結果満足の程度までは就職を得なかつたのでないかと思う。本評議会は、この緩慢な発展のデフレーション的影響を直ちに喰ひ止めないののであれば、前記の消費制限の改訂の必要あることを認める。本評議会は、或る地方の過度の消費制限による失業を有効に克服するため、この問題について政府と協議を開くことを希望する。

(四)本評議会は、州職業安定委員会、公共事業調整統一会議、及び各省連合職業安定委員会をば活動せしめて、地方の公共事業を振

興すべき計画の調査を早期に行う必要あることを認める。本評議会は、以上の方策を実施し、また本評議会との交渉の開始を政府に要請する。

その後、政府と評議会との会合は行われた。

#### 3 失業者手当法

オランダでは、一九五二年七月一日から失業者手当法が実施されることになつており、それによれば、失業者は、まず第一に待期基金から手当を支給され、次に失業基金から受給することになつてい

る。待期基金からの受給期間は八週間、失業基金は一三週間である。待期基金の掛金は、各産業で種々相違があるが、平均賃金の二分八厘で、内一分四厘は使用者が納入し、残る一分四厘は労働者が納めることになつている。

また失業手当の掛金は、社会省大臣が各産業とも二分八厘に定め内一分四厘は政府、七厘は使用者、七厘は労働者が払込む。

失業基金の掛金払込のため、労働者側は賃金の補給を受けるようになるであろうと云われているが、失業の際は、賃金の八割を二一週間手当として支給される。

### 三 ルクセンブルグ

ルクセンブルグの全国経済会議は、ベネルックス諸国に戦後創設されたその種の機関の一で、経済省大臣の諮問機関として、その政策作製上建議進言をするものである。その職責として、

(一) ルクセンブルグ経済の機構と規制に関する問題、殊に職業指

導と復職訓練の問題を検討し、  
 (一) 経済大臣または閣議から附議された問題に対して意見を提出し、  
 (二) 所管大臣または閣議に、その調査研究の結果採用を有要なりと認められた方策を提案する

全国経済会議は、一九四五年八月四日付政令で設置されたものであつたが、一九五一年一月一日付大政令で、組織その他の改正が行われた。

その結果、議長は従来の通り経済大臣または経済事項を管掌する他の各省を代表する委員中から経済大臣が任命した副議長がこれに当ることになつてゐるが、会議の委員は、従来一七名だつたのを三〇名に増員した。それで、経済事務を扱う各省課局の代表九名、業別会議所（一九二四年四月四日法によつて設置された農業、手工業、商業、俸給職員及び労働の五会議所）代表三名、商人、手工業者、製造業者・農民及び葡萄栽培業者の各団体代表一名、民間会社従業員・鉄道従業員・官吏の各団体代表一名、労働者団体代表一名で構成することになつた。正式委員の外同数の代理委員も指名し得ることになつてゐる。

委員は、正式代理とも、経済大臣が、国家及び公務を代表するものは、所管各省大臣の推薦により、その他の正式委員については、業別会議所と労・使団体の推薦により任命する。それがため、会議所及び労使団体では、各代表につき三名ずつの候補者を指名することになつてゐる。

任期は皆三年間で、無給の名譽職である。  
 ルクセンブルグにおいても、生計費の騰貴に対する措置として、

と云われる。国際市場の原料品価格の急激の騰貴や、一九五一年初頭政府の補助金制度の廃止。とそれと同時に行われた賃上げの結果物価もまた騰貴して、生活費指数は、一九五一年第一・四半期には一〇%、第二・四半期には四%、第三・四半期には二・五%の上昇としたが、各目賃金は、年初締結の協約では、約一八%の値上げとなつており、生産性の向上その他の余分の収入を合算すれば、実際の所得はもつと上つてゐるものと見られる。その結果賃金労働者の平均所得は、前年よりは二割方多くなつてゐるが、それに伴う所得税の増加を差し引いても一割六分の増加は確かであると云われている。

スウェーデンでは、一九五二年年度の団体協約の交渉が労組連盟（LO）と全国使用者協会（SAF）との間に開始されたが、組合側では、加盟組合全部を統合した一本部の全国協約を締結することを申込んで、従来の全国協約を一段と統一することに決定した。然し使用者側では、その下部団体の範囲が、連盟傘下の業種の半数にしか達しないので、官公庁や、運輸、農林、海運なども同時に交渉を開始しない限りは応じられまいと拒絶した。

連盟では加盟組合四四団体の組合員会議を召集して、単位組合の賃金政策統一方針に基いて、本年度賃金交渉の勧告案を提出し、それが大多数で可決するところとなつた。その結果賃金率は、一九五一年の物価騰貴による実質賃金の低下を補給するだけの一般値上げを行い、且つ一九五一—五二年中の生産増加の結果たる利得の分配を受けることに決定した。

かくて労使団体間の交渉は、一九九日にわたつて行われた上、一九五二年一月一四日両者協定成立して一九五二年賃金及び労働条件の全国協約は締結された。

政府では、一九五一年八月一八日付大政令をもつて全国最低賃金を引上げると同時に、婦人労働者の基準賃金を設立することになつた。

ルクセンブルグでは、最低賃金制度は、一九四四年二月三〇日令で初めて施行されて以来一九四五年、一九四六年及び一九四八年の三回に亘つて生産費指数に基いて改訂されたことがあつた。第四回の改訂たる前記の引上げは、それに先立つ六ヶ月間に生産費指数が一二〇（一九四八年を一〇〇とする）になつたので、賃金給料の最低水準を二割方引上げたもので、その結果、一時間当り賃率は二歳以上の男子二一フランとなり、給料職員及び月給労働者の給与は月額四二〇フランとなつた。もつとも、これは、事情によつては適用免除の規定も設けられていて、労働省と経済省でこの最低率施行免除を決定した企業には「直ちに完全に」適用しなくともよいことになつてゐる。

婦人労働者の基準賃金は、一九五一年の平等賃金に関する国際労働条約第一〇〇号及び同勧告第九〇号に基いて、男女同賃の原則を漸次に施行する目的をもつて制定したものである。従つて婦人の賃金給料をば、当分、同一の地位の男子の九割としてゐる。

### 六 北 歐

#### 一 スウェーデン

スウェーデン景気研究所の報告によれば、一九五一年は、労働生産性も上昇し、工業生産は前年に比して四乃至五%方の増加を見て貿易の国際収支も好調で、外貨積立も五億クロネルの増加があつた。

今回の協約は、「中央協定」と呼び、それによつて、一九五一年一二月末日から一九五二年六月末日までの期に期限満了となる協約は、期限を一ヶ年間延長し、既に期限満了となつた協約の場合には右期間中適用すべき新協約を作製する。

今回の協定によつてかねて係争問題となつてゐた(1)一般物価水準に著しき変化ある場合、指数による保障と、(2)賃金率の一九五一年物価上昇より遅れてゐるものに対する補給と、(3)一九五一年以後一九五二年も引続き見らるべき生産性上昇による利益中、賃金労働者側の取得分の決定と、(4)男女間及び一般の高下給与額の差異を減除すべき方針の継続との四項目が解決された。

一九五一年の物価上昇に対する賃金値上げの立遅れ問題について、新協約では、五一年中の生計費騰貴を二割五分としてゐる。五一年中に給与の増加平均が二割に達しない際は、前述の水準まで賃金を引上げる。これは各企業と組合間で個々に交渉協定する。男女の平均給与も企業毎に別に扱う。五一年末に実施中であつた時間給及び出来高賃率は、すべて男子は七分方女子は一割方引上げる。但し一時間当りの値上率は〇・二五クロネル未満ではならぬ。

将来生計費上昇する場合の協定として、「最高指数」で定められた。協定当時の生計費指数は二〇四（一九三五年を一〇〇、税金を含まず）であつたが一九五二年六月一五日または九月一五日か、あるいは（一九五三年一月末日満了となるべき協約の場合には）一九五二年一月一五日に、指数が二一六になつた場合には労働者は賃上げの交渉を要求し得る。その要求額の最高は二一〇を越ゆる生計費指数の増加全部に相当するものとする。この補給賃上げを二〇四を越る数にしなかつたのは、この協定作製の際前記賃金値上りの直

接の結果として生計費二一〇までの上昇を予期されたからである。協定成立の際は、生計補給額は、生産費の変化が発表された四半期の第二ヶ月目の第一日から支給する協定不成立の際、前記の期間後に法律上の労働争議事故と見做される。

生計費指数が二一六を超え、賃上げを行った後、一九五二年九月（または、一九五三年一月末日満了の協約の場合には、一九五二年一二月）に至つて再び下降した際は、賃金を賃上げの際と同様に減額する。例えば指数が六月が二二〇、九月に二一四となつた場合六月の指数二二〇と九月の指数二一〇との差によつて引上げられた額の一〇分の六だけ賃金を引下げる。賃下げ協定成立の際は生計費指数の下降の公表された四半期の二ヶ月目の第一日から実施することになった。

### ニ ノールウェイ

ノールウェイでは、一九四九年平価切下げと翌一九五〇年の春消費物資の価格補給金制度の一部廃止以来、急激な物価騰貴が惹起した。政府では、一九五一年四月調査委員会を任命して、高物価に対処すべき賃金その他の問題の調査を命じたが、同委員会の調査報告は一月初旬発表になった。

調査委員会の調査項目中殊に興味のあつたのは「家族賃金」制度採否の問題であつた。家族賃金とは、家族扶養の責任あるものの給与をば、その責任の程度に応じて加減した賃金率のことで、生計費の補給を家族手当によらずして、直接賃金に加算した金額を定めることを目的として調査が行われた。

右の調査報告は、まず生計費上昇の分析から始まつて、一九五一

年八月現在生計費の増加状態を家族の人数別に左の通りに報告した。

即ち、一九四九年の平均を一〇〇とすれば、夫婦二人の生計費は当時二二三・四となつていて、夫婦に子供一人の場合は二二四・八、「指教家族」即ち夫婦と子供一・六一人の標準家族では二二五・五夫婦に子供二人で二二六・一となつていた。

また委員会では、子女養育の負担を軽減するため、従来政府で行つた施設をも調査して、この種の社会施設は殊に戦後増加したことを認めている。現在ノールウェイでは、一六歳未満の子供一人以上ある家族には、年額二四〇クロネルの子女手当が支給されているがこれを「指教家族」の平均所得八、一三二クロネルと比較して見るとその重要さがわかると云つてゐる。家族数に応じた減税制度については、調査報告は、減税率は各都市で差異あることを指摘している。子供一人あつて年収九、〇〇〇クロネルの家族で、減税額は三八三乃至六六五クロネルになつており、子供二人の場合は、五一九乃至八〇五クロネル、子供三人で六六九乃至一、〇八〇クロネル、子供四人で八三〇乃至一、三五五クロネルになつてゐる。なほ委員会では、右の外、健康保険、失業保険、年金、学童給食なども一応調査した。

家族賃金即ち賃金補給制度に関しては、委員会では、従来の賃金制度を改正して、賃金を子女の数に応じて、調節し得る如き新体系が果して可能であるかどうかという問題を中心に調査を進めたのであつた。その結論としては、この種の補給賃金制度を団体協約で規定することは可能であるが、一方、これは子女ある労働者にとつては有利というよりは、寧ろ有害であるといふことであつた。それは賃金を調整することとなつており、指数の一点は成年労働者の一時間当り〇・二六三クロネル、未成年者は〇・〇一三クロネルに相当する。また調整後六ヶ月経過の上、指数に五点以上の変動があつた際は、更めて賃金交渉を申込むことができる規定になつてゐる。もし協定不成立の場合は、交渉を申出たものは、一ヶ月の予告期間を与えて、協約を破棄できることになつてゐる。

一九五一年三月一五日には、生計費指数は一・一五に上昇したため、賃金は自動的に調整されて、成年労働者一時間当り〇・一七クロネル、未成年者〇・〇九クロネルの値上げがあつた。九月一五日には指数は一二五・五になつたので、労働組合連盟その他同種契約を結んでいた組合では、賃金調整の交渉を申込み、交渉は一〇月一九日開始したが、失敗に終つた。

労働組合連盟では、一九五〇年九月以後一年間に支給された生計費手当では物価騰貴の補給にはならなかつたので、加盟組合に対して、協約破棄を勧告した決議を満場一致で可決した。その結果組合員約一八万人は罷業することになつたが、産業争議法の規定に基づいて、強制調停に附議されることになつた。

調停失敗の後、政府は罷業を防止するため、国会に立法を要求して、それによつて特別賃金委員会を設置して争議を強制仲裁に附することになつた。この委員会は労働各二名の代表と中立三名の委員で構成した。労働側では、〇・二八クロネルを要求し、使用者連盟では〇・一〇クロネルなら受諾するつもりであつた。

委員会の裁定は、成年労働者〇・二一クロネル、未成年者及び徒弟〇・一七クロネルで、公務員九万には新生計費手当年額五三四クロネル（一八歳未満二六七クロネル）を支給することとし、一九五

この賃金制度の結果会社側が子女の少い労働者を雇入れるようになるからであり、また各会社間の原価関係を乱すことになるからであつた。もし家族補給賃金制度を採用するとすれば特別基金を設けて行う方がよいとしており、基金の規模は、家族数よりは寧ろ労働者数によつて定めるか、或いは、賃金支払額を基礎にして定むべきであると勧告している。もつとも、ノールウェイでは、使用者連盟は、全国の使用者の五分の一しか加盟していないし、労働組合は、個々の会社や使用者と協約を結んでいるのが多いので、どうしても家族賃金制度などは、立法によらなければ、創設はむづかしいといつておる。なほ賃金俸給労働者のみに適用し、使用者側で負担した小規模のものは好ましくなく、現に国会でもその種の案を否決したことがあり、その理由は、その程度では人口中の重要階級、即ち自作農や、農民、手工業者、その他独立経営の個人企業者には適用できないとのことであり、国会では、一九四六年一〇月代案として子女手当制度の立法を制定して、職業の種類を問わず適用することとし、経費は国及び都市で負担している。

かくて委員会では、社会的、並びに経済的、行政的の理由から、家族賃金制度を施行するのは尙早なりとして、子女手当制度の拡充を主張し、実質賃金低下の際、家族の多い世帯主を財政的に援助すべき特別方策を工夫すべきだと云つてゐる。

ノールウェイで現行の一般賃金協約は、一九五〇年一月一四日ノールウェイ使用者連盟とノールウェイ労働組合連盟との間に結ばれたもので、それには、生計費に基く賃金調整規定があつた。即ち、一九五一年三月一五日以後生計費指数が、一九五〇年九月一五日現在の二〇八・三より五点以上の上下した場合に、それに応じ



一年一〇月中旬から実施するというのであった。

かくして大多数の労働者は新制の生計費手当を支給されることになったが、議会では、更に、養老年金及び盲人、不具者の給付を増額することになり、年金最低額は一三二クロネルずつ引上げて、農村では、一、〇三二クロネル、都市では一、一五二クロネルとなった。夫婦者には一九二クロネルの増額が認められて、農村は一、五四八クロネル、都市は一、七二八クロネルになった。

戦時年金制度による戦傷不具者またはその遺族の給付、年金保険制度による船員の給付、国家年金基金による公務員の給付も一九五一年七月一日に遡つて二二%の増額となった。

ノールウェイ労働組合総同盟では、一九五一年一月二日ノールウェイ使用者総連盟と協議の上、常設合同委員会を設置して、団体協約の改訂に関連して発生する問題の処理に当らせることとなつた。

この委員会は、両者各六名の委員で構成して、必要の際は企業及び関係団体の代表者の意見を徴するようになつてゐる。而してかねて政府が計画していた三部制の生産協議会とは、別個のものである。

この委員会を創設したのは、一般生活水準の維持向上には、生産増加の必要があり、高度の生活水準も、雇用水準の安定も、収入の増加と健康及び社会事情の改善との可能性も、すべて生産の増加に依存するものであるという原則に基いたものである。而して生産性の向上、従つて生産の増加には、いろいろの要因があるが、それらに対して団体協約は、直接関係があり、しかも団体協約は、労使団体の活動範囲に属するものであるというので、根本的に見れば、

労働界では、争議による損失日数は約一〇、〇〇〇日にすぎず、前年に比して云うに足らぬ程であつたが、失業の増加は著しく一月、二月及び四月を除けば、一九五一年は各月とも前年同月よりは多く、平均失業率は、一九五〇年八・七%であつたのが九・七%となつていて、一九五〇年の平均二万九千人に対して、月別最高六万から最低一万二千、平均三万二千人の失業者があつた。殊に操短の行われた業種もあり、製靴、婦人被服、紡織などでは、従業時間を短縮して失業を防止したが、これらを計算すれば、失業率は九・九%になる。

賃金は、一九五〇年調印の二ヶ年有効の団体協約で定められているが、大多数のものは、一九五一年三月一日には、生計費手当の増額を受けている。これは、一時間当男子〇・二〇クロネ、女子〇・一三二クロネであり、九月には再度の引上げがあつて、各〇・一五クロネ及び〇・〇九九クロネを得ている。

#### 四 フィンランド

フィンランドにおいても、一九五一年九月二九日付政令をもつて、団体協約の生計費指数によつて調整することとなつた。

基礎にした新制の生計費指数によつて調整することとなつた。右の生計費は、課税や児童手当は計上せず、最近の家計に基いて算出したものである。同令によれば、賃金は毎年一月一日と四月一日と七月一日と一〇月一日の四回調整することになつており、その際はその直前の四半期の指数を使用する。

指数が上昇した場合には、一九五一年九月三〇日の賃金水準の五%ずつ賃金を引上げることになつていて、指数が一〇五、一一〇、

この委員会の仕事は、一般問題並びに特殊の産業、業種の問題を審議することで、審議にかける事項は、直接重要なもので、両団体の活動範囲内のもとなつてゐる。審議の手続はその都度定めることになつてゐる。

委員会の決定は、勧告的のもので、審議にかけた問題は、あくまで機密事項として取扱う。決定事項の実施は、協約当事者双方で協議決定する。

この委員会は、双方解散の同意あるまで存続する。

委員会設置に際して、労使団体ではそれにかかるべき問題を用意して、それに対するあらかじめ他の団体の同意を得て置いた。組合側で提出する問題には、現行の生計費手当と基本給及び出来高給に繰込むこと、生産奨励のため特別の出来高給及び生産増給を採用して賃金制度を修正することなどがあつた。使用者側としては、従業時間の効果的利用、欠勤の減少、職場秩序の維持、合理化方法を理解せしめる方法、効果的な提案制度、生産委員会に対する関心の促進などがあつた。

#### 三 デンマルク

デンマルクでは、外国貿易の収支は、一九五一年には好転して、従来の赤字は減少し、マーシャル計画の援助費を計上すれば多少の黒字が出るに至つたが、工業生産は、五〇年以來の不振は継続し、前年に比して減少を告げている。もつとも、これは労働力や資材不足によるものではなく、物価暴落の騰貴のため消費者の買控えと、金融の統制と先行価格の不安定によるものであると云われている。

一一五及び一二〇に達する毎に賃金の引上げを行う。指数が一〇五以上低下した場合には、一九五一年九月の賃率の五%だけ値下する。それより五%だけ指数が低下した場合には、賃金はもう五%だけ引下げることになつてゐる。

#### 七 東 欧

東欧ソ連圏諸国の労働運動は、今日ではすべて政府の経済政策遂行の協力以外にはなく、従つてこれらの国との計画経済の消長が労働組合の活動を代表するとも云える形になつてゐる。

東欧諸国中オーストリアには、依然民主主義労働組合運動は熾烈の活動を持続しており、ギリシアが大体民主主義戦線に沿つてゐるが、機構的には依然政府の労組に対する統制力は強い。ソ連圏を離脱したユーゴスラヴィアでは、制度的には、労働組合は依然共産党の支配下にあるが、いろいろの必要から自由労連側ではユーゴに呼びかけてその民主主義化が努められている。

以下最近の著しい発展を各国別に掲げる。

#### 一 東 ド イ ツ

一九五一年一月一日ドイツ人民民主共和国議会では、五ヶ年計画法を可決し、一九五一年から一九五五年に至る期間に生産水準を一九五〇年の一九三・三%まで高めることを目標として、国家経済の発展に努めることとなつた。

左に五ヶ年計画の内労働関係の諸項の概要を掲げる。

#### 1 五ヶ年計画

五ヶ年計画に伴う生産増大によつて、新入のしもよく訓練された労働者、技術者、専門家等が、大量に必要になる。一九五五年までには七〇万人即ち一九五〇年より一三%増すことになり、工業方面では、一九%多くなり、建築方面は、三二%だけ増すが、次のような指令を出して労働力を獲得しようとしている。

- (1) 婦人労働者の数を相当増大して、その職業指導を強化すること。既に、多くの産業に、男子労働者の不足が見られている。婦人の労働権は既に与えられており、国家は職業紹介に力め、幼児預り所などを作つて、この権利の行使を助けているが、機械化によつて、体力を使う仕事が必要になつてくるので、女子の働く機会はずす多くなるわけで、鉄鋼、建築業方面にも働けるようになつていく。身体障害者にも、同じ理由で、生産的な仕事を与えられるわけである。
- (2) 新工場を建て、又既存工場を拡張する場合は、なるべく、工業化の程度を、人口の割合に低い地域に集中させ、住宅の建築その他の適当な方策を講じ、労働者が多く移動できるようにすること。
- (3) 百万以上の練習生を訓練して、約五〇万を工業にむけ、一〇万を建築業に、五六、〇〇〇人を運輸業方面に向ける。この他、大学専門学校で、一六五、〇〇〇人の学生を訓練して高度の技術を要する職務につけるようにする。国家計画委員会には、すでに、高級職員の職業訓練を行うため、細目にわたつた計画をたてるよう指示済みである。

一九五〇年に較べて、全体で六〇%だけ生産力を上げなければならぬ。「人民所有の諸事業」は、平均七二%だけ、増加しなければならぬ。これ等諸事業のうち、化学工業は一三二%、鉄鋼工業は八八%、機械工業は八三%の増産をしなければならぬ。この目標は、次の諸方策を通じて、「人民所有の諸事業」によつて到達されるであろう。

- ① 科学的研究によつて発展しつつある新しい生産技術の導入、及び、ソ連その他の人民民主主義国で用いられている新しい生産法の応用。
- ② 生産の能率的な組織化と、労働時間の完全な利用。
- ③ 特殊の団体協約を設けて、「競争」運動を労働者間に発展させ、公定の生産割当を超過するよう、労働協約すること。
- ④ 科学的に決定されたノルマを基準とする出来高払制度を、一層全般に適用すること。
- ⑤ 労働者の職業訓練の改善と拡大。
- ⑥ 機械化。

なお「労働者攻撃」をして所定の生産ノルマを破るよう努力させる。この競争運動は、品質と量の両方面から見て生産向上のため最も重要な方策であるが、既に労働者は、生産を増大するには、肉体的な努力は別に必要ではなく、何よりも必要なのは、よき思考力であるということを知つていふと言つていい。生産の再組織、原料の経済的使用法、新生産法の発見等に関して、労働者が予想外の能力をのびし得ることも既に証明されている。

首相は、婦人労働者間にも、この競争意識が、一層普遍に受け入れられるようにしたいと述べている。又、特に緊急解決を必要とする諸問題に労働者がその努力を集中できるように、競争諸目標を計画し、調整して行くことが望ましいと語つていふ。例えば、現在鉄鋼業における緊要問題の一つは、生産品の品質を改良することであり、炭鉄業では、機械化の促進が、最も急を要する問題である。副首相は、なお、経営者並びに官公庁の、官僚主義が、この競争運動を妨げるようなことがあつてはならないと述べていふ。

労働者、雇員、技術師、技術者の平均賃金は、一九五〇年に較べて、一六・五%だけ引上げられる。従業員の数が増大するので、全賃金の支払高は、五〇年に較べて、三一%増加することになる。「人民所有の事業」においては、賃金は、一般に、生産高と関連して支払われ、賃金制度を、少くとも年に一回検討し、賃金は、絶えず引き上げられていくようにする。出来高払で支払を受けているこれ等の諸事業の従業員数は、一九五〇年には六二%であつたが、一九五五年には八三%に増加することになつていふ。

同時に消費物資の価格を、少くとも、平均二〇%は下げ、勤労者の税金も下げられる。遅くとも、一九五三年には、配給制度は、全部廃止して全消費物資にわたつて、一定の均一価格で、自由取引が出来るようにする。一九五五年までには、消費物資の全生産高は、一九五〇年度の二二五%となり、一九三六年当時の水準を超えるようになる。

従つて、標準消費量が、實質的に増えてくるが一人当りの消費量は次のようになる。肉類は、九一%増加し、牛乳は一一七%、卵は二六八%、油脂類は七六%、魚類は二五五%、砂糖は六六%、繊維類は一三〇%、革靴が二七六%、下着類が二三一%、石鹸が三一〇%だけ、何れも増加する。ウルブリヒト氏の言葉によると、一人当り一年間の肉類消費量は、一九五二年の四三キロから五三・六キロまで増加し、牛乳は、七〇リットルから一三〇リットルとなり、砂糖は二六キロから三三キロとなり、一人当り一・二四足の革靴がはけるようになり、他の原料で造つた靴は多量に生産される。

加工食料産業は、その生産物の品質を改良しなければならぬ。又良質の煙草を輸入し、水産業を能率的に組織化して、その生産高

を、大いに増大すべきだといわれている。

賃金に關し、實質賃金の引き上げは、不斷の生産増大から生れる当然の結果であるが、生産と同率に上げることは出来ない。これは、生産によつて得られるものの一部を、産業の拡大及び文化活動動に向けなければならぬからだと、言つていふ。實質賃金は、生産力と能率によつて定まると云う考え方は、この民主主義共和国に適用される団体協約の基本となつていふものであるが、同協約に見られる新要素は、この協約は労働者と使用者が、当局の計画によつて各自にふり当てられた仕事を、遂行(又は超過)するための労使相互の取組みであるということだ。

しかし、多くの協約の中には、未だ補わなければならない点がある。即ち、単位生産高に必要な労働量と原料量の決定であつて、これによつて、この両者の浪費を除き得るのである。出来高払いの制度は、賃金決定の唯一の正しい方法であり、この制度によれば労働者も技術者も、組織の改善、生産技術の改良に対し関心を寄せざるを得なくなり、自然、原料節約その他原価削減の諸方法に關心を示すことになる。

二〇六億東独マルクの全予算のうち、三四億五、六〇〇万を、住宅及び農場の建設に向ける。戦災都市の再建が、計画下の主要事業で、ベルリン、ヘムニツ、デサウ、ドレスデン、ライプチヒ、マグデブルグ、ロストク、ヴィスマルクが、再建と近代化の中心として、特に挙げられている。国内五三の重要都市全体で、建坪一、〇一〇万平方メートルの住宅ができる。

この目的達成には、近代建築産業を発展させるべきで、全建築のうち、六七・五%は、「人民所有の諸事業」によつて請負われ、少

くとも、これ等諸企業は、他より二六・三多だけコストを縮減しなければならぬ。  
なお、法令中には、建築その他の投資は、計画細目（一月二日に出されたもの）を厳守して行方よう、繰返し強調されている。

### 2 労働政策

国家経済のあらゆる部門に見られる労働力の不足、特に熟練工、技術家、技師、専門家の不足を補う目的で、労働行政に関する政令が、一九五一年七月二日付で発令されている。この政令は一九五〇年四月一九日発令された労働法令に基くもので、この労働法令は労働軍の拡大、増産及び供給生活者及び労働者の物質的文化生活の改善を目的とするものであつた。五一年七月の政令の下に、五一年八月七日に、その最初の法規が出されている。

この新法規は、年少者に、補導を受ける機会を与え、成年者には技能を得る機会を、身体障害者には再起の機会を与えるものである。これによつて婦人も生産活動に参加出来るようになり、また職場の保健や安全の面も改良されることになつた。

政府は、民主共和国以前に設けられた職業安定の業務は五ヶ年計画の新要求に應ずるには不適當であると認め、各地の独立安定局を廃止し、これに代つて労働部を各地に設け、財政的、行政的理由から、各州の一部門とし、地方職業安定局及びその補助機関の財源は、これら労働部へ移管されることになつた。

各労働部には四課あり、専ら統計及び計画に携わるもの、労働管理をなすもの、安全についての仕事をなすもの、団体協約及び賃金の調整をなすものに分れている。

わけではない。ある仕事は既存の団体に、あるものは新設の労働部により分担される。

社会保障当局は身体にひどい障害を受けたもので、爾後働くことの出来ない者に関する世話は勿論、失業に対する強制保険制度（半失業及び完全失業を含む）を実施に移す仕事を受けつぐ、また次の義務は、特定の省や事務局に委任されることになる。

- ① 労働者の募集と雇傭の計画及び準備をなし、一般経済計画が支障なく進められるようにする。
- ② 技術的指導並びに徒弟センターを作つて、徒弟に充分な地位を与えることになり、必要熟練労働者を補育すること。
- ③ 職員の実際の理論的指導のため、事業内に適当な施設を備えること。
- ④ 競争の奨励。
- ⑤ 生産の仕事に婦人が就職することを促進する。また婦人によつて占められている部署を事業側面に知らしめるため、責任当局は凡ての仕事の部門にわたつて週期的に調査を行うこと。
- ⑥ 職務分析の適用を進め、身体障害者も生産に従事し得るよう配慮し、また身体障害労働者のために必要な追加施設や特殊設備を設置すること。
- ⑦ 労働者、被使用者の生活状態の改善につとめ特にその住居施設に関する諸条件の改善をなすこと。

新たに設けられた諸機関のなかで最も重要なものは職業補導の問題を委ねられた事務局である。これは独逸民主共和国労働省に代つて、熟練労働補充計画を施行するために生ずるあらゆる事象を処置するものである。また各地に設けられ各州の経済省の一部門となる職業補導課とこの課に属する諸部門に対して指令も出さなければならぬ。

その義務は次のようなものである。

(1) 労働予備軍を形成すべきすべての者を調査してこれを登録し、労働手帳及び登録カードを作り、求職者に関する索引カードを職業別及び職業グループ別に作成し、また就業労働者の索引をABC順に作り、同部員の活動につき年四回の報告をする。職業安定所で作られた旧索引カードは既に用をなさないが、保存しておく。

(2) 国家事業及び関係諸会社を奨励して、求人への公示をし、求職者を登録させ、特殊の人々（例えば身体障害者、失業者、補助金受領者等）を、当人にあうような仕事にむける策を講じ、また必要に応じては、一九四八年六月二日の政令により、重点雇用方面に労働者をさしむける（同政令は或種の仕事に徴用された者の権利を擁護し保障するため発令されたものである）。

凡ての事業は、事業内に補充できない部署がある場合、管轄の労働部にこれを報告しなければならぬ。この報告によつて、労働部は、必要に応じて、その管轄下を余す所なく調査して、この空席を充たす者を求め、或いは他の労働部とも交渉して、これを獲得することに努める。又一方において、州の機関により要請された場合は、特殊技能を持つもの又は一般労働者といえども、優先権をもつ重点事業でないものに対しては、これをふり向けることを拒否することができる。これは重点産業によつて必要とされる労働力の補給を維持するためである。

(3) 失業保険金を受けているものについてはよく調査をする。

(4) 各経済的分野にわたり、職業補導計画を推進することを助け、熟練労働補充計画（ナハプッシュエ・プラン）に含まれていない年少労働者をも職につけるよう配慮する。

(5) 職場の安全及び団体協約に関する法規がよく適用されるよう注意すること。

旧職業安定所の義務のすべてが、この新設の労働部に委ねられる

一九五一年八月七日に出されたこの法規は労働予備軍のことを次のように説明している。まずこの予備軍は仕事を求める凡ての人々によつて形成される。次に前に述べた熟練労働補充計画に含まれない年少労働者、それから失業手当や保険金を受けているもの、保健所の医師によつて仕事をなし得るといふ証明を得た身体障害者がそれである。又この予備軍には、可労年齢のもの即ち、凡ての一四才から六五才までの男子と、一五才から五〇才までの女子が含まれて

いる。

- ① 自由業に従事するもの。
- ② 自己の経営する工業商業手工業に従事する労働者を兼ねるもの、及びこの業務に関係ある家族員。
- ③ 学生・生徒。
- ④ 僧職にあるもの。
- ⑤ 六才以下の子供のある女子。
- ⑥ 絶えざる看護を要する者として医師の証明を受けた病人のいる家庭の女子。
- ⑦ 少くとも、その一家の中二人が勤めに出ている家族の女子。
- ⑧ 一五才以下の子供が二人あり、家族中これの面倒を見るものが他にいない場合、この家族の女子。
- ⑨ 保健所の医師により、肉体的又は精神的欠陥ありと認められ、仕事の能力のない者。

労働省はなお、これ以外の人々には凡て登録を命ずる権限を持ち、或種の労働者にはまた免除を与えることもできる。

二 オーストリア

鉄のカーテンの背後にあつて、終戦後六年を経てもなお四大国の占領下にあつて、資材の不足と食糧の不足と闘いつつ復興に努力しているオーストリアも、世界経済の動搖には震撼されて、朝鮮動乱以来物価は騰貴し、復興用資材は不足する実状であつた。それがたゞ一九五〇年末から五一年初頭の冬季には、失業率は賃金労働者の一割にも達する状況であつた。失業の原因は、主として建築業の不安によるもので、一九五一年には再び減少して二・五％程度となり、一月にはやや増加して四・五％となつた。

一九五一年上半期の物価騰貴は各地に賃上げ争議を頻発せしめたが、政府では、七月かねて労使団体との交渉の結果、戦後第五回目の物価・賃金協定を締結して、同月一六日から物価及び賃金水準を施行することとなつた。これは、輸入原材料品の急激な騰貴、特に石炭の如きは二倍以上の値上げとなり、政府の食糧補給金にも限度があるし、生産費騰貴による農産物価の上昇もあつたからである。

新協定の結果、パン、牛乳、バター、油、マーガリン、砂糖の小売価格も値上げとなり、郵便、国有鉄道、市有瓦斯電気事業、電車の料金も引き上げとなつた。

かくして、賃金給料労働者は、生計費騰貴の補償を受けることとなつたが、生計費は、夫婦二人の家族で一ヶ月一四〇シリングと概算され、賃金給料は一割の引き上げを行つて、最低一ヶ月一四〇シリング、一週三三・六〇シリング、一時間〇・七〇シリングに定められた。官吏は、給与の引き上げが大分遅れていたため、一割三分の値上げが認められ、民間企業の職員給料も一割二分値上げが認められた。

失業保険手当は一割方引き上げられ、独身者の場合には、この外一ヶ月八〇シリングが追加され、家族ある失業者には一二五シリングの追加手当が支給されることになつた。その他被災者や年金受領者にも追加手当が支給された。

それと同時に累進所得税の税率も改正して給与値上げの効果を確保することとした。

オーストリア労働組合総同盟(ÖGB)定期大会は、一九五一年一月一日から五日までウィーンで開催されたが、これは三年目毎に開催する戦後復興後第二回の大会であつた。出席者は、加盟全国組合一六団体の組合員総計一三〇万を代表する代議員二七九名の外、ILO、国際自由労働、国際キリスト教労働、その他一二ヶ国の労働組合代表であつた。またオーストリア政府代表も参加して報告を行つた。

開会式には、オーストリア大統領ケルネル氏を初めとし連合国高等弁務官、首相フィゲル博士、ウィーン市長、その他の高官並びに各種社会事業団体の代表も参加した。

ア・プロクシュ書記長の提出した一九四八年第一回大会以後の事業報告には、全国二〇〇万の労働者中約三分の二が本総同盟に加入していることが明らかにされた。なお事業報告には、オーストリアには目下カルテルが五〇〇余団体あり、それが「物価事情に対して有害の影響を及ぼしている」ことが指摘され、総同盟が終始国民経済の計画化と統制を支持して、物価の安定と安全雇用の確保に努めたことが述べられていた。その外、労働者教育、婦人職業及び青少年就職に関する特別報告も提出された。

政府代表の提出した報告は、カ・ヴァルドブルンネ氏は、国有企

業の任務と成績について、カ・マイゼル氏は社会立法とその今後の発達について。カ・グルーバー博士は、国際社会におけるオーストリアについて述べたものであつた。その他エス・ヴィルランドネル博士は総同盟の経済目標に関して、ベーム総同盟会長はその将来の活動について、またプロクシュ局長はその国際関係について意見を發表した。

大会は、将来四ヶ年間に於ける要求事項や活動目標に関する決議を可決したが、その一には、連邦経済本部が、物価騰貴や輸出統制、国内物資供給を規定した現行法規施行上失敗したことを遺憾とし、総同盟と労働会議所代表をして、経済本部が無能である限りは、脱退せしめることを要求したものがあつた。

また、国有産業並びに民間企業の筋肉・非筋肉労働者の共同決定権の強化を要求したものがあつた。なお、オーストリア社会立法は、近年著しく発達したが、従業時間、パン焼業の深夜作業、家内労働、公務員の共同決定権、職業安定制度、職業教育、失業保険の農業労働者適用などにつき、不備の点あることを指摘したのもあつた。

大会は、総同盟執行委員会に対して、完全雇用と労働者生活水準の向上を目的とした総合的な経済綱領を作製せしめることに決した。この綱領の内容には、生産性及び生産向上、輸出の開拓、農工企業増税、租税管理の強化などの事項が盛り込まれることになつてゐる。大会は、また、オーストリアの独立を恢復すべき条約こそ経済復興の先決条件であるという信念を繰返して確認した。

役員選挙の結果、ヤ・ベーク会長とア・プロクシュ書記長は留任となり、なお、今後定期大会は四年目毎に開催することに決した。

三 チェコスロヴァキア

チェコスロヴァキアでは、五ヶ年計画遂行のため、殊に重工業の確立と合理化のため、政府機構を改正することとなり、一九五一年九月七日付政令をもつて、重工業省を分割して、新しく五省を創設した。而して燃料・動力、銃鉄探鉱、化学工業、重構造工作、一般構造工作の各省を組織し、外に、農林省も設置することになつた。

この改組の結果、従来の事務長官制は廃止となり、唯運輸と郵政のみは保存することとなつた。これと同時に、従来の労働社会福利省を労働力省と改称した。また国家統制省なるものを創設して、国民経済全般の事務を管掌することとなり、政府、協同組合、その他の経済及び行政上の事務並びに民間生産上の施設を管理することになつた。

1 任意団体法

チェコスロヴァキアでは、一九五一年七月一日付法律をもつて、従来の結社集會権に関する法律全部を廃止して、新しい大衆組織制度を施行することになつた。新法は一九五一年一月一日から実施された。

これは、内務大臣が同法案を国会に上程した際の説明によれば、人民民主主義国の結社団体は、すべて統一人民団結にすべきであるとの趣旨で制定されたものであつた。人民民主主義制度の下にあつては、結社の自由といふことは新しい豊富な意義を持つべきであり、自己の利害をのみ中心としたブルジョア式結社は許されないと云う。而して労働者が団結して任意の団体を組織するのは、その社

会的文化的利益を伸張し、資本主義から社会主義への過渡を容易にするためであり、それらの任意団体は、脱得の力をもつて、人民大衆を動員し、労働者の力を強化し、その組織の自己改善を援助し、もつて全世界の民主主義に進歩と平和の諸勢力を強化するのであると説明されている。

今回の法律によれば、全民衆は結束して任意の団結を組織しなければならぬことになつており、殊に統一労働組合や、婦人会、青年団、統一全国スポーツ体育会、文化・技術・科学の上の諸団体を組織しなければならぬ。而して「革命労働組合運動」、「統一農業労働者連盟」、「チェコスロヴァキア青年連盟」、「チェコスロヴァク・ソヴェト友愛連盟」、「チェコスロヴァキア・ソコル連盟」及び「チェコスロヴァキア赤十字社」などを、公認団体として、法律に明記してある。その他内務大臣は、一九五一年一月一日以前に結成した団体結社を法律上公認する権限を与えられている。

それがためには、一九五一年一月一日以前に創立した結社を改組することもあり、解散することもあり、改組や他団体への併合や、解散と財産処分などは内務大臣の権限に属する。

なお一九五一年九月二〇日付法律をもつて、地方人民委員会は、結社にして、社会主義建設に寄与せず、またはそれを妨害すると認められたものは、解散の手續をとることができるようになつており、その資産の処分も行えることになつてゐる。

任意団体を結成するには、創立者は、その規則を所管当局者に認可して貰わなければならない。認可は、地域人民委員会が行うが、その団体の活動範囲が、一地域以外にわたる場合には内務大臣の認

可を要する。規則には、事業とそれを遂行する方法とを明記し、団体の名称、事務所の所在地、活動地域、執行機関の構成と権限と運営との基本原則とを規定し、支部のあるものは、その支部の設立、解組、解散の手續をも規定する。

認可となつたものは、法人として、加入は自由である。任意団体の運営は、民主的中央集権主義に基いて、議決は多数決により、構成員全部に対して拘束力をもつ。役員や執行機関は選挙で選定し、上部機関の決定は下部機関に対して拘束力をもつ。

国家は、任意団体の発達を推進し、その活動と発展に便宜な状態を用意し、その活動が憲法並びに人民民主主義の原則に違反しないように監督する。この監督権は、内務大臣の指揮下に人民委員会が行使する。

この法律には集会権の保障の規定もあり、人民民主主義政治または公安秩序に違反しない限りは、労働者の利益を旨とする集会は自由となつていて、集会の秩序維持は、発起人または議長に責任になつており、その裁定には参加者は服従しなければならない。

施行令によると、人民民主主義国家では集会権は資本主義国家よりは広範囲で、民衆の祭典や示威運動、その他官権を有するものの組織した会合は、あらかじめ届出をしないでも開催することができ、任意団体では、団員と来賓に限る会合は、あらかじめ届出の必要がない。公開の会合は、一週間前人民委員会に届出で、議事や会合の時所を明らかにする。

### 2 五ヶ年計画改訂

チェコスロヴァキアでは、一九五一年初頭計画省大臣ドランスキ

氏の提案によつて共産党中央委員会は、五ヶ年計画の目標引上げを決定した。

チェコの経済五ヶ年計画は、一九四九年の共産党第九回大会で決定したもので、その後一九五〇年の中央委員会でも改訂したが、今回の改訂は、第一年度及び第二年度の成績良好で、目標突破の部門がいくつもあり、当初の計画は三年半で達成し得る見込がついた結果行われたものであつた。ドランスキー計画の說明によれば、この成績は、現存生産能力の全面的利用と国内原料品の使用増加と労働生産性の向上と労働競争運動の拡充とによるものであると云われる。而してチェコのその他の相互経済援助会議(CMEA)加盟国間の経済協力の結果、対外貿易も増加し、必要資材の供給も安定して、この好成績を収めたのであると云つてゐる。

その結果重工業生産は、一九五三年の目標は一九五二年には到達し得ることとなり、精密工業及び石炭業の目標は既に一九五一年に達したし、電力及びセメント製造業では一九五二年目標到達となり、鉄鋼業では一九五一年に目標に達したのであつた。

今回の改訂は、主として重工業の開発促進、国産資材及び電力利用の増加、重工業の新製品及び特殊化生産による技術能力の促進、スロヴァキア産業化の促進、集団農場による農産の振興を中心としたもので、それによつて工業生産は、当初の目標たる五七%の増加から九八%まで引上げられることになつた。

各産業について見ると、重工業は一九五三年には生産額は一九四八年の一三割方(従来七割)増加することとなつており、石炭、鉄鋼は、当初の目標より二割増となり、電力は戦前の三倍となり、その結果化学工業の目標は三割方引上げられた。一方、スロヴァキア

地方の開発計画も推進することとなり、農業では、食糧を初め工業用農産物の目標も引上げられ、乳産も飼料の改良等により増加することになつてゐる。殊に農業機械化にも留意されて、農具製造の促進のため、二交替制度の採用なども行われることとなつた。

以上の結果として消費は一九五三年には一九四八年に比して約四割九分(原案四割一分)の増加となり、食糧生産は原案より一割六分の増加、砂糖は二割三分、ビール一割一分、牛乳チーズ七分、食肉は五割の増加となつてゐる。製造加工品の消費量も増加して、織維品は一九五三年には一九五〇年に比して三割増、台所及び寢室用具は約三倍、居間用具は七倍となつてゐる。住宅も重工業労働者用として貸室一三三、〇〇〇戸分を完成することになつており、病院施設も拡張して、住民一〇〇名につき一病床の程度になる予定である。托児所は一九五三年総計六四二、〇〇〇ヶ所(一九五〇年に比し約三〇万増)、その他福利厚生施設も増設されることになつてゐる。

而して農業以外の労働者数は、一九五三年には、一九四八年に比して、七八万の増加(案四二六、〇〇〇)の予定である。

採鉱冶金増産、殊に興味あるのは、石炭と冶金の増産計画であつた。

### 3 採鉱冶金増産計画

チェコの採鉱冶金増産計画が発表されたのは、一九五一年一月一五日及び一月九日の共産党中央委員会幹部会決議としてであつて、それらの決議は、まず、生産計画遂行上惹起した種々な困難を指摘し、また経済計画立案の局に当る諸機関の任務を説き、進

んで関係諸産業の新賃金手当制度の細目を述べたもので、鉱業並びに冶金製鉄業の生産の増加とそれがため生産目標の向上とを実施するための政治、経済、社会にわたる総合的実施計画になつてゐる。それによれば、探鉱冶金方面の従来の生産成績のあがらなかつたことが力説されており、オストラワ炭坑地方の如きは、終始計画目標を下廻るものであつたし、冶金業もまた漸減傾向を保持してあり、一九五一年第三・四半期の如きは、全国探炭業では九一・三% 冶金業九二%の成績にすぎず、殊に産炭は、前年同期より低下してゐるといふ。而してこの原因として、共産党諸機関及び労働組合の活動の効果を欠いたこと、生産技術組織の欠陥、労働力の不足、賃金制度の欠点、就業状態の不足などが列挙されている。

オストラワ炭田が成績不良であつたのは、その経営組織が余りに官僚的で、高度の中央集権と云い、徒らに責任回避の奨励になつてゐる機能別組織の割拠制度と云い、その結果たる労働者の生産意欲と独創力の減殺と云い、すべて「階級の公敵に策動の天土」を提供してゐると評されている。加うるに同地の共産党下部組織は、党本来の任務たる党員と大衆との支援を喚起して、社会主義組織の確立と新ボルシェヴィキ指導権の推進とを等閑にして、やまもすれば、党本部並びにその執行機関の職務を奪つて、経済企画機関の任務をも遂行した。一方党員は社会主義競争運動の陣頭にも立たず、生産方法技術の宣伝にも努めず、ために党下部組織は指導啓発の機関として労働者を誘導して計画達成するためその障碍の克服に努めることもせず、徒らに反動分子の地下行動を利する結果ともなつたと指摘している。

殊にオストラワ炭坑では、党下部組織の大多数が大衆団体、別し

ては労働組合や青年運動を軽視して、それが利用を怠つたため、組合や青年団体はその本来の機能を完うせず、経済計画達成に対する大衆の熱意と支持とを喚起し得なかつた。

冶金業では同じく党及び労働組合はその任務を盡さず、ために労働者の創造力と自発心とを喚起し得なかつた。

以上の事態に対して中央委員会幹部会では、今回党下部組織及び党員に対して、左記の項目実施を特に指令することとなつた。

- ① 生産水準向上運動を推進し、競争精神を促進し、新作業方法を立案実施する。
- ② 従来の基準では、増産の障碍となり、怠慢を奨励する。新基準によれば高度の生産量と業績に対する衡平な報酬を確保し得ることを労働者に納得せしめる。
- ③ 炭坑新秩序を施行し、怠慢、不規律、責任回避を処分し、欠勤と転職増加を克服する。
- ④ 支配人、技師、及び技能者の權威を強化し、経営に干渉せしめず、担任労働者の主権を尊重する。
- ⑤ 党にふさわしい指導性を保ち全労働者を誘導し、計画実現上その積極的支持を求め、党の政策を説明し、是認せしめ、賦課し、それがためには党の各下部組織内に一群の宣伝員を任命する。それには党員または活潑な労働組合員として試験済のものだけなければならない。
- ⑥ 大衆組織殊に労働組合の事業の根本的改善を確立し、組合役員には虚偽にして退歩的思想と有効に闘争し得るに必要な権能を設け、個人の利益と社会の利益とを協調せしむる如き労働組合政策を行わしめる。

各党員及び党員候補者にはそれぞれ特定の任務を与え、主としてそれに対する責任をとらしめ、その任務遂行の成績は党会合にて定期的に審査せしめる。

生産技術及び組織に関する種々な新方針も決定したが、それらは

すべて一定期間内に完成することになつており、大臣なり長官なりがその責任者になつてゐる。例えば鉱業冶金業にも「循環図」式作業制度なるものが採用になつたが、これは、一定の仕事を一定時間内に完成するのを円形の図表に現わしたもので、坑内労働者ならば堅坑降下の時間、堅坑から切羽へ行く時間、実働時間、作業時間、休憩時間、準備時間等に区画して一環にしたものである。これを基準にして割増金の計算をすることとなつた。

また全国計画局では、一定数量の資本資財をオストラワ炭田に配給することとなり、必要に応じて特別配給もできるが、将来とも資本資財配給計画を立てる際は、鉱業と冶金業とは優先権が与えられることに決定した。

労働力の不足と労働移動の劇しいことは生産低下の二大原因だといわれ、計画では労働力増加目標を引上げたにもかかわらず、一九四七年以来七、〇〇〇人の減少を見たし、オストラワ炭田では、一九五〇年中に退職したものが九、九〇三人、雇入れたものが八、二四七人にすぎず、この不足を補うため「労働特務隊」三万人が不断移動就業しなければならなかつたが、これでさえ同年中には一、五〇〇人の減少を見た。冶金業でも同じく労働力不足のため至能力を発揮し得ず、操短を行つた企業さえあつた。

これが対策として、今回まず労働者住宅の建築を急ぐこととなつた。また一九五一年九月従来の労働社会福利省を改造して、人的資源省として労働力の確保と職業訓練に当らせることとなつたので、それに対して一九五二年から五四年にわたつて一定人員を募集せしめることとし、内オストラワ炭坑には二〇、五〇〇人、冶金業には四六、二〇〇人が振り向けられることとなつた。「労働特務隊」

は将来は一ヶ年の服従となつた。而して満一ヶ年または永久的に産業に従事するものには、各二、四〇〇クロネ及び六、〇〇〇クロネの賞与を支給することになつた。二ヶ年間の職業指導を受けた徒弟は、炭坑で最少五年間就業し、六ヶ月しか訓練を受けないものは、最少限三年間就業しなければならぬことになつた。

従来の給与制度の不備を改良するため採択した新制度では、基本給を或る程度引上げて、賃金等級の数を著しく増加した上、なお補足として細目にわたつた割増手当給を設けた。割増手当の支給は、当該従業員が就業している企業で計画目標を達成した場合に行われることになつた。

新賃金制度は労働者をば八等級に分類して、礦業では一二乃至五〇クロネ、冶金業では一〇乃至四六クロネの基本給を、支給することになつてゐる。技能者及び監督者の基本給は、最低が五、〇〇〇クロネで、これは産炭額二〇〇トン以下の炭坑で発破の受渡を監督してゐるものの給料であるが、冶金業の第三級工長は六、四〇〇クロネになつており、最初は、産炭高二、〇〇〇トン以上の生産監督者「技師」が三〇、〇〇〇クロネ、冶金業第一級生産監督者が二三、〇〇〇クロネである。

割増手当制度は複雑な機構になつており、炭坑では、ノルムを超えた出炭に対しては、坑内労働者は、倍額乃至五割増の手当が支給される。即ち、ノルム超過二割以上の際には、超過分の賃金はすべて二倍または三倍になる。生産高が基準に達して、且つその月間の就業が嚴重に「循環図」に基いて遂行された場合には、賃金は、五割増となるが、その際出炭量は、計画に定めてある目標以上になつていなければならない。一ヶ月間に定められた循環数以上に毎月の

循環図を完遂している場合には、基本給の一割に当る割増手当が同じ条件で支給される。

冶金業では、累進式の割増給が三種施行されるが第一種の場合には、ノルム超過の百分率に応じて超過分の賃金は五割、一〇割または二〇割の割増がつく。第二種では、ノルム超過の際五割または一〇割の割増になつていて、第三種はノルム超過多少を論ぜず五割増になつていて、超過百分率は毎月平均生産高に基いて計算する。

右の外に重要職種に就業して、その生産高が基準に達した場合には、集団割増金が支給されるが、この場合には、全職場の生産高が計画に定められた目標の最低九割に達していなければならぬ。この割増金は、目標の九割を超える百分率であらわした生産単位毎に賃金の一五割になつていて、即ち目標の九割を超過した生産の報酬は基本給の二五割になることになつていて、

炭坑の生産部の技能者や監督者の給与は、目標を超過し、循環図を完遂する毎に七割五分の割増がつくことになつており、炭坑全部の経営に当つては技能者や監督者の報酬は、右の場合には五割乃至一〇割の割増がつくことになつていて、毎月平均の生産高を超える毎日の循環図毎に一割の割増金がつく。

冶金業では、計画目標の九割を超える毎に技能者と監督者とは割増給が支給される。金額は基本給の五分五厘乃至一割五分であるが、目標超過一割毎につく。

その他にも割増給があるが、これに冶金業の補助部門の従業員や、監督者に支給されるものである。

新賃金制度の施行と共に、賃金算定の基礎となるべき生産ノルムも一般に引上げられて、オストラワ炭田では生産高の水準は、平均

の企業には、労働者供給を拒絶する。企業主は、計画に規定した以上の就職口を作らぬようにし、一方、労働力省は人員過剰を防止する。

重要企業では、右の外、独立で要員募集を行い得るし、地区人民委員会では、一定数の不具労働者の雇用を命ずることができる。

#### 4 一九五二年計画目標

チェコスロヴァキア・ゴットワルト大統領は、一九五二年の元旦演説で、一九五一年度の国家経済計画の成果を発表し、同時に五二年度の計画目標を左の如く公けにした。

暫定統計が示すように一九五一年度のチェコスロヴァキアの工業生産全量は、一九五〇年度より一二・七％上昇し、一九三七年度の生産量の約三分の二だけ増加している。重工業では、一九五〇年より一四・三％増し、軽工業では六％、食料加工工業では一八・六％だけ、それぞれ生産量が増大した。

地域的に見ると、一九五一年度のスロヴァキアの工業生産は、五〇年の一九・二％だけ増大している。重工業では三六・四％、軽工業では一二・八％、食料品工業では七％の増加が見られた。

チェコスロヴァキアの国民所得は、一九三七年より三三％高く、一九五〇年より一〇％多くなつていて、

一九五二年度の投資は、一九五一年度のそれより二八％増大する計画になつていて、五二年度に遂行すべき仕事の完遂には、オストラワ地域、特にこの地方の鉾山、鉄鋼、重機械工業が重大な役割を

受持つことになる。復興事業に対する投資は、既に進行中の建築工事の完成に向つて

三割五分引上げられ、冶金業では一割五分引上げられた。ザボトスキイ首相の演説によれば、炭坑のノルムは、炭坑夫の承認を経て現在四割五分引上げられているとのことである。

共産党の決議によれば、従来の生産水準は既に古く、過去数年間に至る作業組織上の変化や、従業員の技術上の進歩、新しい作業方法などを反映していない、従つて依然の生産高では、生産の進展には貢献せず、却つて労働生産性増進のブレーキになつていてのこととであつた。

二月二七日には、労働者募集令が公布されて、重点産業の労働力補充は、労働力省(従来の労働社会福利省)の手で行うことになつた。それがため、全国計画庁では、「組織的募集計画」を立案作製して、①労働力省が組織的募集を行うべき会社または産業と、②各所の所要労働者数と、③各地方の内外で募集すべき人員、及び地方当局がその管内で募集し得べき人員とを指定することになつた。

労働力省は、募集の仕事地域及び地区人民委員会に委任し、それらは地方人民委員会の協力を受けることになつていて、地域委員会は、各地区で募集し得る人員を報告することになつており、地区委員会は各市町村の同僚人員を報告することになつていて、

それらの委員会は、あらかじめ企業経営者の同意を得て、各企業で手離し得る労働者と面接して、重要企業との就業契約を結ばせる。こうして応募した労働者は、体格検査の上、旅費を支給される。

組織的募集によつて労働者を雇用した企業では、それに職業訓練、食事並びに住宅を提供し、その他雇用契約により職務を果さなければならぬ。労働力省は、それらのことを監督し、契約不履行

集中される。新設の鉄鋼工場、機械工場、セメント工場その他、チェコスロヴァキア重工業の推進に必要な工事のための投資は目下準備中である。

これら投資の財源としては、各産業における生産原価を六・五％だけ削減することが定められ、本年度に計画されている投資全額の約三分の一をこれによつて捻出する計画である。

一九五二年には、国営工業の生産量は一九五一年度水準の約二一％だけ上昇することになつていて、全工業生産の中で、重工業のもつ役割が大きなものとなり、五二年度は全生産の中で五五％を占めることが要求されている(一九五一年度は四九％であつた)。特に蒸気タービン、水力タービン、ディーゼル・エンジン、タービン発電機、変圧機、鋼鉄圧延機、起重機等の機械の製造を拡大することが最も重要である。この方面の生産は、一九五一年度の二倍以上になる筈である。

鉄鋼の生産を大きく増加して、機械類の生産増大を助けなければならぬ。一九五二年の鉄鋼生産準備は一九五一年度の水準をぐつと引きはなして、その増加量は一九三七年度の鉄鋼全生産額より多くなつていて、

一九五二年には農産物の量は、一九五一年の水準より一五％増大される計画である。国家の処運に委され又、購買協同組合・配給協同組合が処運し得る農産物の割当量は、前年度より一七％だけ増加することになつていて、

農業生産増進のため農業に対する投資も計画されている。その額は未だ決定していないが、見積りによると、一九五一年度の投資額より増加する筈である。農業生産計画の主要目的の一は国有農場数

と農業協同組合数を増加し、これを機械化することである。私有農場には、精選した種子と化学肥料を供給し、農村の生産増大を助けなければならない。

労働者の生産力を急速に増大すること、及び大量の労働者を集めることが、計画目標へ到達のため必要になる。又、一九五二年度計画では、工業生産は一九五一年より一三・七%だけ増大し、雇傭人員は六・五%増すことになる。全工業における婦人従業員の数も、前年度より、一二・一%増加する筈である。

本年度の生活水準は住宅事情の改善と消費物資の増大によつて引き上げられる筈である。この計画で、四三、〇〇〇戸の住宅が新たに建てられるが、これは一九五一年度の新建築数の二倍に当る。この住宅は全て労働者の使用に供するもので、特に重工業労働者に優先権が与えられる。主要消費物資のため一九五二年度に用意さるべき積立金は、一九五一年度の主要消費物資の総売上高より一〇%だけ多くなる。

五二年度の外国貿易においては、ソ連及び人民民主国とのより緊密な協力が計画されているが、これは長期協定に基いて行われる。ソ連及び人民民主国との交易額は、一九五二年には、チェコスロヴァキアの全輸入額の七〇・六%、全輸出額の六八・一%を占めることになる。

一九五二年度計画の中で特に目立つことは、初めて重要物資、主要物資のストックが行われることである。当局がこの策を講じるに到つたのはチェコスロヴァキアの防衛資源を増強するためであり又、全計画の平滑な進行を期するためである。

一九五一年度経済計画により達成された結果に関する右報告に

地域に住んでいるのである。

報告は所得がいかに利用されたかを分析して蓄積の果たした役割を強調している。一九四九年度には、所得の二三・九%が投資に向けられているが、五〇年には、二二・三%、五一年には二四・七%になつてゐる。消費に用いられた国民所得を見ると、生産活動方面で支払われた賃金は一九三七年の四一・二%から、五一年には四五・二%に上つてゐる。その他、小生産者、農夫、労働者等の収入に、一〇%が向けられている。

#### 四 ハンガリア

##### 1 炭坑新賃金制度

一九五一年一月発令の政令で、ハンガリアの炭坑に新しい賃金制度が施行されることになつた。

従来の規定によると仕事の量と時間を結び合わせて、計算し、各仕事には、分乃至時間で表わされる出来高給があり、炭坑には三千もこの出来高給の種類があつて計算には相当の混乱が避け得られなかつた。ハンガリアの新聞によると、計算の複雑さのため、労働者に増産の意欲を失わせ又この計算方が必ずしも仕事に比例して行われていないため、生産高に好ましくない影響を与えていた。運搬夫に関しては、その賃金計算は困難で、運搬増給の測定は実に複雑であつた。これは生産を上げるための特別手当だが、効果がなかつた。というのは、労働者は、自分が余分の仕事をして、それに対して、いくら支給されるか、事前に知ることが出来なかつたからである。

は、国民所得の増進に関する概要が述べてある。以下これを摘出してみる。

チェコスロヴァキアの国民所得を見ると、一九三七年には五、六五〇万クロネであつたのが、四九年には六、三六九万となり、五〇年には六、八二〇万に増加し、五一年には七、八一〇万クロネとなつてゐる。

第二次大戦の終了時に生じた人口の変動にも拘らず、一九四八年の終(二年計画の終了時)には、既に戦前よりも国民所得は増してゐた。今日、戦前と較べる場合には、人口の減少を考慮に入れなければならぬため、国民所得の額だけを見ても、どれだけの進歩があつたかを正確に知ることができないが、頭割所得を見ると一九三七年を一〇〇として、四九年には一三九、五〇年には一四八、五一年には一六八となつてゐる。

各方面における国民所得のパーセンテージの変動は次のようなものである。

工業	業	五三・二	(一九三七年)	六一・九	(一九四八年)
農業	業	二二・二	"	一七・五	"
建築業	業	六・二	"	六・〇	"
運輸通信業	業	五・三	"	四・七	"
商業	業	二・一	"	九・八	"

地域的にみると、スロヴァキアが、国民所得の形成に戦前より重要な役割を果している。一九三七年には、スロヴァキアは全国民所得の一三・四%であつたが、四七年には一八・五%になり、一九四九年には二〇・四%、一九五〇年には二一・九%に昇つてゐる。

しかし、スロヴァキアの人口を考えると、大して国民所得に貢献してゐるとはいえない。まだまだ少い。全国の人口の二八%がこの

新法規によると、採炭夫及び運搬夫はそれぞれ箱数か立方メートル単位か噸数で賃金が計算される。

採炭夫の場合一日のノルムが八箱で、一箱につき四・五〇フォロント支払われ、地下作業の場合は三〇%増しであるから、自分の賃金は一日四六・八〇フォロントを得ることが労働者にわかるのである。

運搬夫の場合は、今後も基本給の他に、各箱につき特別手当が支払われるが、この手当の率も引き上げられた。基本給は一日一七・三フォロントで手当は一箱につき一〇・一〇フォロントである。

八時間交替の仕事で、五〇箱扱つたとすれば、その日の終りに二六・六四フォロント受取る。この中には二〇%の地下作業手当が含まれてゐる。軌道の修理、坑内掃除等の仕事は別に支払われることになつてゐる。

交替作業の場合は、三交替を合わせて、各組の共同生産量によつて支払われる。組頭の統整の仕事は重要なものであるため、組の生産高が一ヶ月のノルムの九〇%超えた場合には、一〇%の特別手当が組頭に支給される。

監督の場合には、一日三〇車から六〇車出す山で、手当は二〇%である。即ち月給一、八〇〇フォロントに三六〇フォロントが加えられる。勿論このことはその部門が生産目標に達した場合である。

目標を超過した場合は、一%を超える毎に、手当は二%になつてゐる。ノルムの一一〇%を出した場合、監督は四〇%の手当を受けてゐる。即ち七二〇フォロントで、月給は二、五二〇フォロントになる訳である。生産高がノルムの一一〇%を超えた場合は、一%超える毎に三%宛上ることになつてゐる。地下作業監督の場合は、特別の



考慮が払われ、一ヶ月に一六日間地下監督をしたものは、三〇%増給となる。ノルムを一〇%超えている坑山では、月給は三、〇六〇フォリントとなつてゐる。

坑夫長、火夫、運搬監督その他技術者にも同様な特別手当が支払われ、炭坑が生産目標に達した場合、一五%の増給がある。

### 2 賃金 値上

ハンガリアでは、一九五〇年の干魃とそれによる飼料の不足以来、食肉脂肪類の不足を来たしたため同年廃止したばかりの配給制を再開したが、一九五一年の豊作の結果、同年二月一日、政府及びハンガリア労働者党中央委員会は、食糧品配給制を廃止することとなつた。その結果、パン、小麦粉、砂糖、石鹸、牛乳、バターは直ちに配給を解除され、牛肉とベーコンだけは一九五二年二月末日から配給券は不要となつた。

配給解除により物価は、以前自由市場当時の価格よりは安く、配給物資よりは高いところに公定された。かくて一キロ当りの基準価格は、小麦粉二・六フォリントであつたのが四・六フォリントとなり、砂糖は六フォリントが一・二フォリントとなり、ラードは一・二フォリントが三・五フォリントとなり、油脂類は九フォリントが二・四フォリント、牛肉八・四フォリントが二〇・五フォリント、パンは一・六フォリントが二・八フォリントとなつた。それと同時に政府は、賃金一五乃至二一%の引き上げを命じて、家族手当も増額した。

## 第四篇 亞洲 労働 情勢

### 一 中 国

#### 一 概 括

新中国のマグナ・カルタ「共同綱領」の第一章、第一条には「中国人民共和国は、新民主主義すなわち人民民主主義の国家である。この共和国は、労働者と農民との同盟にもとづき、労働者階級によつて指導される人民民主専政を實行し、中国におけるすべての民主的階級およびすべての民族を結集する……」とあり、ここに、第三条には「……中国を農業国から工業国へ確実に転換せしめなければならぬ」となつてゐる。

スターリンは「レーニン主義の基礎」のなかで、「プロレタリアート独裁の機構の全貌であり、プロレタリアート独裁の体系の全貌として、まず第一に生産の線に沿つて、党を階級に結びつけているプロレタリアートの大衆組織としての労働組合、まず第一に国家の線に沿つて、党を労働大衆に結びつける労働者の大衆組織としてのソヴェト、まず第一に経営の線に沿つて、農民を社会主義建設に引き入れるという線に沿つて、党を農民大衆に結びつけているところの、主として農民の大衆組織としての協同組合、プロレタリアートの前衛のために、新しい年代の人間を社会主義的教育し、年若い予備隊を作りあげることが容易ならしめる使命を貫かさ

れているところの、労働者、農民、青年の大衆組織としての青年同盟そして最後に、これらすべての大衆組織を指導することを使命とするところの、プロレタリアート独裁の体系内における基本的指針力としての党である」(傍点は筆者)といつてゐる。

以上を念頭におきつつ、一九五一年下半期から一九五二年までの中国政治・経済の基本的動向を窺つてみると、まず第一に、中国労働者階級の政治・経済上に占める発言権が著るしく増大してゐること。そしてその基礎をなすものが、中国経済の回復(大まかにいつて、一九五一年までに、ほぼ戦前の水準に回復してゐる)、それにつづく新たな発展の開始、しかもその発展は、たんなる量的発展ではなく、質的発展——つまり社会主義的建設の方向にむかいつつあるといふことが注目される。

従つて、中国の労働問題は、もはや資本主義諸国におけるそれらとはちがつて、たんなる労資間の紛争でなく、国家建設の性格、方向につながる基本的な問題となつてゐる。もちろん、新中国が当面している重大問題としては、一步あやまれば、第三次世界大戦を惹起するおそれのある朝鮮戦争問題やその他東南アジア政策、対日本政策等があり、さらに、これらと不可分の関係にある対資本主義諸国への貿易政策などがある(これを裏書きするものとして、一九五二年五月、日本の中日貿易促進会代表帆足計氏等と中国人民銀行南漢宸総裁との間に締結された三、〇〇〇万ポンドの貿易協定



斯界の最高峯 Shinko

スフ棉・スフ糸・スフ織物・合成樹脂・合成纖維

新光レイヨン株式会社

取締役社長 賀集益藏

本社 東京都中央区京橋2の8 電話 京橋(8)561(10)  
 大阪支店 大阪市東区今橋4ノ1 電話 北浜(23)3231~5  
 工場 大竹(広島県) 宇田、名古屋(愛知県) 岐阜・大栄(岐阜市)

が、一九五三年度の中国経済計画編成の瀬ふみであつた。しかしこれらの問題も、さきあげた国家建設の性格、方向を見きわめることなしには、正確な判断を下すことが困難であり、場合によつては、危険でさえある。では一九五一年下半期から一九五二年上半期までの中国政治・経済の主要特徴は如何なるものであつたらうか。

## 二 最近一年の中国政治、経済の主要特徴

一九五一年下半期から、最近にいたるまで、中国政治・経済の基本的な方向を示すものは、一九五二年一月一日に発表された北京人民日報社説（注：北京人民日報は中国共産党の機関紙であり、同時に中央人民政府の機関紙である。）、それにつづく一月五日の周恩来総理の演説である。一九五一年下半期らしいのすべての中央の措置はこの基調の上での準備であつたし、一九五二年一月以降のすべての措置も、同じくこの基調の上に発展している。従つてこの二つの社説および演説を看過しては、中国政治・経済の把握が部分的、一面的になるおそれが出てくる。

### 1 北京人民日報の社説（要旨）

「抗米援朝（アメリカに反対し、朝鮮を援助する）の偉大な闘争は、現在なお引きつづき進行中であり、われわれ全国人民の一切の努力は、あげてこの抗米援朝の勝利をかちとることに集中されている。過去一四ヶ月間の事実が証明するように、抗米援朝こそわれわれにとつて一切の活動の目的であつたばかりでなく、われわれの一切の活動の動力となつてゐる。われわれの敵の予想に反

一九五一年には、全国の労働者・農民の努力によつて、一部の工業品（例えば銅、苛性ソーダ、ゴムタイヤ、紙、綿糸布、鋼材、セメント）と一部の農産物（例えば麻、綿花、葉煙草）の生産量は、従来の最高記録を突破した。しかしその他の面では、まだ過去の記録を超えていない。一九五二年には、増産節約運動によつて、工業・農業生産を解放前の最高水準にまで回復させ、かつ、多くの生産部門でこの水準を超過させ、もしくは大々的に超過さすべきである。

農業の面では、一そう計画的に農民を労働互助社、生産協同組合ならびに購買・販売協同組合に組織し、かつ計画的に、農民のなかに新しい農業技術と新しい品種をひろめ、それによつて反当収量を高め、同時に農民を初歩的な集団化に向けさせる。また農民に範を示すため、国家が直接に一切の重要な農産物を掌握するため、一九五二年には、大々的に国营農場の活動を発展させる。工業の面では、一九五一年に東北区（満洲）で食糧に換算して一、五〇〇万トンにあたる財産を増産節約した経験を生かし、これを普及し、全国各地、各産業、各工鉱業、各職場で生産計画を作成し、労働者の間に増産節約の大家運動を展開し、もつて現在の生産設備の潜在能力を一そう發揮させ、技術を改善し、生産高を増加して生産品の質を高め、生産費を引下げ、資金管理と生産管理を強化し、基本建設中の浪費をなくすべきである。一九五二年には、より以上の努力をほらい、国家が今後の工業発展に必要とする巨額の資金を蓄積し、さらに企業の経営者や管理人により多くの経験を取得させるよう努むべきである。このような経験がなければ、国家の工業化は不可能である。

増産節約の大敵は、貪汚、浪費、官僚主義である。このため当面の反貪汚、反浪費、反官僚主義闘争は、一九五二年の増産節約計画の実現に決定的な意義をもつてゐる。

経済建設を準備するためには、必ずその幹部を養成しなければ

し、この闘争は、国内の建設活動と建設の準備活動をおくらすどころか、遅めることになつた。だから一九五二年には、一面では抗米援朝闘争のより大きな勝利（これは平和的解決の勝利を含む）をかちとり、他面、大規模な経済建設のための主要な準備を完成しうる確信をもつてゐる。

大規模な経済建設についていへば、一九五〇年と一九五一年には、わが国の人民はすでに、多くの重要な準備活動を進めえた。われわれは、かつてない国家的統一を完成し、中央および地方の人民民主政権機関をうちたて、かつソ連と人民民主国家との間に友好的な関係をうちたてた。

われわれは、財政ならびに金融状態を安定させ、交通と国内商業、外国貿易を回復させ、かつ協同組合事業の発展に着手した。われわれは、農業と工業の生産の回復に手をつけ、さらに、国营企業の管理を改革し、民間商工業を調整した。われわれは、二百数十万の土匪を削減し、各種の反革命分子の活動を効果的に鎮圧した。われわれは、文化教育事業を回復し、かつ文化教育事業において初歩的な発展と改革を進展させ、労働者大衆、青年大衆とその他の大衆の組織活動を発展させた。われわれは、中国共産党の組織を発展させ、かつこれを整理し、強化した。

この一切のものは、すべてわが国の経済建設事業、すなわち、工業化の事業に役立つものである。一九五二年には、いくつもの重要な点で、この種の準備活動を完成すべきである。

一九五二年には、大きな努力をほらつて、国防を強化すべきである。……われわれは、民兵工作を充分発展させ、徴兵制実現のための条件を創造すべきである。

一九五二年には、さらに一步を進めて、帝国主義・封建主義・官僚資本主義の残存勢力を一掃すべきである。

一九五二年には、全国農村で土地改革を完成し、全国工・鉱、交通企業で民主的な改革を実現し、この基礎の上で、増産節約運動を普遍的に発展さすべきである。

ならない。そして知識分子中に思想改造運動を展開する。この運動は知識分子に必要なばかりでなく、全国の各階層の人民にとつても必要である。思想改造運動の発展は必ず中国人民の民主統一戦線をかつてないほど強固にするだろう。」

### 2 周恩来総理の演説の要旨（一九五二年一月五日）

「民族ブルジョアジーは、反帝国主義、反封建主義、反官僚主義という進歩的な一面をもつてゐるが、同時に、帝国主義、封建、官僚、買弁の経済とも深い関係を有し、さらに、世界各国のブルジョアジーと同様に、自己の利益のみを求め、投機に走るという本質をもつてゐる。このため解放後、かれらのなかに多くの詐欺、暴利、脱税などの違法行為が繰出している。かかる状況をそのままにしておくとすれば、われわれの人民政府、軍隊、人民団体がブルジョアジーの侵蝕をうけ、その前途は危惧に耐えない。

中国の民族ブルジョアジーは、人民民主専政（独裁）に参加している主要な構成部分であり、中国の私的資本主義経済はまた、わが国の国民経済を構成する五つの経済要素の一つである。しかしブルジョアジーと資本主義は、人民中国では、決して制限をうけることなしに自由に発展できるものではない。中国の民族、ブルジョアジーは、人民民主統一戦線の政権に参加したものである。この政権は労働者・農民を基礎とし、労働者階級とその政党である中国共産党の指導を認めてゐる。

かくしてこそ、中国経済は、新民主主義から社会主義へと発展できるわけであり、そうでなくても私的経済事業が制限をうけず、その自由な発展にまかすならば、中国経済の発展の道は、新民主主義でなく、資本主義となり、社会主義に向わず、帝国主義の属国あるいは植民地経済になつてしまふ。われわれの前進には、この二つしかなく、中間の道は存在しない。」

三 一九五一年下半年期の主要問題

さきに述べたとおり、一九五一年下半年期「すべての動きは、この主要基調への地ならしであつた。そしてこの準備活動は、一九五一年一〇月から一月一日にかけて開かれた政治協商会議全国委員会第三次会議（中国における最高会議）において基本的コースが決定された。

1 二大方針の決定

第三回会議の最終日にあたる一月一日の政協全国委員会常任委員会は、毛沢東主席の開会の辞の中で示された一般施政方針に則り、今後の中心課題として次の三つを決定した。すなわち①抗米援朝—朝鮮戦争の継続と強化、②愛国増産、節約運動、③毛沢東思想による思想改造運動である。

一九五〇年らしい、中共は三大運動として①抗米援朝、②土地改革、③反革命分子への弾圧を中心スローガンとし、これに全力をうちこんできた。それが今度は、土地改革と反革命分子への弾圧は、一応所期の目的をほぼ達成できたとして、抗米援朝運動はそのままで、新に愛国増産、節約運動と思想改造運動の二つが前面におし出された訳である。

では何故このような政策転換が起つたかといえ、一九五〇年以來の三大運動は、それぞれたしかに大きな足跡を残してきた。例えば抗米援朝運動によつて、中国人の民族意識はかつてないほど高められ、それが中共政権の強化に力強い基礎をあたえたことは争いがたない事実であり、戦闘力強化のための武器献納運動一つとつても、一

九五一年一月二十九日現在で、戦闘機二、六〇七機分にあたる三兆九一九億元がすでに献金され、予定額四兆一三九億元（約二億米ドル）にもう一息のところまでできていた（これらの献金によつて購入された戦闘機が、いま北朝鮮上空で活躍している）。次に土地改革についても、すでに三億一〇〇〇万以上の農村人口の地区で完了し、一九五二年秋までには残り全部が完成されることになつてゐる。これは、封建中国が、近代中国に踏み出すための大きな跳やく台となり、いわゆる新民主主義革命の基礎的条件が出来あがつたことを意味する。

反革命分子への弾圧も、もう一頃のすさまじい嵐はすぎ去つたようである。一時、治安不良を伝えられていた華南方面も、すでに著しい落着きをみせており、組織的な反共勢力は殆んど根絶されてしまつた。これは一方において国民党ゲリラ部隊の完全な閉め出しと同時に、国内における地主勢力の掃蕩を意味している。

なお以上の成果は、ここ一年来の都市、農村経済の好転によつて裏付けされた。そのことは、一方においてあれだけの大消耗戦をやりにながら、物価が全国的に安定し（朝鮮戦争らしい騰貴率は僅かに一五%）、都市—農村間の物資交流も順調にいつており、必需品の輸入も、国連側の期待に反し、ほぼ予定数量を入手していることなどから察知することができる。

2 新方針の必然性

中共政権樹立らしい一九五一年末までに、各種産業部門の著しい回復、発展がみられたことは事実である。このことは中央政府計画局長宗劭文が一九五一年一〇月に発表した統計数字によつてみて

も明らかである。

第1表 鉱業生産の回復状況（指数）

Table with 3 columns: 品名 (Iron, Steel, etc.), 従来最高生産 (1950 actual), 一九五一年（計画） (1951 plan). Rows include 鉄塊, 鋼材, 鋼材, 石炭, 電力, etc.

第2表 農産物の生産回復状況（指数）

Table with 3 columns: 品名 (Wheat, Rice, etc.), 従来最高生産 (1950 actual), 一九五一年（計画） (1951 plan). Rows include 小麦, 大豆, 棉花, etc.

（註）最高生産年度は一九三六年又は一九三七年、なお満洲の最高生産年度は一九四三年をとつてある。

以上の生産指数から看取されることは、交通事業は別として、食糧、とくに商品作物の生産回復、軽工業の発展に比べ、重工業部門の建設がなお著しく立遅れているということである。もちろんこのギャップは輸入品によつて、ある程度補充されてはきたが、（輸入品の大半は建設用資材並びに機械類）、重工業のたちおくれは、容易に改善されず、しかもその運転効率は極めて低かつた。これは国民生産の発展にとつて致命的な問題であり、他産業の発展を制約し、工業化への課題をポイコトし、さらに朝鮮戦争の遂行を不可能ならしめるものであつた。中共としても、早くからこのことを察知していたが、この際とくに基礎工業部門の発展を注意せざるをえなかつた。なおこの外にも、中国の経済建設をおくらせている一つの要因は、中国工業の後進性に根ざす基礎的建設部門における計画、設計、工事進捗の杜絶、資材と資金の浪費、官吏と不正業者との結託等があり、さらに土地解放による農民の一般的購買力の増大からくるインフレ懸念があつた。もつとも朝鮮戦争らしい一年間の中国の物価騰貴率は一四・一%程度であつたのに対し、一九五〇年一〇月から五一年九月までの一般購買力の増大率は三〇%（満洲では五三%）となつてゐるから、購買力の増大は正にそのまま物価の騰貴とはならなかつたが、今後、工業の拡大再生産—つまりより豊富な工業品が農村に供給されない限り、悪性インフレ誘発することは不可避的である。このため、購買力の抑制と遊資の吸上げ、財政支出の引締めが、当面の課題となつてきた。しかし、これは、民族ブルジョアジー対策、つまり労働者階級のより強大な指導性に

よる資本主義的要素の抑制——思想改造がなされない限り、一時的なものとなつてしまふ。  
以上のような原因からして、中共は、当面の三大方針として、朝鮮戦争の継続、強化とともに、増産・節約運動を、これにつながる思想改造運動を決定したのである。

3 一九五一年の東北建設状況

従来中共経済建設のモデルケースとなつてきた東北(満洲)の経済建設は、つねに中国経済のあり方を志向するものとして注目されている。そこで一九五一年度の東北建設状況並びに労働事情を概観してみると大凡つぎのとおりである。

一 増産運動

東北人民政府経済計画委員会の発表(一九五二年五月)によれば、東北の経済建設と文化建設は急速な発展ぶりを示している。一九五一年、東北全区の国营、公営工業労働者は愛国主義生産競争により、予定計画より一二・七%、前年の実績より二四・一%多く生産した。国营、公営工業が全年をつうじて増産、節約した額は、食糧に換算して一六〇〇万トンに達した。この内訳は、予定計画の超過分三六・九%、コスト引下げ一八・八%、流通資金引下げ四四・三%となつている。私営工業の生産もまた増大した。すなわち瀋陽、ハルビン、旅大、三市の計算によると、国家が委託加工に出した額は、一九五〇年にくらべ七六・五%増大、さらに私営工業自らの生産額も増えた。このため私営工業の総生産高は、一九五〇年にくらべ四五・五%増大した。農民の工業品にたいする需要は日に増加したが、一九五一年度における消費物資の生産速度はこれよりも速かつた。すなわち国营、公営工業の消費

物資総生産高は一九五〇年にくらべ二九・二%増え、生産機械、器具の総生産高も一九五〇年にくらべ二二・一%増大した。ただし国营・公営工業の生産はすべて生産財を中心としており、その比重は全体の七七・七%となつている。

二 農業生産状況

一九五一年、東北全区の農民は、広く愛国増産運動をおこした。全区の農業生産は、春の日どり、秋の水害、多期の寒害等の悪条件に見舞われたが、それでも計画の九八%を遂行、一九五〇年にくらべ三・三%の増産となつた。

農業生産の互助社、合作社(協同組合)運動もさらに発展した。なかでも季節ごとの互助グループや、副業と結合した恒常的な互助グループは四五六、一〇九組となり、同時に農業生産協同組合も若干あらわれた。この三つの組織に含まれる農家は二一八万八、六四五戸となり、全農家数の三二・九%をしめた。これは農家における労働生産性を高め、生産技術の改善、土地の合理的利用、農村の分業化、農家所得の増収に多大の役割をはたした。

東北の国营農場はすでに三四二ヶ所となり、その播種面積は一九五〇年にくらべ四一・三%増、全東北播種面積の一%強となつた。このうち八〇%以上の耕地を機械で耕作している農場が一九ヶ所ある。

三 商品流通の増大

工業生産が発展し、一般の購買力が高まるにつれ、商品の流通も拡大した。一九五一年における東北の国营貿易商品(公取取扱商品)の流通高は、一九五〇年にくらべ七三・四%増えている。協同組合が都市で取扱つた小売商品は、一九五〇年にくらべ六六・九%増え、社員数も四〇・五%増えた。全東北の鉄道輸送はこれらの事情を反映して、一九五〇年よりも二二・二%増

の貨車輸送となつた。

四 労働事情

国民経済の発展によつて、一九五一年には、東北各経済部門の労働者は、前年にくらべ二八二、〇〇〇人増加した。就業範囲の拡大によつて、大体において失業現象はなくなつた。労働者の労働意欲も全般的に高まり、国营、公営の労働生産性は一四・二%高まつた。一九五一年は建設のための人材養成にも大きな努力がはらわれ、各専門学校では学生を七九%増やした。このうち工科系統の増加率は四〇%となつている。また現場でも技工学校、訓練班さらに見習の形で三三、二一五人の技術工が養成され、うち、一五、九〇〇人が正式な技術工として扱きされた。

経済建設の発展によつて、労働者・農民の物質的生活が改善された。一九五一年の労働者の基本賃金は、一九五〇年にくらべ一五・三%高まつた(一九五二年に入つてさらに七%引上げ)。賃金の支給形態は出来高払いが四三・五%をしめている。  
なお労働者の文化、福利施設にたいする支出は一九五〇年より三〇%多くなつている。

四 一九五二年上半期の主要問題

一九五二年上半期のすべての動きは、冒頭にかかげた北京人民日報の社説および周恩来政務院総理の施政演説に述べられた一般方針にそつて進められている。しかも、つねにこの動きの先頭に立つているのが中国の労働者階級である。労働者階級の指導及び育生に對し、中共当局が如何に熱意を傾けているかを物語るものとして、中共中央華東局宣伝部の指令をあげることができる。すなわち一九五一年一月一日に決定された三大方針遂行のため、中共中央華東局

は、同年二月二日、華東全区の産業労働者にたいし、次のような教育を行うむねを発表した。

産業労働者のなかに、共産主義と共産党についての教育を実施する具体的な順序、方法などの問題を解決するため、中共中央華東局宣伝部では一九五一年一月二十五日から一月一日にかけて「華東産業労働者政治教育会議」を召集した。会議は、まずあらゆる専門的な訓練組織、例えば各地の中共党委、中共訓練班、青年団体の学校、職員、労働者の学校などを利用して、産業労働者中の中共黨員、青年団員、および積極分子にたいし、共産主義と共産党について教育を施すこととする。そうして全区の産業労働者、積極分子など三分の一づつを順番に職場から一時的に離れさせ、それぞれ教育を施す予定である。

さて、このような方針に則り、しかも社会的実践教育として、全国的規模において発展させられたのが、工業の増産運動と三反(五反)運動——これは思想改造運動に總括される——である。そこで、一九五二年上半期におけるこの二大運動の概略について述べると次のとおりである。

1 増産運動から経済計画段階へ

一月一日の北京人民日報社説にあるとおり、中共は、一九五二年を大規模な経済建設のための主要な準備を完成すべき年だともみなし、これに全努力を傾注している。しかも中共は、未曾有の一大消耗戦となつた朝鮮戦争を遂行しつつも、この大建設のポイントを、労働者や農民の生活改善——それによる労働生産性の向上においているところに、新民主主義建設の特色がみいだされる。  
なるほど中共政權確立らしい、いくたの点で一般の生活水準は高

まつてきている。しかし中国の国民経済は、いまだに小農経済の基礎のうえに立てられており、したがって国民の生活、とくに農民の生活には一定の限度があつた（一九五一年六月の調査によると、旧解放区のある農民は、丸一年間、副業生産をも含めて、わずかに粟二、〇〇〇斤に相当するものしか生産できなかった。これにたいし、一産業労働者は粟五、二〇〇斤に相当するものを生産している）。したがって貧窮から抜け出し、富裕化へ向うただ一つの道として、国家の工業化と農業の集団化が目標となつてゐる。そしてこの目標に到達する手段となるものが、国民経済の計画化である。今日まで中共は、国民経済を発展させる国家総合計画をたてていなかつた。しかし、その行政部門や企業機構には、すでに前後して計画機構ができてゐる。例えば、中央の財政経済委員会には計画局があり、各部（日本の省にあたる）には計画課があり、局には計画科がある。また各企業にも計画科があり、工場には計画幹事がある。とくに建設の最前線にある東北では一九四九年からすでに計画化の方向に進んでいる。また一九五一年一月一八日、華東財經委員会計画局では「華東財政経済計画工作会議に関する報告」を発表してゐる。

では一九五二年度の基本的方針として決定されている主要方向を窺つてみると、第一は国民経済の独立、自主性を確立し、重工業を発展させ、軽工業を回復、調整し、かつ、ソ連及び東欧諸国とより密接に結合することである。

これをより具体的にいえば、経済計画の主要任務として、まず重工業の発展に大馬力をかけ、中国自体の工業、つまり中国自体の経済体系をうちたて、農業国としての中国を工業国に変え、技術的に

ける工農業生産総額は一九四三年（旧満洲国時代の最高生産高）より二四・八%も上廻ることになる。

2 三反—五反運動の発展

一月五日の周恩来総連の演説らしい、三反運動が全国的に発展、拡大した（三反運動のはじまりは一九五一年二月一〇日前後）。そしてその深刻さと広さは、例えば全中国の新聞がこ半年間、殆んど毎日の全紙面をこれによつてうめ通してきた一事によつても窺い知ることが出来る。

さて三反運動とは「貪汚反対」、「浪費反対」、「官僚主義反対」を内容とする革命的な闘争である。そしてこの三者は個々別々なるものでなく、相互に密切な関連をもつており、その本源は一つである。それは新民主主義社会そのものの特質からでてくる三つの「悪」—革命に対する侵蝕的な三つの悪現象—にたいする絶滅闘争である。

「貪汚」とは新民主主義革命の指導的機構内のあらゆる汚職およびその汚職を誘発、助長する民間—とくに民族ブルジョアジーの悪質な利得行為の総称である。その内容は贈収賄、脱税、国家財産の横領、暴利行為、国家経済情報の窃取、漏洩等である。

「浪費」とは、あらゆる意味の国家財産—人力、物力、財力—の不経済な費消、非効率的な消耗の総称である。

「官僚主義」とは、「人民に奉仕する」という新民主主義社会の原則的な官僚のあり方を逸脱した官僚独善の思想、態度、仕事のやり方の総称である。そして三反運動の提唱らしい、各地で或いは四反、或いは五反運動と名づけられた運動が起つてゐるが、本質的に

も、経済的にも独立国家とし、国民経済と国防に必要なすべての技術、設備を一切を供給できるようにする。この点では、ソ連においてネップ政策から第一次五〇年計画への移行に際してとられた方法を学びとる、そしてこの任務を完成するためにもソ連及び東欧諸国とより密接に結びつく。つきに経済計画を達成する方法として、国营経済（国有企業）の指導性をより強化するとともに、協同組合のもつ社会主義的性格をより拡大、発展させ、将来の計画経済—社会主義化への移行を準備する。しかし、「中国経済の後進性からして、どうしても夥しい小ブルジョアジーによつて代表される資本主義経済は、長期にわたつて存在させてやらなければならないし、国民経済にとつて有益な部分はずいとも発展させなければならない」（毛沢東「当面の情勢とわれわれの任務」）から、国营経済は、民間業者にたいし、加工、発注、共同購入、共同販売、共同購入、共同経営（いわゆる運営組織）など間接の計画をとおして、私的資本を国民生活に有利な方向へ向けさせ、その投機性と無政府の生産に必要な制限措置をとる。また必要にして可能な場合は、個人資本を国家資本主義（個人と国家との共同経営）の方向に向かわせる。

以上が一九五二年度の基本的方針であり、この遂行状況と眺みあわせ、一九五二年末頃からいよいよ全般的な経済計画へ移つていく予定をたててゐる。

なおこの総方針に則り、東北人民政府は一九五二年四月二八日の会議で、本年度の経済建設計画を発表したが、これによると、一九五二年度の東北における国营、公営工業の生産総額は、一九五一年の四一・五%増、農業生産額は二〇・六%増、工業の基本建設総額は二二・五%増となつてゐる。もしこの計画が達成されれば、東北にお

は三反運動の精神を汲むものであり、性格は殆んど同じものである。

この運動は、思想的にみれば、三大方針の一つである思想改造運動の中心をなすものであり、さらにこれを政治的にみれば、労働者階級の指導権の確立運動であり、経済的にみれば、資本主義の生産様式を社会主義的生産様式に移行させるための基礎的準備活動である。

一 三反—五反運動の具体的方法 一九五二年一月中旬、華東軍政委員会は、華東人民政府の公務員にたいし、増産、節約をやり、汚職、浪費、官僚主義に反対する闘争をやり抜くため、つぎの規律を厳守するよう指令した。

- a 中央人民政府及び華東軍政委員会が、汚職をこらし、浪費を禁止する法令や指示を厳格に実行すること。
- b 汚職、浪費、官僚主義的行為にたいし、だれでもこれを批判し、かつ檢舉する責任をもつてゐる。批判したり、檢舉したりした者にたいし、圧迫をくわえたり、報復したりすることはできない。また批判されたり、檢舉されたりした者にたいし、それを弁護したり、かばつたりすることはできない。
- c 汚職にかかると財物は、一律に上納し、移転、分散、隠とく、密売、破かいなどをしてはならない。
- d 増産節約委員会が、華東軍政委員会管下の企業部門や企業単位にたいする点検をやるばあいは絶対に服従し、かつ進んで協力し、騙したり、かくしだてをしてはならない。
- e 点検する者は、廉潔でなければならぬ。ひそかにかばつたり、ワイロを受けることは厳禁される。

この運動は、前記のとおり、一九五二年上半期において、文字どおり全中国を嵐の中に巻きこんだかの如き観を呈した。この運動の

中から、政府高官さえ逮捕され、中には死刑に処される者もできた。そして摘発運動は容赦なく進められ、時には妻が夫を、子が親を、弟が兄を告発するなど、従来の倫理観念では判断できかねるようなことが、公然と、しかも合理的にくりかえされていった。しかしこの運動の主たる対象になつたのが民族ブルジョア階級であつたため、三反運動は、一部においては四反運動（贈賄反対、詐欺反対、暴利反対、脱税反対）五反運動（前記）となつて発展した。この運動によつて検挙された商工業者の数は夥しい数に達した。例えば北京市節約検査委员会主任の報告によれば、一月二十六日までの検挙資料は一万件に達し、その八〇%が私営商工業と関係をもつている。そして全北京市の業者のうち六〇%が不正を犯し、その損害一、〇九八億元にも達したと報告している。

さて検挙は主としてその企業の使用もしくは周囲の関係者が行つてゐる。最初資本家側は、摘発する従業員や労働組合にたいし陰に陽に圧迫を加えていたが、そのうち当局が強力に労働者側を支援したため、これら資本家はついにその罪を認めざるをえなくなり、さらに後には、自主的に犯罪を自首してくる者が多くなつてきた（自首すれば罪が軽減されるから）。

二 不正事件の全貌 さてこの全国的な摘発運動はどれだけの範囲に及んだか、そして不正事件として摘発された額はどれ位であつたかを各市別に調べてみると次のとおりである。

- △北京 二兆元の損失、彭真北京市長の三月八日に行つた報告によると、一億元以上の違法行為を犯した業者は一、七二〇軒、一軒当りの平均不法所得は一〇億元で、これだけで一兆七、二〇〇億元となる。他は一億元以下の違法行為によるもの。
- △天津 四兆元の損失、天津市汚職、浪費、官僚主義反対展覧会

年間の帳簿を検査されたり、告白をやらせたり、なかには検挙されたあげくに重罪人として死刑にされ、その企業は国家の管理下に置かれたものもある。またこうした業者と結託し政府機関のものをかばつたために、今まで優秀とされた党員も、党籍をはずれたりえ刑事処分までうけた。しかし一九五二年三月一日に中央人民政府政務院から出された三反運動における不法官吏の処置弁法と、四反―五反運動における商工業者の処置弁法が公布されたからである。商工業者にたいする処置弁法は「五反運動における商工業者の分類処置に関する中央人民政府の標準と弁法」という肩書きがついており、七つの項目に分類されて処置されることになつてゐる。これによると二〇〇萬元以下の違法所得をしたものは「基本的に法を守つた」という通告書をわたり、何ごともないこととし、二〇〇萬元をこえて違法所得をしたもの、または、罪状は重くとも、徹底的に告白したものは「半分法を守り、半分違法した」という通告書をわたり、二〇〇萬元をこえた分だけ返させて罰金を課せず、完全に違反したもの、すなわち国家の建設事業（とくに国防軍事施設）、あるいは国民の安全に重大な危害をあたえた横領犯、集団横領の主謀者などにだけ罰金、懲役、最も重いのは死刑の判決を下し、その財産の一部または全部を没収することができるようにしている。また全般的にいって、違法行為の起算は一九五一年前にはさかのぼらないことにしている。

北京を例にとると、この五反運動ではほとんどの業者が槍玉にあげられたが、これら私営商工業者約五万戸のうち、法を守つたもの五、〇〇〇戸（一〇%）、基本的には法を守つたもの三万戸（七五

の数字によると、三年間の脱税額は八、〇〇〇億元に達する。また三月六日付天津日報によると、三月五日までに逮捕された大物六八〇人、うち一〇億元ないし二〇〇億元を着服した奸商が二五三人、七〇〇億元が一人となつてゐる。さらに天津市長の報告によると、全市の脱税額は全市の国家税収の三〇%、加工料のゴマ化し三〇%、建築加工材料のゴマ化し五〇%になつてゐる。

- △上海市 一五兆元の損失、かつて国民党時代、上海の税収は全国税収の五〇%をしめ、商工業の資本金も同じく全国の五〇%をしめていた。
- △広州 五兆元の損失、商工業者の数は四万三、六四三軒で、一九五一年の脱税業者はこの八〇%以上に達した。
- △武漢 三兆元の損失、全市四万の商工業者のうち、八〇%以上が不正行為ありと報告された。
- △重慶 二兆元と国民党の最後の根拠地であつたため、この不正事件は悪質だといわれている。
- △西安、瀋陽、貴陽、青島、南京、濟南等 資料が十分でないから具体的には判明しないが、恐らく二兆元以上とみられてゐる。
- △全国 二、〇六八の県城 一県二〇億元として総額は四兆元以上。

以上を合計すると約四三兆元になる。これに国営鉱山、交通部門の不正を加えると総額は五〇兆元となる。なお五〇兆元の金があれば、戦闘機が三三三、三三三台買えるとのことである。

三 三反―五反運動の結果 この度の広汎な三反―五反運動のほんとうの狙いはどこにあるのかと商工業者は中共の真意について色懸つたようである。そしてかれらは「資本主義の抹殺とまではいなくても、少くとも今後われわれを金縛りにするのではないか」という疑念を晴らしえなかつたようである。事実この運動では、三

%、半分法を守り、半分違法したもの二二、〇〇〇戸（二五%）、重大違法をおこなつたもの二、〇〇〇戸（四%）、完全に違法したものの五〇〇戸（一%）となつてゐる（彭真北京市長の報告）。これによれば九五%の業者は大したことがなかつたわけで、結局今後も平常どおりやつていけるわけである。もちろんこの寛大な処置といふことがはじめから計画的に予定されていたかどうかは明瞭でないが、この運動が民族ブルジョア階級に与えた精神的影響は頗る大きく、いふところの思想改造運動も重大役割を果たしたことは事実である。そしてこの運動をつうじ積極的役割をはたした労働者階級は、これによつてさらにその指導権を強化していった。なおこの処置弁法の末尾には「三反―五反運動が終つたのちは、国家の建設工作はただちに新たな段階に突入する。今後、何人といえども、このような法に違ひ、国家の経済政策ならびに財政制度を破かすような行為をおこなえば、すべて国家の建設事業に危害をあたえるものとして嚴重に処罰し、容赦しない」とつけ加えてある。

五 最近の労働保護政策

中華人民共和国中央人民政府が成立してこのかた「労働組合法」「労働保険条例」、「失業労働者救済法」、「労働者の補習教育拡張に関する指示」、「国営工場における労資協議会設置に関する指示」「工場衛生暫行条例草案」等々が矢つぎ早々に公布され、これによつて労働者階級の政治的権利が保証され、経済的、文化的生活も大いに向上されたようである。

労働組合の権利を保証した労働組合法の施行以来、一九五一年末までに、中華全国総工会の組合員は七二九万余人に発展した。こう

して産業労働者の大部分が組織化されたが、このうち鉄道労働者と  
繊維産業労働者の組織率はともに八九%、郵便電信労働者は九一%、  
電気労働者は八八%、炭鉱労働者は六八%の組織率となつてゐる。  
労働組合法の規定によつて、国営工場の労働者は全般的に生産管理  
に参加しており、私営工場の労働者は資本家と対等で協議する権利  
があたえられた。私営企業とくに中小企業においては、資本家が勞  
働者を虐待し、残酷に搾取する行為は厳に禁止されている。つきに  
各項にわたつて労働者にたいする政府の保護政策を窺つてみる。

### 1 安全衛生設備

国民党の支配時代には、安全衛生設備としてはなんらみるべきも  
のがなかつた。これに反し中共政権になつてからは、軽重緩急の別  
によつて、安全衛生設備は一步改善されつつある。この二年間  
各地の工場・鉱山においてはかなりの成績をあげており、大部分の  
工場・炭坑では、重点的に安全衛生検査が施行され、一部では全面  
検査を行つた地区もある。

各産業系統では、すでに技術安全規定が制定され、安全責任制度  
もつくられた。炭坑方面では、エアードリル探掘と機械通風をと  
り入れたため、ガス爆発や炭塵爆発事故は大体においてなくなつ  
た。紡績部門では、作業場の温度と湿度が下げられ、上海、天津、  
青島など三紡績中心地における六九の工場だけでも、二三、〇〇〇  
件の安全衛生設備がふやされた。国営化学工業のうち、健康に有害  
な部門では、全般的に六時間制が実施され、あわせて保健制度が実  
施されている。私営の化学工業、例えば上海の化学工場などでは、  
比較的大きな染料、酸、アルカリ工場三〇のうち、一七工場が一〇

時間ないし一二時間労働制から八時間労働制に切り換えられた。ま  
た鉄道方面では、一九五一年中に、安全衛生設備につかわれた金額  
は九〇〇億元に達している。東北の鉄道安全装置は、必需量の九  
〇・三%、閩内(中国本土)では五八・六%が備わつてゐる。  
安全衛生の改善によつて、傷害死亡事故も大巾に減少したよう  
である。中央政府工業部管下の工場、鉱山の傷害・死亡人員は、一  
年ごとに減少しており、一九五一年は一九五〇年にくらべて二〇%か  
減少した。全国の炭坑における傷害死亡人員も同様の傾向を辿つて  
おり、一九五一年上半期の一ヶ月平均の傷害・死亡人員は一九五〇  
年同期のそれにくらべて三九・四%減少している。

### 2 労働保険と諸設備

中央政府の成立に先だつて、一部の地区や一部の産業系統では勞  
働保険が実施され、被保険者の数は一四〇万に達していた。中央政  
府が一九五一年に「中華人民共和国労働保険条例」を公布してから一  
九五二年三月までに、一〇〇人以上の労働者を擁する全国の工場、  
鉱山において労働保険法の適用をうけている被保険者の数は二六〇  
万人余にふえ、さらにこの思想をうけている家族の数は一、〇〇〇  
万人に達した。一〇〇人以下の工場、鉱山でも多くは労資双方が勞  
働保険の団体契約を結んでいる。

一九五一年第三・四半期の換算によれば、労働保険を実施してい  
る公、私企業がこのために支払つた保険料は一、六四八億元に達  
し、うち八〇四億元で集団労働保険事業を行つてゐる。この事業  
は、休息の家、栄養食堂、診療所、療養所、不具者の家、養老院な  
どの経営でもある。このうち休息の家が一番普及している。

### 3 労働者の賃金上昇状況

一九五一年以来ずつと物価が安定しているため、労働者の実質  
賃金は全般的に引上げられている。同時に、政府は実物計算制度を  
(賃金以外の色々な実物手当)を実施し労働者の生活をよりよく保  
証している。例えば東北(満州)地区の平均賃金は、一九五一年は  
一九五〇年にくらべて一五・三%、一九四八年にくらべて二六%高ま  
つた。また山西製鋼所では、一九四八年前の最高賃金を一〇〇とすれ  
ば、四九年は一五〇、五〇年は一九一、五一年は二八〇となつてい  
る。このほか各地では、ひろく生産奨励制度を設け、出来高払い制  
度の範囲をひろげている。例えば東北では、一九五一年末現在で、  
出来高払いは四三・五%に達している。

### 4 失業の救済措置

国民党政府ののこしていつた遺産は失業は、一九五〇年当時まで  
は全国の各大都市で由々しい社会問題となつてゐた(東北は例外)。  
このため中央政府は四億斤の食糧を支出して救恤金とし、さらに失  
業労働者救済弁法を制定した。しかし一九五一年末には、商工業の  
好転と、国家の経済建設事業が大いに進展し、さらに朝鮮戦争によ  
る兵力動員によつて、さしもの重大であつた失業問題も大体におい  
て解決され、現在の公式発表では全国僅かに三三万人の失業者を  
残すだけとなつた。さらに一九五二年にはいつて、各都市の政府は、  
三反一五反運動による失業者にたいし緊急救済と資金貸付によつ  
て、一時的にはこれらの失業者の生活を保証してやり、生産回復の  
過程で、次第に就業させてやるようにした。またますます就業でき

ない失業者にたいしては職業教育をやつて職を斡旋する方法をとつ  
ている。

なおこれらの労働保護政策によつて、全般的に労働者の生産意欲  
は非常に高まつており、全国労働者の八〇%以上が愛国生産競争に  
参加し、八六、〇〇〇人が労働模範となり、また労働者側から出さ  
れた生産合理化のための提案は一四万七、六〇〇余件に達している。

## 六 国際経済会議における

### 中共の役割と中日貿易

一九五二年上半期における一つの重要問題として是非とも見逃し  
てならない問題は、四月三日からモスクワで開かれた国際経済会議  
における中共代表の活躍および代表帰国後の中共の対外貿易政策  
とくに対日本貿易政策の発展である。モスクワ国際経済会議そのも  
のについては詳述をさけるが、中共当局はこの会議を極めて重視  
し、代表団も一流の経済界の代表をおくつた。すなわち团长は中国  
人民銀行総裁南漢宸、秘書長は経済学者であり中国人民銀行の副総  
裁である冀朝鼎を選び、その他団員として二三名、随員として二三  
名計四八名を送つた。そして駐ソ中国大使館も全機能をこの会議に  
集中した。かくて予定通り四月三日から開かれた会議において、中  
共代表団の動向は、各方面から極めて注目されていたが、はたして  
中国代表はイギリスとの間に往復二、〇〇〇万ポンドの貿易協定  
を結び、各方面に波紋をなげた。中国代表団は、ソ連側と共に、共  
産主義国と資本主義国との共存議論から出発し、絶えずこの会議を

リードしていた。とくに四日の会議で行われた南漢代表団長の演説は、中国の事情、および同国の対外貿易政策を表明するものとして重要視された。いまその概要を紹介すると次のとおりである。

「世界諸国民の生活水準を向上させるため国際貿易を促進し、国際経済関係を発展させるため、現在世界がもつとも関心を寄せている問題は、国際経済関係をいかに発展させるかという問題である。われわれは他国の主権にたいする干渉、ダンピング、独占、搾取に反対し、平和的な国際経済関係の発展、封鎖と禁輸の撤廃、国際貿易の完全な促進によつてのみ、各国がその経済危機をきりぬけ、平和産業を回復し、諸国民の生活水準を確実に向上させようと考えている。

中国におけるここ二ヶ年間の経済建設は、国際経済関係のために大きな可能性をつくりだした。中国はかつて、一年間に大豆二四〇万トン、茶一〇万トン、アンチモニー二万トン、卵製品七万トン、落花生二五万トン、生糸一万トン、塩一〇万トン、石炭七四〇万トンを輸出していた。今後、農工業の急速な発展につれ、中国はさらに多くの農・畜・鉱産物、工業品、工芸品を輸出することができよう。他方、中国は各国からより多くの工業機械、設備、原料、工業製品、各種農畜産品を輸入することができ

る。中国はこれまでソ連、東南欧諸国などと平等、互恵、主権の尊重のもとに、相互の経済利益のため通商してきた。このような条件ならば、中国と他国との通商は、外交関係の有無にかかわらず完全に可能である。

中国とインド、パキスタン、ビルマ、インドネシアなど東南アジア諸国との間には平等、互恵の外交、通商関係ができていく。われわれはこの原則にもとづいてアジア諸国と経済協力を行うつもりである。

もし日本が再軍備をやめ、平和産業を発展させ、平等、互恵にもとづいて他国と貿易するならば、それは日本国民の利益にまつ

たく合致するものと信ずる。現在日本は国民の意志に反して、平和産業の発展を阻害する軍需産業の復興、発展を強制されている。同時に日本と外国との正常な貿易関係はまったく制限されている。日本の産業は、良質であり値段も安い中国の石炭、塩、大豆、油脂、その他を必要としている。また中国は、日本の機械、工業設備、工業製品を必要としている。だが他国との正常な通商関係が制限されていらい、日本は安い中国炭を買うことができなくなっている。中国人民は、日本が健全な平和経済を発展させ、中日貿易を正常に発展させ、こうして日本国民の生活がもはや戦争の脅威にさらされず、根本的な改善を實現しようようになることを望んでいる。」

この中共代表の演説は、多分に政治的考慮のうえに発表されたものであつたが、しかしそれが単なる空手形でなかつたことは、国際経済会議における日本の非公式代表高良とみ女史や、それに続く帆足計氏等との間に行われた三、〇〇〇万ポンドの中日貿易協定成立によつても窺われる。もちろん現在アメリカのバトル法の適用をうけている日本としては、この民間協定の遂行を半ば不可能としているが、不況に悩む日本の各産業界から、中日貿易再開の要望がかなり強くでており、労組方面でも側面からこれを支持している。従つて中日貿易の再開は今後なおかなりの曲折があるにしても、将来、再開の方向に動くことは必至であろう。また中国としても、明年度から着手される経済計画の遂行には、どうしても、日本との貿易再開を望みたいところである。

## ニ イ ン ド

### 一 労働組合の組織

#### 1 第二次大戦後の発展

第二次大戦を通じて独立を克ち得たインドにおける労働運動は、大戦後いちじるしい勢をもつて勃興したが、それに応じて、労組組

第3表 AおよびC州における登録組合数とその組合員数

年次	登録組合数	報告をよせた組合		平均組合数(人)	女子組合員の割合(%)	
		男	女			
一九四四―四五年	八六五	八五三・一	三六・三	一、五五二	四・一	
一九四五―四六年	一、〇八七	八二五・五	三八・六	一、四八〇	四・五	
一九四六―四七年	一、七二五	九九八	六四・八	一、三三二・〇	四・九	
一九四七―四八年	二、七六六	一、六二〇	一、〇二・三	一、六六二・九	六・二	
一九四八―四九年	三、一五〇	一、八四八	一、二九・四	一、九六〇・一	六・一	
一九四九―五〇年	三、三六〇	一、九二〇	一、四四・六	一、九四九	六・六	
B州	二七一	二〇〇	一三二・九	一〇・六	一五五・六	七・四

(註) 女子組合員の割合とは、総組合員数にたいするそれを意味する。報告とは、労働省に対する報告をいう。

るものと云える。しかし、女子組合員数の割合が、四％一から六％六へと増加していることが、これと同様のことを示すものであるかは疑問である。

(註) インド憲法によれば、インドの領域は大統領が、任命する知事によつて治められるA州、同じく弁務長官もしくは弁事を通じて治められるC州、ラジプラムク(藩王)によつて治められるB州、以上いずれにも属さぬD州の四種に大別される。

合の組織は第3表のごとく急速に発展した。

すなわち、AおよびC州(註)における登録組合数は、一九四四―四五年度には八六五組合に過ぎなかつたのが、四六―四七年度には一、七二五へと倍加し、四九―五〇年度までにはさらに倍加して三、三六〇となつた。もつとも、その間における組合員数の増加は、これを下廻つて、四四―四五年度に比し、四九―五〇年度の組合員数は二倍以下にとどまつている。ために平均組合員数は逆に一、五〇〇人から九五〇人へと、逆に三分の二に減じている。しかし、そのことはむしろ独立後の勃興期における組合運動の活発さを物語





州も続いている。A州に比べB州においては組合数および組合員数ともに、いちじるしく少い。これはB州が全体としてA州より人口が少いこと、工業化が遅れていること、かつての藩王国として封建的遺制が強いことの三つが、その原因と見られる。その中ハイデラバードとトラバンコール・コチンの二州は、過般の総選挙において共産派のいちじるしい進出を見せたが、それは労働運動の比較的活潑なことに関連して、注目されることである。

3 業種別分布

インドの人口はその圧倒的部分が、農民から成っているが、その割合に農業部門の組合組織は小さく、やはり工業部門における組織が、もつとも大きい存在となっている。すなわち、第5表によつて、業種別に労働組合の状況を見ると、AおよびC州では工業が半数近くをしめ、商業がこれに次ぎ、運輸・倉庫・通信が三番目に多く、以下サービス、公共事業、鉱業、農業、建築という順序になつてゐる。そして、工業の八〇〇組合にたいし、農業はわずかに五〇余組合に過ぎない。もつとも、ここに掲げた数字は当局に報告をよせたものだけである。したがつて全組合の状況を正確に伝えるものではない。が、おそらく傾向としては、それを把握させるものであろう。B州における組合の業種別分布も大体A、C州と同様であるが、農業の組合数がきわめて少く、反対に、その組合員数が、いちじるしく多いことに目を惹かれる。

またAおよびC州の数字によつて、さらに細かい事業別の組合員

第5表 業種別労働組合数とその組合員(単位千人)

業種	A および C 州		B 州	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
農業	五三	一四五・一	二	六二・六
農園	三六	一三八・七	一	一・一
鋳業	五四	一一〇・四	一	一一・四
石炭	一〇	二四・九	一	一一・四
工業	八〇三	七五二・四	八四	六三・九
食料・タバコ	一五六	九一・四	一	一・一
綿業	一三七	三二四・八	一	一・一
ジュート	四八	八〇・一	一	一・一
印刷・出版	六二	二六・七	一	一・一
化学	五四	二八・〇	一	一・一
鉄鋼	三八	三四・四	一	一・一
金属製品	四六	一八・一	一	一・一
機械(除電機)	三四	八・一	一	一・一
建築	二五	一一・三	一	一・一
公共事業	九七	二五・三	一	一・一
商業	二七六	七五・三	一〇	四・五
銀行・保険	九六	二九・二	一	一・一
運輸・倉庫・通信	一〇七	二七・七	一	一・一
鉄道	二四八	五四七・四	一五	三三・〇
自動車	七三	三三四・四	一	一・一
港湾	六九	二二・三	一	一・一
船舶	二二	六三・二	一	一・一
サービス	一一	五一・五	一	一・一
雑	一五四	五〇・五	一	一・一
合計	一九二〇	一、八二一・一	一四四	二二二・一

(註) 報告を寄せた組合のみ。( )内は単位、人。

数を見ると、鉄道と綿業が、肩をならべて最も大きな比重をしめてゐる。そしてこれに次いで、農園、ジュート、港湾、船員、鉄、銅となつてゐる。なおこの表には示されていないが、女子組合員数の最も多い部門は農業で、その実数は総組合数一四五万一千人にたいし、三六万一千人と二割五分を上廻つてゐる。工業部門における女子の割合は平均して七割弱であるが、綿業とジュート工業においては、それぞれ九割弱をしめ、この部門の中で女子の割合が最も大きい業種となつてゐる。

4 労働組合の連合組織

最後に組合連合の状況をA、C州について見ると、第6表のごとくである。すなわち前記のごとく登録総組合数三、三〇〇余にたい

第6表 AおよびC州における組合連合数

州別	報告をよせた組合連合	
	連合数	組合数(1) 組合数(2)
ビハール	二	一〇〇
マディヤ・プラデシ	四	一四三
ボンベイ	三	九
パンジャブ	二	一四
アッダー・プラデシ	二	二二
西ベンガル	六	一一三
合計	一九	三〇二

(註) (1)は一九四九年四月。(2)は一九五〇年三月。

し、その連合数は一九にすぎない。しかしこれはインドの労働組合が、少数の連合体の中に、結集されていることを示すものではな

く、逆に未だ分散的なものに止つてゐるためである。ということでは、報告を寄せた一一連合体の包括する組合数が、三〇〇組合前後に止つてゐることによつて明らかである(なおインドにおける労働組合の連合状況については、本年第一九五二年版三八四頁を参照されたい)。

二 労働争議

1 第二次大戦後の増大

第二次大戦後における労働組合組織の発展と相呼応して、インドの労働争議は逐年その件数を増した。すなわち、第7表のごとく一九四四年には、六五八件にすぎなかつたのが、四七年にはその三倍近い一、八〇〇件余にのぼつた。その間に、参加労働者数も五五万人から一八四万人へ、喪失労働日数は三四五万日から一、六五六万日へと、いずれも躍進した。もつとも、その後四八年から五〇年までの三年間は逆に争議件数が減少した。五年に至つて、ふたたび急増してはいるが、喪失労働日数から見ると、ほとんど一九四四年の程度に減じてゐる。これは争議の平均継続日数が、少くなつたためである。しかし中には依然として、月余にわたつたものが屢々見られる。次に、インド労働省の報告によつて、一九五一年末から五二年はじめまで三ヶ月の争議状況を概観する。

2 一九五一年一月の争議状況

一九五一年一月の争議は、一一二件に達したが参加人員は六一、九九一人であつた。前月は一〇七件、六四、七八三人であつた

第7表 労争と其の規模（一九四四年乃至五二年一月）

年	争議件数		参加労者(千人)		喪失労日数(単位千日)
	新規	総数	新規	総数	
四四年	1	658	1	550	3,447
四五年	1	820	1	748	4,054
四六年	1	1,629	1	1,962	12,718
四七年	1	1,811	1	1,841	16,563
四八年	1	1,259	1	1,059	7,837
四九年	1	920	1	685	6,601
五〇年	1	814	1	720	12,807
五一年	952	1,302	654	817	3,567
五二年一月	102	120	81	91	3,249
二月	45	61	41	44	2,037
三月	66	79	77	77	3,179
四月	104	120	109	117	3,312
五月	95	109	109	117	3,312
六月	118	146	129	146	4,357
七月	95	130	132	146	4,357
八月	80	108	109	117	2,670
九月	67	83	89	92	2,670
十月	93	108	109	117	2,670
十一月	100	125	109	117	1,877
十二月	87	113	112	117	1,801
五二年一月	62	88	83	88	3,623
合計	62	88	83	88	4,279

(註) ※不明の二件を含みます。▲不明の三件を含みます。  
(資料) Indian Labour Gazette, March, 1952.

から、これにくらべると件数では五件多かったが、人員は逆に三、

材、ガラス、皮革、鉱山、鉄道、ドック、港湾等であった。

二 主要争議の内容 この月におこつた主要争議の内容を見ると、先ず前月のボンベイの新インド人絹工場におけるストは二三日に至つてやつと終つた。これは一労働者の解雇が係争点で、会社側がその復職をみとめるということだけでけりつたものである。このストライキでは二二、六四六労働日が失われている。

ナマナサムラムにあるブドコタ織維会社の全労働者七五四人は一月二日以来ボーナス三ヶ月分を要求してストに入つた。プルンブルにあるベンガル鋼鉄会社の煉瓦工場の労働者たちは一月九日、同工場管理人により、一労働者に加えられたとする暴行に抗議して座り込みストをはじめた。これには他の部局から二、五〇〇人が直接同情ストをさらに二、五〇〇人が間接的に同情ストをおこなつた。労働者の無条件職場復帰という事で一月二日にストは終つたが、この争議による喪失労働日数は一万日にのぼつた。

カンプールにあるウワデシイ綿紡績会社のストは、一月七日にはじまり、参加者一、二五三人に達したが、二四日に至り、無条件職場復帰でケリがついた。このストによる喪失労働日数は、一四、〇九一日であった。バナラスの都市被備者連合は清掃人、教師等をふくむ約三、〇〇〇人が参加して、一月二七日ストに入つた。これは月末までに解決せず、一月二日に持越しこととなつた。

一〇月から持越ししたストで一月に解決したものは、一〇月二四日にはじまつたナグプールにあるモデル工場のそれで、係争点は梳綿部の職工を強制的に解雇したことにあつた。労使の協議によつて一月一〇日、労働者側の成功裡にストを終つた。このストによる喪失労働日数は一三、〇〇〇日にのぼつた。

〇〇〇人近く少なかった。そのため喪失労働日数も一八七、三三八日から一七五、七九一日へと一万二〇〇日近く少なかった。一月の全労働争議のうち、この月にあつたに起つたものは八九件(五六、〇七四人)で、残りの二三件は前月から引続いたものであつた。争議の継続日数から見ると、大部分が五日以内の短時日で終つており、ただ七争議だけが一月以上にわたつた。そして約七二%までが参加者五〇〇人以下、喪失労働日数一、〇〇〇日以下であつた。また係争問題は大部分が賃金、手当、個人的不平であつた。

一 争議の分布 右のような一月の争議状況を主要地域について見ると、次のようであつた。

すなわち、ボンベイでは前月の三五件、二六、六四〇人になり、一月は三八件、二四、五九六人であつた。マドラスでも前月の二五件にたいし二八件とふえたが、参加人員も喪失労働日数ともに、前月よりいちじるしく少なかった。しかし、西ベンガルでは前月の二五件から二〇件へと減じたが、参加者は一一、〇〇〇人から一三、八五五人にふえ、喪失労働日数も三〇、五〇〇日から三六、七三二日へと二割も増加した。

次に、業種別に一月の争議状況を述べれば、次のとおりである。先ず綿業では七二、〇〇〇労働日を失つたが、これは前月の喪失労働日数をやや下廻るものである。ジュート工業は比較的好だやかであつた。しかし、綿およびジュートを除くと、織維関係部門は労働関係にいくぶんの険悪化が見えた。他の産業部門で争議のために、喪失労働日数が前月に比して増加したのは機械、鉄、銅、食料、飲料、タバコ、農園、市政府関係であつた。逆に喪失日数が少なかったのは、鉄および銅を除く鉱石、金属、化学、染料、木材、石

3 一九五一年一二月の争議状況

一二月のストおよびロック・アウトによる労働日の喪失は、三六、八二五日と過去四ヶ月以来の最高を示したが、これは六月と七月を除いて、年初来の新記録的でもあつた。しかもこれには、未報告の一四争議によるそれが、含まれていないのである。もつとも争議件数は一月より九件少く一〇九件だつたが、参加労働者数は一月より一三、〇〇〇人も多く七五、〇二四人にのぼつたのである。参加者数の多かつたことは一月、四月、六月に次いで一九五一年中の第四番目に位する。

一〇九件のうち一二月にあらたに起つたのは八四件で、その参加者は五六、七二七人で一〇月、十一月のそれと大差がなかつた。ロック・アウトがおこなわれたのは一四件、参加者二一、六〇〇人で、これによる労働日の喪失は一八九、三一六日であつた。一月中旬に終つた全争議のうち六五%が五日間またはそれ以下で、わずかに三件だけが、一ヶ月以上つづいた。二七件は月末になお係争中でその解決を一九五二年に持越しした。参加者が一、〇〇〇人を超えた争議は二件だけで、八〇%近くは五〇〇人以下であつた。また五万労働日以上を失つた争議はこれまた二件だけで、六三%近くが一、〇〇〇労働日以下に止つた。賃金、手当、個人的不平が相変らず全般的な係争問題であつた。一月中旬に終つた争議のうち一七件は、完全にもしくは部分的に労働者側が勝ち、二九件は不成功であつた。

一 争議の分布 地方別ではボンベイ、アッパ・ブラデシと西ベンガルの各州の労働状況が幾分好転した。その反面、マディヤ・ブラデシとマドラスの両州においては、争議件数の減少にもか

かわらず喪失労働日数が一月に比べて、いちじるしく増加した。二月の喪失労働日数の約三分の二が、この二州の争議によつてもたらされていることによつても、それがわかる。かねてから平穩なところとされていたデリーにおいても二月は二七、八〇労働日を失う争議が起つた。アジメールとオリッサは依然としておだやかであつた。

業種別では、綿業関係が一層悪くなつた。二月の喪失労働日数の四分の三が、この業種から出ているほどである。すなわち綿業関係の喪失労働日数は、一〇月の九一、一七七日、十一月の七二、二三三日にたいし、二月は一躍二七三、八一〇日にのぼつた。機械工業においては一〇月の三、四八一日、十一月の六、七二八日にたいし、二月には一五、三四四日と喪失労働日数が逐月倍増している。ジュート関係においてもまた、二月は労働日数の喪失が、急激に多くなつてゐる。他方、鉄鋼関係、農園、ドック等は逆に平穩であつた。

二 主要争議の内容 次に、主要な争議の内容を個別的に見ると、左のとおりである。先ず、ボンベイにあるモラルジ・ゴタルダス紡績会社の争議は、二月六日、労働者側の無条件職場復帰となつたが、この争議による喪失労働日数は三五、二五七日であつた。七五%の賃上げを要求して一月二四日以来、四六五人の労働者がストに入つたチョイ製糸会社の争議は、既に一五、三四五労働日を失いながら、二月末においてなおつづいてゐる。

マドラスにあるバックingham・カルナティック工場の労働者数名が、二月一日以来何の理由もなくストをよびかけ、過激な行動をほしつままにし、ついに操業停止のやむなきに至らせた。そして五五七人が直接このストに参加し、一二、七七二人が操業を停止し

た。九二、一七〇労働日を失つたのち、二月一〇日から工場は再開した。が、それと同日、紡績部と梳綿部の四一人の労働者にたいする再雇拒否に抗議して一〇、一二四人がストをはじめた。しかしこれは二日後に、スト参加者の無条件職場復帰という事で終了した。それにしてもこのために、喪失労働日数はさらに二一、九〇八日を増加した。

前月来はじまつたナグプールのエムプレス工場の争議は、なお二月一杯つづいた。他の工場の労働者もこのストに参加したため、直接参加の労働者二、一八〇人、間接のもの一、一七八人にたつした。労働委員会の努力によつて、一部の労働者はストを解いた。しかしこれにたいする圧迫が加わつて、解消派の参加者が減つた。のみならず一八日からロック・アウトがはじまり、月末に至つてゐる。このストによる一二月中の喪失労働日数は八七、三〇八日であつた。一九四九一五〇年度のボーナスを要求して、ナグプールにあるモデル工場の労働者三、三九一人が、二月二〇日ストを起した。しかしこのストは、一四、一九一労働日を喪失したのち、同月二七日、労働者の無条件職場復帰という事で結着した。

デリーにあるデリー織布会社のストは、二月二七日以来、六、九五九人の労働者が参加しておこなわれたが、苦情の種は、ボーナス、労働過重、配置転換、日曜就労および若干労働者の解雇にあるこのストによつて一月中旬にすでに二七、八三八労働日が、失われている。西ベンガルのジュート工場のうちでは、ジュリ・ハヌマンジュート工場と、ランス・ダウン・ジュート工場の二つで短いストが起つた。両者合せて参加者八、〇〇〇人、喪失労働日数八、〇〇〇日であつた。

アメリカン・サラーにある政府中央工場の労働者一、三六八人が二月九日以来、左のような要求をかかへてストに入つた。すなわち①中央支払委員会の修正通りに賃金を確定する、②不払休日についての手当の支払、③苦情審問法廷の設置、④組合の承認がそれである。このメトは一月中旬に既に一五、〇四八労働日を喪失したのち、なお係争中である。なお、このストは機械部門の一二月における喪失労働日数の主要な増加因となつた。

一月からつづいてきたバナラス市の被傭者三、〇〇〇人のストは、二月五日、地方裁判所の仲裁に移された。しかし、このストによつて、それまでに二一、〇〇〇労働日が失われている。

4 一九五二年一月の争議状況 年を越して、一九五二年一月に入ると、労働争議の起りかたも、参加人員の数もまた少なくなつた。しかし、喪失労働日数から見ると、一九五一年七月以来の最高を記録している。すなわち八八争議、五二、八一一人の参加にたいし、喪失労働日数は四二七、九〇〇日となつてゐる。全争議のうちロック・アウトの拳に出たのは、九件にすぎない。が、一二、〇〇〇人がこれに参加し、一月の喪失労働日数の五五%にあたる二三四、六一五日が、これだけの争議によつて失われる結果となつた。

争議の継続状況から見ると、一月中旬に片付いた六二件のうち、四件だけが一月以上続き、また四八%までが五日間以内に終つてゐる。参加人員から見ると、一万人以上のものは一つもなかつた。が、一七件までが一千人以上で、各一万労働日以上を失つたものが、五件にのぼつた。争議の原因としては、約四二%が賃金、手

当、ボーナスに関するもので、その他の大部分は休暇、勤務時間、個人的苦情にかんするものであつた。そして、全争議の四四%は使用者側の有利に解決し、労働者側が少しでも有利な解決を得たのは、二五%にすぎなかつた。

一 争議の分布 以上は、全国的に調べた動きであるが、これを地域的にみると、次のごとくであつた。すなわちボンベイでは、前月より争議件数がやや多かつたが、喪失労働日数は反対に前月より少なくなつた。マドラスでは争議件数、参加人員ともに前月より少く、かつ喪失労働日数は前月の一一六、〇〇〇日から一七、四〇〇日に激減した。それとは逆にマデイヤ・プラデシでは、喪失労働日数が激増し、全国のその四九%をしめた。西ベンガルでも争議数は減つたが、喪失労働日数は増加した。

業種別には、綿業における喪失労働日数が、数ヶ月来の記録的増加を示し、一月の総喪失日数の六六%をしめた。状況の悪化ぶりは、ジュート工業、機械工業においても同様であつた。

二 主要争議の内容 ボンベイにあるチョイ製糸会社の前月来のストは、一月二日労働者側の負けに終つた。この争議による喪失労働日数は、一五、三四五日にのぼつた。ボンベイ、ビハール、マドラス、西ベンガル、マデイヤ・プラデシ各州における「インド銀行」従業員ストは、前月二四日からはじまつた。係争点は家賃、手当、超過勤務手当、就業時間および「インド銀行」組合連合の結成の問題にある。この争議は、ところによつては一月中旬に解決を見たが、なお続いているところもある。いずれにしても、一、三〇〇人の参加によつて、一月中旬だけで二〇九、六〇一労働日の喪失を来している。